

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、地方税賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税賦課徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税賦課徴収に関する事務			
②事務の内容 ※	地方税賦課徴収に関する事務は、地方税法等の法令に従い、下記の5業務で構成される。 事務の詳細は、「別紙：事務の内容」を参照すること。			
③対象人数	<p>[30万人以上] <選択肢></p> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1				
①システムの名称	※ 別紙 使用するシステムを参照			
②システムの機能	<p>下記の業務毎にシステムを「別紙 使用するシステム」で示す。</p> I. 個人住民税賦課業務 II. 軽自動車税(種別割)賦課業務 III. 固定資産税及び都市計画税業務 IV. 滞納整理業務 V. 収納業務			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>			

システム2~5

システム6~10

システム11~15

システム16~20

3. 特定個人情報ファイル名

I. 個人住民税特定個人情報ファイル
II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル
III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル
IV. 滞納整理特定個人情報ファイル
V. 収納特定個人情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	<p>I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの課税資料等の税務関係書類を受付することとなり、受付した課税資料は個人住民税システムで管理され、賦課データを作成する。したがって個人住民税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 2 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。 3 賦課データについては、中間サーバへアップし、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村、他機関にて利用される。</p> <p>II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 1 番号制度に関する税制上の措置として、減免申請書等に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの減免申請書等を受付することとなり、受付した減免申請書等に記載された申請情報は軽自動車税システムに入力し、そのデータを元に減免等の処理が行われる。したがって軽自動車税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 2 減免事務等で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。</p> <p>III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 1 番号制度に関する税制上の措置として、償却資産申告書及び固定資産税・都市計画税減免申請書等に個人番号の記入を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの償却資産申告書及び固定資産税・都市計画税減免申請書等を受け付けすることとなり、固定資産税システムで管理し、賦課データを作成する。したがって固定資産税システムにて特定個人情報ファイルを保有する必要がある。 2 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。</p> <p>IV. 滞納整理特定個人情報ファイル 1 地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため 2 個人を正確かつ迅速に特定し、滞納整理業務を効率的に行うため 3 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。</p> <p>V. 収納特定個人情報ファイル 1 地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため 2 個人を正確かつ迅速に特定し、収納業務を効率的に行うため 3 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。</p>
------------	---

②実現が期待されるメリット	<p>I. 個人住民税特定個人情報ファイル</p> <p>1 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)所得証明書や住民票の添付省略 (2)法定調査の提出に係る事業者負担の軽減 (3)各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略 <p>2 行政事務の効率化と、より公平で正確な税負担の実現(所得の過少申告等の防止)</p> <p>効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる。</p> <p>II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル</p> <p>1 行政事務の効率化により公平で正確な税負担の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)効率的な名寄せ・突合により、減免申請や非課税申請の受付事務の迅速化と正確性の向上が図れる。 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、減免事由の審査を効率的かつ適正に実施することが可能となり、不正減免を防止することができる。 <p>2 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、減免申請時の添付書類について一部省略が可能となる。 <p>III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル</p> <p>事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類の省略 2 本人特定の効率化 <p>IV. 滞納整理特定個人情報ファイル</p> <p>事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略 2 本人確認情報を利用することにより、市税等の徴収及び滞納事務に伴う実態調査等を行う場合において、転出先の住所・所得等の本人情報が正確かつ迅速に把握できることにより、滞納整理業務の効率化に資することができる期待される。 <p>V. 収納特定個人情報ファイル</p> <p>事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略 2 本人確認情報を利用することにより、市税等の徴収及び収納事務に伴う実態調査等を行う場合において、転出先の住所・所得等の本人情報を正確かつ迅速に把握できることにより、収納業務の効率化に資することができる期待される。
---------------	---

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条 3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則 以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である個人住民税(森林環境税を含む。以下同じ。)賦課業務において個人番号を利用する。
	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条 3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則 以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である軽自動車税(種別割)賦課業務において個人番号を利用する。
	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条 3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則 以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である固定資産税及び都市計画税業務において個人番号を利用する。
	IV. 滞納整理特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条 3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則 以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である滞納整理業務において個人番号を利用する。
	V. 収納特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条 3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市市税条例及びさいたま市市税条例施行規則 以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である収納業務において個人番号を利用する。

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報連携主務省令」という。)の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55-2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)</p> <p>2 情報連携主務省令の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)</p> <p>II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 情報連携主務省令の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)</p> <p>III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 情報連携主務省令の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項).</p> <p>IV. 滞納整理特定個人情報ファイル なし</p> <p>V. 収納特定個人情報ファイル なし</p>

7. 評価実施機関における担当部署

①部署	さいたま市 財政局 税務部 税制課 さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課
②所属長の役職名	税制課長 市民税課長 固定資産税課長 収納対策課長
8. 他の評価実施機関	
-	

別紙：事務の内容

I. 個人住民税賦課業務

【業務全体概要】

地方税法等の法令に従い個人住民税賦課業務で以下の事務を行う。

1 課税準備事務

(1)個人及び世帯状況の整理

住民基本台帳に記載されている内容から賦課期日時点の現況の反映を行う。

(2)市民税・県民税申告書の発送

個人住民税の申告が必要な者に市民税・県民税申告書を発送する。

2 課税資料受付事務

(1)給与支払報告書総括表及び給与支払報告書個人別明細書の受付(紙媒体、電子媒体、eLTAX) 事業所から提出された給与支払報告書総括表及び給与支払報告書個人別明細書を受け付ける。

(2)市民税・県民税申告書の受付(紙及び電子申請)及び確定申告書、各種資料箋の受領(紙媒体、国税連携電子データ) 個人から提出された市民税・県民税申告書、確定申告書、各種控除申請書等を受け付ける。

(3)公的年金等支払報告書の受付(紙媒体、電子媒体、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金等支払報告書を受け付ける。

(4)他市町村への資料回送

本来申告されるべき市町村へ該当資料を送付する。

(5)他市町村からの通知

寄附金税額控除に係る申告特例通知書を受け付ける。

3 賦課決定事務

個人毎複数の課税資料に基づき賦課内容を精査し、税額を計算して、本人へ通知する。

(1)課税資料の併合(重複資料のチェック)

市町村に提出された課税資料について、個人毎に取りまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行い、賦課通知内容として取りまとめる事務を行う。

(2)普通徴収納税通知書及び特別徴収税額決定通知書の作成

賦課内容から徴収区分に合わせて通知書を作成する。

(3)証明書の発行

所得・課税(非課税)証明書を発行する。

4 賦課変更事務

賦課決定通知後に賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。

(1)変更決定通知

変更を行った後に本人や特別徴収義務者に変更決定した賦課内容の通知を行う。

5 調査事務

(1)扶養調査

扶養申告内容に誤りがないか調査し、異なる場合は、修正した申告を提出してもらうことにより賦課内容の変更を行う。

(2)税務署への情報提供

賦課決定内容に変更が発生する場合、税務署側に所得税の修正を行うよう変更内容を所轄の税務署へ情報提供する。

【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】

番号法に従い、個人住民税賦課業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

1 個人番号の取得

- (1)既存住民基本台帳システム(以下、「住民記録システム」という。)から住民の個人番号を取得する。(既存の住民記録連携機能にて取得)
- (2)税宛名システムのオンラインより、住民登録(以下、「住登」という。)外者の個人番号を入力する。
- (3)住基ネット統合端末から、住登外者の個人番号を取得し入力する。
- (4)課税資料(給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市民税・県民税申告書等)に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。

2 個人番号の利用

(1)本人確認(真正性確認)

【業務全体概要】の「1 課税準備事務」、「2 課税資料受付事務」、「3 賦課決定事務」、「4 賦課変更事務」、「5 調査事務」において本人確認の際、税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う。)

(2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設)

【業務全体概要】の「2 課税資料受付事務」において、課税資料(給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市民税・県民税申告書等)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。

(3)帳票への印字

ア 【業務全体概要】の「2 課税資料受付事務」で使う「地方税法第294条第3項に基づく通知書」(以下、住登外課税通知書という。)に個人番号を出力する。

イ 【業務全体概要】の「3 賦課決定事務」で使う「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する(書面により送付する場合を除く。)。

ウ 【業務全体概要】の「4 賦課変更事務」で使う「特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する(書面により送付する場合を除く。)。

エ 【業務全体概要】の「5 調査事務」で使う「扶養是正データ」に個人番号を出力する。

3 特定個人情報の提供

(1)【業務全体概要】の「3 賦課決定事務」、「4 賦課変更事務」で作成する個人番号を含むデータを番号連携サーバへアップし、番号連携サーバから中間サーバへ送信する。他市町村は情報提供ネットワークシステム経由で所得情報、扶養関係情報等のデータを利用することが可能となる。また、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)から、国民は自分の特定個人情報(所得情報等)について確認することが可能となる。

(2)税宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統合宛名番号を探番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い情報提供用個人識別符号(以下、「符号」という。)生成を行う。

4 特定個人情報の照会

(1)番号連携サーバにより生活保護受給情報の照会等を行う。

(2)番号連携サーバにより他市町村の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。

(3)番号連携サーバにより他市町村の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。

【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】

- 1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件)
- 2 情報連携主務省令に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)
- 3 情報連携主務省令に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)

II. 軽自動車税(種別割)賦課業務

【業務全体概要】

地方税法等の法令に従い軽自動車税(種別割)賦課業務で以下の事務を行う。

1 申告書受付事務

(1)原動機付自転車・小型特殊自動車

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書や軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書を受け付け、軽自動車税システムに入力とともに、標識及び標識交付証明書の交付又は返納された標識を受領する。また、他市町村を転出時に未廃車の車両についての登録を行う際は、課税物件異動通知書を出力又は地方税外部連携システムを介した廃車情報の提供により旧定置場の市町村に通知する。同様に、他市町村から課税物件異動通知書又は地方税外部連携システムを介した廃車情報の提供等を受理した場合は、軽自動車税システムにて廃車処理を行う。

(2)軽自動車・二輪の小型自動車

一般社団法人全国軽自動車協会連合会又は軽自動車検査協会経由で軽自動車税(種別割)申告書(報告書)を受け付け、地方公共団体情報システム機構及び(一財)自動車検査登録情報協会より提供される車両の検査情報と合わせて、軽自動車税システムに入力する。

2 賦課事務

(1)当初課税

賦課期日(4月1日)時点で登録されている車両で非課税車両や課税免除車両等を除き、軽自動車税システムにて賦課データを作成し、外部委託業者に媒体で提供する。外部委託業者にて賦課データを元に納税通知書の作成、封入、封緘を行ったうえで、納税義務者宛てに発送する。

(2)随時課税

当初課税以降に賦課期日以前に遡って車両登録の申告があった場合などに、軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書又は軽自動車税(種別割)申告書(報告書)等に基づき、軽自動車税システムに入力を行い、納税通知書を交付する。

(3)課税取消

当初課税以降に賦課期日以前に遡って廃車手続の申告があった場合などに、軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書又は軽自動車税(種別割)申告書(報告書)等に基づき、軽自動車税システムに入力を行い、税額変更通知書を交付する。

(4)非課税・課税免除申請受付

東日本大震災による被災車両の代替車両取得の際など、非課税または課税免除の申請を受け付け、軽自動車税システムに入力する。

(5)減免申請受付

申請期間中に受理した申請書及び添付書類の確認又は情報提供ネットワークを介した情報照会により申請内容を審査する。その後、減免該当者については軽自動車税システムに入力を行い、減免決定通知書を交付し、減免非該当者については減免申請棄却(却下)通知書を交付する。

3 その他事務

(1)転出者及び死亡者の調査事務

転出した納税義務者に対して、登録されている定置場の変更が正しく行われているかを調査し、定置場変更がされていない場合は住所変更依頼の通知を送付する。また、死亡者が所有していた車両について廃車手続きがされていない場合は、法定相続人の有無を調査し、相続人又は家族宛てに名義変更依頼の通知を送付する。

(2)不明返戻調査

納税通知書等が返戻された場合、現地調査、他市町村への照会等により住所調査を行う。これにより住所が判明した場合は納税通知書等を送付し、不明の場合は公示送達を行う。

(3)証明書交付事務

標識交付証明書の再交付や廃車申告受付書の再交付、継続検査用納税証明書等の交付を行う。

(4)市町村からの照会回答

市町村より生活保護法第29条に基づく軽自動車等の所有者に関する照会があった際は、軽自動車税システムにて該当情報を照会し、回答を行う。

(5)車両ごとの納付情報の登録

軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付状況を、軽自動車検査協会等がオンラインで確認できる「軽JNKS」に登録する。

【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】

番号法に従い、軽自動車税(種別割)賦課業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

1 個人番号の取得

- (1)住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住民記録連携機能にて取得)
- (2)住基ネット統合端末から、住登外者の個人番号を取得し入力する。
- (3)減免申請書等から個人番号を取得する。

2 個人番号の利用

- (1)本人確認(真正性確認)

減免申請書事務等において本人確認の際、軽自動車税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う。)

- (2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設)

減免申請書等に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。

3 特定個人情報の提供

税宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統合宛名番号を探番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。

4 特定個人情報の照会

- (1)番号連携サーバにより生活保護受給情報の照会等を行う。
- (2)番号連携サーバにより障害者手帳等情報の照会等を行う。
- (3)番号連携サーバにより他市町村の軽自動車(種別割)税納税義務者の住民票関係情報の照会等を行う。

【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】

- 1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件)
- 2 情報連携主務省令に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)
- 3 情報連携主務省令に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)

III. 固定資産税及び都市計画税業務

【業務全体概要】

地方税法等の法令に従い固定資産税及び都市計画税業務で以下の事務を行う。

1 固定資産の評価

- (1)地方税法に基づき固定資産を評価し、評価調書を作成する。
- (2)原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準に基づき、土地と家屋の価格を見直す。

2 固定資産の価格の決定

評価調書に基づき、3月末日までに固定資産の価格を決定する。

3 固定資産の価格等の登録

固定資産の価格等を決定後、固定資産課税台帳に固定資産の価格等を登録する。

(1) 土地課税台帳及び土地補充課税台帳の整備

土地の状況は売買や地目の変更等により変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて土地課税台帳を整備する。

ア 異動の把握

登記所(法務局)からの登記済通知書等により、土地の異動を把握する。

イ 実地調査

土地の現況と利用目的を調査する。

(2) 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の整備

家屋の状況は売買や住宅の新築・取り壊し等により変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて家屋課税台帳を整備する。

ア 異動の把握

登記所(法務局)からの登記済通知書等により、家屋の異動を把握する。

イ 実地調査

家屋の現況と利用目的を調査する。

(3) 償却資産課税台帳の整備

ア 償却資産申告書の発送(紙媒体、eLTAX)

前年度の償却資産課税台帳に登録されている者及び新たに償却資産を所有した者等に対して申告書類を送付する。

イ 償却資産申告書の受付(紙媒体、eLTAX)

提出された申告書を受け付け、償却資産課税台帳へ必要事項を登録する。

ウ 実地調査

実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。

(4) 納税義務者の変更

登記所(法務局)からの登記済通知書等により、納税義務者の変更を把握する。また、固定資産の所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とすることになっているため、相続人の調査を行う。

4 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

3月末日までに縦覧帳簿を作成し、納税者の縦覧に供する。

5 固定資産課税台帳の閲覧

地方税法に基づき、固定資産課税台帳の写し(名寄帳)を納税義務者等の閲覧に供する。

6 当初賦課

固定資産税及び都市計画税の税額を決定の上、納税通知書を作成し、納税者へ送付する。

7 減免等申請書の受付

減免等申請書を受け付け、決定内容を納税者へ通知する。

8 賦課決定

課税内容の修正に伴い、価格・税額の変更があった場合、納税者へ通知する。

9 統計資料作成

交付税基礎数値検収調書、固定資産概要調書等の統計資料及び調査資料を国や県へ提出する。

10 証明書発行

評価証明書、公租証明書等を発行する。

【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】

番号法に従い、固定資産税及び都市計画税事務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

1 個人番号の取得

- (1)住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住民記録連携機能にて取得)
- (2)税宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。
- (3)住基ネット統合端末から、住登外者の個人番号を取得し入力する。
- (4)減免申請書、償却資産申告書等に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。

2 個人番号の利用

(1)本人確認(真正性確認)

固定資産税及び都市計画税賦課業務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う。)

(2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設)

減免申請書等に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。

3 特定個人情報の提供

税宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統合宛名番号を探番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。

4 特定個人情報の照会

番号連携サーバにより生活保護受給情報の照会等を行う。

【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】

- 1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件)
- 2 情報連携主務省令に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)

IV. 滞納整理業務

【業務全体概要】

地方税法等の法令に従い滞納整理業務で以下の事務を行う。

1 滞納者管理事務

- (1) 納期限経過後も納付されない滞納者について、滞納整理システムへ登録を行う。
- (2) 滞納者についての各種管理帳票等を作成する。
- (3) 滞納後の各種申請、折衝、約束期日、催告、処分等について記録を管理する。

2 徴収・換価の猶予、分割納付事務

納税者(滞納者)からの申請により、期限までに納付できない事情があり徵収・換価の猶予をすれば完納を見込める場合は、徵収・換価の猶予や分割納付を行う。

- (1) 納税者(滞納者)から、申請を受ける。
- (2) 申請内容や申請者と折衝した内容により、徵収・換価の猶予又は分割納付を認めるか審査する。
- (3) 徵収・換価の猶予を許可する場合、徵収・換価の猶予通知書を作成し、申請者に送付する。
- (4) 分割納付を許可する場合、申請者より分割納付誓約書等を受け取り、分割納付計画書を送付する。

3 催告事務

督促を行い、かつ完納されない滞納者について、必要に応じて納付を促すために催告を行う。

- (1) 催告対象者を特定する。
- (2) 催告決議を行い、徵収金額に算出した延滞金を加算し、催告書を作成する。
- (3) 催告書を滞納者へ送付する。
- (4) 催告書を受け取った滞納者から連絡があれば納税相談を行い、今後の方針を決定する。

4 財産調査事務

督促を行い、かつ完納されない滞納者について、滞納処分の方針を決定するために財産調査を行う。

- (1) 本人より滞納の理由や経済状況について聞き取り調査を行う。
- (2) 滞納者の財産や滞納者への債務を有する関係者等に財産の照会を行う。

5 滞納処分事務

財産調査の結果、納税できる資力・財産がある場合、滞納処分を行う。

- (1) 差押
 - ア 財産調査の内容から、差押える財産を決定する。
 - イ 差押えの実績を記録、証明するために差押調書を作成する。
 - ウ 差押調書(謄本)、差押書を滞納者へ送付し、財産を差押える。
 - エ 関係者に差押通知書を送付する。
- (2) 交付要求
 - ア 財産調査の内容等から、他機関での処分が進行している場合は、交付要求を行う。
 - イ 交付要求書を作成し送付する。また、滞納者に交付要求通知書を送付する。
- (3) 公売・換価
 - ア 公売財産の名称、公売の方法、日時、場所などを公告する。
 - イ 滞納者本人、交付要求した者、公売財産上に権利を持つ者に対して公売を通知する。
 - ウ 公売財産の見積価格(最低落札額)を決定する。
 - エ 見積価格以上の入札者のうち、最高額の入札者を最高価申込者として決定し、入札の終了を通知する。
 - オ 買受人となった最高価申込者から、売却決定の日までに買受代金が支払われる。
- (4) 配当
 - ア 配当を受けるべき債権者から提出された債権現在額申立書を調査し、債権額を確認する。
 - イ 配当を行うときは、配当計算書を作成し、債権者と滞納者に謄本を送付する。
 - ウ 換価代金等の交付期日に配当計算書に従って換価代金等を配当する。

6 滞納処分の執行停止事務

財産調査や差押財産の換価の結果、滞納処分をすることができる財産がなく納税資力がない等の判断をした滞納者には、滞納処分の執行停止を行う。

7 時効管理事務

時効が完成した徵収金や、滞納処分の執行停止後所定の期間が経過した徵収金について、該当する調定情報を収納システム・滞納整理システムから抹消する。

【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】

番号法に従い、滞納整理業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

1 個人番号の取得

- (1)住民の個人番号を、住民記録システムから取得する。(府内連携にて取得)
- (2)住登外の納税者等の個人番号が判明した場合、税宛名システムへオンラインにて登録する。

2 個人番号の利用

(1)本人確認(真正性確認)

滞納整理業務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う。)

(2)最新住所確認

催告書や滞納処分関係の文書返戻の際、個人番号をキーとして住民基本台帳ネットワークシステムを調査し最新の送付先を把握するために利用する。

V. 収納業務

【業務全体概要】

地方税法等の法令に従い収納業務で以下の事務を行う。

1 調定登録・変更事務

(1) 当初課税による調定の登録

各課税業務による税額決定時に、調定情報を税収納システムに登録する。

ア 個人住民税の調定登録

イ 固定資産税の調定登録

ウ 軽自動車税(種別割)の調定登録

エ 法人市民税の調定登録

オ 事業所税の調定登録

カ 市たばこ税・入湯税の調定登録

(2) 課税更正による調定の変更

調査や修正申告、国税の更正決議等により税額が変更された場合、税収納システムに登録された調定情報を修正する。

2 収納消込事務

各納付チャンネルからの入金情報について、納付書等の情報をもとに該当する調定情報を特定し、消込を行う。

(1) 市の窓口・金融機関等における納付書及びペイジーによる入金

(2) コンビニエンスストアからの入金

(3) 口座振替による入金

(4) クレジットカードによる入金

(5) 地方税共通納税システムによる入金

(6) スマホ決済による入金

3 口座振替管理事務

口座振替依頼書の管理を行い、金融機関に対して口座振替請求データや結果データの授受を行う。

(1) 口座振替の開始・停止など、納付方法の管理を行う。

(2) 納付方法を口座振替に指定している納税者・分割納付者について口座振替請求データを作成する。

(3) 口座振替結果の確認を行い、口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書を納税者へ送付する。

4 還付・充当事務

課税更正による調定変更や、収納消込の結果、収入額が調定額を超えて納め過ぎの状態になった場合、還付又は充当を行う。

(1) 過誤納の有無を調査する。

(2) 過誤納が発生している場合、還付又は充当するか決定する。

(3) 還付充当決議書作成後、決裁を行う。

(4) 決裁後、還付・充当内容を収入状況へ反映する。

ア 還付の場合は、還付対象者の還付元収入額から還付額を差し引く。

イ 充当事は、充当対象者の充当元収入額から充当額を差し引き、充当先収入額に充当額を加算する。

(5) 還付充当通知書などの資料を作成し、対象者へ送付する。

(6) 還付の場合は、窓口還付又は口座還付により還付金を支払う。

5 督促事務

納期限までに完納しない納税者に対し、納期限後30日以内に督促状を発送する。

(1) 督促対象者を特定する。

(2) 徴収猶予をしている対象者の情報を滞納システムより取得し、督促状の作成を停止する。

(3) 督促決議を行い、督促状を作成する。

(4) 督促状を対象者へ送付する。

6 返戻・公示事務

送付先不明などの理由で督促状が返送された場合の管理や、公示送達を行う。

(1) 海外・住所不完全等の郵送不能な督促状が作成される。あるいは、郵便局から返送された督促状を受け取る。

(2) 住民基本台帳などにより正しい送付先を調査する。

7 年次繰越事務

(1)年次決算事務

予算に対する会計年度の収入実績をまとめ、統計資料を作成して財政課へ提出する。

(2)滞納繰越事務

今年度の収入未済額を翌年度に徴収するため、翌年度の歳入予算として計上する。

ア 滞縄調定の年次繰越は、会計年度終了後の4月に行う。

イ 現年度調定の年次繰越は、出納整理期間経過後の6月に行う。

8 窓口事務

(1)証明書の発行

ア 納税証明書の発行

証明日現在において、納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等を記載した証明書を発行する。

イ 未納の額の無いことの証明書の発行

証明日現在において、完納の判断を行い、未納の額がないことの証明書を発行する。

(2)納付書の再発行

納付書の紛失や持参を忘れた納税者への対応として納付書を再発行する。

【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】

番号法に従い、収納業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

1 個人番号の取得

(1)住民の個人番号を、住民記録システムから取得する。(府内連携にて取得)

(2)住登外の納税者等の個人番号が判明した場合、税宛名システムへオンラインにて登録する。

2 個人番号の利用

(1)本人確認(真正性確認)

収納業務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う。)

(2)最新住所確認

督促状等の文書返戻の際、個人番号をキーとして住民基本台帳ネットワークシステムを調査し最新の送付先を把握するために利用する。

別紙 事務において使用するシステム

I. 個人住民税賦課業務

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名照会機能 納稅義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)等を照会し、個人番号の照会を行う。</p> <p>2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新し、住登外者の個人番号の登録・更新を行う。</p> <p>3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報を登録・更新する。</p> <p>4 送付先の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納稅管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行う。</p> <p>5 口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号等を登録・更新する。</p> <p>6 関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)を設定する。</p> <p>7 金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の登録・更新を行う。</p> <p>8 証明発行機能 各種税証明書を発行する。</p> <p>9 利用者ID関連づけ機能 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の関連づけを行う。</p> <p>10 住民記録連携機能 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携し、個人番号を取得する。</p> <p>11 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納稅通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する。</p> <p>12 同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p> <p>13 申告書記載番号取込み・チェック機能 申告書に記載された個人番号について、税宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。</p> <p>14 宛名情報連携機能 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2	
①システムの名称	個人住民税システム
	<p>1 課税準備事務向け機能</p> <p>(1)給与支払報告書総括表作成機能 給与支払報告書総括表を作成する。</p> <p>(2)新年度個人基本作成機能 税宛名システムのデータより賦課期日時点のデータを抽出し、新年度の個人基本情報を作成する。</p> <p>(3)市民税・県民税申告書作成機能 市民税・県民税申告書作成条件該当者に対し「市民税・県民税申告書」を作成する。</p> <p>2 課税資料受付事務向け機能</p> <p>(1)資料登録機能 各種パンチデータ及び電子媒体資料の内容のチェック・宛名番号の自動付設を行い、資料テーブルへ登録する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。</p> <p>3 賦課決定事務向け機能</p> <p>(1)資料併合機能 課税資料受付事務にて登録した各種課税資料を個人単位(宛名番号単位)に併合して課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。併合時には個人番号を活用する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。</p> <p>(2)当初賦課データ作成機能 資料併合結果をもとに住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。</p> <p>(3)当初特別徴収帳票作成機能 特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。</p> <p>(4)当初普通徴収帳票作成機能 普通徴収納税通知書・普通徴収納付書を作成する。また、普通徴収分と併せて年金からの特別徴収情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。</p> <p>(5)他業務システム用連携ファイル作成機能(当初用) 当初分の他業務システム用の連携ファイルを作成する。また、中間サーバ向けの連携ファイルを作成する。(番号連携サーバ経由で連携)</p> <p>4 賦課変更事務向け機能</p> <p>(1)異動特別徴収帳票作成機能 異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)及び各対象一覧・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。</p> <p>(2)異動普通徴収帳票作成機能 異動分を対象に普通徴収納税変更通知書・普通徴収納付書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。</p> <p>(3)他業務システム用連携ファイル作成機能(異動分) 異動分の他業務システム用の連携ファイルを作成する。また、中間サーバ向けの連携ファイルを作成する。(番号連携サーバ経由で連携)</p> <p>5 調査事務向け機能</p> <p>(1)資料連絡箋作成機能 資料更正・賦課変更時に控除否認等で、資料連絡箋作成対象者の資料連絡箋(地方税法第317条に基づく通知)及び対象者一覧を作成する。また、電子データとして扶養是正データを作成する。</p> <p>(2)住登外課税通知書作成機能 住登外課税者を対象に、住登外課税通知書及び対象者一覧を作成する。</p> <p>(3)市外扶養調査機能 扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。調査の結果、未特定の被扶養者情報が判明した対象者について、被扶養者所得照会書(他市町村回答用)を作成する。</p>
②システムの機能	

6 オンライン機能

(1)個人基本照会・登録・変更機能

賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養情報の管理を行う。

(2)資料照会・登録・変更機能

申告資料情報の照会・登録・変更を行う。宛名番号未設分の資料データに対し宛名番号設定を行う。資料併合結果を照会する。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。

(3)賦課照会・登録・変更機能

賦課情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。

(4)事業所照会・登録・変更機能

事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。

(5)帳票発行機能

証明書・所得等回答書・事業所家屋敷課税照会書・住登外課税通知書・納税通知書・普通徴収納付書・税額通知書・減免決定通知書、相続人代表者指定通知書、相続人代表者指定届、扶養親族確認書(個人宛)、扶養親族確認書(会社宛)、被扶養者所得照会書(他市町村回答用)の発行、再発行を行う。

7 運用管理機能

(1)管理外データ削除機能

年度別に管理しているデータに対し、管理年度外とするデータ削除処理を行う。削除対象データは外部保管用ファイルへ出力する。

(2)EUCデータ作成機能

EUC向けデータを作成する。

8 その他機能

(1)イメージ管理システム連携

給与支払報告書総括表及び給与支払報告書個人別明細書を電子媒体にて登録した資料データより給与支払報告書総括表及び給与支払報告書個人別明細書の帳票イメージを登録するための電子給与支払報告書ファイルを作成する。電子媒体にて登録を行った資料データより公的年金等支払報告書の帳票イメージを登録するための電子年金支払報告書ファイル、電子企業年金ファイルを作成する。資料イメージと宛名情報等を紐付けるため、資料マスタより対象者を抽出して資料キーファイルを作成する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input checked="" type="radio"/> 宛名システム等	<input checked="" type="radio"/> 税務システム

システム3	イメージ管理システム		
①システムの名称	イメージ管理システム		
②システムの機能	1 課税資料のイメージ化機能 課税資料(紙媒体、電子媒体、eLTAX)をイメージ化する。	2 課税資料の検索機能 課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する。	3 アノテーション機能 イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="radio"/> 税務システム	
	<input type="checkbox"/> その他 (イメージ管理システム、国税連携システム、コンビニ交付システム))

システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1 国税庁からのデータ受信・国税庁へのデータ送信機能 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。</p> <p>2 市町村間のデータ送受信機能 市町村間で確定申告書、住登外課税通知書等のデータの受信・回送を行う。 また、他市町村からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (地方税ポータルセンタ)</p>
システム5	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 住民記録システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。</p> <p>2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住民基本台帳ネットワークシステムゲートウェイサーバへ送信する。</p> <p>4 情報提供機能 各業務で管理している情報連携主務省令に記載されている提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>5 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>6 お知らせ機能 各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバへ送信する。中間サーバよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[O] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (番号連携サーバを利用する全てのシステム)</p>

システム6	
①システムの名称	中間サーバ
	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>4 住民記録システム接続機能 中間サーバと住民記録システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する。</p>
②システムの機能	<p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p> <p>11 おしらせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消を行う。</p> <p>12 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認のためのデータを連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム7	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1 既存システム連携機能 住民登録、印鑑登録、税、戸籍システムから証明書情報を連携する。</p> <p>2 コンビニエンスストア交付機能 コンビニエンスストア交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム8	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1 申告データの審査・管理機能 eLTAXを通じて提出された給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書等を審査・管理する。</p> <p>2 申請・届出データの審査・管理機能 eLTAXを通じて提出された各種申請・届出を審査・管理する。</p> <p>3 申告データの連携機能 個人住民税システムへ申告データを連携する。</p> <p>4 特別徴収税額通知データの連携機能 特別徴収義務者に対して、特別徴収税額を通知する。</p> <p>5 公的年金等からの特別徴収に係る通知送受信機能 年金保険者と年金からの特別徴収に係る通知を送信・受信する。</p> <p>6 特定個人情報ファイル(本人確認用)の連携 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXへ連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ)</p>

システム9	
①システムの名称	連携基盤システム(府内連携システム)
②システムの機能	<p>1 Web 連携機能(同期連携/非同期連携) SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う。</p> <p>2 ファイル連携機能(送受信/通知) FTPによりファイル送受信を行う。</p> <p>3 データベース連携機能 JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書き・取得する。</p> <p>4 日本語資源管理 外字の管理・配信する作業</p> <p>5 印刷基盤</p> <p>6 共通認証基盤</p> <p>7 ファイルサーバ</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (連携基盤システムを経由して府内連携する全てのシステム)</p>
システム10	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1 本人確認情報検索 住基ネット統合端末において入力された個人番号又は4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (戸籍システム、コンビニ交付システム、番号連携サーバ)</p>
システム11	
①システムの名称	埼玉県市町村電子申請サービス
②システムの機能	<p>1 申請受付機能(市民向け) 市民税・県民税申告書等の申請をインターネットを経由して電子的に受け付ける。</p> <p>2 申請状態確認機能(市民向け) 申告書の処理状況を確認する。</p> <p>3 申請確認機能(行政向け) 届出の確認を行う。</p> <p>4 申請通知機能(行政向け) 届出の受理や記載不備の訂正指示の通知等を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (LGWAN)</p>

システム12	
①システムの名称	個人住民税電子申告システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1 本人認証 マイナポータルをシステム認証のポータルとして、マイナンバーカードを利用したログイン(本人認証)を実現する。</p> <p>2 申告書作成・添付書類付加 Webフォームにより、申告者から申告情報の入力を受け付ける。また、申告内容に応じて、各種申告内容の根拠資料を添付可能とする。</p> <p>3 電子署名 デジタル庁が提供する電子署名機能(JPKI)を利用して、申告情報に対して、マイナンバーカードを用いて電子署名を行う。</p> <p>4 申告情報送信 申告者が作成した申告情報を、マイナポータルが提供する電子申請等APIを利用して申告先の市區町村に対して送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (マイナポータル)
システム13	
①システムの名称	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)
②システムの機能	<p>1 申請受付機能(市民向け) 自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>2 マイナポータル申請管理(行政向け) 市民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (埼玉県市町村電子申請サービス、申請管理システム)

システム14	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p>1 シリアル番号の紐付情報管理 既存住基システムより必要に応じて、適宜、番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する。</p> <p>2 申請データの取り込み マイナポータルから申請データを庁内の申請管理システムに取込む。</p> <p>3 申請データのデータベース格納 申請データを申請管理システムDBに格納する。</p> <p>4 シリアル番号による申請者特定 電子署名を付して送信された申請データの申請者を特定するため、既存住基システムからシリアル番号を宛名番号へ変換する。</p> <p>5 申請内容照会とステータス管理: 申請内容の確認や審査を行う。</p> <p>6 基幹システムとの申請データ連携 申請データを基幹システムへデータ連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳ネットワークシステム、番号連携システム、連携基盤システム)

II. 軽自動車税(種別割)賦課業務

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名照会機能 納稅義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)等を照会し、個人番号の照会を行う。</p> <p>2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新し、住登外者の個人番号の登録・更新を行う。</p> <p>3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報及び法人番号の登録・更新を行う。</p> <p>4 送付先の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納稅管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行う。</p> <p>5 口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号等を登録・更新する。</p> <p>6 関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)を設定する。</p> <p>7 金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の登録・更新を行う。</p> <p>8 証明発行機能 各種税証明書を出力する。</p> <p>9 利用者ID関連づけ機能 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の関連づけを行う。</p> <p>10 住民記録連携機能 住民記録システムの異動データを税宛名システムへ連携し、個人番号を取得する。</p> <p>11 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納稅通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する。</p> <p>12 同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p> <p>13 申告書記載番号取込み・チェック機能 申告書に記載された個人番号について、税宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。</p> <p>14 宛名情報連携機能 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2	
①システムの名称	軽自動車税システム
	<p>1 車両異動</p> <p>(1)新規登録機能 軽自動車税(種別割)税申告(報告)書兼標識交付申請書等の内容をもとに納税義務者情報、標識情報、車両情報などの入力を行い、車両の新規登録を行う。</p> <p>(2)番号変更機能 変更後標識情報、変更情報の入力を行い、車両の番号変更を行う。</p> <p>(3)名義変更機能 変更後納税義務者情報、変更情報の入力を行い、車両の名義変更を行う。</p> <p>(4)廃車機能 廃車情報の入力を行い、車両の廃車を行う。</p> <p>(5)減免・課税免除機能 申請書の内容をもとに減免や課税免除の開始理由・開始年月日の入力を行う。</p> <p>(6)車両台帳修正機能 車両情報の修正を行う。</p> <p>(7)車両台帳照会機能 車両情報を中心に各種情報の照会を行う。</p> <p>(8)納税通知書発行機能 納税通知書・調定決議書の初回発行や再発行を行う。</p> <p>(9)車検用証明発行機能 継続検査用納税証明書の発行を行う。</p> <p>2 賦課決定</p> <p>(1)当初賦課機能 賦課期日時点の課税対象車両に対し、賦課計算を実施し、当初分の賦課データを作成する。</p> <p>(2)当初通知書作成機能 当初賦課分の車両に対し、納税通知書を作成する。</p> <p>(3)随時賦課機能 賦課データ未決分に対し、賦課データの決定を行う。</p> <p>(4)随時通知書作成機能 随時賦課決定したデータに対し、増額異動であれば納税通知書・調定決議書、減額異動であれば税額変更通知書(減免の場合は減免決定通知書)・調定決議書を作成する。</p> <p>(5)公示納期限変更機能 賦課データの納期限変更を行う。</p> <p>3 調査集計他</p> <p>(1)各種一覧表作成機能 各種一覧表(登録、廃車、未廃車全件、非課税、電気など)を作成する。</p> <p>(2)減免集計表作成機能 車種毎・減免理由毎に集計し、減免集計表を作成する。</p> <p>4 軽協申告書連携</p> <p>(1)軽協申告書データ取込機能 一般社団法人全国軽自動車検査協会連合会から受領した申告書データ又はパンチした申告書データを取り込む。</p> <p>(2)軽協申告書一括更新機能 軽協申告書データ取込機能にて取込済みの申告書データの論理チェックを行い、正常分についてはデータ更新を行う。</p> <p>5 地方公共団体情報システム機構連携</p> <p>(1)検査データ取込機能 一般社団法人全国軽自動車協会連合会からの検査データを地方公共団体情報システム機構経由で受領し、その検査データを取り込む。</p> <p>(2)検査データ一括更新機能 検査データ取込機能にて取込済みの検査データの論理チェックを行い、正常分についてはデータ更新を行う。</p> <p>6 その他</p> <p>(1)管理外データ削除機能 廃車処理後、一定期間経過した車両データ及び当該車両とリンクする保留減免データ、特記データの削除を行う。</p> <p>(2)EUCデータ作成機能 車両テーブル、賦課テーブル、保留減免テーブルより、EUCデータを作成する。</p> <p>(3)イメージ管理システム連携 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の課税資料をスキャンしイメージ化することにより、車体番号や車両番号等をもとに対象車の課税資料イメージを検索することができる。</p>

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (イメージ管理システム)
	システム3
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構からの車両検査データの連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム4	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 住民記録システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。</p> <p>2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住民基本台帳ネットワークシステムゲートウェイサーバへ送信する。</p> <p>4 情報提供機能 各業務で管理している情報連携主務省令に記載されている提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>5 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>6 お知らせ機能 各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバへ送信する。中間サーバよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (番号連携サーバを利用する全てのシステム)

システム5	
①システムの名称	中間サーバ
	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>4 住民記録システム接続機能 中間サーバと住民記録システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する。</p>
②システムの機能	<p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p> <p>11 お知らせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消を行う。</p> <p>12 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認のためのデータを連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム6	
①システムの名称	連携基盤システム(府内連携システム)
②システムの機能	<p>1 Web 連携機能(同期連携/非同期連携) SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う。</p> <p>2 ファイル連携機能(送受信/通知) FTPによりファイル送受信を行う。</p> <p>3 データベース連携機能 JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書込・取得する。</p> <p>4 日本語資源管理 外字の管理・配信する作業</p> <p>5 印刷基盤</p> <p>6 共通認証基盤</p> <p>7 ファイルサーバ</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 府内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (連携基盤システムを経由して府内連携する全てのシステム)</p>
システム7	
①システムの名称	イメージ管理システム
②システムの機能	<p>1 課税資料のイメージ化機能 課税資料をイメージ化する。</p> <p>2 課税資料の検索機能 課税資料の車体番号や車両番号等をもとに対象車の課税資料イメージを検索する。</p> <p>3 アノテーション機能 イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 府内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム8	
①システムの名称	埼玉県市町村電子申請サービス
②システムの機能	<p>1 申請受付機能(市民向け) 軽自動車税(種別割)申告(報告)兼標識交付申請及び減免申請等をインターネットを経由して電子的に受け付ける。</p> <p>2 申請状態確認機能(市民向け) 申請の処理状況を確認する。</p> <p>3 申請確認機能(行政向け) 申請の確認を行う。</p> <p>4 申請通知機能(行政向け) 申請の受理や記載不備の訂正指示の通知等を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
システム9	
①システムの名称	軽自動車保有关係手続のワンストップサービス(軽OSS)
②システムの機能	<p>1 申請受付機能 新車購入時の軽自動車を保有关係鉄手続き(申請・申告・納付)をインターネットを経由して電子的に受け付ける。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム10	
①システムの名称	軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)
②システムの機能	<p>1 車両ごとの納付情報の登録 市区町村が、軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を登録する。</p> <p>2 車両ごとの納付情報の確認 軽自動車検査協会・運輸支局等がオンラインにて、継続検査に必要な車両の納税情報を確認することで、検査窓口での納税証明書の提示を省略できる。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム11	
①システムの名称	地方税外部連携システム
②システムの機能	<p>1 団体間回送機能 他市町村間で、二輪車等の申告手続き(税止め等)に係るデータを送受信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

III. 固定資産税及び都市計画税賦課業務

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名照会機能 納稅義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)等を照会し、個人番号の照会を行う。</p> <p>2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新し、住登外者の個人番号の登録・更新を行う。</p> <p>3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報を登録・更新する。</p> <p>4 送付先の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納稅管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行う。</p> <p>5 口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号等を登録・更新する。</p> <p>6 関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)を設定する。</p> <p>7 金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の登録・更新を行う。</p> <p>8 証明発行機能 各種税証明書を発行する。</p> <p>9 利用者ID関連づけ機能 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の関連づけを行う。</p> <p>10 住民記録連携機能 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携し、個人番号を取得する。</p> <p>11 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納稅通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する。</p> <p>12 同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p> <p>13 申告書記載番号取込み・チェック機能 申告書に記載された個人番号について、税宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。</p> <p>14 宛名情報連携機能 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2	
①システムの名称	固定資産税及び都市計画税システム
	<p>1 土地</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地登記異動機能 土地登記情報の表示、更新を行う。土地権利情報の表示、更新を行う。土地分合筆処理を行う。 (2) 土地現況異動機能 土地現況情報の表示、更新を行う。土地画地情報の表示、更新を行う。固定資産評価システム(土地)との連携を行う。 (3) 土地課税情報作成機能 土地課税情報作成処理を行う。 (4) 土地更正異動機能 各種更正処理を行う。 (5) 土地評価替え機能 土地評価替計算処理を行う。土地評価基礎情報(路線単価、標準地単価)の表示、更新を行う。 (6) 土地外部データ連携機能 土地データに関して外部との連携を行う。 (7) 土地運用管理機能 土地EUCデータを作成する。 <p>2 家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋登記異動機能 家屋登記情報の表示、更新を行う。家屋権利情報の表示、更新を行う。家屋区分所有登録処理を行う。 (2) 家屋現況異動機能 家屋評価明細情報の表示、更新を行う。家屋評価システムとの連携を行う。 (3) 家屋課税情報作成機能 家屋課税情報作成処理を行う。 (4) 家屋更正異動機能 各種更正処理を行う。 (5) 家屋評価替え機能 家屋評価替計算処理を行う。家屋評価基礎情報(経年減点補正率)の確認を行う。 (6) 家屋外部データ連携機能 家屋データに関して外部との連携を行う。 (7) 家屋運用管理機能 家屋EUCデータを作成する。 <p>3 償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 償却資産申告異動機能 納稅義務者情報及び申告書情報の表示、更新を行う。 (2) 償却資産課税異動機能 償却資産課税情報の表示、更新を行う。償却資産明細情報の表示、更新を行う。 (3) 償却資産外部データ連携機能 償却資産データに関して外部との連携を行う。 (4) 償却資産運用管理機能 償却資産EUCデータを作成する。 <p>4 賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当初賦課機能 当初課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納稅通知書を作成する。 (2) 更正賦課機能 更正課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納稅通知書を作成する。 (3) 賦課オンライン異動機能 更正異動に伴う賦課異動(収納連携、納期限変更等)を行う。 (4) 賦課外部データ連携機能 賦課データに関して外部との連携を行う。 (5) 賦課運用管理機能 賦課EUCデータを作成する。 <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共有者異動機能 共有者データを管理し、データの表示、更新を行う。 (2) 共有者運用管理機能 共有者EUCデータを作成する。 (3) 証明書出力機能 オンライン処理にて各種証明書を出力する。
②システムの機能	

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (家屋評価システム、固定資産評価システム(土地)、審査システム (eLTAX)、登記データ連携システム)	

システム3

①システムの名称	家屋評価システム	
②システムの機能	1 作図機能 2 家屋評価計算機能 3 異動情報・評価計算データ出力機能 4 家屋評価データ作成(税務システム連携用データ)	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (登記データ連携システム)	

システム4

①システムの名称	固定資産評価システム(土地)	
②システムの機能	1 路線の追加及び変更 2 画地認定計測入力 3 土地評価データ作成(税務システム連携用データ)	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[] その他 ()	

システム5	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 住民記録システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。</p> <p>2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住民基本台帳ネットワークシステムゲートウェイサーバへ送信する。</p> <p>4 情報提供機能 各業務で管理している情報連携主務省令に記載されている提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う</p> <p>5 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>6 お知らせ機能 各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバへ送信する。中間サーバよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (番号連携サーバを利用する全てのシステム)</p>

システム6	
①システムの名称	中間サーバ
	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>4 住民記録システム接続機能 中間サーバと住民記録システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p> <p>11 お知らせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消を行う。</p> <p>12 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認のためのデータを連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム7	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1 申告データの審査・管理機能 eLTAXを通じて提出された償却資産申告書等を審査・管理する。</p> <p>2 申請・届出データの審査・管理機能 eLTAXを通じて提出された各種申請・届出を審査・管理する。</p> <p>3 申告データの連携機能 固定資産税システムへ申告データを連携する。</p> <p>4 プレ申告データの連携機能 納稅義務者に対して、償却資産申告書のプレ申告データを送信する。</p> <p>5 特定個人情報ファイル(本人確認用)の連携 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXへ連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (地方税ポータルセンタ)</p>
システム8	
①システムの名称	連携基盤システム(府内連携システム)
②システムの機能	<p>1 Web 連携機能(同期連携/非同期連携) SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う。</p> <p>2 ファイル連携機能(送受信/通知) FTPによりファイル送受信を行う。</p> <p>3 データベース連携機能 JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書き・取得する。</p> <p>4 日本語資源管理 外字の管理・配信する作業</p> <p>5 印刷基盤</p> <p>6 共通認証基盤</p> <p>7 ファイルサーバ</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (連携基盤システムを経由して府内連携する全てのシステム)</p>

システム9	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1 本人確認情報検索 住基ネット統合端末において入力された個人番号又は4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (戸籍システム、コンビニ交付システム、番号連携サーバ)</p>
システム10	
①システムの名称	登記データ連携システム
②システムの機能	最新の登記データの把握と履歴検索を可能とし、税務システムと連携することで課税台帳の異動更新処理を半自動化する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (家屋評価システム)</p>

IV. 滞納整理業務

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名照会機能 納稅義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)等を照会し、個人番号の照会を行う。</p> <p>2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新し、住登外者の個人番号の登録・更新を行う。</p> <p>3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報を登録・更新する。</p> <p>4 送付先の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納稅管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行う。</p> <p>5 口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号等を登録・更新する。</p> <p>6 関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)を設定する。</p> <p>7 金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の登録・更新を行う。</p> <p>8 証明発行機能 各種税証明書を発行する。</p> <p>9 利用者ID関連づけ機能 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の関連づけを行う。</p> <p>10 住民記録連携機能 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携し、個人番号を取得する。</p> <p>11 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納稅通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する。</p> <p>12 同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p> <p>13 申告書記載番号取込み・チェック機能 申告書に記載された個人番号について、税宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。</p> <p>14 宛名情報連携機能 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2	
①システムの名称	滞納整理システム
	<p>1 滞納者把握</p> <p>(1)受入機能 収納状況から滞納者の基本データを作成する。</p> <p>(2)管理帳票作成機能 滞納状況や分割納付の履行状況等のリストを作成する。</p> <p>2 納税者基本情報</p> <p>(1)納税者基本情報照会機能 納税者基本情報(滞納者の総合情報)を照会する。</p> <p>(2)記録管理機能 催告書の発行、約束期日の設定等の履歴を記録する。</p> <p>3 催告作成</p> <p>(1)催告書発行機能 催告書の出力を行う。</p> <p>(2)一斉催告書作成機能 一斉催告書を出力する。</p> <p>4 財産調査</p> <p>(1)照会文書発行機能 滞納者の所在、滞納処分等に関わる各種照会文書の出力を行う。</p> <p>(2)資産状況機能 各種照会文書の回答より判明した財産内容を登録する。</p> <p>5 滞納処分</p> <p>(1)線上徴収機能 線上徴収を行い、納期限を変更する。</p> <p>(2)納付委託機能 納付委託を行う。</p> <p>(3)分割納付機能 分割納付を行う。</p> <p>(4)徴収猶予機能 徴収猶予(当初、延長)を行う。</p> <p>(5)延滞金減免機能 延滞金減免を行う。</p> <p>(6)差押機能 差押、参加差押を行う。</p> <p>(7)交付要求機能 交付要求の登録を行う。</p> <p>(8)換価猶予機能 換価猶予(当初、延長)を行う。</p> <p>(9)執行停止機能 執行停止を行う。</p> <p>(10)時効中断機能 時効中断(中断、停止)を行う。</p> <p>6 公壳管理</p> <p>公壳管理機能 公壳管理を行う。</p> <p>7 時効管理</p> <p>(1)時効管理機能 滞納処分等による、時効の中止等を考慮し、徴収金の時効成立日を管理する。</p> <p>(2)時効予定機能 時効予定のリストを出力する。</p> <p>(3)時効決定機能 時効の完成した徴収金の情報を削除し、各種帳票を出力する。</p>
②システムの機能	

	<p>8 その他</p> <p>(1)統計機能 滞納に関する統計帳票(又はCSVファイル)を作成する。</p> <p>(2)EUCデータ作成機能 滞納業務において使用するEUCデータを作成する。</p> <p>(3)電話催告対象者ファイル作成機能 納税催告センターにおいて滞納者に電話催告をするために滞納システムで管理する滞納情報をファイルに出力する。</p> <p>(4)記録内容ファイル取込機能 納税催告センターにおいて電話催告を行った記録ファイルを、滞納システムに取り込む。</p> <p>(5)管理外データ削除機能 保有年数を超えるデータについてマスタの削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	税収納システム
	<p>1 調定管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当初調定取込機能 当初調定を取り込む。 (2) 調定異動取込機能 税額異動データを取り込む。 (3) 滞納繰越機能 過年度、現年度滞納繰越処理を行う。 <p>2 入金消込</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消込データ変換機能 会計部門からの入金データを収納システム用の入金データレイアウトに変換する。 (2) 消込データ作成機能 消込前に納付データのチェック処理を行い消込処理の入力データを作成する。 (3) 消込処理機能 消込データより入金情報の更新処理を行う。 (4) 収納更正機能 消込結果内容に誤りがある場合、消込履歴データの更正を行う。 (5) 消込エラーデータ修正機能 消込処理でエラーとなった入金データの修正を行う。 <p>3 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 口座振替請求処理機能 金融機関へ口座振替請求するためのデータを作成し、自治体控えとして口座振替請求者リストを出力する。 (2) 口座振替結果処理機能 口座振替結果データをもとに口座収入確認表を出力する。 (3) 口座振替不能通知書作成機能 口座振替が不能となった納税者用に口座振替不能通知書兼納付書を出力する。 (4) 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)作成機能 軽自動車の車検用に、軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)(口座、MPN、クレジット分)を出力する。 (5) 口座振替結果照会機能 納税者の口座振替結果を照会する。 <p>4 照会発行</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 収納状況照会機能 取り込んだ調定についての収納情報を照会する。 (2) 納付書発行機能 納付書の発行を行う。 (3) 証明書発行機能 納税証明書を発行する。 (4) 過誤納照会機能 発生した過誤納に対する情報を照会する。 <p>5 還付充当</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過誤納整理機能 過誤納の件数、及び一覧を表示し過誤納の照会、還付、充当の処理を行う。 (2) 還付機能 減額更正、入金にて発生した過誤納額の還付処理を行う。 (3) 充当機能 減額更正、入金にて発生した過誤納額の充当処理を行う。 (4) 還付支払入力機能 還付支払日(執行日)の入力を行う。 (5) 返納機能 年金特別徴収データに発生した過誤納データを年金保険者に返納する為に、決裁日、返納日、年金保険者の登録を行う。

	<p>6 督促催告</p> <p>(1)督促状作成機能 指定した納期限の調定分について督促状を出力する。</p> <p>(2)現年催告書作成機能 督促発行済で未納の調定分について催告書を出力する。</p>
	<p>7 返戻公示</p> <p>(1)督促状返戻登録機能 住所不明などにより返戻された督促状の情報を入力する。</p> <p>(2)納税通知書返戻登録機能 住所不明などにより返戻された納税通知書の情報を入力する。</p> <p>(3)督促状公示判明機能 住所不明などにより返戻された督促状の調査結果を入力し、再送や公示の管理をする。</p> <p>(4)納税通知書公示判明機能 住所不明などにより返戻された納税通知書の調査結果を入力し、再送や公示の管理をする。</p> <p>(5)公示送達対象者一覧作成機能 納税通知書、督促状の返戻データより、公示送達対象者一覧を出力する。</p>
	<p>8 決算調査</p> <p>(1)決算用帳票作成機能 月次締め、年次締めの確認用資料として、各決算用帳票を出力する。</p> <p>(2)月締め処理機能 統計帳票で調定・納付状況確定後、月締めを行う。</p>
	<p>9 その他</p> <p>(1)管理外データ削除機能 保有年数を超えるデータについてマスタの削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	電話催告システム
②システムの機能	<p>1 電話催告対象者リストCSVの読み込み機能</p> <p>2 電話催告対象者の個人票の表示機能</p> <p>3 電話催告対象者の電話催告記録の登録・閲覧機能</p> <p>4 電話催告記録のCSV出力機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	国民健康保険収納システム 【国民健康保険税の収納及び滞納整理に関する機能を提供する】
②システムの機能	<p>1 調定情報取込機能 国保賦課システムから調定情報を取り込む。</p> <p>2 収納消込機能 会計部門から納付情報を受け取り、消込処理を行う。</p> <p>3 照会発行機能 取り込んだ調定についての収納情報を確認し、必要に応じて納付書等の発行を行う。</p> <p>4 過誤納管理機能 税額異動や2重納付等による過誤納を管理し、還付、充当処理を行う。</p> <p>5 督促状・催告書作成機能 納期限経過後の調定について、督促状・催告書の作成を行う。</p> <p>6 督促状・催告書返戻管理 督促状・催告書の返戻状況を管理し、必要に応じて公示送達対象者一覧の作成を行う。</p> <p>7 照会文書作成機能 滞納者の所在、滞納処分等に関わる各種照会文書の作成を行う。</p> <p>8 滞納処分機能 各種滞納処分の登録及び処分帳票の作成を行う。</p> <p>9 時効管理 時効を管理し、各種帳票の作成を行う。</p> <p>10 管理情報作成 収納及び滞納整理に必要な統計帳票等の作成、EUCデータの出力を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (国民健康保険賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム)</p>

システム6	
①システムの名称	財産調査システム
②システムの機能	<p>1 財産調査機能 金融機関、保険会社に対し、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)をキーに財産情報(口座の所持の有無、有る場合は口座番号、残高、直近の取引内容、加入の有無、返戻金の有無)の照会を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (pipitLINQ)</p>

V. 収納業務

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名照会機能 納稅義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)等を照会し、個人番号の照会を行う。</p> <p>2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新し、住登外者の個人番号の登録・更新を行う。</p> <p>3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報を登録・更新する。</p> <p>4 送付先の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納稅管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行う。</p> <p>5 口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号等を登録・更新する。</p> <p>6 関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)を設定する。</p> <p>7 金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の登録・更新を行う。</p> <p>8 証明発行機能 各種税証明書を発行する。</p> <p>9 利用者ID関連づけ機能 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の関連づけを行う。</p> <p>10 住民記録連携機能 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携し、個人番号を取得する。</p> <p>11 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納稅通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する。</p> <p>12 同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p> <p>13 申告書記載番号取込み・チェック機能 申告書に記載された個人番号について、税宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。</p> <p>14 宛名情報連携機能 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 稅務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2	
①システムの名称	税収納システム
	<p>1 調定管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当初調定取込機能 当初調定を取り込む。 (2) 調定異動取込機能 税額異動データを取り込む。 (3) 滞納繰越機能 過年度、現年度滞納繰越処理を行う。 <p>2 入金消込</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消込データ変換機能 会計部門からの入金データを収納システム用の入金データレイアウトに変換する。 (2) 消込データ作成機能 消込前に納付データのチェック処理を行い消込処理の入力データを作成する。 (3) 消込処理機能 消込データより入金情報の更新処理を行う。 (4) 収納更正機能 消込結果内容に誤りがある場合、消込履歴データの更正を行う。 (5) 消込エラーデータ修正機能 消込処理でエラーとなった入金データの修正を行う。 <p>3 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 口座振替請求処理機能 金融機関へ口座振替請求するためのデータを作成し、自治体控えとして口座振替請求者リストを出力する。 (2) 口座振替結果処理機能 口座振替結果データをもとに口座収入確認表を出力する。 (3) 口座振替不能通知書作成機能 口座振替が不能となった納税者用に口座振替不能通知書兼納付書を出力する。 (4) 軽自動車口座振替済通知書作成機能 軽自動車税の車検用に、軽自動車口座振替済通知書を出力する。 (5) 口座振替結果照会機能 納税者の口座振替結果を照会する。 <p>4 照会発行</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 収納状況照会機能 取り込んだ調定についての収納情報を照会する。 (2) 納付書発行機能 納付書の発行を行う。 (3) 証明書発行機能 納税証明書を発行する。 (4) 過誤納照会機能 発生した過誤納に対する情報を照会する。 <p>5 還付充当</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過誤納整理機能 過誤納の件数及び一覧を表示し過誤納の照会、還付、充当の処理を行う。 (2) 還付機能 減額更正、入金にて発生した過誤納額の還付処理を行う。 (3) 充当機能 減額更正、入金にて発生した過誤納額の充当処理を行う。 (4) 還付支払入力機能 還付支払日(執行日)の入力を行う。 (5) 返納機能 年金特別徴収データに発生した過誤納データを年金保険者に返納する為に、決裁日、返納日、年金保険者の登録を行う。 <p>6 督促催告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 督促状作成機能 指定した納期限の調定分について督促状を出力する。 (2) 現年催告書作成機能 督促発行済で未納の調定分について催告書を出力する。
②システムの機能	

	<p>7 返戻公示</p> <p>(1)督促状返戻登録機能 住所不明などにより返戻された督促状の情報を入力する。</p> <p>(2)納税通知書返戻登録機能 住所不明などにより返戻された納税通知書の情報を入力する。</p> <p>(3)督促状公示判明機能 住所不明などにより返戻された督促状の調査結果を入力し、再送や公示の管理をする。</p> <p>(4)納税通知書公示判明機能 住所不明などにより返戻された納税通知書の調査結果を入力し、再送や公示の管理をする。</p> <p>(5)公示送達対象者一覧作成機能 納税通知書、督促状の返戻データより、公示送達対象者一覧を出力する。</p>
	<p>8 決算調査</p> <p>(1)決算用帳票作成機能 月次締め、年次締めの確認用資料として、各決算用帳票を出力する。</p> <p>(2)月締め処理機能 統計帳票で調定・納付状況確定後、月締めを行う。</p>
	<p>9 その他</p> <p>(1)管理外データ削除機能 保有年数を超えるデータについてマスタの削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	ペイジー口座振替受付サービス利用システム
②システムの機能	<p>1 口座振替受付機能 あらかじめ情報処理センターに登録した専用モバイル端末にて、契約銀行の口座キャッシュカードを読み取る暗証番号を入力することで、クローズド回線にて情報処理センターと接続し、センター経由で契約銀行への口座振替の受付処理を完了させる。</p> <p>2 データ還元機能 専用モバイル端末から受付を行った情報について、受付時間・件数・詳細情報等を電子データ形式にてダウンロードする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (ペイジー口座振替受付サービス情報処理センター)</p>

システム4	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1 既存システム連携機能 住民登録、印登録鑑、税、戸籍システムから証明書情報を連携する。</p> <p>2 コンビニエンスストア交付機能 コンビニエンスストア交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	電子文書検索システム
②システムの機能	<p>1 電子文書登録機能 スキャンし電子化した帳票データを、必要な検索キー項目と紐付けを行ったうえで、PDF形式で登録する。</p> <p>2 電子文書閲覧機能 LGWAN回線に接続した端末のブラウザにて、登録した電子文書を閲覧する。</p> <p>3 認証機能 IDとパスワードによって、文書種別等の閲覧範囲をあらかじめ設定する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[O] その他 (LGWAN-ASP)</p>

システム6	
①システムの名称	国民健康保険収納システム 【国民健康保険税の収納及び滞納整理に関する機能を提供する】
②システムの機能	<p>1 調定情報取込機能 国保賦課システムから調定情報を取り込む。</p> <p>2 収納消込機能 会計部門から納付情報を受け取り、消込処理を行う。</p> <p>3 照会発行機能 取り込んだ調定についての収納情報を確認し、必要に応じて納付書等の発行を行う。</p> <p>4 過誤納管理機能 税額異動や2重納付等による過誤納を管理し、還付、充当処理を行う。</p> <p>5 督促状・催告書作成機能 納期限経過後の調定について、督促状・催告書の作成を行う。</p> <p>6 督促状・催告書返戻管理 督促状・催告書の返戻状況を管理し、必要に応じて公示送達対象者一覧の作成を行う。</p> <p>7 照会文書作成機能 滞納者の所在、滞納処分等に関わる各種照会文書の作成を行う。</p> <p>8 滞納処分機能 各種滞納処分の登録及び処分帳票の作成を行う。</p> <p>9 時効管理 時効を管理し、各種帳票の作成を行う。</p> <p>10 管理情報作成 収納及び滞納整理に必要な統計帳票等の作成、EUCデータの出力を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (国民健康保険賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム)</p>
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1 本人確認情報検索 住基ネット統合端末において入力された個人番号又は4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[O] その他 (戸籍システム、コンビニ交付システム、番号連携サーバ)</p>

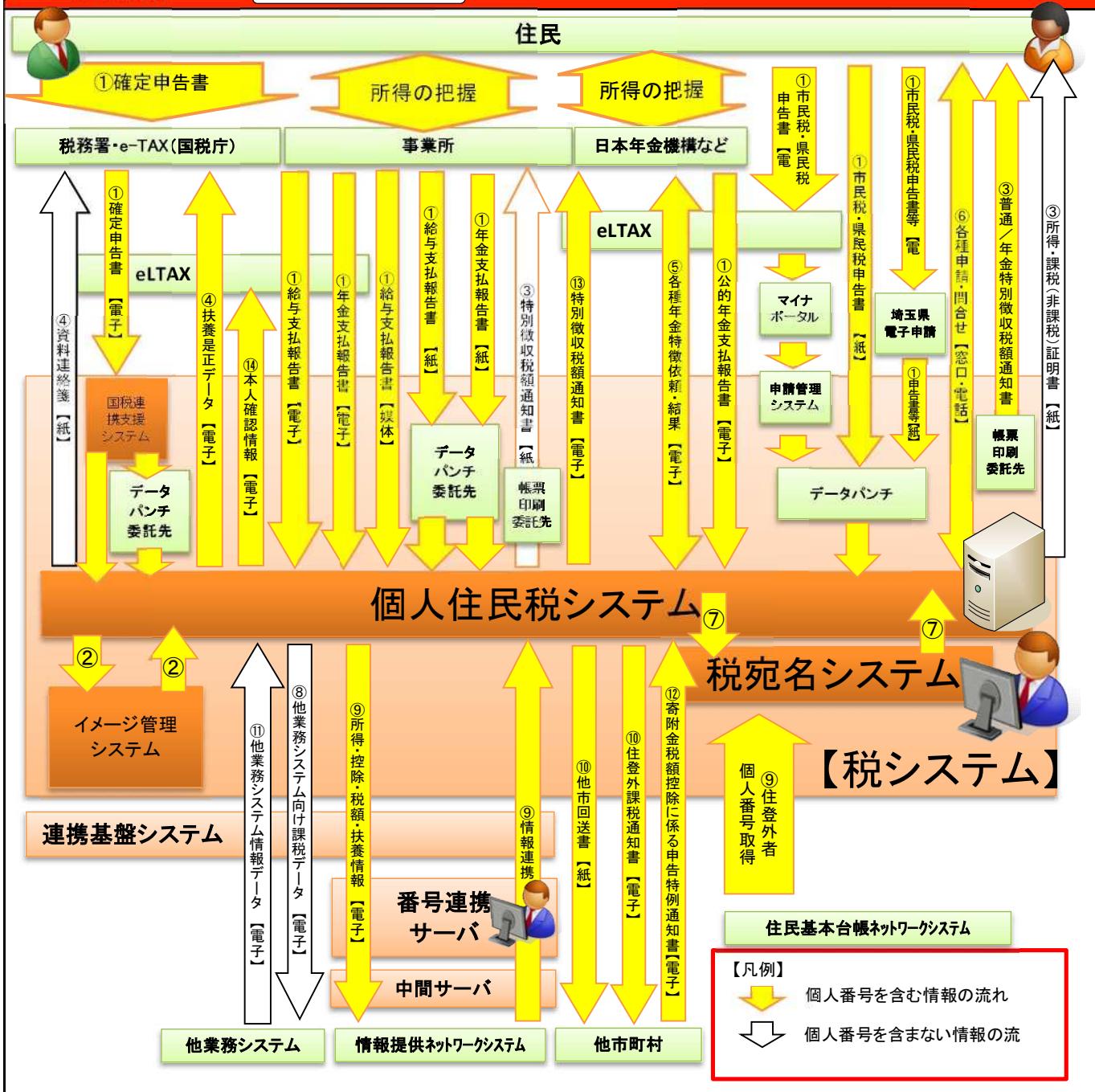
システム8	
①システムの名称	地方税共通納税システム
②システムの機能	<p>1 電子納税 自宅や職場のパソコンから、一括で全ての地方自治体へ電子納税を行う。各自治体には、ページにより、共通口座を介して市の口座に入金される。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (eLTAX)</p>
システム9	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 住民記録システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。</p> <p>2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住民基本台帳ネットワークシステムゲートウェイサーバへ送信する。</p> <p>4 情報提供機能 各業務で管理している番号法別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>5 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>6 お知らせ機能 各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバへ送信する。中間サーバよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (番号連携サーバを利用する全てのシステム)</p>

システム10	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>4 住民記録システム接続機能 中間サーバと住民記録システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p> <p>11 おしらせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消を行う。</p> <p>12 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認のためのデータを連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム11	
①システムの名称	Web口座振替受付サービス利用システム
②システムの機能	<p>1 口座振替受付機能 Web口座受付サイトにて、3情報(氏名・住所・生年月日)及び税情報等の事項を入力し、口座引落し希望の金融機関を選択し、その金融機関の申込ページにて口座情報を入力する。</p> <p>2 データ還元機能 LGWAN端末にて、受付情報をダウンロードする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (ペイジー口座振替受付サービス情報処理センター)</p>

(別添1) 事務の内容

個人住民稅賦課業

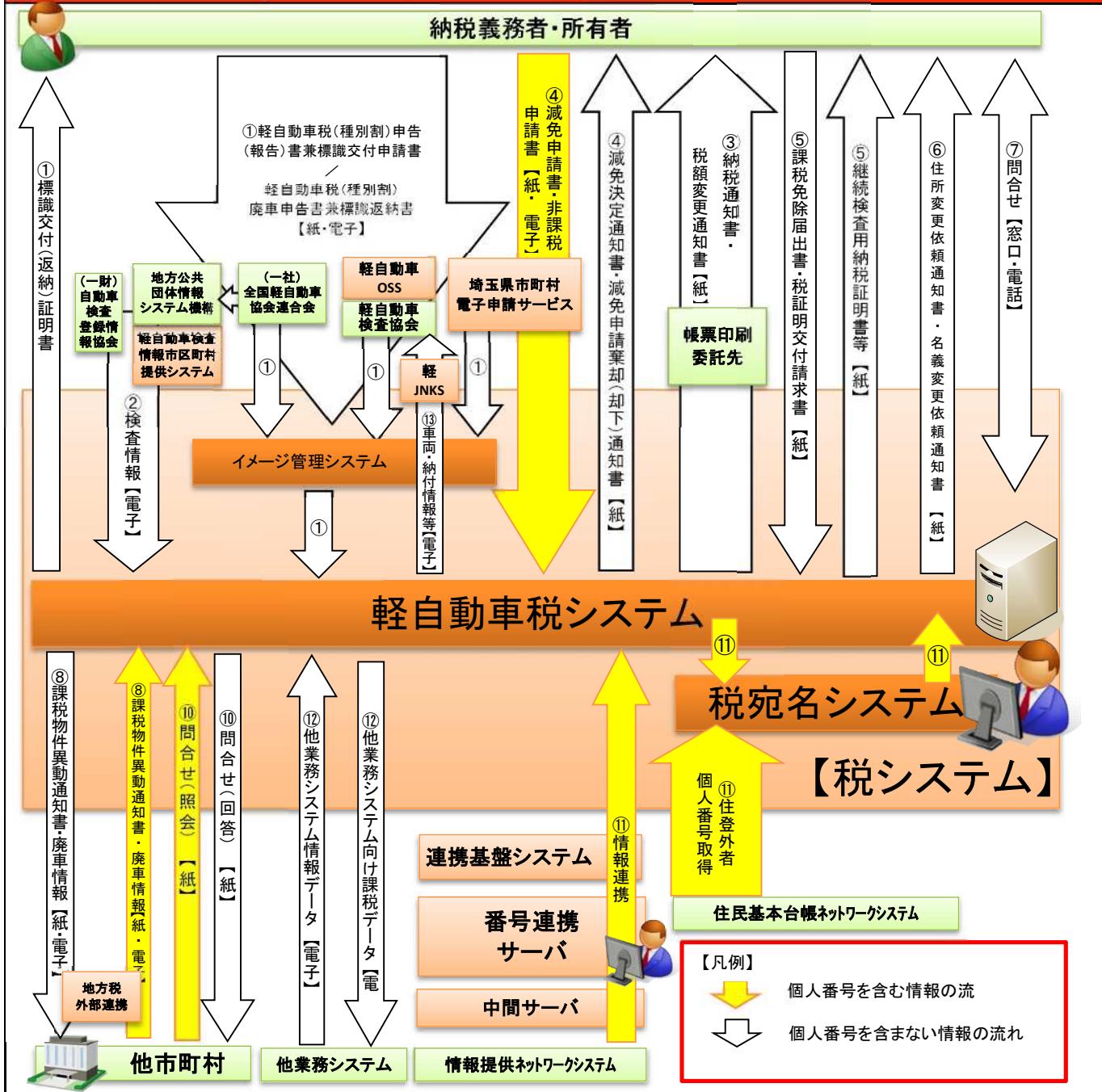


(備考)

- ①課税資料(確定申告書、給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書)等を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。埼玉県市町村電子申請サービス及び個人住民税電子申告システム(eLTAX)で提出された申告書等は紙に印刷して受理する。課税資料を取り込むにあたり、データパンチ委託業者にて電子ファイル化(パンチ作業)を行い、この電子ファイルには個人番号が含まれる。
- ②取り込んだ課税資料について、イメージ管理システムへ個人番号を含むデータファイルを連携する。これにより個人住民税システムからイメージ照会が可能となる。
- ③課税資料をもとに個人住民税システムで課税処理を行い通知書ファイルを作成する。作成した通知書ファイルを外部委託業者へ渡し、大量一括印刷・封入封緘を行い、事業所若しくは住民へ送付する。また、証明書も個人住民税システムから発行するが証明書には個人番号は含まれない。
- ④市町村の調査により、申告情報の誤りがあった場合、資料連絡箋・扶養是正データを税務署(国税庁)へ送付する。
- ⑤年金からの特別徴収の各種通知情報のやりとりについて、個人番号を追加する。
- ⑥市町村の窓口や電話による問合せ時、本人確認が必要な場合は基本情報に加え個人番号を確認する。
- ⑦税宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。また課税資料より個人番号を取得し、税宛名システムで保有する個人番号と宛名番号の紐付けテーブル作成用データを連携する。
- ⑧当初課税時、異動締め時に他業務システム向けデータを作成し提供する。また介護システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを提供してもらう。
- ⑨当初課税時、異動締め時に所得・控除・税額・扶養情報を連携サーバ経由で中間サーバへアップする。また、情報提供ネットワークシステムより他機関、他市町村の情報を参照する。なお、個人番号が未登録の住登外者の申告は、住民基本台帳ネットワークシステムを介して4情報を元に該当個人の個人番号を取得し、税宛名システムに登録する。
- ⑩他市町村へ資料の回送、住登外課税通知書を送付する。
- ⑪他業務システムとデータのやりとりを行う。ただし、キーとなる情報は宛名番号を使用し、個人番号は使用しない。
- ⑫寄附金税額控除に係る申告特例通知書を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。この電子ファイルには個人番号が含まれる。
- ⑬個人住民税システムで課税処理を行い通知書ファイルを作成する。eLTAXを通じて税額通知書(特別徴収義務者用)を送付する。
- ⑭eLTAXシステムへ個人事業主の本人確認用データを提供する。

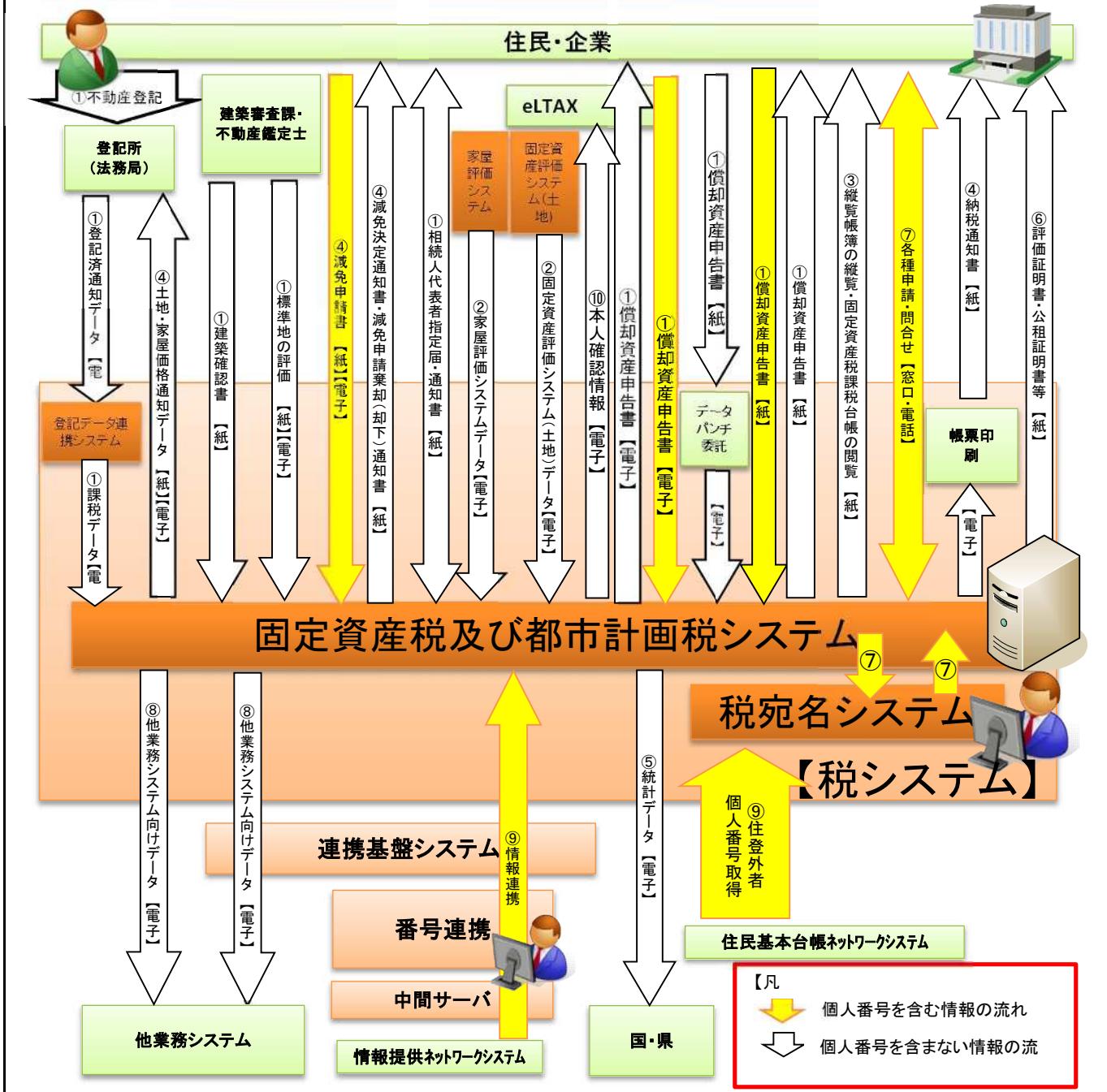
(別添1) 事務の内容

軽自動車税(種別割)賦課業務



(備考)

- ① 所有者(又は販売店)から軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等を受け付ける。また、一般社団法人全国軽自動車協会連合会又は軽自動車検査協会を経由し、軽自動車税(種別割)申告書(報告書)を受け付ける。埼玉県市町村電子申請サービスで提出された申告(報告)書等は、紙に印刷して受理する。これらには個人番号は含まれない。受け付けた申告書は、イメージ管理システムに取り込むことで、軽自動車税システムからイメージ照会が可能となる。所有者には、標識交付証明(返納)書を交付するが、これらには個人番号は記載しない。
- ② 地方公共団体情報システム機構及び(一財)自動車検査登録情報協会から初度検査年月を含む検査情報を受け取る。これには個人番号は含まれない。
- ③ 当初課税、随時課税、課税取消のそれぞれで、納税通知書や税額変更通知書を送付する。これらには個人番号は記載しない。
- ④ 減免、非課税等の申請において、個人番号を記載した申請書を紙又は埼玉県市町村電子申請サービスを介して電子で受け付ける。また、減免該当者へ減免決定通知書を、非該当者には減免申請棄却(却下)通知書を送付するが、これらには個人番号は記載しない。
- ⑤ 商品であって使用しない車両に対する課税免除の届出書や税証明交付請求書を受け付ける。これらには個人番号は含まれない。また、税証明交付請求に基づき継続検査用納税証明書等を交付するが、これにも個人番号は記載しない。
- ⑥ 転出者や死亡者遺族に対し、住所変更依頼通知書、名義変更依頼通知書を送付する。なお、各通知書に個人番号は記載しない。
- ⑦ 窓口、電話での問合せ事務においては個人番号は利用しない。
- ⑧ 他市町村向けに送付する課税物件異動通知及び地方税外部連携システムを介した廃車情報の提供には個人番号は記載しない。
- ⑨ 他市町村からの課税物件異動通知及び廃車情報提供には個人番号が記載されている場合も想定される。
- ⑩ 他市町村からの照会には個人番号が記載されている場合が考えられるが、回答する際は個人番号は記載しない。
- ⑪ 情報提供ネットワークシステムより生活保護受給情報、障害者手帳情報等を参照する。なお、個人番号が未登録の住登外者の減免申請時等は、住民基本台帳ネットワークシステムを介して4情報を元に該当個人の個人番号を取得し、税宛名システムに登録する。
- ⑫ 収納システムへの調定情報連携など、他業務システムとデータのやりとりを行う。ただし、キーとなる情報は宛名番号を使用し、個人番号は使用しない。
- ⑬ 軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会等がオンラインで確認できる「軽JNKS」に登録する。これらには個人番号は含まれない。

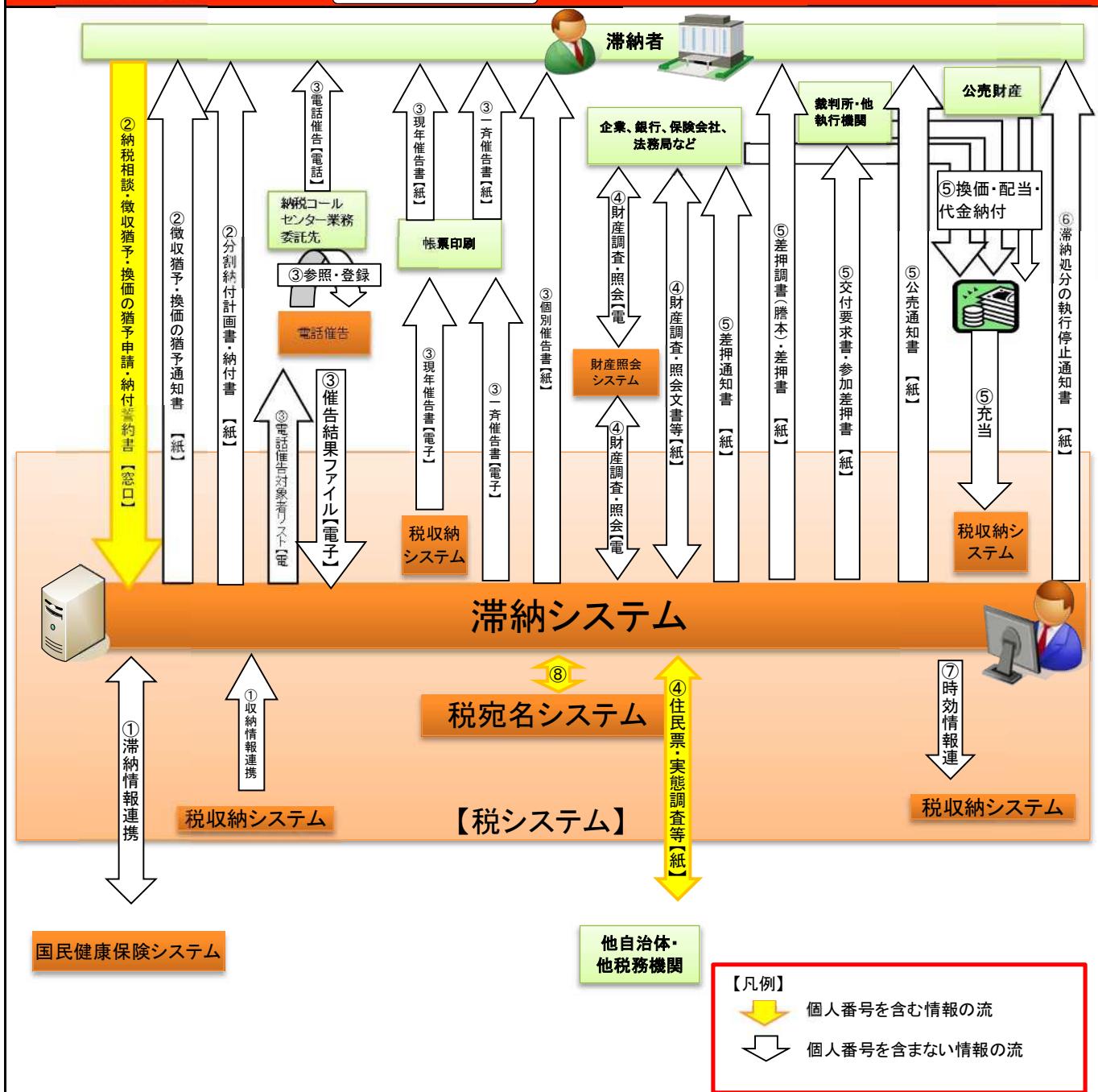


(備考)

- ①登記データ連携システム処理による課税データ(登記情報)、償却資産申告書等をもとに課税台帳を整備する。登記所(法務局)からの登記済通知書等により、納稅義務者の変更を把握する。所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納稅義務者とすることになっているため、相続人の調査を行う。
- ②価格決定(評価額決定)にあたり、家屋評価システム及び固定資産評価システム(土地)のデータを連携する。
- ③縦覧帳簿を作成し、納稅者の縦覧に供する。固定資産課税台帳を納稅義務者の閲覧に供する。
- ④固定資産税と都市計画税の税額を計算し、納稅通知書を作成して発送する。減免申請書を受け付ける。減免該当者へ減免決定通知書を、非該当者には減免申請棄却(却下)通知書を送付する。
- ⑤統計・調査データを国・県へ送付する。
- ⑥評価証明書、公租証明書等の各種証明書を発行する。
- ⑦税宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。(本人確認や個人番号による個人特定、他市町村への照会に利用)
- ⑧他業務システム向けデータを作成し提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- ⑨情報提供ネットワークシステムより生活保護情報データを参照する。なお、個人番号が未登録の住登外者の申告は、住民基本台帳ネットワークシステムを介して4情報を基に該当個人の個人番号を取得し、税宛名システムに登録する。
- ⑩eLTAXシステムへ本人確認用データを提供する。

(別添1) 事務の内容

滯納整理業務

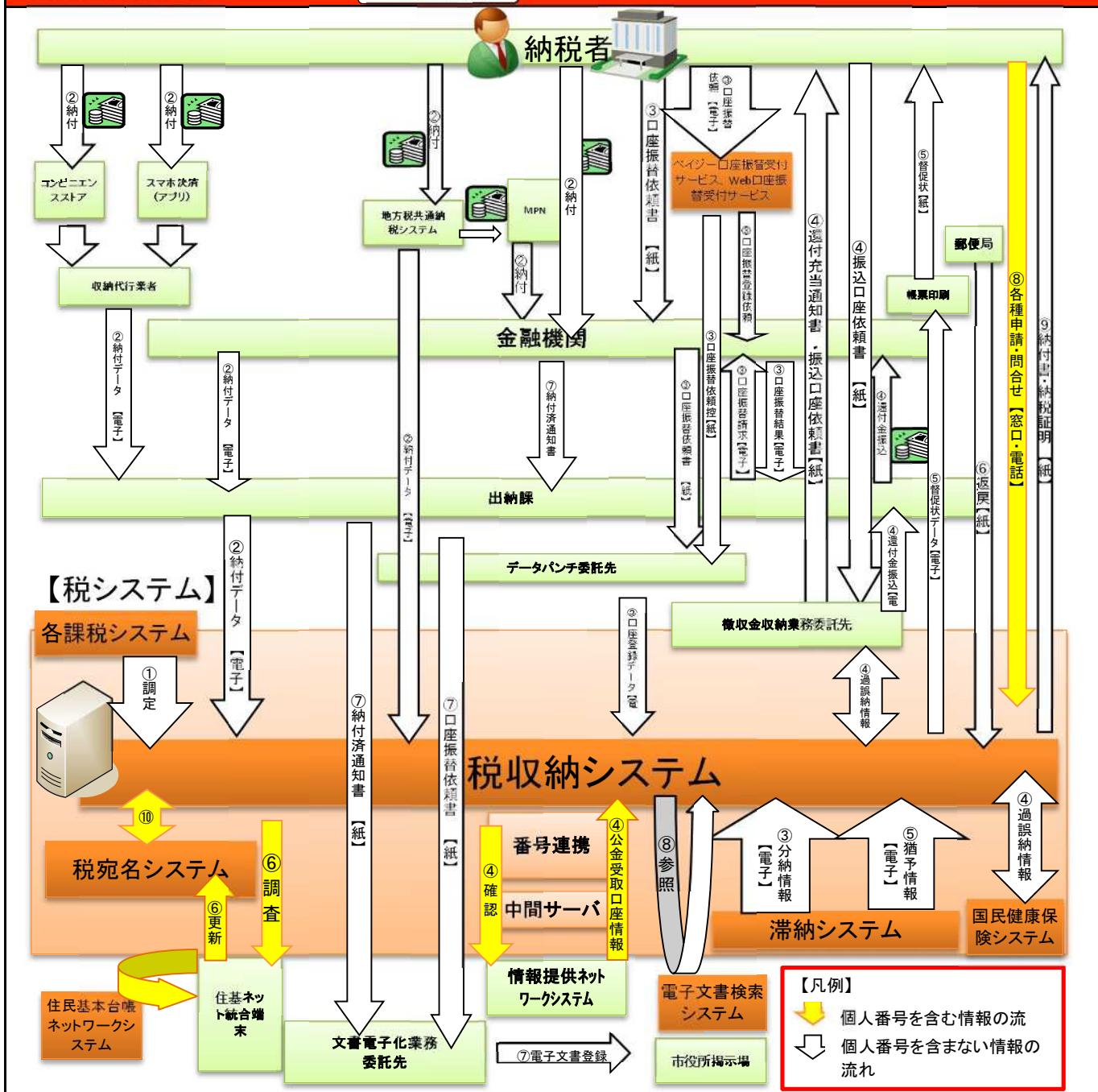


(備考)

- ①納期限後も納付されない滞納者について、滞納システムに登録を行う。また国民健康保険システムで管理する国民健康保険税の滞納情報について連携し情報を共有する。(番号法別表1第16項、地方税の賦課徴収に関する事務内における情報共有)
- ②納税者(滞納者)からの申請・相談により徴収を延期すれば完納が見込める場合については、徴収猶予や分割納付を受付け、納付書等を出力する。
- ③督促状を送付しても完納されない滞納者について必要に応じて、税収納システムや滞納システムを使用して催告書を作成する。また電話催告対象者リストをもとに納税催告センターから電話催告を実施する。
- ④督促状を送付しても完納されない滞納者について、財産調査を実施する。
- ⑤財産調査の結果、納税できる資力・財産がある場合、差押えを行う。また他執行機関による処分が進行している場合は交付要求等を行う。差し押された財産等に応じて換価・配当等を実施し、滞納市税への充当を行う。
- ⑥財産調査や差押財産の換価の結果滞納処分をすることができる財産がない場合等に、滞納処分の執行停止を行う。
- ⑦時効が完成した徴収金や、滞納処分の執行停止後所定の期間が経過した徴収金について、該当する調定情報を税収納システム・滞納システムから抹消する。
- ⑧税宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。(本人確認や、個人番号による個人特定、他市町村への照会に利用)

(別添1) 事務の内容

収納業務



(備考)

- ①課税システムより当初調定、異動分調定データを受け取る。
- ②金融機関入金、スマホ決済、コンビニエンスストア入金、地方税共通納税システムによる入金などの消込処理を行う。
- ③口座振替の依頼を受付登録し、取扱金融機関向けに振替請求データを作成する。(この際滞納システムから分割納付の口座振替情報を取得する。)金融機関から口座振替結果データを受け取り、消込処理を行う。
- ④過誤納が発生した場合、還付・充当を行い、還付充当通知書を送付する。(国民健康保険税に充当する場合もあるため、国民健康保険システムと未納情報について連携する。)還付先口座の指定を受け次第、該当の口座に還付金の振込を行う。また、公金受取口座の指定を受けた場合は、情報提供ネットワークシステムより口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
- ⑤納期限までに完納しない納税者に対し、督促状を発送する。(徴収猶予中は督促状を送付しないため滞納システムから情報を受け取る。)
- ⑥督促状が正しく送付されない場合、最新の住所地について調査(市外在住者の場合、住基ネット統合端末を用いて住民基本台帳ネットワークにアクセス)を行い送付先が不明なものについては市の掲示場に掲示し、公示送達を行う。
- ⑦後日の問い合わせ等に備え、納付済み通知書・口座振替依頼書を電子化し、電子文書管理システムに登録する。
- ⑧収納事務全般に渡り、窓口対応や電話応対などで個人番号を利用する。必要に応じて電子化した文書を参照する。
- ⑨納付書の再発行や納税証明書の発行を行う。
- ⑩収納業務全般において、個人番号や本人確認情報を利用できるよう、システム画面への表示を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(同一生計配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () 	
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号、氏名・性別・生年月日・住所(以下、「4情報」という。) 本人確認、資料の名寄せを行うために必要 2 その他識別情報(宛名番号) 個人番号との紐付けに必要 3 その他住民票関係情報 個人住民税賦課に必要(住民日の賦課期日判定など) 4 連絡先 納税義務者への問合せに必要 5 国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 個人住民税賦課に必要 6 生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 個人住民税賦課業務において参照に必要 	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年7月1日	
⑥事務担当部署	さいたま市 財政局 税務部 市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人
	[○]評価実施機関内の他部署 (区政推進部、生活福祉課、介護保険課、障害福祉課、国保年金課、児童相談所)
	[○]行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保險者、地方公共団体情報システム機構)
	[○]地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村)
	[○]民間事業者 (納付支払報告書提出事業者、年金保險者)
	[]その他 ()
②入手方法	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
	[]電子メール []専用線 [○]府内連携システム
	[○]情報提供ネットワークシステム 住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンタ → LGWAN
	[○]その他 (→ 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、埼玉県市町村電子申請サービス、マイナポータル → 個人住民税電子申告システム(eLTAX) → 申請管理システム)
③入手の時期・頻度	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 給付支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書の受付毎(毎年1月から4月頃にかけて複数回入手)
	2 府内連携により入手 (1)住民の個人番号については、住民記録システムで異動した際に連携し入手する。 (2)基礎年金番号の取込データを介護システムより毎月入手する。(※) (3)年金からの特別徴収の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータを毎月入手する。(※) (4)生活保護を準用した外国人に関する情報について、非課税判定を行う際及び減免に関する調査を行う際に入手する。 (5)中国残留邦人等への支援給付受給者に関する情報について、減免に関する調査を行う際に入手する。 (6)介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に関する情報を、賦課徴収に関する調査を行う際に入手する。 (7)里親に関する情報を、扶養調査を行う際に入手する。
	(※)個人番号は含まれないが、税システムにおいて宛名番号と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。
	3 他機関より入手 年金保險者より毎年5月に特別徴収対象者データ、毎年9月に特別徴収税額通知の処理結果通知を受け取る。また、特別徴収処理停止通知の処理結果通知を毎月、特別徴収結果通知を隔月で受け取る。
	4 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要になった都度、住民基本台帳ネットワークシステムから入手する。
	5 情報提供ネットワークシステムにより入手 調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。
	6 他市町村からの(国税連携システムによる)入手 他市町村が作成した住民登録外課税通知を随時入手する。 他市町村が作成した寄附金税額控除に係る申告特例通知データを1月に入手する。

④入手に係る妥当性	<p>1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1)給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書については提出先は市町村であり、地方税法施行規則等で様式に個人番号の記載が必要とされている。 (2)確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、所得税法施行規則により確定申告書の様式に個人番号の記載が必要とされている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。 (3)納税者等の利便性向上のために書面だけでなく、インターネットによる提出も認めている。</p> <p>2 庁内連携により入手 番号法第14条並びにさいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされている。このため個人住民税賦課業務において必要な時期に情報を入手するものである。</p> <p>3 他機関より入手 地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」を記載するものとされ、地方税法施行規則等により、個人番号の記載が必要とされている。</p> <p>4 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合に入手する。</p> <p>5 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</p>						
⑤本人への明示	<p>1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 国税通則法、所得税法、地方税法その他所得税又は個人の市民税及び県民税の関係法令により、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。</p> <p>2 庁内連携により入手 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとあることから、さいたま市住民の個人番号について、住民登録システムより入手可能である。 また、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項により、他部署からの特定個人情報の入手が可能である。</p> <p>3 他機関より入手 地方税法施行規則において明示されている。</p> <p>4 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。</p> <p>5 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明示されている。</p>						
⑥使用目的 ※	<p>1 適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 2 紳士者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のためを利用すること。</p>						
変更の妥当性	-						
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部市民税課、各市税事務所個人課税課、北部市税事務所法人課税課(特別徴収係)					
	使用者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						

	<p>1 課税資料受付事務 (1)確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 (2)住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する住登外課税通知書に個人番号を記載する。</p> <p>2 賦課決定事務 (1)資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せする際の判断に利用する。 (2)特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する(書面により送付する場合を除く。)。</p> <p>3 賦課変更事務 特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する(書面により送付する場合を除く。)。</p> <p>4 調査事務 (1)納税義務者の同一生計配偶者、扶養親族等に係る者について要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。 (2)生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、適正な課税や減免を行う。 (3)情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバに記録する。 (4)さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項の規定により、庁内連携を通じて情報を入手し、適正な課税や減免を行う。</p>
情報の突合 ※	1 上記項番1、2、3、4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2 上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。
情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税賦課業務では実施しない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・変更する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (16) 件
委託事項1	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	
①委託内容	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)	
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等

委託事項2~5	
委託事項2	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守
①委託内容	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある
③委託先における取扱者数	<p>[10人以上50人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (提供しない)</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名	株式会社オーイーシー
再委託	<p>⑦再委託の有無 ※</p> <p>[再委託しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

委託事項3		個人住民税システムのアプリケーション保守
①委託内容	アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 	
対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(同一生計配偶者、扶養親族など)のうち、個人番号を有する者	
その妥当性	委託先が著作権を有するパッケージシステムを使用しているため	
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/> 再委託する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	個人住民税システムのアプリケーション保守の一部

委託事項4		課税資料の整理						
①委託内容		提出された課税資料の整理、精査を行う。また、イメージデータをもとに電子データファイルを作成する。加えて、照会文書等の印刷や封入・封緘を行う。						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>						
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び市民税・県民税申告書等の課税資料の提出があった者のうち、個人番号を有する者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び市民税・県民税申告書等の課税資料の提出があった者のうち、個人番号を有する者					
対象となる本人の範囲 ※	給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び市民税・県民税申告書等の課税資料の提出があった者のうち、個人番号を有する者							
その妥当性		課税資料の件数が膨大であり、市民税・県民税の申告期間と重なり、職員のみで作業が行えないため						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[50人以上100人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>						
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報						
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社 埼玉営業所						
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>						
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。						
	⑨再委託事項	照会文書等の印刷、封入・封緘						

委託事項5		番号連携サーバ等のシステム運用							
①委託内容		番号連携サーバ等の稼働監視等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行う。							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[100万人以上1,000万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">番号連携サーバ等に登録されている者のうち、個人番号を有する者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	番号連携サーバ等に登録されている者のうち、個人番号を有する者						
対象となる本人の範囲 ※	番号連携サーバ等に登録されている者のうち、個人番号を有する者								
その妥当性		基幹系システムの運用は専門知識が必要なため							
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (運用管理拠点)</p>							
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報							
⑥委託先名		AGS株式会社							
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>						
	⑧再委託の許諾方法								
	⑨再委託事項								

委託事項6~10	
委託事項6	個人住民税システムのシステム運用
①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(同一生計配偶者、扶養親族など)のうち、個人番号を有する者
その妥当性	基幹系システムの運用は専門知識が必要なため
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報
⑥委託先名	AGS株式会社
再委託	<p>⑦再委託の有無 ※</p> <p>[再委託しない]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

委託事項7		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の構築・運用			
①委託内容		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の構築・運用のサービスを提供する。			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
対象となる本人の範囲 ※		eLTAXを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び確定申告書等の課税資料の提出があつた者のうち、個人番号を有する者			
その妥当性		審査サーバ及び国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため			
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (LGWAN)</p>			
⑤委託先名の確認方法		さいたま市情報公開条例に基づく開示請求			
⑥委託先名		株式会社インテック			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>			
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

委託事項8		普通徴収納税通知書の印刷・製本・封入・封緘								
①委託内容		帳票データをもとに普通徴収納税通知書を印刷し、製本、封入、封緘を行う。								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">個人住民税の納税義務者のうち、普通徴収及び年金からの特別徴収の者で個人番号を有する者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">業務の効率化、コスト削減のため</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者のうち、普通徴収及び年金からの特別徴収の者で個人番号を有する者		その妥当性	業務の効率化、コスト削減のため	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者のうち、普通徴収及び年金からの特別徴収の者で個人番号を有する者									
その妥当性	業務の効率化、コスト削減のため									
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>								
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後に市ホームページにて公表								
⑥委託先名		東洋印刷株式会社 東日本営業本部								
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>								
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要性がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。								
	⑨再委託事項	普通徴収納税通知書の製本・封入・封緘(印刷は含まない)								

委託事項9		特別徴収税額決定通知書等の印刷・封入・封緘								
①委託内容		帳票データをもとに特別徴収税額決定通知書を印刷し、封入、封緘を行う。								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">個人住民税の納税義務者のうち、給与所得からの特別徴収の者で個人番号を有する者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">業務の効率化、コスト削減のため</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者のうち、給与所得からの特別徴収の者で個人番号を有する者		その妥当性	業務の効率化、コスト削減のため	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者のうち、給与所得からの特別徴収の者で個人番号を有する者									
その妥当性	業務の効率化、コスト削減のため									
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>								
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後に市ホームページにて公表								
⑥委託先名		東洋印刷株式会社 東日本営業本部								
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>								
	⑧再委託の許諾方法									
	⑨再委託事項									

委託事項10		個人住民税関連帳票の印刷等
①委託内容		帳票データをもとに印刷等を行う。 1 特別徴収税額決定通知書(異動分)の印刷、封入、封緘を行う。 2 資料回送書の印刷を行う。 3 扶養親族確認書の印刷を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<p>1 特別徴収税額決定通知書(異動分) 個人住民税の納税義務者のうち、給与所得からの特別徴収の税額等に異動のある者で個人番号を有する者 2 資料回送書 課税資料の提出があった者のうち、他市町村での居住が判明した者で個人番号を有する者 3 扶養親族確認書 扶養している親族の特定ができない者のうち、個人番号を有する者</p>
その妥当性		業務の効率化、コスト削減のため
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報にて公表
⑥委託先名		株式会社コタニ 浦和営業所
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項11～15	
委託事項11	普通徴収納税通知書の印刷・製本・封入・封緘(異動分)
①委託内容	帳票データをもとに普通徴収納税通知書(異動分)を印刷し、製本、封入、封緘を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者のうち、普通徴収及び年金からの特別徴収の税額等に異動のある者で個人番号を有する者
その妥当性	業務の効率化、コスト削減のため
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後に市ホームページにて公表
⑥委託先名	株式会社コタニ 浦和営業所
再委託	<p>⑦再委託の有無 ※</p> <p>[再委託しない]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

委託事項12		市民税・県民税申告書の印刷・封入・封緘	
①委託内容		帳票データをもとに市民税・県民税申告書を印刷し、封入、封緘を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
<p>対象となる本人の数</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※		市民税・県民税申告書の提出が必要な者のうち、個人番号を有する者	
その妥当性		業務の効率化、コスト削減のため	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法		さいたま市情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名		東洋印刷株式会社 東日本営業本部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項13		無申告調査用市民税・県民税申告書の印刷・封入・封緘								
①委託内容		帳票データをもとに無申告調査用の市民税・県民税申告書を印刷し、封入、封緘を行う。								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[1万人以上10万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">無申告者のうち、個人番号を有する者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">業務の効率化、コスト削減のため</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	無申告者のうち、個人番号を有する者		その妥当性	業務の効率化、コスト削減のため	
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	無申告者のうち、個人番号を有する者									
その妥当性	業務の効率化、コスト削減のため									
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>								
⑤委託先名の確認方法		さいたま市情報公開条例に基づく開示請求								
⑥委託先名		株式会社コタニ 浦和営業所								
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>								
	⑧再委託の許諾方法									
	⑨再委託事項									

委託事項14		課税資料のデータエントリ
①委託内容		課税資料のイメージデータをもとに、電子データファイルを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び市民税・県民税申告書等の課税資料の提出があった者のうち、個人番号を有する者	
その妥当性	業務の効率化、コスト削減のため	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報	
⑥委託先名	株式会社マイクロフィッシュ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項15		埼玉県市町村電子申請サービス提供業務							
①委託内容		埼玉県市町村電子申請サービスの提供を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">埼玉県市町村電子申請サービスにより、市民税・県民税申告書の提出をする者及びその扶養関連者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	埼玉県市町村電子申請サービスにより、市民税・県民税申告書の提出をする者及びその扶養関連者						
対象となる本人の範囲 ※	埼玉県市町村電子申請サービスにより、市民税・県民税申告書の提出をする者及びその扶養関連者								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">市民税・県民税申告書の電子申請を実施するため、電子申請システムを委託の対象とする必要がある。</td> </tr> </table>		その妥当性	市民税・県民税申告書の電子申請を実施するため、電子申請システムを委託の対象とする必要がある。						
その妥当性	市民税・県民税申告書の電子申請を実施するため、電子申請システムを委託の対象とする必要がある。								
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>							
⑤委託先名の確認方法		(本業務は、埼玉県が委託先業者と契約し、県内市町村は県との協定により共同利用が可能となるというもの。委託先名の確認については、埼玉県において行われている。)							
⑥委託先名		埼玉県が契約する委託先(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西)							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[] 再委託する</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>							
	⑧再委託の許諾方法	(本業務は、埼玉県が委託先業者と契約し、県内市町村は県との協定により共同利用が可能となるというもの。再委託の許諾については、埼玉県において行われている。)							
	⑨再委託事項	(本業務は、埼玉県が委託先業者と契約し、県内市町村は県との協定により共同利用が可能となるというもの。再委託事項の管理については、埼玉県において行われている。)							

委託事項16～20	
委託事項16	申請管理システム保守業務
①委託内容	申請管理システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)により、市民税・県民税申告書の提出をする者
その妥当性	市民税・県民税申告書の申告手続きについてオンラインでの申請管理を実施するため、申請管理システムの運用保守に関しても委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	<p>⑦再委託の有無 ※</p> <p>[再委託する]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法
	再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこととする。
⑨再委託事項	システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (6) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (13) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない								
提供先1	番号法第19条第8号に定める情報照会者(別紙参照)								
①法令上の根拠	情報連携主務省令の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項								
②提供先における用途	情報連携主務省令の表の第2欄(特定個人番号利用事務)に掲げる事務								
③提供する情報	情報連携主務省令の表の第4欄に掲げる利用特定個人情報報(地方税関係情報)								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(同一生計配偶者、扶養親族など)のうち、個人番号を有する者								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分) 月2回(更正分)								

提供先2～5	
提供先2	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	特別徴収税額の決定及び変更の通知のため
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の特別徴収の対象となる給与所得者及び年金受給者
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (eLTAXシステム)</p>
⑦時期・頻度	<p>1 給与所得者に係るもの 年1回(5月:当初課税分) 月2回(更正分)</p> <p>2 年金受給者に係るもの 年1回(7月:当初課税分) 隔月(更正分)</p>
提供先3	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税及び復興特別所得税の適切な課税を行うため
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除等否認情報及び申告漏れ情報
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

提供先4	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7第2項
②提供先における用途	年金特別徴収事務
③提供する情報	年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (eLTAXシステム)</p>
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月) 年金特別徴収中止及び税額変更の通知(毎月)
提供先5	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	さいたま市に対して電子申告を行った者のうち、さいたま市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先6~10	
提供先6	他自治体の長(市町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項
②提供先における用途	個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税とした旨及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税とした者
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)</p>
⑦時期・頻度	5月ほか随時
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1	福祉局 生活福祉部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	1 国民健康保険税の賦課・給付等 2 後期高齢者医療保険料の賦課・給付等 3 国民年金保険料免除に関する所得確認及び無拠出障害基礎年金等受給者の所得確認 4 年金生活者支援給付金の支給対象候補者の所得確認 5 ひとり親家庭等医療費受給資格の判定
③移転する情報	各種所得額、住民税課税状況、申告区分、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 国民健康保険被保険者及び世帯員 2 後期高齢者医療被保険者及び世帯員 3 国民年金第1号被保険者、配偶者及び世帯主 無拠出障害基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金受給者及び世帯員 4 年金生活者支援給付金の支給対象候補者及び世帯員 5 ひとり親家庭等医療費受給者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (税オンライン)</p>
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分) 月2回(更正分)

移転先2～5	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	介護保険料の賦課・給付等
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び世帯員
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (税オンライン)</p>
⑦時期・頻度	年1回(6月) 月2回(異動分)
移転先3	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	<p style="text-align: center;">1 児童手当の給付等 2 児童扶養手当の給付等 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸し付けに関する事務 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 5 子育て世帯への特別給付金給付事業</p>
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p style="text-align: center;">1 児童手当支給対象者及び世帯員 2 児童扶養手当支給対象者及び世帯員 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付対象者 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金支給対象者及び世帯員 5 子育て世帯への特別給付金事業の対象者及び世帯員</p>
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (税オンライン)</p>
⑦時期・頻度	月2回

移転先4	子ども未来局 子育て未来部 保育課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	
②移転先における用途	1 保育料の賦課・徴収 2 保育施設の利用調整事務 3 地域子ども・子育て支援事業の利用料賦課	
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保育施設申込・利用児童の扶養義務者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (税オンライン)	
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分) 月2回(更正分)	
移転先5	福祉局 障害福祉部 障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	
②移転先における用途	1 障害児通所給付における自己負担額の認定 2 身障施設措置における自己負担額の認定 3 自立支援給付における自己負担額の認定 4 移動支援における自己負担額の認定 5 日中一時支援における自己負担額の認定 6 自立支援医療費(更生医療)給付における自己負担額の認定 7 自立支援医療費(精神通院医療)給付における自己負担額の認定 8 さいたま市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付における自己負担額の認定 9 特別児童扶養手当認定における所得判定 10 特別障害者手当認定における所得判定 11 障害児福祉手当認定における所得判定 12 経過的福祉手当認定における所得判定 13 障害者補装具給付における自己負担額の認定 14 心身障害者福祉手当支給における所得判定 15 日常生活用具給付における自己負担額の認定 16 心身障害者扶養共済における掛金減免の認定 17 訪問入浴サービスにおける自己負担額の認定 18 知的障害施設措置における自己負担額の認定	
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保育施設申込・利用児童の扶養義務者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (税オンライン)	
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分) 月2回(更正分)	

移転先6～10	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	前年収入申告と課税資料との突合による申告額調査
③移転する情報	所得額、控除額
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護受給者及び前年受給していた者(生活保護準用対象者、中国残留邦人等への支援給付対象者含む。)
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (税オンライン)</p>
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分)
移転先7	保健衛生局 保健所 感染症対策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種自己負担金免除申請の可否判定 ・小児慢性特定疾病医療支給申請における自己負担上限月額の決定 ・未熟児養育医療支給申請における費用微収月額の決定 ・指定難病医療支給申請における自己負担上限月額の決定 ・自立支援医療費(育成医療)給付における自己負担上限額の認定
③移転する情報	課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び世帯員
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (税オンライン)</p>
⑦時期・頻度	隨時

移転先8	子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	1 入室審査事務における、指導料の賦課 2 民設クラブへ入室している児童の保護者に対しての助成確認
③移転する情報	所得額、控除額等の課税所得情報、扶養者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(6月:当初課税分) 月2回(更正分) 隨時(入室時、税更正時)
移転先9	建設局 建築部 住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	公営住宅における住宅使用料決定等
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	名義人及び世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年4回(所得付加処理時・定期募集時)

移転先10	保健衛生局 保健所 健康支援課 子ども未来局 子ども育成部 母子保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	がん検診等無料券交付申請に係る課税状況の確認 産後ケア事業利用申請に係る課税状況の確認
③移転する情報	課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[] 10万人以上100万人未満 [] 1万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 1,000万人以上 [] 10万人以上100万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び世帯員
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税オンライン)</p>
⑦時期・頻度	随時
移転先11～15	
移転先11	子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	1 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務 2 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[] 1万人未満 [] 1万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 10万人以上10万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 1,000万人以上 [] 100万人以上1,000万人未満</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 児童手当支給対象者及び世帯員 2 児童扶養手当支給対象者及び世帯員
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税オンライン)</p>
⑦時期・頻度	月2回

移転先12	福祉局 生活福祉部 福祉総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	
②移転先における用途	1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る事務 2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務	
③移転する情報	課税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 令和4年度及び令和5年度住民税均等割が非課税である世帯 2 家計急変世帯(住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯)	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (税オンライン)</p>	
⑦時期・頻度	隨時	
移転先13	保健衛生局 保健所 精神保健課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用の徴収に関する業務	
③移転する情報	課税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神保健福祉法に基づく警察等からの通報対象者。措置入院対象者。	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (税オンライン)</p>	
⑦時期・頻度	隨時	
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所	※		<p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>2 サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービスが保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>(2)特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	[6年以上10年未満]
	その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要	
③消去方法	<p>1 ②で定めた保管期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する。)</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>(2)クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>(3)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>3 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に出力後、速やかに完全消去する。</p>		

(別紙)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に定める事務

項目番号	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税(同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。)又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務で市町村長で第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	市町村長	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第三十条で定めるもの
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)附則第二条第一項の給付(以下「旧特例給付」という。)の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて第五十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて第五十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて第五十一条で定めるもの
53	六六年法律第二百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であつて同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第五十五条で定めるもの
55-2	法務大臣	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であつて第五十七条の二で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて第五十七条の二で定めるもの
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて第五十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第五十九条で定めるもの
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて第六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第六十条で定めるもの

(別紙)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に定める事務

項目番号	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徵収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定め	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの
76	都道府県知事(昭和三十五年法律第八十四号)第二十二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第二百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定め	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未清額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定め	市町村長	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四条附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて第九十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第九十四条で定めるもの
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて第九十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第九十八条で定めるもの
98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であつて第一百条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて第一百条で定めるもの
106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含)	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であつて第一百八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第一百八条で定めるもの
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であつて第一百十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて第一百十条で定めるもの
112	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であつて第一百四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であつて第一百十四条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて第一百七十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて第一百七十七条で定めるもの
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて第一百二十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第一百二十六条で定めるもの

(別紙)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に定める事務

項目番号	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であつて第百二十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて第百二十七条で定めるもの
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて第百三十一條で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百三十一條で定めるもの
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて第百三十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百三十二条で定めるもの
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて第百三十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて第百三十四条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて第百三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百三十九条で定めるもの
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて第百四十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百四十条で定めるもの
140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であつて第百四十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて第百四十二条で定めるもの
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であつて第百四十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて第百四十三条で定めるもの
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて第百四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百四十四条で定めるもの
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて第百四十六条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて第百四十六条で定めるもの
147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて第百四十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて第百四十九条で定めるもの
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であつて第百五十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百五十三条で定めるもの
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十一年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて第百五十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百五十四条で定めるもの
155	市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊娠のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて第百五十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて第百五十七条で定めるもの
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて第百五十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百五十八条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて第百六十条で定	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百六十条で定めるもの

(別紙)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に定める事務

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの
163	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの
167	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの
168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの
169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への要学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの

(別紙)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に定める事務

項目番号	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局长通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税(種別割)納税義務者のうち個人番号を有する者	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	·識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 [] 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input checked="" type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ·業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 ()	
その妥当性	1 個人番号、4情報 本人確認に必要 2 その他識別情報(宛名番号) 個人番号との紐付けに必要 3 その他住民票関係情報 軽自動車税(種別割)の調査事務、納税義務者への問合せに必要 4 連絡先 納税義務者への問合せに必要 5 地方税関係情報 軽自動車税(種別割)の賦課に必要	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年7月1日	
⑥事務担当部署	さいたま市 財政局 税務部 市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人		
	[<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署	(区政推進部)	
	[<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等	(情報提供ネットワークシステム利用機関)	
	[<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人	(情報提供ネットワークシステム利用機関)	
	[<input type="radio"/>] 民間事業者	(一般社団法人全国軽自動車協会連合会)	
②入手方法	[<input type="radio"/>] その他	(地方公共団体情報システム機構)	
	[<input type="radio"/>] 紙	[<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 庁内連携システム	
	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム		
③入手の時期・頻度	[<input type="radio"/>] その他	(住民基本台帳ネットワークシステム、埼玉県市町村電子申請サービス)	
	1 本人又は本人の代理人、行政機関、民間事業者からの入手 さいたま市市税条例第96条第2項第1号又は第97条第2項第1号に基づく軽自動車税(種別割)に係る減免申請書の受付毎に入手する。(毎年複数回)。また、地方税法施行規則附則第25条第1項第1号口に基づく非課税申請書等の受付毎に入手する(申請の都度隨時)。		
	2 他市町村から入手 調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。		
④入手に係る妥当性	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要になった都度、住民基本台帳ネットワークシステムから入手する。		
	1 本人又は本人の代理人、行政機関、民間事業者からの入手 (1) さいたま市市税条例第96条第2項第1号、第97条第2項第1号及び地方税法施行規則附則第25条第1項第1号口において明示されている。 (2) 納税者等の利便性向上のために書面だけでなく、インターネットによる提出も認めている。		
	2 他市町村からの入手 番号法第19条第8項において明示されている。		
⑤本人への明示	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明示されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合に入手する。		
	1 本人又は本人の代理人、行政機関、民間事業者からの入手 さいたま市市税条例第96条第2項第1号、第97条第2項第1号及び地方税法施行規則附則第25条第1項第1号口において明示されている。		
	2 他市町村からの入手 番号法第19条第8項において明示されている。		
⑥使用目的 ※	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求める旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。		
	適正かつ公平な賦課の実現のため、軽自動車税(種別割)に係る減免申請書等の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。		
⑦使用の主体 ※		変更の妥当性	—
⑦使用の主体 ※	使用部署	税務部市民税課、各市税事務所個人課税課	
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>

⑧使用方法 ※	<p>1 減免等受付事務 (1)納税義務者より提出された軽自動車税(種別割)に係る減免申請書等に記載された個人番号を取得し本人確認を行う際に使用する。また、住登外者などで未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 (2)生活保護受給情報、障害者手帳情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、軽自動車税の減免判定等を行う。</p>
情報の突合 ※	上記項番1において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、軽自動車税(種別割)賦課業務では実施しない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	軽自動車税(種別割)係る申告書に基づき軽自動車税(種別割)額を決定する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (6) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守
①委託内容	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="radio"/> ○] その他 (提供しない)]
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報
⑥委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項 システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等

委託事項2~5							
委託事項2	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守						
①委託内容	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>						
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>						
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者						
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある						
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 ()</p>						
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。						
⑥委託先名	株式会社オーイーシー						
再委託	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">⑦再委託の有無 ※</td> <td style="width: 80%;">[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</td> </tr> <tr> <td>⑧再委託の許諾方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨再委託事項</td> <td></td> </tr> </table>	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	⑧再委託の許諾方法		⑨再委託事項	
⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない						
⑧再委託の許諾方法							
⑨再委託事項							

委託事項3		軽自動車税システムのアプリケーション保守								
①委託内容		アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">軽自動車税(種別割)の納税義務者のうち、個人番号を有する者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">委託先が著作権を有するパッケージシステムを使用しているため</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税(種別割)の納税義務者のうち、個人番号を有する者		その妥当性	委託先が著作権を有するパッケージシステムを使用しているため	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税(種別割)の納税義務者のうち、個人番号を有する者									
その妥当性	委託先が著作権を有するパッケージシステムを使用しているため									
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>								
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>								
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報								
⑥委託先名		富士通Japan株式会社								
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 再委託する</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>								
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。								
	⑨再委託事項	軽自動車税システムのアプリケーション保守の一部								

委託事項4		番号連携サーバ等のシステム運用					
①委託内容		番号連携サーバ等の稼働監視等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行う。					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">番号連携サーバ等に登録されている個人のうち、個人番号を有する者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">基幹系システムの運用は専門知識が必要なため</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	番号連携サーバ等に登録されている個人のうち、個人番号を有する者	その妥当性	基幹系システムの運用は専門知識が必要なため
対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 ※	番号連携サーバ等に登録されている個人のうち、個人番号を有する者						
その妥当性	基幹系システムの運用は専門知識が必要なため						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>					
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (運用管理拠点)</p>					
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報					
⑥委託先名		AGS株式会社					
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>					
	⑧再委託の許諾方法						
	⑨再委託事項						

委託事項5		軽自動車税システムのシステム運用							
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">軽自動車税(種別割)の納税義務者のうち、個人番号を有する者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税(種別割)の納税義務者のうち、個人番号を有する者						
対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税(種別割)の納税義務者のうち、個人番号を有する者								
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>							
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報							
⑥委託先名		AGS株式会社							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> 1) 再委託する 2) 再委託しない							
	⑧再委託の許諾方法								
	⑨再委託事項								

委託事項6~10	
委託事項6	軽自動車税システムのサーバ機器等のハウジング
①委託内容	データセンターにおける軽自動車税システムのサーバ機器等の設置・稼働管理を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税(種別割)の納税義務者のうち、個人番号を有する者
その妥当性	外部の専門業者のデータセンターを活用することで災害時のBCP対策を行うとともに、耐震、防火防水、無停電電源、空調、運用管理設備、セキュリティーなどを備えたマシン室の設置・維持コストを抑制するため
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報
⑥委託先名	NTTコミュニケーションズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※
	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

委託事項7		埼玉県市町村電子申請サービス提供業務						
①委託内容		埼玉県市町村電子申請サービスの提供を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[1万人以上10万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢>						
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 ※		埼玉県市町村電子申請サービスにより、軽自動車税(種別割)減免申請の提出をする者						
その妥当性		軽自動車税(種別割)減免申請の電子申請を実施するため、電子申請システムを委託の対象とする必要がある。						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>						
⑤委託先名の確認方法		(本業務は、埼玉県が委託先業者と契約し、県内市町村は県との協定により共同利用が可能となるというもの。委託先名の確認については、埼玉県において行われている。)						
⑥委託先名		埼玉県が契約する委託先(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西)						
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 再委託する</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>						
	⑧再委託の許諾方法	(本業務は、埼玉県が委託先業者と契約し、県内市町村は県との協定により共同利用が可能となるというもの。再委託の許諾については、埼玉県において行われている。)						
	⑨再委託事項	(本業務は、埼玉県が委託先業者と契約し、県内市町村は県との協定により共同利用が可能となるというもの。再委託事項の管理については、埼玉県において行われている。)						
委託事項11~15								
委託事項16~20								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input checked="" type="radio"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	福祉局 生活福祉部 生活福祉課
①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項
②移転先における用途	軽自動車等の資産所有状況調査
③移転する情報	軽自動車等の所有者情報(氏名、住所、定置場)、車両番号、車種、車名、排気量、車台番号、登録年月日
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護受給者等で、且つ軽自動車等を所有する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>2 サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービスが保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>(2)特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要													
③消去方法		<p>1 ②で定めた保管期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する。)</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>(2)クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>(3)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>3 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に出力後、速やかに完全消去する。</p>												
7. 備考														

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産税及び都市計画税納税義務者のうち個人番号を有する者
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号、4情報 本人確認、賦課の名寄せを行うために必要 2 その他識別情報(宛名番号) 個人番号との紐付けに必要 3 その他住民票関係情報 固定資産税及び都市計画税の調査事務、納税義務者への問合せに必要 4 連絡先 固定資産税及び都市計画税納税義務者への問合せに必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月1日
⑥事務担当部署	さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[<input checked="" type="radio"/>] 本人又は本人の代理人
	[<input checked="" type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (区政推進部)
	[<input checked="" type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構)
	[<input checked="" type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステム利用機関)
	[<input type="checkbox"/>] 民間事業者 ()
②入手方法	[<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム
	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム
	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→審査システム(eLTAX))
③入手の時期・頻度	<p>1 本人又は本人の代理人からの入手 (1)地方税法第383条に基づき、償却資産申告書の受付時に入手する。 (2)さいたま市市税条例に基づき、固定資産税・都市計画税減免申請書等の受付時に入手する。</p> <p>2 庁内連携により入手 住民基本台帳に登録されている者の個人番号については、住民記録システムで異動した際に連携し入手する。</p> <p>3 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要になった都度、機構から入手する。</p> <p>4 情報提供ネットワークシステムにより入手 調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</p>
④入手に係る妥当性	<p>1 本人又は本人の代理人からの入手 償却資産申告書(地方税法第383条)については提出先は市町村であり、地方税法施行規則第26号様式にて、個人番号欄が明記されている。また、申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。 また、固定資産税・都市計画税減免申請書等については、さいたま市市税条例及び総務省事務連絡「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」で明記されている。</p> <p>2 庁内連携により入手 番号法第14条、第14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされている。このため、固定資産税及び都市計画税賦課業務において必要な時期に情報を入手するものである。</p> <p>3 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項による。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合に入手する。</p> <p>4 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号による。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</p>
⑤本人への明示	<p>1 本人又は本人の代理人からの入手 償却資産申告書については、地方税法施行規則第26号様式にて、個人番号欄が明記されている。 また、固定資産税・都市計画税減免申請書等については、さいたま市市税条例及び総務省事務連絡「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」で明記されている。</p> <p>2 庁内連携により入手 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとされていることから、さいたま市民の個人番号について、住民記録システムにより入手可能である。</p> <p>3 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めるができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。</p> <p>4 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号による。</p>

⑥使用目的 ※		1 効率的に本人確認を行えるよう個人番号を利用する。 2 各種申請等に必要な行政機関が発行する添付書類が省略できるなど、納税者の利便性の向上のために利用する。
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	固定資産税課、北部・南部市税事務所資産課税課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<p>1 償却資産申告書及び固定資産税・都市計画税減免申請書等受付事務 納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書及び固定資産税・都市計画税減免申請書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。</p> <p>2 賦課決定 生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税及び都市計画税の減免判定を行う。</p>
	情報の突合 ※	上記項番1において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、固定資産税及び都市計画税賦課業務では実施しない。
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	固定資産課税台帳に基づき固定資産税及び都市計画税の税額を決定・変更する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (6) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	
①委託内容	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)	
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等
委託事項2~5		

委託事項2		統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守					
①委託内容		統合基盤システムのハードウェア保守作業 等					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者						
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>					
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)</p>					
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として公表している。					
⑥委託先名		株式会社オーライーシー					
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>					
	⑧再委託の許諾方法						
	⑨再委託事項						

委託事項3		固定資産税システムのアプリケーション保守							
①委託内容		アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">固定資産税の納税義務者のうち、個人番号を有する者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の納税義務者のうち、個人番号を有する者						
対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の納税義務者のうち、個人番号を有する者								
その妥当性		委託先が著作権を有するパッケージシステムを使用しているため							
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>							
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報							
⑥委託先名		富士通Japan株式会社							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 再委託する</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>							
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。							
	⑨再委託事項	固定資産税システムのアプリケーション保守の一部							

委託事項4		番号連携サーバ等のシステム運用
①委託内容		番号連携サーバ等の稼働監視等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		番号連携サーバ等に登録されている者のうち、個人番号を有する者
その妥当性		基幹系システムの運用は専門知識が必要なため
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (運用管理拠点)</p>
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[再委託しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		固定資産税システムのシステム運用			
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px; width: 85%;"> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> </td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px; width: 85%;">固定資産税の納税義務者のうち、個人番号を有する者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の納税義務者のうち、個人番号を有する者		
対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の納税義務者のうち、個人番号を有する者				
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>			
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報			
⑥委託先名		AGS株式会社			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

委託事項6~10		
委託事項6	審査システム(eLTAX)の構築・運用	
①委託内容	審査システム(eLTAX)の構築・運用のサービスを提供する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを通じて、償却資産申告書等の提出があった者のうち、個人番号を有する者	
その妥当性	審査サーバを委託利用型により利用しているため	
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (LGWAN)</p>	
⑤委託先名の確認方法	さいたま市情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	株式会社インテック	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	地方税共同機構	
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号	
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため	
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	さいたま市に対して電子申告を行った者のうち、さいたま市にて本人確認を行った者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (LGWAN)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>2 サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>(2)特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
③消去方法		<p>1 ②で定めた保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する。)</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>(2)クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>(3)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>												
7. 備考		-												

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納整理特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市税滞納者及び滞納者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の滞納者も含む)
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号、4情報 本人確認に必要 2 その他識別情報(宛名番号) 個人番号との紐付けに必要 3 その他住民票関係情報 滞納の調査事務、納税義務者への問合せに必要 4 連絡先 納税義務者への問合せに必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月1日
⑥事務担当部署	さいたま市 財政局 税務部 収納対策課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人
	[○]評価実施機関内の他部署 (区政推進部、市民税課、固定資産税課、国保年金課)
	[○]行政機関・独立行政法人等 (国税庁、地方公共団体情報システム機構)
	[○]地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村)
	[]民間事業者 ()
②入手方法	[○]その他 ()
	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
	[]電子メール []専用線 [○]府内連携システム
	[]情報提供ネットワークシステム
	[○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 滞納者自身ではない納税承継人等については、申請の際に本人より都度入手する。
	2 府内連携により入手 市税の滞納者は、いずれかの市税の納税義務者であり、各賦課の時点で個人番号を特定した対象者については、宛名番号を共有しているため同様に個人番号を特定することができる。
	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 本人より個人番号の提供を受けられなかった場合、書類が返戻になり連絡がつかない場合等、調査が必要になった場合において、機構から都度入手する。
	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 番号法第14条第1項において明記されている。
	2 府内連携により入手 番号法第14条第1項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実者に対して個人番号の提供を求めることができるとされている。
④入手に係る妥当性	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合入手する。
	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 番号法第14条第1項において明記されている。
	2 府内連携により入手 番号法第14条第1項において、他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる旨が規定され、明示されている。
	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求める旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。
	1 地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため 2 個人を正確かつ迅速に特定し、滞納整理業務を効率的に行うため 3 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。
⑤本人への明示	変更の妥当性
	-

⑦使用の主体	使用部署 ※	北部・南部市税事務所納税課、納税調査課、収納対策課	
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[100人以上500人未満]</p> <p style="text-align: right;">1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
⑧使用方法 ※		<p>滞納整理業務全般</p> <p>1 本人確認を行う際に個人番号を使用する。 2 本人特定の手段として個人番号を使用する。</p>	
<table border="1" style="float: left; margin-right: 10px;"> <tr><td>情報の突合</td><td>※</td></tr> </table> 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。		情報の突合	※
情報の突合	※		
<table border="1" style="float: left; margin-right: 10px;"> <tr><td>情報の統計分析</td><td>※</td></tr> </table> 特定個人情報に関する統計分析については、滞納整理業務では実施しない。		情報の統計分析	※
情報の統計分析	※		
<table border="1" style="float: left; margin-right: 10px;"> <tr><td>権利利益に影響を与える決定</td><td>※</td></tr> </table> 滞納者の財産の差押、換価、配当を行う。		権利利益に影響を与える決定	※
権利利益に影響を与える決定	※		
⑨使用開始日	平成28年1月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (6) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守		
①委託内容	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者		
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある		
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)		
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報		
⑥委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。	
	⑨再委託事項	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	

委託事項2~5							
委託事項2	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守						
①委託内容	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>						
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>						
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者						
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある						
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (提供しない)</p>						
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。						
⑥委託先名	株式会社オーライーシー						
再委託	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">⑦再委託の有無 ※</td> <td style="width: 85%;"> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p> </td> </tr> <tr> <td>⑧再委託の許諾方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨再委託事項</td> <td></td> </tr> </table>	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	⑧再委託の許諾方法		⑨再委託事項	
⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>						
⑧再委託の許諾方法							
⑨再委託事項							

委託事項3		滞納整理システムのアプリケーション保守
①委託内容		アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	市税滞納者及び滞納者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の滞納者も含む)	
その妥当性	委託先が著作権を有するパッケージシステムを使用しているため	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	滞納整理システムのアプリケーション保守の一部

委託事項4		番号連携サーバ等のシステム運用
①委託内容		番号連携サーバ等の稼働監視等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されている者の中、個人番号を有する者	
その妥当性	基幹系システムの運用は専門知識が必要なため	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (運用管理拠点)</p>	
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報	
⑥委託先名	AGS株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		滞納整理システムのシステム運用			
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">市税滞納者及び滞納者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の滞納者も含む)</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	対象となる本人の範囲 ※	市税滞納者及び滞納者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の滞納者も含む)
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
対象となる本人の範囲 ※	市税滞納者及び滞納者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の滞納者も含む)				
その妥当性		基幹系システムの運用は専門知識が必要なため			
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>			
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報			
⑥委託先名		AGS株式会社			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>			
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

委託事項6~10	
委託事項6	納税コールセンターにおける電話催告事務
①委託内容	納期限を過ぎても納付が確認できない対象者を抽出した電話催告対象者リストを用い、電話にて納税の呼びかけを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	納期限を過ぎても納付が確認できない者のうち、個人番号を有する者
その妥当性	公権力の行使にあたらない納税の呼びかけを行う業務であり、また夜間や休日等の実施が効果的であるため
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後に市ホームページにて公表
⑥委託先名	株式会社アイ・シー・アール
再委託	⑦再委託の有無 ※
	[再委託しない]
	1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (5) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない			
提供先1	官公署または行政機関			
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第9号			
②提供先における用途	実態調査のため			
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input checked="" type="radio"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 100万人未満</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市税滞納者及び滞納者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の滞納者も含む)			
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>			
⑦時期・頻度	実態調査を行う都度			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				

移転先1	福祉局 長寿応援部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	介護保険料の徴収事務等
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険料滞納者及びその相続人等
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2~5	
移転先2	福祉局 生活福祉部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	後期高齢者医療保険料の徴収事務等
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療保険料滞納者及びその相続人等
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先3	福祉局 生活福祉部 生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	
②移転先における用途	生活保護費の返還金及び徴収金の徴収事務等	
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護費の返還金、徴収金滞納者及びその相続人等	
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先4	子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	
②移転先における用途	放課後児童健全育成事業保護者負担金の徴収事務等	
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	放課後児童健全育成事業保護者負担金滞納者及びその相続人等	
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先5	子ども未来局 子育て未来部 保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	保育施設等利用者負担額の徴収事務等
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保育施設等利用者負担額滞納者及びその相続人等
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>2 サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>(2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>[20年以上]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
③消去方法	その妥当性	<p>1 地方税法18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。しかしながら時効の中止・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、時効完成後に削除する。(保管期間を20年以上とする。) 2 紳期限内に納付される一般的な特定個人情報については、10年未満で削除する。</p>
7. 備考		-

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市税納税者及び納税者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の納税者も含む)
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号、4情報 本人確認に必要 2 その他識別情報(宛名番号) 個人番号との紐付けに必要 3 その他住民票関係情報 収納の調査事務、納税義務者への問合せに必要 4 連絡先 納税義務者への問合せに必要 5 その他 個人情報に紐づけられた公金受取口座への給付を希望する場合に必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月1日
⑥事務担当部署	さいたま市 財政局 税務部 収納対策課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人									
	[○]評価実施機関内の他部署	(区政推進部、市民税課、固定資産税課、国保年金課)								
②入手方法	[○]行政機関・独立行政法人等	(地方公共団体情報システム機構、デジタル庁)								
	[]地方公共団体・地方独立行政法人	()								
	[]民間事業者	()								
	[]その他	()								
③入手の時期・頻度	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 納稅者自身ではない納稅管理人、納稅承継人等については、申請の際に本人より都度入手する。									
	2 庁内連携により入手 収納特定個人情報ファイルの対象者は、いずれかの市税の納稅義務者であり、各賦課の時点で個人番号を特定した対象者については、宛名番号を共有しているため同様に個人番号を特定することができる。									
	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 本人より個人番号の提供を受けられなかった場合、書類が返戻になり連絡がつかない場合等、調査が必要になった場合において、機構から都度入手する。									
④入手に係る妥当性	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 番号法第14条第1項において明記されている。									
	2 庁内連携により入手 番号法第14条第1項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実者に対して個人番号の提供を求める求めることができるとされている。									
	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合入手する。									
⑤本人への明示	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 番号法第14条第1項において明記されている。									
	2 庁内連携により入手 番号法第14条第1項において、他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求める求めることができる旨が規定され、明示されている。									
	3 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求める求めができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。									
⑥使用目的 ※	1 地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため 2 個人を正確かつ迅速に特定し、収納業務を効率的に行うため 3 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事が番号法により求められる。									
変更の妥当性	-									
⑦使用の主体	使用部署 ※	北部・南部市税事務所納稅課、納稅調査課、収納対策課								
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[100人以上500人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

⑧使用方法 ※	<p>収納業務全般</p> <p>1 本人確認を行う際に個人番号を使用する。</p> <p>2 本人特定の手段として個人番号を使用する。</p>
情報の窓口 ※	内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、収納業務では実施しない。
権利利益に影響を与える決定 ※	課税調定と納付状況から還付・充当を実施する。また納期限経過後も納付が確認できない場合は、差押等の滞納処分の前提となる督促状を送付する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (6) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守
①委託内容	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供しない)
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報
⑥委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項 システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等

委託事項2~5							
委託事項2	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守						
①委託内容	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] <input type="checkbox"/> 1) 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 2) 特定個人情報ファイルの一部 </p>						
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[100万人以上1,000万人未満] <input type="checkbox"/> 1) 1万人未満 <input type="checkbox"/> 2) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 1,000万人以上 </p>						
対象となる本人の範囲 ※	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者						
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある						
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上 </p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (提供しない)</p>						
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。						
⑥委託先名	株式会社オーライーシー						
再委託	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">⑦再委託の有無 ※</td><td style="width: 85%;"> <p>[再委託しない] <input type="checkbox"/> 1) 再委託する <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない </p> </td></tr> <tr> <td>⑧再委託の許諾方法</td><td></td></tr> <tr> <td>⑨再委託事項</td><td></td></tr> </table>	⑦再委託の有無 ※	<p>[再委託しない] <input type="checkbox"/> 1) 再委託する <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない </p>	⑧再委託の許諾方法		⑨再委託事項	
⑦再委託の有無 ※	<p>[再委託しない] <input type="checkbox"/> 1) 再委託する <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない </p>						
⑧再委託の許諾方法							
⑨再委託事項							

委託事項3		税収納システムのアプリケーション保守							
①委託内容		アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[100万人以上1,000万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
対象となる本人の範囲 ※		市税納税者及び納税者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の納税者も含む)							
その妥当性		委託先が著作権を有するパッケージシステムを使用しているため							
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>							
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報							
⑥委託先名		富士通Japan株式会社							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[再委託する]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>							
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。							
	⑨再委託事項	税収納システムのアプリケーション保守の一部							

委託事項4		番号連携サーバ等のシステム運用
①委託内容		番号連携サーバ等の稼働監視等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	番号連携サーバ等に登録されている者のうち、個人番号を有する者	
その妥当性	基幹系システムの運用は専門知識が必要なため	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (運用管理拠点)</p>	
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後の契約公報	
⑥委託先名	AGS株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		税収納システムのシステム運用		
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px; width: 85%;"> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> </td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
対象となる本人の範囲 ※		市税滞納者及び滞納者の納税について関係を有する者(うち、個人番号を有する者(過去の滞納者も含む)		
その妥当性		基幹系システムの運用は専門知識が必要なため		
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑤委託先名の確認方法		委託先決定後の契約公報		
⑥委託先名		AGS株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
	⑧再委託の許諾方法			
	⑨再委託事項			

委託事項6~10	
委託事項6	消込及び過誤納金の還付・充当、口座振替作業
①委託内容	市税徴収金の消込(収入整理)処理、市税過誤納金の還付・充当・振替処理、過誤納金還付(充当)通知書等の封入封緘及び発送、市税口座データベースの作成・加工及びメンテナンス、市税督促状・催告書引抜作業を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	市税納税者及び納税者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の納税者も含む)
その妥当性	当該業務については、調定収入状況を総合的に勘案する必要があるため、その過程で課税資料等の個人番号記載書類も確認する必要があるため
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[○] その他 (オンライン)</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先決定後に市ホームページにて公表
⑥委託先名	イル・コーポレーション株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※
	<p>[再委託しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法
⑨再委託事項	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 [20年以上] 10) 定められていない
③消去方法	1 地方税法18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。しかしながら時効の中止・停止により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を20年以上とする。) 2 納期限内に納付される一般的な特定個人情報については、10年未満で削除する。	
7. 備考		-

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**個人住民税賦課業務**

1更新年月日、2更新時刻、3更新職員番号、4更新端末ID、5更新アクセスコード、6更新プログラムID、7前回更新年月日、8前回更新時刻、9前回更新職員番号、10前回更新端末ID、11前回更新アクセスコード、12前回更新プログラムID、13削除フラグ、14排他フラグ、15自治体識別コード、16課税年度、17宛名番号、18自治体コード、19履歴番号、20世帯番号、21続柄コード、22生年月日、23前年12月31年齢、24本年1月1年齢、25性別コード、26個人法人詳細区分、27個人基本種別コード、28個人基本廃止理由コード、29翌年廃止理由コード、30前年死亡フラグ、31外字フラグ、32通称名優先区分、33在留の資格コード、34在留期間開始日、35在留期間終了日、36カナ氏名、37検索カナ氏名、38漢字氏名、39カナ通称名、40漢字通称名、41市内市外区分、42市外住所コード、43住所自治体コード、44住所町名コード、45住所番地コード、46住所枝番コード、47住所小枝番コード、48住所枝番3コード、49住所番地編集区分、50住所、51方書、52宛名異動日、53宛名異動理由コード、54住民日、55住定日、56消除日、57納稅者番号、58本籍地、59筆頭者名、60本人障害区分、61生活扶助区分、62個人基本寡夫区分、63個人基本勤学区分、64無申告調査結果コード、65無申告調査結果内容、66特記コード、67特記情報、68翌年申告書発送区分、69住登地登録フラグ、70生活扶助開始日、71生活扶助廃止日、72無申告調査コード、73住民税申告書通知日、74催告通知書通知日、75最終催告通知書通知日、76住登地市外住所コード、77住登地住所、78住登地方書、79基礎年金番号、80基礎年金番号付設レベル、81年金保険者番号、82年金コード、83扶養関連者区分、84扶養関連者種別コード、85扶養関連者宛名番号、86扶養関連者自治体コード、87扶養関連者状態区分、88扶養関連者異動事由コード、89否認理由コード、90専従者給与額、91指定番号、92収納指定番号、93関連指定番号、94総括表区分、95納入書区分、96媒体区分、97納期特例区分、98納期特例開始年月、99納期特例終了年月、100事業所廃止理由、101廃止年月日、102指定番号変更年月、103収納指定番号変更年月、104普徴事業所区分、105特徴税額通知書出力区分、106受取方法、107納稅義務者用受取方法、108通知先アドレス、109通知先アドレス更新日、110新年度媒体区分、111新年度受取方法、112新年度納稅義務者用受取方法、113新年度通知先アドレス、114新年度通知先アドレス更新日、115資料種別コード、116総括表資料番号、117月別人数6月、118月別人数7月、119月別人数8月、120月別人数9月、121月別人数10月、122月別人数11月、123月別人数12月、124月別人数1月、125月別人数2月、126月別人数3月、127月別人数4月、128月別人数5月、129月割額6月、130月割額7月、131月割額8月、132月割額9月、133月割額10月、134月割額11月、135月割額12月、136月割額1月、137月割額2月、138月割額3月、139月割額4月、140月割額5月、141バッチ締めフラグ、142宛名履歴番号、143最終個人番号、144指定予告書出力区分、145個人番号、146従業員状態区分、147異動日、148登録区コード、149資料番号、150資料廃止理由コード、151給報種別コード、152入力カナ氏名、153入力生年月日、154入力西暦生年月日、155入力性別コード、156宛名付設コード、157資料収入種別コード、158事業所家屋敷区分、159受給者番号、160控配区分、161扶養親族一特定、162扶養親族一同居老親、163扶養親族一老人、164扶養親族一他、165扶養障害一同居特障、166扶養障害一特別、167扶養障害一他、168夫あり区分、169未成年者区分、170老年者区分、171寡夫区分、172勤労学生区分、173均等割区分、174乙欄区分、175死亡退職区分、176災害者区分、177外国人区分、178就職退職区分、179就職退職年月日、180年調未済区分、181摘要欄、182配偶者氏名、183配偶者生年月日、184扶養親族、185扶養親族生年月日、186扶養親族控除額、187専従者氏名、188専従者生年月日、189専従者給与額、190確定申青白区分、191専従配偶有無フラグ、192専従その他、193本人専従区分、194特例適用条文コード、195徴収希望コード、196別居の控配扶養親族フラグ、197事業税開廃業区分、198事業税開廃業年月日、199個人基本履歴番号、200併合結果徴収区分、201優先資料番号、202特徴優先資料番号、203資料併合済フラグ、204特定居住損区分、205資料連絡箋出力対象フラグ、206資料連絡箋出力理由コード、207エラーメッセージID、208警告メッセージID、209租税条約区分、210住宅借入金等特定取得区分、211申告特例状態区分、212医療費特例控除区分、213所得金額調整控除適用フラグ、214申告不要区分、215住宅借入金等取得住宅区分、216退職手当有扶養親族等区分、217退職所得区分、218自動生成フラグ、219オンバッチ区分、220所得控除件数、221住宅借入金等特別控除区分、222居住開始年月日、223連番、224所得控除コード、225所得控除額、226徴収区分、227課税区分、228特定扶養、229内同居老親、230老人扶養、231その他扶養、232同居特別障害、233特別障害、234その他障害、235非課税コード、236所得割非課税措置フラグ、237優先資料種別コード、238更正事由コード、239更正補足コード、240更正事由強制メッセージ、241異動戻り先履歴番号、242減免理由コード、243減免区分、244減免割合、245異動年月日、246開始月期、247済月期、248事業所基本履歴番号、249事業所課税履歴番号、250特徴締めフラグ、251普徴締めフラグ、252所得割調整フラグ、253平均課税適用フラグ、254外国税額控除適用フラグ、255同居特障控配フラグ、256扶養関連者解除フラグ、257事業所家屋敷課税区分、258元老非該当フラグ、259充当該当フラグ、260年度間減額措置フラグ、261年金特徴対象フラグ、262申告書提出フラグ、263移行不整合フラグ、264移行前履歴番号、265居住開始年月日、266住民税非課税コード、267森林環境税免除理由コード、268月割額、269在籍指定番号、270在籍個人番号、271調定年度、272期割実績フラグ、273期割額、274登録年度、275異動届課税年度、276給与支払額、277社会保険料額、278退職金額、279勤続年数、280届出日、281賦課履歴番号、282特普区分、283確定フラグ、284期割充当額、285異動メモ内容、286通知書番号、287証明年度、288発行自治体コード、289支所コード、290証明書番号、291証明書区分、292使用目的区分、293宛先識別番号、294資料履歴番号、295送付通知書区分、296個人送達履歴コード、297異動区分、298通知書番号等、299出力履歴、300通知日、301事業所履歴番号、302従業員宛名番号、303事業所送達履歴コード、304扶養関連者賦課履歴番号、305扶養関連者資料種別コード、306扶養関連者資料番号、307扶養関連者資料履歴番号、308回数割実績フラグ、309回数割額、310年金特徴中止区分、311年金特徴済月、312年金特徴管理更新フラグ、313年金特徴管理異動事由、314タイムスタンプ日付、315タイムスタンプ時刻、316資料種別、317CSVファイル名、318XMLファイル名、319利用者識別番号、320新年度用宛名番号、321郵便番号、322カナ住所、323漢字住所、324年金保険者用整理番号2、325状態区分、326対象者通知区分、327対象者通知受入処理日、328税額通知区分、329特徴依頼処理日、330特徴依頼処理結果区分、331特徴依頼処理結果受入処理日、332停止依頼区分、333停止依頼月、334停止依頼処理日、335停止依頼処理結果区分、336停止依頼結果受入処理日、337回数割額、338特徴処理結果区分、339異動事由、340税額変更等依頼区分、391所得金額調整別居区分、392所得金額調整個人番号確認区分、393所得金額調整確認区分、394退職手当有個人番号、395退職手当有宛名番号、396退職手当有入力西暦生年月日、397退職手当有入力カナ氏名、398退職手当有入力氏名、399退職手当有続柄、400退職手当有合計所得金額、401退職手当有障害区分、402退職手当有調整区分、403退職手当有寡夫区分、404退職手当有個人番号確認区分、405退職手当有確認区分、406番号体系、407統合宛名番号、408基幹系登録区分、409特定個人情報名コード、410データセット識別項目コード、411データセットレコードのキー、412版番号、413親データセットレコードのキー、414確定時点、415修正日時、416公開開始日、417公開終了日、418情報提供者部署コード、419情報提供者ユーザID、420総所得金額等、421合計所得金額、422総所得金額、423給与所得額、424給与収入額、425給与専従者収入額、426特定支出の額、427所得金額調整控除額、428雑所得額総合、429公の年金等所得額、430公の年金等收入額、431公年以外総合課税、432事業所得額、433営業所得額、434農業所得額、435特例肉用牛所得額、436不動産所得額、437利子所得額総合、438配当所得額総合、439譲渡所得額総合、440総合長期譲渡特控前、441総合長期譲渡特控額、442総合短期譲渡特控前、443総合短期譲渡特控額、444一時所得額総合、445山林所得額、446退職所得額総合、447譲渡所得額分離、448分離長期譲渡特控前、449分離長期譲渡特控額、450分離長期一般特控前、451分離長期一般特控額、452分離長期特定所得額、453分離长期軽課特控前、454分離长期軽課特控額、455分離短期譲渡特控前、456分離短期譲渡特控額、

457分離短期一般特控前、458分離短期一般特控額、459分離短期軽減特控前、460分離短期軽減特控額、461株式等譲渡所得額分離、462未公開株式等譲渡所得、463上場株式等譲渡所得、464上場株式等配当等分離、465先物取引雑所得分離、466条約適用利子等の額、467条約適用配当等の額、468特例適用利子等の額、469特例適用配当等の額、470繰越控除額、471純損失繰越控除額、472居財譲渡損失繰控額、473特居財譲渡損失繰控額、474上株等譲渡損失繰控額、475特株等譲渡損失繰控額、476先物決済損失繰越控除額、477雑損失繰越控除額、478雑損控除額、479医療費控除額、480小規模共済等掛金控除、481社会保険料控除額、482生命保険料控除額、483地震保険料控除額、484配偶者特別控除額、485配偶者控除等、486扶養控除、487一般、488特定、489老人、490同老、49116歳未満扶養者数、492障害者控除、493普障、494特障、495同特、496控除対象配偶者、497控除対象障害者、498控除対象寡夫、499控除対象勤労学生、500扶養控除対象、50116歳未満扶養親族、502専従者控除額、503所得控除合計額、504課税所得額課税標準額、505市税額控除前所得割額、506市調整控除額、507市調整額、508市町村住借金等特控額、509市住借金特控額移譲前、510市町村寄付金控除、511市寄附金控除額移譲前、512市町村外国税控除額、513市町村配当控除額、514市配当割譲渡割控除額、515市町村所得割額、516市所得割額移譲前、517市町村均等割額、518都道府県所得割額、519都道府県均等割額、520居住用損失額、521市町村所得割額減免前、522市町村均等割額減免前、523森林環境税額、524減免税額、525所得税確定申提出有無、526住民税申告書提出有無、527住民登録外課税有無、528住登外者課税地自治体、529市定額減税額、530市定額減税前所得割額、531市所得割額移譲減税前、532県定額減税額、533県定額減税前所得割額、534連携対象区分、535確認区分、536変更区分、537副本データ送信状態区分、538宛名世帯番号、539宛名住民番号、540宛名個人法人区分、541宛名個人法人詳細区分、542宛名通称名優先区分、543宛名力ナ氏名、544宛名力ナ通称名、545宛名漢字氏名、546宛名漢字通称名、547宛名生年月日、548宛名性別、549宛名続柄1、550宛名続柄2、551宛名続柄3、552宛名続柄4、553宛名市内市外区分、554宛名市外住所コード、555宛名住所自治体コード、556宛名住所町名コード、557宛名住所番地コード、558宛名住所枝番コード、559宛名住所小枝番コード、560宛名住所枝番3コード、561宛名住所番地編集区分、562宛名住所、563宛名方書、564宛名郵便番号、565宛名電話番号、566関連相手先宛名番号、567関連最新宛名番号、568関連事由コード、569送付先区分、570送付先個人法人区分、571送付先力ナ氏名、572送付先検索力ナ氏名、573送付先力ナ支店名、574送付先漢字氏名、575送付先検索漢字氏名、576送付先漢字支店名、577送付先法人種別コード、578送付先法人種別位置区分、579送付先市内市外区分、580送付先市外住所コード、581送付先住所自治体コード、582送付先住所町名コード、583送付先住所番地コード、584送付先住所枝番コード、585送付先住所小枝番コード、586送付先住所枝番3コード、587送付先住所番地編集区分、588送付先住所、589送付先方書、590送付先郵便番号、591送付先電話番号区分、592送付先電話番号、593送付先電話番号内線、594送付先特宛名番号、595口座自治体コード、596口座税目コード、597口座車両コード、598口座口振種別、599口座履歴番号、600口座納付種別、601口座クレジット区分、602口座金融機関コード、603口座支店コード、604口座口座種別、605口座番号、606口座名義人ナ氏名、607口座名義人漢字氏名、608口座本人区分、609口座申込日、610連絡先自治体コード、611連絡先税目コード、612連絡先連番、613連絡先最優先区分、614連絡先区分、615連絡先電話番号、616連絡先電話番号内線、617連絡先FAX番号、618特記連番、619特記重要度区分、620特記登録自治体コード、621特記登録税目コード、622特記情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**軽自動車税(種別割)賦課業務**

1更新年月日、2更新時刻、3更新職員番号、4更新端末ID、5更新アクセスコード、6更新プログラムID、7前回更新年月日、8前回更新時刻、9前回更新職員番号、10前回更新端末ID、11前回更新アクセスコード、12前回更新プログラムID、13排他フラグ、14自治体識別コード、15車両コード、16車両履歴番号、17レコード区分、18標識コード、19標識記号、20標識番号、21車種コード、22義務者宛名番号、23所有者宛名番号、24使用者宛名番号、25車名コード、26車台番号、27型式、28年式、29原動機型式、30排気量、31定格出力、32認定番号、33課税区分、34特例区分、35所有形態コード、36登録理由コード、37登録年月日、38登録処理年月日、39登録処理支所コード、40廃車理由コード、41廃車年月日、42廃車処理年月日、43廃車処理支所コード、44標識回収区分、45保留減免有無フラグ、46自治体コード、47定置場区分、48定置場自治体コード、49定置場町名コード、50定置場番地コード、51定置場枝番コード、52定置場小枝番コード、53定置場枝番3コード、54定置場番地編集区分、55課税年度、56賦課履歴番号、57調定年度、58通知書番号、59課税状況コード、60賦課異動理由コード、61賦課異動年月日、62賦課異動処理年月日、63税率、64減免額、65年税額、66通知税額、67納期限区分、68納期限、69通知年月日、70通知書作成年月日、71口座有無フラグ、72納税組合番号、73調定年月日、74予定決定区分、75保留減免履歴番号、76格納種別、77申請年月日、78開始理由コード、79開始年月日、80開始処理年月日、81開始処理支所コード、82障害者宛名番号、83解除理由コード、84解除年月日、85解除処理年月日、86解除処理支所コード、87特記情報、88取込年月日、89申告書連番、90異動理由コード、91異動年月日、92納税義務者区分、93所有者氏名、94使用者氏名、95初度検査年月、96旧標識コード、97旧標識記号、98旧標識番号、99処理済年月日、100申告書区分、101処理年月日、102処理時刻、103処理事由コード、104支所コード、105賦課異動フラグ一現年、106賦課異動フラグ一過年、107保留減免開始フラグ、108保留減免解除フラグ、109異動後データ、110異動前データ、111最新義務者宛名番号、112納付状況コード、113有効年月日、114抹消フラグ、115連携年月日、116連携済フラグ、117強制修正フラグ、118軽JNKSデータ区分、119削除年度、120業務種別コード、121履歴番号、122車両番号、123所有者住所町字コード、124所有者住所具体名、125使用者住所町字コード、126使用者住所具体名、127定置場住所町字コード、128定置場住所具体名、129交付年月日、130車名、131型式ID文字、132原動機型式ID文字、133用途、134自家用事業用の別、135車体の形状コード、136車体の形状、137総排気量又は定格出力、138燃料の種類コード、139燃料の種類、140型式指定番号、141類別区分番号、142定員、143積載量、144車両重量、145車両総重量、146長さ、147幅、148高さ、149前軸重、150後軸重、151有効期間の満了する日、152抹消状態表示文字、153届出年月日、154排出ガス適合コード、155その他検査事項等コード、156H27燃費達成情報コード、157H32燃費達成情報コード、158WLTCモードH27基準、159WLTCモードH32基準、160重課判定情報、161軽課判定情報、162更新前車両番号、163更新前標識コード、164更新前標識記号、165更新前標識番号、166更新前車台番号、167更新前所有者氏名、168更新前所有者住所町字コード、169更新前所有者住所具体名、170更新前使用者氏名、171更新前使用者住所町字コード、172更新前使用者住所具体名、173更新前定置場住所町字コード、174更新前定置場住所具体名、175更新前交付年月日、176更新前初度検査年月、177更新前車名コード、178更新前車名、179更新前型式、180更新前型式ID文字、181更新前原動機型式、182更新前原動機型式ID文字、183更新前用途、184更新前自家用事業用の別、185更新前車体の形状コード、186更新前車体の形状、187更新前総排気量又は定格出力、188更新前燃料の種類コード、189更新前燃料の種類、190更新前型式指定番号、191更新前類別区分番号、192更新前定員、193更新前積載量、194更新前車両重量、195更新前車両総重量、196更新前長さ、197更新前幅、198更新前高さ、199更新前前軸重、200更新前後軸重、201更新前有効期間の満了する日、202更新前抹消状態表示文字、203更新前届出年月日、204更新前排出ガス適合コード、205更新前その他検査事項等コード、206更新前H27燃費達成情報コード、207更新前H32燃費達成情報コード、208更新前WLTCモードH27基準、209更新前WLTCモードH32基準、210更新前重課判定情報、211更新前軽課判定情報、212所有者氏名変更の有無、213使用者氏名変更の有無、214所有者住所変更の有無、215使用者住所変更の有無、216使用の本拠の位置変更の有無、217センタDBレコード更新日付、218対象情報の作成日、219宛名世帯番号、220宛名住民番号、221宛名個人法人区分、222宛名個人法人詳細区分、223宛名通称名優先区分、224宛名力ナ氏名、225宛名力ナ通称名、226宛名漢字氏名、227宛名漢字通称名、228宛名生年月日、229宛名性別、230宛名続柄1、231宛名続柄2、232宛名続柄3、233宛名続柄4、234宛名市内市外区分、235宛名市外住所コード、236宛名住所自治体コード、237宛名住所町名コード、238宛名住所番地コード、239宛名住所枝番コード、240宛名住所小枝番コード、241宛名住所枝番3コード、242宛名住所番地編集区分、243宛名住所、244宛名方書、245宛名郵便番号、246宛名電話番号、247関連相手先宛名番号、248関連最新宛名番号、249関連事由コード、250送付先区分、251送付先個人法人区分、252送付先力ナ氏名、253送付先検索力ナ氏名、254送付先力ナ支店名、255送付先漢字氏名、256送付先検索漢字氏名、257送付先漢字支店名、258送付先法人種別コード、259送付先法人種別位置区分、260送付先市内市外区分、261送付先市外住所コード、262送付先住所自治体コード、263送付先住所町名コード、264送付先住所番地コード、265送付先住所枝番コード、266送付先住所小枝番コード、267送付先住所枝番3コード、268送付先住所番地編集区分、269送付先住所、270送付先方書、271送付先郵便番号、272送付先電話番号区分、273送付先電話番号、274送付先電話番号内線、275送付先特宛人宛名番号、276口座自治体コード、277口座税目コード、278口座車両コード、279口座口振種別、280口座履歴番号、281口座納付種別、282口座クレジット区分、283口座金融機関コード、284口座支店コード、285口座口座種別、286口座番号、287口座名義人力ナ氏名、288口座名義人漢字氏名、289口座本人区分、290口座申込日、291連絡先自治体コード、292連絡先税目コード、293連絡先連番、294連絡先最優先区分、295連絡先区分、296連絡先電話番号、297連絡先電話番号内線、298連絡先FAX番号、299特記連番、300特記重要度区分、301特記登録自治体コード、302特記登録税目コード、303特記情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税・都市計画税賦課業務1

1. プレハブ区分、2. プレ申告作成年月日、3. プレ申告送信有無フラグ、4. 宛名番号、5. 按分元家屋物件番号、6. 按分元号番、7. 按分元室番、8. 按分固定家屋課税標準額差額、9. 按分固定家屋課標、10. 按分固定家屋課標件数、11. 按分固定家屋課標増減件数、12. 按分固定家屋軽減税額、13. 按分固定家屋軽減税額件数、14. 按分固定家屋軽減税額差額、15. 按分固定家屋軽減税額増減件数、16. 按分固定家屋減免税額、17. 按分固定家屋減免税額件数、18. 按分固定家屋減免税額差額、19. 按分固定家屋減免税額増減件数、20. 按分固定家屋税額、21. 按分固定家屋税額件数、22. 按分固定家屋税額差額、23. 按分固定家屋税額増減件数、24. 按分固定課標件数、25. 按分固定軽減税額、26. 按分固定軽減税額件数、27. 按分固定軽減税額差額、28. 按分固定軽減税額増減件数、29. 按分固定減免税額、30. 按分固定減免税額件数、31. 按分固定減免税額差額、32. 按分固定減免税額増減件数、33. 按分固定合計課税標準額差額、34. 按分固定合計課標、35. 按分固定合計課標増減件数、36. 按分固定資産税額、37. 按分固定資産税額件数、38. 按分固定資産税額差額、39. 按分固定資産税額増減件数、40. 按分固定土地課税標準額差額、41. 按分固定土地課標、42. 按分固定土地課標件数、43. 按分固定土地課標増減件数、44. 按分固定土地軽減税額、45. 按分固定土地軽減税額件数、46. 按分固定土地軽減税額差額、47. 按分固定土地軽減税額増減件数、48. 按分固定土地減免税額、49. 按分固定土地減免税額件数、50. 按分固定土地減免税額差額、51. 按分固定土地減免税額増減件数、52. 按分固定土地税額、53. 按分固定土地税額件数、54. 按分固定土地税額差額、55. 按分固定土地税額増減件数、56. 按分都計家屋課税標準額差額、57. 按分都計家屋課標、58. 按分都計家屋課標件数、59. 按分都計家屋課標増減件数、60. 按分都計家屋軽減税額、61. 按分都計家屋軽減税額件数、62. 按分都計家屋軽減税額差額、63. 按分都計家屋軽減税額増減件数、64. 按分都計家屋減免税額、65. 按分都計家屋減免税額件数、66. 按分都計家屋減免税額差額、67. 按分都計家屋減免税額増減件数、68. 按分都計家屋税額、69. 按分都計家屋税額件数、70. 按分都計家屋税額差額、71. 按分都計家屋税額増減件数、72. 按分都計課標件数、73. 按分都計軽減税額、74. 按分都計軽減税額件数、75. 按分都計軽減税額差額、76. 按分都計軽減税額増減件数、77. 按分都計減免税額、78. 按分都計減免税額件数、79. 按分都計減免税額差額、80. 按分都計減免税額増減件数、81. 按分都計合計課税標準額差額、82. 按分都計合計課標、83. 按分都計合計課標増減件数、84. 按分都計土地課税標準額差額、85. 按分都計土地課標、86. 按分都計土地課標件数、87. 按分都計土地課標増減件数、88. 按分都計土地軽減税額、89. 按分都計土地軽減税額件数、90. 按分都計土地軽減税額差額、91. 按分都計土地軽減税額増減件数、92. 按分都計土地減免税額、93. 按分都計土地減免税額件数、94. 按分都計土地減免税額差額、95. 按分都計土地減免税額増減件数、96. 按分都計土地税額、97. 按分都計土地税額件数、98. 按分都計土地税額差額、99. 按分都計土地税額増減件数、100. 按分都市計画税額、101. 按分都市計画税額件数、102. 按分都市計画税額差額、103. 按分都市計画税額増減件数、104. 異動年月日、105. 一点単価、106. 一点単価簡易非木造、107. 一点単価簡易木造、108. 一点単価非木造、109. 一点単価木造、110. 一般分専有床面積合計、111. 一筆造成費コード、112. 一筆造成費深さ、113. 一筆平米当り評点数、114. 一筆補正コード、115. 一筆補正コード枝番、116. 一筆補正開始年、117. 一筆補正終了年、118. 一筆補正率、119. 薦地割合、120. 沿線地フラグ、121. 屋号、122. 仮換地番号、123. 価格、124. 価格単位区分、125. 価格凍結区分、126. 価格凍結年度、127. 加算帳簿額、128. 加算評価額、129. 家屋一棟更正事由コード、130. 家屋一棟更正中フラグ、131. 家屋一棟更正年月日、132. 家屋一棟未登記区分、133. 家屋一棟予備フラグ、134. 家屋一棟予備数字、135. 家屋一棟予備文字、136. 家屋一棟予備領域、137. 家屋延床面積、138. 家屋軽減コード、139. 家屋軽減開始年度、140. 家屋軽減終了年度、141. 家屋軽減住宅戸数、142. 家屋軽減床面積、143. 家屋軽減切れフラグ、144. 家屋軽減適用区分、145. 家屋軽減率分子、146. 家屋軽減率分母、147. 家屋権利の目的コード、148. 家屋権利原因コード、149. 家屋権利原因年月日、150. 家屋権利受付年月日、151. 家屋権利受付番号、152. 家屋権利変更区分、153. 家屋減免コード、154. 家屋減免開始期、155. 家屋減免開始年度、156. 家屋減免終了期、157. 家屋減免終了年度、158. 家屋減免床面積、159. 家屋減免適用区分、160. 家屋減免率分子、161. 家屋減免率分母、162. 家屋更正事由コード、163. 家屋更正中フラグ、164. 家屋更正年月日、165. 家屋合計床面積、166. 家屋使用フラグ、167. 家屋所在地外筆、168. 家屋所在地漢字、169. 家屋所在地枝番、170. 家屋所在地字コード、171. 家屋所在地町丁コード、172. 家屋所在地編集コード、173. 家屋所在地本番、174. 家屋除外分区区分、175. 家屋一新軽床面積要件下限、176. 家屋一新軽床面積要件上限、177. 家屋一新軽床面積要件貸家下限、178. 家屋一新軽対象床面積上限、179. 家屋徴収猶予税額、180. 家屋特例コード、181. 家屋特例開始年度、182. 家屋特例終了年度、183. 家屋特例床面積、184. 家屋特例適用区分、185. 家屋特例率分子、186. 家屋特例率分母、187. 家屋番号漢字、188. 家屋番号枝番、189. 家屋番号字コード、190. 家屋番号町丁コード、191. 家屋番号編集コード、192. 家屋番号本番、193. 家屋非課税コード、194. 家屋非課税開始年度、195. 家屋非課税終了年度、196. 家屋非課税床面積、197. 家屋非課税適用区分、198. 家屋表示の目的コード、199. 家屋表示原因コード、200. 家屋表示原因年月日、201. 家屋表示受付年月日、202. 家屋表示受付番号、203. 家屋表示変更区分、204. 家屋一評価計算開始年度、205. 家屋一評価替フラグ、206. 家屋物件数、207. 家屋物件番号、208. 家屋明細更正事由コード、209. 家屋明細更正中フラグ、210. 家屋明細更正年月日、211. 家屋明細未登記区分、212. 家屋明細予備フラグ、213. 家屋明細予備数字、214. 家屋明細予備文字、215. 家屋明細予備領域、216. 家屋免税点判定区分、217. 課税家屋物件数、218. 課税地更新後、219. 課税地更新前、220. 課税地積、221. 課税地積又は床面積、222. 課税地目コード、223. 課税土地一筆価格更新後、224. 課税土地一筆価格更新前、225. 課税土地一筆更新後、226. 課税土地一筆更新前、227. 課税土地物件数、228. 課税特例資産有無フラグ、229. 課税年度、230. 課税標準額、231. 課税標準額合計、232. 課税標準帳簿額、233. 課税標準評価額、234. 課税保留区分、235. 課非区分、236. 課非区分、237. 過年度隨時税額、238. 過年度随时税額1件数、239. 過年度随时税額1差額、240. 過年度随时税額1増減件数、241. 過年度随时税額2件数、242. 過年度随时税額2差額、243. 過年度随时税額2増減件数、244. 過年度納期限、245. 画地更新後、246. 画地更新前、247. 画地更正中フラグ、248. 画地構成区分、249. 画地住宅戸数、250. 画地住宅用地割合、251. 画地住非区分、252. 画地総地積、253. 画地判定区分、254. 画地番号、255. 画地番号区分、256. 画地筆数、257. 画地補正コード、258. 画地補正コード枝番、259. 画地補正開始年、260. 画地補正終了年、261. 画地補正率、262. 画地履歴番号、263. 開始年、264. 開始年度、265. 階数、266. 外筆管理番号、267. 外筆区分、268. 概要調書連携用コード値、269. 街路区分、270. 該当フラグ、271. 該当階、272. 確定税額1期、273. 确定期額2期、274. 确定期額3期、275. 确定期額4期、276. 确定期額過隨、277. 确定期額隨、278. 管理番号、279. 管理番号区分、280. 鑑定期額、281. 関連家屋号番、282. 関連家屋物件番号、283. 基準年度、284. 既課税額、285. 期別税額1期、286. 期別税額2期、287. 期別税額3期、288. 期別税額4期、289. 期別税額5期、290. 期別税額6期、291. 期別税額7期、292. 期別税額8期、293. 期別税額9期、294. 期別税額10期、295. 期別税額11期、296. 期別税額12期、297. 期別税額隨、298. 期別税額隨1件数、299. 期別税額隨1差額、300. 期別税額隨1増減件数、301. 期別税額隨2件数、302. 期別税額隨2差額、303. 期別税額隨2増減件数、304. 規約按分区分、305. 規約共用区分、306. 規約共用分専有床面積合計、307. 規約共用分専有床面積、308. 規約分専有床面積合計、309. 義務者宛名番号、310. 義務者持分番号、311. 旧正面その他補正率、312. 旧正面奥行価格通減率、313. 旧正面奥行距離実測、314. 旧正面奥行短小補正率、315. 旧正面奥行長大補正率、316. 旧正面間口距離実測、317. 旧正面間口狭小補正率、318. 旧正面評点数、319. 旧正面路線番号、320. 旧側方1その他補正率、321. 旧側方1奥行価格通減率、322. 旧側方1奥行距離実測、323. 旧側方1奥行短小補正率、324. 旧側方1奥行長大補正率、325. 旧側方1加算率、326. 旧側方1角地区分、327. 旧側方1間口距離実測、328. 旧側方1間口狭小補正率、329. 旧側方1評点数、330. 旧側方1路線番号。

331. 旧側方2その他補正率、332. 旧側方2奥行価格遞減率、333. 旧側方2奥行距離実測、334. 旧側方2奥行短小補正率、335. 旧側方2奥行長大補正率、336. 旧側方2加算率、337. 旧側方2角地区分、338. 旧側方2間口距離実測、339. 旧側方2間口狭小補正率、340. 旧側方2評点数、341. 旧側方2路線番号、342. 旧二方その他補正率、343. 旧二方奥行価格遞減率、344. 旧二方奥行距離実測、345. 旧二方奥行短小補正率、346. 旧二方奥行長大補正率、347. 旧二方加算率、348. 旧二方間口距離実測、349. 旧二方間口狭小補正率、350. 旧二方評点数、351. 旧二方路線番号、352. 共有者宛名番号、353. 共用区分、354. 共用部住宅床面積、355. 共用部非住宅床面積、356. 強制修正年月日、357. 強制入力フラグ、358. 業種種目コード、359. 区画整理区分、360. 区分、361. 区分所有宛名番号、362. 区分所有減免コード、363. 区分所有減免開始期、364. 区分所有減免開始年度、365. 区分所有減免終了期、366. 区分所有減免終了年度、367. 区分所有減免適用区分、368. 区分所有減免率分子、369. 区分所有減免率分母、370. 区分所有固定共用税額、371. 区分所有固定共用補正率、372. 区分所有更正事由コード、373. 区分所有更正年月日、374. 区分所有持分分子、375. 区分所有持分分母、376. 区分所有都計共用税額、377. 区分所有都計共用補正率、378. 区分所有非課税コード、379. 区分所有非課税開始年度、380. 区分所有非課税終了年度、381. 区分所有非課税適用区分、382. 区分所有免税点区分、383. 経過年数、384. 経年減点補正率、385. 計算不整合フラグ、386. 軽減コード、387. 軽減切れフラグ、388. 決算期、389. 決定価格、390. 決定価格区分、391. 決定価格合計、392. 決定税額、393. 建築事由コード、394. 建築年次、395. 建物名称、396. 元先義務者宛名番号、397. 減価処置年度、398. 減価率、399. 減価率区分、400. 減額コードID、401. 減額コード値、402. 減額種類区分、403. 減額適用区分、404. 減少区分、405. 減少事由コード、406. 減少取得価額、407. 減少年月、408. 減免コード、409. 減免資産有無フラグ、410. 減免税額、411. 減免税額合計、412. 減免税額帳簿、413. 減免税額帳簿合計、414. 減免税額評価、415. 減免税額評価合計、416. 減免相当帳簿価額、417. 減免相当帳簿価額合計、418. 減免相当評価額、419. 減免相当評価額合計、420. 減免対象課標、421. 減免対象課標合計、422. 現況原因事由コード、423. 現況地積、424. 個人法人区分、425. 固定その他減免税額、426. 固定その他減免税額件数、427. 固定その他減免税額差額、428. 固定その他減免税額増減件数、429. 固定家屋按分課税標準額、430. 固定家屋按分軽減税額、431. 固定家屋按分軽減対象課標額、432. 固定家屋按分減免税額、433. 固定家屋按分減免対象課標額、434. 固定家屋按分税額、435. 固定家屋課税標準額、436. 固定家屋課税標準額差額、437. 固定家屋課標、438. 固定家屋課標件数、439. 固定家屋課標増減件数、440. 固定家屋確定税額、441. 固定家屋確定税額件数、442. 固定家屋確定税額差額、443. 固定家屋確定税額増減件数、444. 固定家屋軽減税額、445. 固定家屋軽減税額件数、446. 固定家屋軽減税額差額、447. 固定家屋軽減税額増減件数、448. 固定家屋軽減対象課標額、449. 固定家屋減免税額、450. 固定家屋減免税額件数、451. 固定家屋減免税額差額、452. 固定家屋減免税額増減件数、453. 固定家屋減免対象課標額、454. 固定家屋税額、455. 固定家屋税額件数、456. 固定家屋税額差額、457. 固定家屋税額増減件数、458. 固定家屋年税額差額、459. 固定家屋年税額増減件数、460. 固定家屋納付年税額、461. 固定家屋納付年税額件数、462. 固定課税標準額、463. 固定課税標準額合計前年度、464. 固定課税標準額合計評価額、465. 固定課税標準額合計本則、466. 固定課税標準額合計本年度、467. 固定課税標準額合計本年度特例前、468. 固定課税標準額前年度、469. 固定課税標準額本年度、470. 固定課標件数、471. 固定確定税額、472. 固定確定税額件数、473. 固定確定税額差額、474. 固定確定税額増減件数、475. 固定区分土地課税標準額、476. 固定区分土地課税標準額差額、477. 固定区分土地課標、478. 固定区分土地課標件数、479. 固定区分土地課標増減件数、480. 固定区分土地軽減税額、481. 固定区分土地軽減税額件数、482. 固定区分土地軽減税額差額、483. 固定区分土地軽減税額増減件数、484. 固定区分土地軽減対象課標額、485. 固定区分土地減免税額、486. 固定区分土地減免税額件数、487. 固定区分土地減免税額差額、488. 固定区分土地減免税額増減件数、489. 固定区分土地減免対象課標額、490. 固定区分土地税額、491. 固定区分土地税額件数、492. 固定区分土地税額差額、493. 固定区分土地税額増減件数、494. 固定軽減課税標準額、495. 固定軽減課標額、496. 固定軽減税額、497. 固定軽減税額件数、498. 固定軽減税額差額、499. 固定軽減税額増減件数、500. 固定減税額、501. 固定減免課税標準額、502. 固定減免課標、503. 固定減免課標額、504. 固定減免税額、505. 固定減免税額件数、506. 固定減免税額差額、507. 固定減免税額増減件数、508. 固定合計課税標準額差額、509. 固定合計課標、510. 固定合計課標増減件数、511. 固定差引後税額、512. 固定算出税額、513. 固定資産税額、514. 固定資産税額件数、515. 固定資産税額差額、516. 固定資産税額増減件数、517. 固定小規外課標額前年度、518. 固定小規外課標額評価額、519. 固定小規外課標額負担水準、520. 固定小規外課標額負担調整率、521. 固定小規外課標額本則、522. 固定小規外課標額本年度、523. 固定小規外課標額本年度特例前、524. 固定小規外負担調整区分、525. 固定小規外本則区分、526. 固定小規外類似土地比準割合、527. 固定小規模課標額前年度、528. 固定小規模課標額評価額、529. 固定小規模課標額負担水準、530. 固定小規模課標額負担調整率、531. 固定小規模課標額本則、532. 固定小規模課標額本年度、533. 固定小規模課標額本年度特例前、534. 固定小規模負担調整区分、535. 固定小規模本則区分、536. 固定小規模類似土地比準割合、537. 固定条例減税額、538. 固定相当算出税額、539. 固定微収猶予税額、540. 固定微収猶予税額件数、541. 固定微収猶予税額差額、542. 固定微収猶予税額増減件数、543. 固定土地按分課税標準額、544. 固定土地按分軽減税額、545. 固定土地按分軽減対象課標額、546. 固定土地按分減免税額、547. 固定土地按分減免対象課標額、548. 固定土地按分税額、549. 固定土地家屋税額、550. 固定土地課税標準額、551. 固定土地課税標準額差額、552. 固定土地課標、553. 固定土地課標件数、554. 固定土地課標増減件数、555. 固定土地確定税額、556. 固定土地確定税額件数、557. 固定土地確定税額差額、558. 固定土地確定税額増減件数、559. 固定土地軽減税額、560. 固定土地軽減税額件数、561. 固定土地軽減税額差額、562. 固定土地軽減税額増減件数、563. 固定土地軽減対象課標額、564. 固定土地減免税額、565. 固定土地減免税額件数、566. 固定土地減免税額差額、567. 固定土地減免税額増減件数、568. 固定土地減免対象課標額、569. 固定土地税額、570. 固定土地税額件数、571. 固定土地税額差額、572. 固定土地税額増減件数、573. 固定土地年税額差額、574. 固定土地年税額増減件数、575. 固定土地納付年税額、576. 固定土地納付年税額件数、577. 固定土地免除税額、578. 固定特例課税標準額、579. 固定特例課標額、580. 固定年税額差額、581. 固定年税額増減件数、582. 固定納付年税額、583. 固定納付年税額件数、584. 固定非住宅課標額条例前年度、585. 固定非住宅課標額条例本年度、586. 固定非住宅課標額条例本年度特例、587. 固定非住宅課標額前年度、588. 固定非住宅課標額評価額、589. 固定非住宅課標額負担水準、590. 固定非住宅課標額負担調整率、591. 固定非住宅課標額本則、592. 固定非住宅課標額本年度、593. 固定非住宅課標額本年度特例前、594. 固定非住宅条例類似土地比準割合、595. 固定非住宅負担調整区分、596. 固定非住宅本則区分、597. 固定非住宅類似土地比準割合、598. 固定免除税額、599. 固定免除税額件数、600. 固定免除税額差額、601. 固定免除税額増減件数、602. 固定猶予税額、603. 口座振替有無フラグ、604. 控除前評点数、605. 控除帳簿価額、606. 控除評価額、607. 更新後一棟情報、608. 更新後課税一棟集計情報、609. 更新後賦課情報、610. 更新後明細情報、611. 更新前一棟情報、612. 更新前課税一棟集計情報、613. 更新前賦課情報、614. 更新前明細情報、615. 更正期別コード、616. 更正決定年月日、617. 更正後家屋番号漢字、618. 更正後家屋番号枝番、619. 更正後家屋番号字コード、620. 更正後家屋番号町丁コード、621. 更正後家屋番号編集コード、622. 更正後家屋番号本番、623. 更正後課税地積又は床面積、624. 更正後課税地目コード、625. 更正後課税標準額、626. 更正後課税標準額合計、627. 更正後区分所有持分分子、628. 更正後区分所有持分分母、629. 更正後軽減コード、630. 更正後決定価格、631. 更正後決定価格合計、632. 更正後減免コード、633. 更正後減免対象課標、634. 更正後減免地積、635. 更正後固定課税標準額、636. 更正後固定軽減税額、637. 更正後固定減免課標額、638. 更正後固定減免税額、639. 更正後固定相当算出税額、

640. 更正後固定徴収猶予税額、641. 更正後固定免除税額、642. 更正後号番、643. 更正後市街化区分、644. 更正後室番、645. 更正後償却資産税額、646. 更正後調査番号、647. 更正後登記屋根コード、648. 更正後登記階層地下、649. 更正後登記階層地上、650. 更正後登記構造コード、651. 更正後登記種類コード、652. 更正後登記地積又は床面積、653. 更正後登記地目コード、654. 更正後都計課税標準額、655. 更正後都計軽減税額、656. 更正後都計減免課税額、657. 更正後都計減免税額、658. 更正後都計相当算出税額、659. 更正後都計徴収猶予税額、660. 更正後都計免除税額、661. 更正後都市計画区分、662. 更正後棟番、663. 更正後特例減少課税額、664. 更正後評価額、665. 更正後物件所在地外筆、666. 更正後物件所在地漢字、667. 更正後物件所在地枝番、668. 更正後物件所在地字コード、669. 更正後物件所在地町丁コード、670. 更正後物件所在地分離、671. 更正後物件所在地編集コード、672. 更正後物件所在地本番、673. 更正後明細屋根コード、674. 更正後明細階層地下、675. 更正後明細階層地上、676. 更正後明細構造コード、677. 更正後明細種類コード、678. 更正後明細用途コード、679. 更正後免税点判定区分、680. 更正後猶予免除コード、681. 更正事由コード、682. 更正事由コード、683. 更正前家屋番号漢字、684. 更正前家屋番号枝番、685. 更正前家屋番号字コード、686. 更正前家屋番号町丁コード、687. 更正前家屋番号編集コード、688. 更正前家屋番号本番、689. 更正前課税地積又は床面積、690. 更正前課税地目コード、691. 更正前課税標準額、692. 更正前課税標準額合計、693. 更正前区分所有持分子、694. 更正前区分所有持分子母、695. 更正前軽減コード、696. 更正前決定価格、697. 更正前決定価格合計、698. 更正前減免コード、699. 更正前減免対象課税額、700. 更正前減免地積、701. 更正前固定課税標準額、702. 更正前固定軽減税額、703. 更正前固定減免課税額、704. 更正前固定減免税額、705. 更正前固定相当算出税額、706. 更正前固定徴収猶予税額、707. 更正前固定免除税額、708. 更正前号番、709. 更正前市街化区分、710. 更正前室番、711. 更正前償却資産税額、712. 更正前調査番号、713. 更正前登記屋根コード、714. 更正前登記階層地下、715. 更正前登記階層地上、716. 更正前登記構造コード、717. 更正前登記種類コード、718. 更正前登記地積又は床面積、719. 更正前登記地目コード、720. 更正前都計課税標準額、721. 更正前都計軽減税額、722. 更正前都計減免課税額、723. 更正前都計減免税額、724. 更正前都計相当算出税額、725. 更正前都計徴収猶予税額、726. 更正前都計免除税額、727. 更正前都市計画区分、728. 更正前棟番、729. 更正前特例減少課税額、730. 更正前評価額、731. 更正前物件所在地外筆、732. 更正前物件所在地漢字、733. 更正前物件所在地枝番、734. 更正前物件所在地字コード、735. 更正前物件所在地町丁コード、736. 更正前物件所在地分離、737. 更正前物件所在地編集コード、738. 更正前物件所在地本番、739. 更正前明細屋根コード、740. 更正前明細階層地下、741. 更正前明細階層地上、742. 更正前明細構造コード、743. 更正前明細種類コード、744. 更正前明細用途コード、745. 更正前免税点判定区分、746. 更正前猶予免除コード、747. 更正前年月日、748. 更正年度、749. 更正预定年月日、750. 構成員宛名番号、751. 構成員持分番号、752. 号番、753. 合算区分、754. 催告状況、755. 再建築費評点数、756. 採用不整形地補正率、757. 災害コード、758. 削除フラグ、759. 残存率帳簿、760. 残存率評価、761. 市街化区分、762. 市街化適用年度、763. 氏名漢字、764. 資産コード、765. 資産の所在地漢字、766. 資産の所在地市外住所コード、767. 資産の所在地市内外区分、768. 資産の所在地住所枝番3コード、769. 資産の所在地住所枝番コード、770. 資産の所在地住所自治体コード、771. 資産の所在地住所小枝番コード、772. 資産の所在地住所町名コード、773. 資産の所在地住所番地コード、774. 資産の所在地住所番地編集区分、775. 資産名称、776. 資本金、777. 事業開始年月日、778. 事業所用家屋の所有区分、779. 字コード、780. 時点修正率、781. 自治体コード、782. 自治体識別コード、783. 室番、784. 實地調査対象区分、785. 借用資産有無フラグ、786. 主たる明細区分、787. 主要路線価番号、788. 取得価額、789. 取得価額合計、790. 取得特例日区分、791. 取得年月、792. 種類コード、793. 種類区分、794. 受付番号、795. 需給補正率、796. 収納異動連番、797. 収納連携禁止フラグ、798. 終了年、799. 住宅割合、800. 住戸数、801. 住宅部分床面積、802. 住宅用地割合、803. 住非区分、804. 所有者判定区分、805. 償却グループ番号、806. 償却一みなし課税フラグ、807. 償却一異動入力開始年月日、808. 償却一異動入力終了年月日、809. 償却課標異動後、810. 償却課標異動前、811. 償却一課標上限額、812. 償却強制修正区分、813. 償却一決定区分、814. 儻却減免コード、815. 儻却減免開始期、816. 儻却減免開始年度、817. 儻却減免終了期、818. 儻却減免終了年度、819. 儻却減免率分子、820. 儻却減免率分母、821. 儻却更正事由コード、822. 儻却更正中フラグ、823. 儻却更正年月日、824. 儻却使用フラグ、825. 儻却資産課税標準額、826. 儻却資産課税標準額差額、827. 儻却資産課標、828. 儻却資産課標件数、829. 儻却資産課標増減件数、830. 儻却資産確定税額、831. 儻却資産確定税額件数、832. 儻却資産確定税額差額、833. 儻却資産確定税額増減件数、834. 儻却資産減免税額、835. 儻却資産減免税額件数、836. 儻却資産減免税額差額、837. 儻却資産減免税額増減件数、838. 儻却資産減免対象課税額、839. 儻却資産税額、840. 儻却資産税額件数、841. 儻却資産税額差額、842. 儻却資産税額増減件数、843. 儻却資産年税額差額、844. 儻却資産年税額増減件数、845. 儻却資産納付年税額、846. 儻却資産納付年税額件数、847. 儻却資産有無フラグ、848. 儻却一償却最新年度、849. 儻却調査年月日、850. 儻却特例コード、851. 儻却特例開始年度、852. 儻却特例終了年度、853. 儻却特例率分子、854. 儻却特例率分母、855. 儻却非課税コード、856. 儻却方法、857. 儻却明細異動後、858. 儻却明細異動前、859. 儻却免税点判定区分、860. 小規外住宅用地割合、861. 小規外地積、862. 小規模住宅用地割合、863. 小規模地積、864. 床面積、865. 証明発行禁止フラグ、866. 上昇率、867. 上昇率構造区分、868. 上昇率用途区分、869. 条文、870. 状況類似番号、871. 職員番号、872. 新築軽減切れフラグ、873. 申告区分、874. 申告受付日、875. 申告書受付年月日、876. 申告書発送区分、877. 申告書発送年月日、878. 申告書発送番号、879. 申告状況区分、880. 申告年度、881. 申告連番、882. 人数、883. 図面上の地積、884. 図面番号、885. 数量、886. 正式名称、887. 正面その他補正率、888. 正面奥行価格遞減率、889. 正面奥行距離実測、890. 正面奥行長大補正率、891. 正面間口距離実測、892. 正面間口狭小補正率、893. 正面評点数、894. 正面路線番号、895. 青色申告有無フラグ、896. 税目コード、897. 税理士コード、898. 税理士宛名番号、899. 税理士氏名、900. 税理士住所、901. 税理士電話番号、902. 税理士変更年月日、903. 積寒補正率非木造、904. 積寒補正率木造、905. 積雪補正率、906. 専有床面積、907. 前基準年経年減点補正率、908. 前基準年再建築費評点数、909. 前基準年上昇率、910. 前基準年評価額、911. 前基準年平平米当再建築費評点数、912. 前基準年理論評価額、913. 前年前取得価額、914. 前年前取得価額合計、915. 前年地目コード、916. 前年中減少価額、917. 前年中減少価額合計、918. 前年中取得価額、919. 前年中取得価額合計、920. 前年度価格、921. 前年度帳簿価額、922. 前年度帳簿価額合計、923. 前年度評価額、924. 前年度評価額合計、925. 想定整形地積、926. 増加事由コード、927. 増加償却月、928. 増加償却資産有無フラグ、929. 増加償却率、930. 増減調定額、931. 造成費、932. 造成費コード、933. 造成費の深さ下限、934. 造成費の深さ上限、935. 造成費採用区分、936. 造成費種別区分、937. 造成費深さ、938. 側方1その他補正率、939. 側方1奥行価格遞減率、940. 側方1奥行距離実測、941. 側方1奥行長大補正率、942. 側方1加算率、943. 側方1角地区分、944. 側方1間口距離実測、945. 側方1間口狭小補正率、946. 側方1評点数、947. 側方1路線番号、948. 側方2その他補正率、949. 側方2奥行価格遞減率、950. 側方2奥行距離実測、951. 側方2奥行長大補正率、952. 側方2加算率、953. 側方2角地区分、954. 側方2間口距離実測、955. 側方2間口狭小補正率、956. 側方2評点数、957. 側方2路線番号、958. 損耗補正率、959. 耐用年数、960. 耐用年数変更1耐年、961. 耐用年数変更1年度、962. 耐用年数変更2耐年、963. 耐用年数変更2年度、964. 第1期税額、965. 第1期税額件数、966. 第1期税額差額、967. 第1期税額増減件数、968. 第2期税額、969. 第2期税額件数、970. 第2期税額差額、971. 第2期税額増減件数、972. 第3期税額、973. 第3期税額件数、974. 第3期税額差額、975. 第3期税額増減件数、976. 第4期税額、977. 第4期税額件数、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**固定資産税・都市計画税賦課業務2**

978. 第4期税額差額、979. 第4期税額増減件数、980. 第5期税額、981. 第5期税額件数、982. 第5期税額差額、983. 第5期税額増減件数、984. 第6期税額、985. 第6期税額件数、986. 第6期税額差額、987. 第6期税額増減件数、988. 第7期税額、989. 第7期税額件数、990. 第7期税額差額、991. 第7期税額増減件数、992. 第8期税額、993. 第8期税額件数、994. 第8期税額差額、995. 第8期税額増減件数、996. 第9期税額、997. 第9期税額件数、998. 第9期税額差額、999. 第9期税額増減件数、1000. 第10期税額、1001. 第10期税額件数、1002. 第10期税額差額、1003. 第10期税額増減件数、1004. 第11期税額、1005. 第11期税額件数、1006. 第11期税額差額、1007. 第11期税額増減件数、1008. 第12期税額、1009. 第12期税額件数、1010. 第12期税額差額、1011. 第12期税額増減件数、1012. 宅地比準区分、1013. 単価、1014. 担当者氏名、1015. 担当者電話番号、1016. 短縮年数資産有無フラグ、1017. 地区コード、1018. 地上地下フラグ、1019. 地積強制入力フラグ、1020. 帳簿価額、1021. 帳簿価額限度額フラグ、1022. 帳簿価額合計、1023. 徴収猶予取消額1期、1024. 徴収猶予取消額2期、1025. 徴収猶予取消額3期、1026. 徴収猶予取消額4期、1027. 徴収猶予取消額過隨、1028. 徴収猶予取消額隨、1029. 徴収猶予税額1期、1030. 徴収猶予税額2期、1031. 徵収猶予税額3期、1032. 徵収猶予税額4期、1033. 徵収猶予税額過隨、1034. 徵収猶予税額隨、1035. 徵収猶予対象フラグ、1036. 町丁コード、1037. 町丁名力ナ、1038. 町丁名漢字、1039. 調査場所区分、1040. 調査内容、1041. 調査年月日、1042. 調査番号、1043. 調定区分、1044. 調定増減区分、1045. 調定内訳分類コード、1046. 調定年月、1047. 調定年月日、1048. 調定年度、1049. 直接入力可能区分、1050. 陳腐化耐用年数、1051. 陳腐化年度、1052. 追加一筆補正率有無フラグ、1053. 追加画地補正率有無フラグ、1054. 通知書発行禁止フラグ、1055. 通知書番号、1056. 通知年月日、1057. 通路開設補正率、1058. 訂正書整理番号、1059. 適用開始年度、1060. 適用終了年度、1061. 適用年数、1062. 登記床面積、1063. 登記屋根コード、1064. 登記階層地下、1065. 登記階層地上、1066. 登記建築日、1067. 登記構造コード、1068. 登記種類コード、1069. 登記所在地外筆、1070. 登記所在地漢字、1071. 登記所在地枝番、1072. 登記所在地字コード、1073. 登記所在地町丁コード、1074. 登記所在地編集コード、1075. 登記所在地本番、1076. 登記床面積一階、1077. 登記床面積地下、1078. 登記床面積二階以上、1079. 登記地積、1080. 登記地積又は床面積、1081. 登記地目コード、1082. 都計その他減免税額、1083. 都計その他減免税額件数、1084. 都計その他減免税額差額、1085. 都計その他減免税額増減件数、1086. 都計家屋按分課税標準額、1087. 都計家屋按分軽減税額、1088. 都計家屋按分軽減対象課標額、1089. 都計家屋按分減免税額、1090. 都計家屋按分減免対象課標額、1091. 都計家屋按分税額、1092. 都計家屋課税標準額、1093. 都計家屋課税標準額差額、1094. 都計家屋課標、1095. 都計家屋課標件数、1096. 都計家屋課標増減件数、1097. 都計家屋確定税額、1098. 都計家屋確定税額件数、1099. 都計家屋確定税額差額、1100. 都計家屋確定税額増減件数、1101. 都計家屋軽減税額、1102. 都計家屋軽減税額件数、1103. 都計家屋軽減税額差額、1104. 都計家屋軽減税額増減件数、1105. 都計家屋軽減対象課標額、1106. 都計家屋減免税額、1107. 都計家屋減免税額件数、1108. 都計家屋減免税額差額、1109. 都計家屋減免税額増減件数、1110. 都計家屋減免対象課標額、1111. 都計家屋税額、1112. 都計家屋税額件数、1113. 都計家屋税額差額、1114. 都計家屋税額増減件数、1115. 都計家屋年税額差額、1116. 都計家屋年税額増減件数、1117. 都計家屋納付年税額、1118. 都計家屋納付年税額件数、1119. 都計課税標準額、1120. 都計課税標準額合計前年度、1121. 都計課税標準額合計評価額、1122. 都計課税標準額合計本則、1123. 都計課税標準額合計本年度、1124. 都計課税標準額合計本年度特例前、1125. 都計課税標準額前年度、1126. 都計課税標準額本年度、1127. 都計課標件数、1128. 都計確定税額、1129. 都計確定税額件数、1130. 都計確定税額差額、1131. 都計確定税額増減件数、1132. 都計区分土地課税標準額、1133. 都計区分土地課税標準額差額、1134. 都計区分土地課標、1135. 都計区分土地課標件数、1136. 都計区分土地課標増減件数、1137. 都計区分土地軽減税額、1138. 都計区分土地軽減税額件数、1139. 都計区分土地軽減税額差額、1140. 都計区分土地軽減税額増減件数、1141. 都計区分土地軽減対象課標額、1142. 都計区分土地減免税額、1143. 都計区分土地減免税額件数、1144. 都計区分土地減免税額差額、1145. 都計区分土地減免税額増減件数、1146. 都計区分土地減免対象課標額、1147. 都計区分土地税額、1148. 都計区分土地税額件数、1149. 都計区分土地税額差額、1150. 都計区分土地税額増減件数、1151. 都計軽減課税標準額、1152. 都計軽減課標額、1153. 都計軽減税額、1154. 都計軽減税額件数、1155. 都計軽減税額差額、1156. 都計軽減税額増減件数、1157. 都計減税額、1158. 都計減免課税標準額、1159. 都計減免課標、1160. 都計減免課標額、1161. 都計減免税額、1162. 都計減免税額件数、1163. 都計減免税額差額、1164. 都計減免税額増減件数、1165. 都計合計課税標準額差額、1166. 都計合計課標、1167. 都計合計課標増減件数、1168. 都計差引後税額、1169. 都計算出税額、1170. 都計小規外課標額前年度、1171. 都計小規外課標額評価額、1172. 都計小規外課標額負担水準、1173. 都計小規外課標額負担調整率、1174. 都計小規外課標額本則、1175. 都計小規外課標額本年度、1176. 都計小規外課標額本年度特例前、1177. 都計小規外負担調整区分、1178. 都計小規外本則区分、1179. 都計小規外類似土地比準割合、1180. 都計小規模課標額前年度、1181. 都計小規模課標額評価額、1182. 都計小規模課標額負担水準、1183. 都計小規模課標額負担調整率、1184. 都計小規模課標額本則、1185. 都計小規模課標額本年度、1186. 都計小規模課標額本年度特例前、1187. 都計小規模負担調整区分、1188. 都計小規模本則区分、1189. 都計小規模類似土地比準割合、1190. 都計条例減税額、1191. 都計相当算出税額、1192. 都計徵收猶予税額、1193. 都計徵收猶予税額件数、1194. 都計徵收猶予税額差額、1195. 都計徵收猶予税額増減件数、1196. 都計土地按分課税標準額、1197. 都計土地按分軽減税額、1198. 都計土地按分軽減対象課標額、1199. 都計土地按分減免税額、1200. 都計土地按分減免対象課標額、1201. 都計土地按分税額、1202. 都計土地課税標準額、1203. 都計土地課税標準額差額、1204. 都計土地課標、1205. 都計土地課標件数、1206. 都計土地課標増減件数、1207. 都計土地確定税額、1208. 都計土地確定税額件数、1209. 都計土地確定税額差額、1210. 都計土地確定税額増減件数、1211. 都計土地軽減税額、1212. 都計土地軽減税額件数、1213. 都計土地軽減税額差額、1214. 都計土地軽減税額増減件数、1215. 都計土地軽減対象課標額、1216. 都計土地減免税額、1217. 都計土地減免税額件数、1218. 都計土地減免税額差額、1219. 都計土地減免税額増減件数、1220. 都計土地減免対象課標額、1221. 都計土地税額、1222. 都計土地税額件数、1223. 都計土地税額差額、1224. 都計土地税額増減件数、1225. 都計土地年税額差額、1226. 都計土地年税額増減件数、1227. 都計土地納付年税額、1228. 都計土地納付年税額件数、1229. 都計土地免除税額、1230. 都計特例課税標準額、1231. 都計特例課標額、1232. 都計年税額差額、1233. 都計年税額増減件数、1234. 都計納付年税額、1235. 都計納付年税額件数、1236. 都計非住宅課標額条例前年度、1237. 都計非住宅課標額条例本年度、1238. 都計非住宅課標額条例本年度特例、1239. 都計非住宅課標額前年度、1240. 都計非住宅課標額評価額、1241. 都計非住宅課標額負担水準、1242. 都計非住宅課標額負担調整率、1243. 都計非住宅課標額本則、1244. 都計非住宅課標額本年度、1245. 都計非住宅課標額本年度特例前、1246. 都計非住宅条例類似土地比準割合、1247. 都計非住宅負担調整区分、1248. 都計非住宅本則区分、1249. 都計非住宅類似土地比準割合、1250. 都計免除税額、1251. 都計免除税額件数、1252. 都計免除税額差額、1253. 都計免除税額増減件数、1254. 都計猶予税額、1255. 都市計画区分、1256. 都市計画税額、1257. 都市計画税額件数、1258. 都市計画税額差額、1259. 都市計画税額増減件数、1260. 土地一筆価格更新後、1261. 土地一筆価格更新前、1262. 土地一筆更新後、1263. 土地一筆更新前、1264. 土地一仮換地番号コード、1265. 土地家屋区分、1266. 土地管理番号区分、1267. 土地区分免税点判定区分、1268. 土地軽減コード、1269. 土地軽減開始年度、1270. 土地軽減終了年度、1271. 土地軽減地積、1272. 土地軽減適用区分、1273. 土地軽減率分子、1274. 土地軽減率分母、1275. 土地権利の目的コード、

1276. 土地権利原因コード、1277. 土地権利原因年月日、1278. 土地権利受付年月日、1279. 土地権利受付番号、1280. 土地権利変更区分、1281. 土地減免コード、1282. 土地減免開始期、1283. 土地減免開始年度、1284. 土地減免終了期、1285. 土地減免終了年度、1286. 土地減免地積、1287. 土地減免適用区分、1288. 土地減免率分子、1289. 土地減免率分母、1290. 土地更正事由コード、1291. 土地更正中フラグ、1292. 土地更正年月日、1293. 土地合計地積、1294. 土地一三角地計算開始年度、1295. 土地使用フラグ、1296. 土地一宅地等本則年度、1297. 土地一単価算出区分、1298. 土地徴収猶予税額、1299. 土地調査年月日、1300. 土地一通路開設計算開始年度、1301. 土地一道路幅員計算開始年度、1302. 土地一特定市フラグ、1303. 土地特例コード、1304. 土地特例開始年度、1305. 土地特例終了年度、1306. 土地特例地積、1307. 土地特例適用区分、1308. 土地特例率分子、1309. 土地特例率分母、1310. 土地一農地本則年度、1311. 土地非課税コード、1312. 土地非課税開始年度、1313. 土地非課税終了年度、1314. 土地非課税地積、1315. 土地非課税適用区分、1316. 土地表示の目的コード、1317. 土地表示原因コード、1318. 土地表示原因年月日、1319. 土地表示受付年月日、1320. 土地表示受付番号、1321. 土地表示変更区分、1322. 土地一評価額単価区分、1323. 土地一不整形地計算開始年度、1324. 土地物件数、1325. 土地物件番号、1326. 土地一無道路地計算開始年度、1327. 土地免税点判定区分、1328. 土地一面積計算開始年度、1329. 土地履歴番号、1330. 棟数、1331. 棟番、1332. 当初平米当再建築費評点数、1333. 道路幅員実測、1334. 道路幅員補正率、1335. 特記情報、1336. 特殊計算区分、1337. 特別償却圧縮記帳有無フラグ、1338. 特例コード、1339. 特例減少課標、1340. 特例減少課標合計、1341. 特例減少帳簿額、1342. 特例減少帳簿額合計、1343. 特例減少評価額、1344. 特例減少評価額合計、1345. 特例减免対象区分、1346. 二方その他補正率、1347. 二方奥行価格通減率、1348. 二方奥行距離実測、1349. 二方奥行長大補正率、1350. 二方加算率、1351. 二方間口距離実測、1352. 二方間口狭小補正率、1353. 二方評点数、1354. 二方路線番号、1355. 年税額、1356. 年税額過年度合計、1357. 年税額差額、1358. 年税額増減件数、1359. 年度、1360. 納期限1期、1361. 納期限2期、1362. 納期限3期、1363. 納期限4期、1364. 納期限5期、1365. 納期限6期、1366. 納期限7期、1367. 納期限8期、1368. 納期限9期、1369. 納期限10期、1370. 納期限11期、1371. 納期限12期、1372. 納期限隨、1373. 納税組合番号、1374. 納付年税額、1375. 納付年税額件数、1376. 農業用施設用地区分、1377. 農地区分、1378. 農地転用期限、1379. 農地転用区分、1380. 農地転用条項区分、1381. 農地転用年月日、1382. 農地転用目的コード、1383. 排他フラグ、1384. 発見取得価格、1385. 判定開始年月日、1386. 判定終了年月日、1387. 番地編集区分、1388. 番地名称、1389. 比準割合、1390. 比準地目コード、1391. 比準土地物件番号、1392. 非課税コード、1393. 非課税資産有無フラグ、1394. 非住宅コード、1395. 非住宅割合、1396. 非住宅地積、1397. 非住宅部分床面積、1398. 筆数、1399. 標準地奥行距離、1400. 標準地間口距離、1401. 標準地区分、1402. 標準地番号、1403. 標準地路線価更新後、1404. 標準地路線価更新前、1405. 標準地路線価番号、1406. 表NO、1407. 表示受付年月日、1408. 表示名称、1409. 評価額、1410. 評価額強制入力フラグ、1411. 評価額限度額フラグ、1412. 評価額合計、1413. 評価区分、1414. 評価戸数、1415. 評価方法区分、1416. 評点数、1417. 評点数構成区、1418. 不均衡、1419. 不整形想定奥行実測、1420. 不整形想定間口実測、1421. 不整形地補正率、1422. 不整形地補正率採用区分、1423. 敷地権コード、1424. 敷地権持分分子、1425. 敷地権持分分母、1426. 敷地権判定区分、1427. 賦課オンライン決裁処理フラグ、1428. 賦課减免コード、1429. 賦課减免開始期コード、1430. 賦課减免率分子、1431. 賦課减免率分母、1432. 賦課更正事由コード、1433. 賦課使用フラグ、1434. 賦課修正理由コード、1435. 複合利用用地合算区分、1436. 物件所在地外筆、1437. 物件所在地漢字、1438. 物件所在地枝番、1439. 物件所在地字コード、1440. 物件所在地町丁コード、1441. 物件所在地分離、1442. 物件所在地編集コード、1443. 物件所在地本番、1444. 物件番号、1445. 分割課税有無フラグ、1446. 分合筆区分、1447. 分合筆元先区分、1448. 分合筆受付年月日、1449. 分子、1450. 分母、1451. 分離課税区分、1452. 分離対象家屋物件番号、1453. 分離対象号番、1454. 分離対象室番、1455. 平米当たり評点数、1456. 平米当再建築費評点数、1457. 閉鎖区分、1458. 閉鎖年度、1459. 編集一家屋所在地コード、1460. 編集一家屋番号コード、1461. 編集区分、1462. 編集一土地所在地コード、1463. 補正コード、1464. 補正コード枝番、1465. 補正開始年、1466. 補正枝番名称、1467. 補正終了年、1468. 補正名称、1469. 補正率、1470. 本年度価格、1471. 本年度帳簿価額、1472. 本年度評価額、1473. 未完成コード、1474. 未償却残高、1475. 未償却残高合計、1476. 未調査区分、1477. 未登記区分、1478. 無道路遠い奥行実測、1479. 無道路奥行価格通減率、1480. 無道路近い奥行実測、1481. 無道路補正率、1482. 名義人宛名番号、1483. 名義人氏名、1484. 名義人持分番号、1485. 名義人住所、1486. 名称編集フラグ、1487. 明細SEQ番号、1488. 明細延床面積、1489. 明細屋根コード、1490. 明細階層地下、1491. 明細階層地上、1492. 明細原因事由コード、1493. 明細原因年月日、1494. 明細構造コード、1495. 明細種類コード、1496. 明細床面積一階、1497. 明細床面積地下、1498. 明細床面積二階以上、1499. 明細数、1500. 明細数合計、1501. 明細都市計画区分、1502. 明細番号、1503. 明細用途コード、1504. 免税点判定、1505. 面積補正率、1506. 面積補正率採用区分、1507. 木非区分、1508. 猶予免除コード、1509. 用途地区区分、1510. 用途変更経過年数、1511. 用途変更年、1512. 履歴番号、1513. 理論評価額、1514. 略称、1515. 類似土地物件番号、1516. 路線価、1517. 個人番号、1518. 法人番号、1519. 宛名世帯番号-CH、1520. 宛名住民番号-CH、1521. 宛名個人法人区分-CH、1522. 宛名個人法人詳細区分-CH、1523. 宛名通称名優先区分-CH、1524. 宛名ナタ氏名-NC、1525. 宛名ナタ通称名-NC、1526. 宛名漢字氏名-NC、1527. 宛名漢字通称名-NC、1528. 宛名生年月日-CH、1529. 宛名性別-CH、1530. 宛名統柄1-CH、1531. 宛名統柄2-CH、1532. 宛名統柄3-CH、1533. 宛名統柄4-CH、1534. 宛名市内外区分-CH、1535. 宛名市外住所コード-CH、1536. 宛名住所自治体コード-CH、1537. 宛名住所町名コード-CH、1538. 宛名住所番地コード-NC、1539. 宛名住所枝番コード-NC、1540. 宛名住所小枝番コード-NC、1541. 宛名住所枝番3コード-NC、1542. 宛名住所番地編集区分-CH、1543. 宛名住所-NC、1544. 宛名方書-NC、1545. 宛名郵便番号-CH、1546. 宛名電話番号-CH、1547. 関連相手先宛名番号-CH、1548. 関連最新宛名番号-CH、1549. 関連事由コード-CH、1550. 送付先区分-CH、1551. 送付先個人法人区分-CH、1552. 送付先ナタ氏名-NC、1553. 送付先検索ナタ氏名-NC、1554. 送付先ナタ支店名-NC、1555. 送付先漢字氏名-NC、1556. 送付先検索漢字氏名-NC、1557. 送付先漢字支店名-NC、1558. 送付先法人種別コード-CH、1559. 送付先法人種別位置区分-CH、1560. 送付先市内外区分-CH、1561. 送付先市外住所コード-CH、1562. 送付先住所自治体コード-CH、1563. 送付先住所町名コード-CH、1564. 送付先住所番地コード-NC、1565. 送付先住所枝番コード-NC、1566. 送付先住所小枝番コード-NC、1567. 送付先住所枝番3コード-NC、1568. 送付先住所番地編集区分-CH、1569. 送付先住所-NC、1570. 送付先方書-NC、1571. 送付先郵便番号-CH、1572. 送付先電話番号区分-CH、1573. 送付先電話番号-CH、1574. 送付先電話番号内線-CH、1575. 送付先特宛人宛名番号-CH、1576. 口座自治体コード-CH、1577. 口座税目コード-CH、1578. 口座車両コード-CH、1579. 口座口振種別-CH、1580. 口座履歴番号-CH、1581. 口座納付種別-CH、1582. 口座クレジット区分-CH、1583. 口座金融機関コード-CH、1584. 口座支店コード-CH、1585. 口座口座種別-CH、1586. 口座番号-CH、1587. 口座名義人ナタ氏名-NC、1588. 口座名義人漢字氏名-NC、1589. 口座本人区分-CH、1590. 口座申込日-CH、1591. 連絡先自治体コード-CH、1592. 連絡先税目コード-CH、1593. 連絡先連番-CH、1594. 連絡先最優先区分-CH、1595. 連絡先区分-CH、1596. 連絡先電話番号-CH、1597. 連絡先電話番号内線-CH、1598. 連絡先FAX番号-CH、1599. 特記連番-CH、1600. 特記重要度区分-CH、1601. 特記登録自治体コード-CH、1602. 特記登録税目コード-CH、1603. 特記情報-NC

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**滞納整理業務**

1. オーバーレイID、2. コード、3. コードID、4. タイトル名称、5. フォームID、6. マンションー棟ー建物の番号、7. マンションー棟ー所在、8. マンションー課税標準額ー固定、9. マンションー課税標準額ー都計、10. マンションー市外住所コード、11. マンションー市内市外区分、12. マンションー住所自治体コード、13. マンションー住所町名コード、14. マンションー専有一屋根コード、15. マンションー専有一家屋番号、16. マンションー専有一階、17. マンションー専有一階層、18. マンションー専有一各床面積、19. マンションー専有一建物の番号、20. マンションー専有一構造コード、21. マンションー専有一持分ー分子、22. マンションー専有一持分ー分子、23. マンションー専有一種類コード、24. マンションー築年月、25. マンションー登記氏名漢字、26. マンションー登記住所漢字、27. マンションー登記年月日、28. マンションー登記方書漢字、29. マンションー備考、30. マンションー評価額、31. マンションー不動産番号、32. マンションー敷地権ー割合ー分子、33. マンションー敷地権ー割合ー分子、34. マンションー敷地権ー種類コード、35. マンションー敷地権ー所在及び地番、36. マンションー敷地権ー地積、37. マンションー敷地権ー地目コード、38. マンションー敷地権ー土地の符号、39. メールアドレス1、40. メールアドレス2、41. 宛名番号、42. 依頼年月日、43. 異動禁止フラグ、44. 異動事由コード、45. 異動年月日、46. 延滞金計算日、47. 延滞金減免ー延滞金減免額、48. 延滞金減免ー延滞金処分額、49. 延滞金減免ー開始年月日、50. 延滞金減免ー基準年月日、51. 延滞金減免ー決裁年月日、52. 延滞金減免ー決定職員番号、53. 延滞金減免ー決定入力年月日、54. 延滞金減免件数、55. 延滞金減免ー減免率、56. 延滞金減免ー公示年月日、57. 延滞金減免一事由コード、58. 延滞金減免ー取消起案年月日、59. 延滞金減免ー取消事由コード、60. 延滞金減免ー取消事由コード、61. 延滞金減免ー取消所見、62. 延滞金減免ー取消職員番号、63. 延滞金減免ー取消通知年月日、64. 延滞金減免ー取消入力年月日、65. 延滞金減免ー取消年月日、66. 延滞金減免ー取消配達方法コード、67. 延滞金減免ー終了年月日、68. 延滞金減免ー所見、69. 延滞金減免ー申請年月日、70. 延滞金減免ー通知年月日、71. 延滞金減免ー配達方法コード、72. 延滞金減免ー備考、73. 延滞金減免ー予定職員番号、74. 延滞金減免ー予定入力年月日、75. 延滞金処分額、76. 延滞金分納額、77. 加算金処分額、78. 加算金分納額、79. 家屋ー棟屋根コード、80. 家屋ー棟階、81. 家屋ー棟階層ー地下、82. 家屋ー棟階層ー地上、83. 家屋ー棟各床面積、84. 家屋ー棟構造コード、85. 家屋ー家屋番号、86. 家屋ー課税屋根コード、87. 家屋ー課税階、88. 家屋ー課税階層ー地下、89. 家屋ー課税階層ー地上、90. 家屋ー課税各床面積、91. 家屋ー課税構造コード、92. 家屋ー課税種類コード、93. 家屋ー課税標準額ー固定、94. 家屋ー課税標準額ー都計、95. 家屋ー建物の番号、96. 家屋ー権利異動事由コード、97. 家屋ー権利異動年月日、98. 家屋ー市外住所コード、99. 家屋ー市内市外区分、100. 家屋ー持分ー分子、101. 家屋ー持分ー分子、102. 家屋ー住所自治体コード、103. 家屋ー住所町名コード、104. 家屋ー所在、105. 家屋ー築年月、106. 家屋ー登記宛名番号、107. 家屋ー登記屋根コード、108. 家屋ー登記階、109. 家屋ー登記階層ー地下、110. 家屋ー登記階層ー地上、111. 家屋ー登記階地下、112. 家屋ー登記各床面積、113. 家屋ー登記各床面積地下、114. 家屋ー登記構造コード、115. 家屋ー登記氏名漢字、116. 家屋ー登記種類コード、117. 家屋ー登記住所漢字、118. 家屋ー登記年月日、119. 家屋ー登記方書漢字、120. 家屋ー特例コード、121. 家屋ー特例床面積、122. 家屋ー非課税コード、123. 家屋ー非課税床面積、124. 家屋ー備考、125. 家屋ー表示異動事由コード、126. 家屋ー表示異動年月日、127. 家屋ー評価額、128. 家屋ー不動産番号、129. 課税年度、130. 解除事由コード、131. 解除年月日、132. 解除番号、133. 回数、134. 回答年月日、135. 開札開始時刻、136. 開札終了時刻、137. 開札年月日、138. 確認済フラグ、139. 換価猶予ー開始年月日、140. 換価猶予ー期間区分コード、141. 換価猶予ー起案年月日、142. 換価猶予ー決裁年月日、143. 換価猶予ー決定職員番号、144. 換価猶予ー決定入力年月日、145. 換価猶予件数、146. 換価猶予ー減免率、147. 換価猶予ー公示年月日、148. 換価猶予ー事由コード、149. 換価猶予ー取消起案年月日、150. 換価猶予ー取消公示年月日、151. 換価猶予ー取消事由コード、152. 換価猶予ー取消所見、153. 換価猶予ー取消職員番号、154. 換価猶予ー取消通知年月日、155. 換価猶予ー取消入力年月日、156. 換価猶予ー取消年月日、157. 換価猶予ー取消配達方法コード、158. 換価猶予ー終了年月日、159. 換価猶予ー所見、160. 換価猶予ー担保種類コード、161. 換価猶予ー担保提供年月日、162. 換価猶予ー担保提供有無、163. 換価猶予ー通知年月日、164. 換価猶予ー配達方法コード、165. 換価猶予ー備考、166. 換価猶予ー予定職員番号、167. 換価猶予ー予定入力年月日、168. 管理番号、169. 関連事由コード、170. 期別、171. 期別順番、172. 記事コード、173. 記事時刻、174. 記事内容、175. 記事年月日、176. 記事連番、177. 起案年月日、178. 紿与ーその他、179. 紿与ー依頼日、180. 紿与ー回答日、181. 紿与ー基本給、182. 紿与ー給与支払日、183. 紿与ー金融機関コード、184. 紿与ー月分、185. 紿与ー見出し、186. 紿与ー源泉所得税、187. 紿与ー一口座種別コード、188. 紿与ー一口座番号、189. 紿与ー差押可件数、190. 紿与ー支払方法コード、191. 紿与ー社会保険料、192. 紿与ー住民税、193. 紿与ー諸手当、194. 紿与ー賞与支払月1、195. 紿与ー賞与支払月2、196. 紿与ー賞与等1、197. 紿与ー賞与等2、198. 紿与ー退職年月日、199. 紿与ー第三債務者、200. 紿与ー超勤手当、201. 紿与ー店舗コード、202. 紿与ー届出住所漢字、203. 紿与ー届出電話番号、204. 紿与ー届出方書漢字、205. 紿与ー被扶養者人数、206. 紿与ー備考、207. 紿与ー扶養手当、208. 勤務先、209. 勤務先郵便番号、210. 区特記事項、211. 繰上徴収ー起案年月日、212. 繰上徴収ー決裁年月日、213. 繰上徴収ー決定職員番号、214. 繰上徴収ー決定入力年月日、215. 繰上徴収件数、216. 繰上徴収ー公示年月日、217. 繰上徴収ー事由コード、218. 繰上徴収ー取消起案年月日、219. 繰上徴収ー取消公示年月日、220. 繰上徴収ー取消事由コード、221. 繰上徴収ー取消職員番号、222. 繰上徴収ー取消通知年月日、223. 繰上徴収ー取消入力年月日、224. 繰上徴収ー取消年月日、225. 繰上徴収ー取消配達方法コード、226. 繰上徴収ー通知年月日、227. 繰上徴収ー納付場所コード、228. 繰上徴収ー配達方法コード、229. 繰上徴収ー備考、230. 繰上徴収ー変更納期限、231. 繰上徴収ー予定職員番号、232. 繰上徴収ー予定入力年月日、233. 敬称有無フラグ、234. 計算ー券面額、235. 決済年月日、236. 決定公告年月日、237. 決定公告番号、238. 決定通知年月日、239. 決定通知番号、240. 券面額、241. 権利者氏名力士、242. 権利者氏名漢字、243. 権利者住所漢字、244. 権利者番号、245. 権利者方書漢字、246. 見積価額、247. 現年ーその他、248. 現年ーたばこ、249. 現年ー延滞金、250. 現年ー介護保険料、251. 現年ー軽自、252. 現年ー固定、253. 現年ー固定償、254. 現年ー鉱産、255. 現年ー合計、256. 現年ー国税、257. 現年ー国税年、258. 現年ー国料、259. 現年ー国料年、260. 現年ー市県退、261. 現年ー市県特、262. 現年ー市県年、263. 現年ー市県普、264. 現年ー事業所、265. 現年ー特土地、266. 現年ー入湯、267. 現年ー法人、268. 戸籍連番、269. 交渉コード、270. 交渉時刻、271. 交渉年月日、272. 交付要求ー解除起案年月日、273. 交付要求ー解除決裁年月日、274. 交付要求ー解除公示年月日、275. 交付要求ー解除事由コード、276. 交付要求ー解除職員番号、277. 交付要求ー解除通知年月日、278. 交付要求ー解除登録年月日、279. 交付要求ー解除入力年月日、280. 交付要求ー解除配達方法コード、281. 交付要求ー管轄裁判所コード、282. 交付要求ー起案年月日、283. 交付要求ー業種コード、284. 交付要求ー決裁年月日、285. 交付要求ー決定職員番号、286. 交付要求ー決定入力年月日、287. 交付要求件数、288. 交付要求ー公示年月日、289. 交付要求ー財産種類コード、290. 交付要求ー施行年月日、291. 交付要求ー事件番号ー記号、292. 交付要求ー事件番号ー年度、293. 交付要求ー事件番号ー連番、294. 交付要求ー執行機関コード、295. 交付要求ー執行機関差押日、296. 交付要求ー種類コード、297. 交付要求ー申立人氏名漢字、298. 交付要求ー申立人住所漢字、299. 交付要求ー申立人電話番号、300. 交付要求ー申立人方書漢字、301. 交付要求ー申立人郵便番号、302. 交付要求ー担当書記官、303. 交付要求ー通知年月日、304. 交付要求ー破産手続開始日、305. 交付要求ー配達方法コード、306. 交付要求ー配当期日、307. 交付要求ー配当金額、308. 交付要求ー配当時刻、309. 交付要求ー配当順位、310. 交付要求ー配当職員番号、311. 交付要求ー配当請求日、312. 交付要求ー配当通知日、313. 交付要求ー配当入力年月日、314. 交付要求ー備考、

315. 交付要求一包括的禁止命令至、316. 交付要求一包括的禁止命令自、317. 交付要求一法務局受付日、318. 交付要求一法務局受付番号、319. 交付要求一予定職員番号、320. 交付要求一予定入力年月日、321. 交付要求一様式、322. 公壳公告年月日、323. 公壳公告番号、324. 公壳事由コード、325. 公壳取消年月日、326. 公壳場所、327. 公壳場所コード、328. 公壳中止フラグ、329. 公壳通知年月日、330. 公壳通知番号、331. 公壳保証金、332. 公壳方法、333. 公壳連番、334. 更新アクセスコード、335. 更新プログラムID、336. 更新時刻、337. 更新職員番号、338. 更新端末ID、339. 更新年月日、340. 合計一合計、341. 差押可否、342. 差押一解除起案年月日、343. 差押一解除決裁年月日、344. 差押一解除公示年月日、345. 差押一解除事由コード、346. 差押一解除職員番号、347. 差押一解除通知年月日、348. 差押一解除登録年月日、349. 差押一解除入力年月日、350. 差押一解除配達方法コード、351. 差押一解除番号、352. 差押一起案年月日、353. 差押一業種コード、354. 差押一決裁年月日、355. 差押一決定職員番号、356. 差押一決定入力年月日、357. 差押件数、358. 差押一公示年月日、359. 差押一公壳決定通知日、360. 差押一公壳広告年月日、361. 差押一公壳職員番号、362. 差押一公壳代金、363. 差押一公壳入力年月日、364. 差押一公壳年月日、365. 差押一公壳予告年月日、366. 差押一財産種類コード、367. 差押一施行年月日、368. 差押一事件番号一記号、369. 差押一事件番号一年度、370. 差押一事件番号一連番、371. 差押一執行機関コード、372. 差押一執行機関差押日、373. 差押一執行裁判所コード、374. 差押一通知年月日、375. 差押一登録機関コード、376. 差押一登録番号、377. 差押一配達方法コード、378. 差押一配当金額、379. 差押一備考、380. 差押一予定職員番号、381. 差押一予定入力年月日、382. 差押一様式、383. 債権一依頼日、384. 債権一回答日、385. 債権額、386. 債権一見出し、387. 債権一差押可件数、388. 債権一送付先、389. 債権一第三債務者、390. 債権一調査内容、391. 債権一備考、392. 債権一履行期限、393. 催告停止期限、394. 催告停止事由コード、395. 催告停止日、396. 最高価値決定年月日、397. 最高価申込価額、398. 最高価申込者氏名、399. 最高価申込者住所、400. 最高価申込者方書、401. 最高価申込者郵便番号、402. 最終催告期限、403. 最終催告期限、404. 最終催告種別コード、405. 最終催告年月日、406. 最終折衝日、407. 最終納付金額、408. 最終納付年月日、409. 最大公壳連番、410. 財産の表示、411. 財産種類コード、412. 財産番号、413. 参加差押件数、414. 市特記事項、415. 市内市外区分、416. 指定期限有無フラグ、417. 指定期日、418. 支払期日、419. 支払場所、420. 支払人、421. 事業年度開始日、422. 事業年度終了日、423. 事件番号一記号、424. 事件番号一執行機関コード、425. 事件番号一年度、426. 事件番号一発行日、427. 事件番号一備考、428. 事件番号一連番、429. 時効中断一開始年月日、430. 時効中断一決定職員番号、431. 時効中断一決定入力年月日、432. 時効中断一決定年月日、433. 時効中断件数、434. 時効中断一債務の承認日、435. 時効中断一取消事由コード、436. 時効中断一取消職員番号、437. 時効中断一取消入力年月日、438. 時効中断一取消年月日、439. 時効中断一終了年月日、440. 時効中断一中断事由コード、441. 時効中断一中断停止区分コード、442. 時効中断一停止事由コード、443. 時効中断一備考、444. 時効予定期日、445. 次順位決定年月日、446. 次順位申込価額、447. 次順位申込者氏名、448. 次順位申込者住所、449. 次順位申込者方書、450. 次順位申込者郵便番号、451. 自治体コード、452. 自動更新禁止フラグ、453. 自動作成フラグ、454. 執行権有無、455. 執行停止一起案年月日、456. 執行停止一決裁年月日、457. 執行停止一決定職員番号、458. 執行停止一決定入力年月日、459. 執行停止一公示年月日、460. 執行停止一事由コード、461. 執行停止一取消起案年月日、462. 執行停止一取消公示年月日、463. 執行停止一取消事由コード、464. 執行停止一取消職員番号、465. 執行停止一取消調査顛末、466. 執行停止一取消通知年月日、467. 執行停止一取消入力年月日、468. 執行停止一取消年月日、469. 執行停止一取消配達方法コード、470. 執行停止一種類コード、471. 執行停止一詳細事由コード、472. 執行停止一調査顛末、473. 執行停止一通知年月日、474. 執行停止一配達方法コード、475. 執行停止一備考、476. 執行停止一予定職員番号、477. 執行停止一予定入力年月日、478. 実態調査一依頼日、479. 実態調査一回答日、480. 実態調査一判明区分、481. 取扱窓口、482. 取消事由コード、483. 取消年月日、484. 首長名有無フラグ、485. 受入年月日、486. 受付年月日、487. 受付番号、488. 住所コード、489. 処分コード、490. 処分停止件数、491. 処分連番、492. 所得金額、493. 所得金額対象年、494. 証券種類コード、495. 証券状態、496. 証券番号、497. 詳細記事連番、498. 詳細財産種類コード、499. 詳細有無フラグ、500. 状態コード、501. 職業コード、502. 振出人氏名漢字、503. 振出人住所漢字、504. 振出年月日、505. 申告区分、506. 申告連番、507. 世帯番号、508. 生活保護開始日、509. 生活保護終了日、510. 生活保護有無、511. 生保一依頼日、512. 生保一回答日、513. 生保一差押可件数、514. 税保コード、515. 税目コード、516. 税目等、517. 折衝相手コード、518. 折衝相手一その他、519. 前回更新アクセスコード、520. 前回更新プログラムID、521. 前回更新時刻、522. 前回更新職員番号、523. 前回更新端末ID、524. 前回更新年月日、525. 組戻事由コード、526. 組戻年月日、527. 滞縛一その他、528. 滞縛一たばこ、529. 滞縛一延滞金、530. 滞縛一介護保険料、531. 滞縛一軽自、532. 滞縛一固定、533. 滞縛一固定償、534. 滞縛一鉱産、535. 滞縛一合計、536. 滞縛一国税、537. 滞縛一国税年、538. 滞縛一国料、539. 滞縛一国料年、540. 滞縛一市県退、541. 滞縛一市県特、542. 滞縛一市県年、543. 滞縛一市県普、544. 滞縛一事業所、545. 滞縛一特土地、546. 滞縛一入湯、547. 滞縛一法人、548. 滞納区分コード、549. 滞納理由コード、550. 滞納理由補足、551. 代金取立明細日、552. 代金納付期限、553. 代金納付時刻、554. 担当コード、555. 担当区分、556. 担保権設定年月日、557. 地区コード、558. 地区名、559. 貯金一記号番号、560. 貯金一見出し、561. 貯金一現在日、562. 貯金一残高、563. 貯金一貸付金額一当初、564. 貯金一貸付残高、565. 貯金一貸付年月日、566. 貯金一第三債務者、567. 貯金一貯金種類コード、568. 貯金一備考、569. 貯金一満期年月日、570. 貯金一名義人、571. 貯金一預入年月日、572. 徴収猶予一開始年月日、573. 徴収猶予一期間区分コード、574. 徴収猶予一決裁年月日、575. 徴収猶予一決定職員番号、576. 徴収猶予一決定入力年月日、577. 徴収猶予件数、578. 徴収猶予一減免率、579. 徵収猶予一公示年月日、580. 徵収猶予一事由コード、581. 徵収猶予一取消起案年月日、582. 徵収猶予一取消公示年月日、583. 徵収猶予一取消事由コード、584. 徵収猶予一取消所見、585. 徵収猶予一取消職員番号、586. 徵収猶予一取消通知年月日、587. 徵収猶予一取消入力年月日、588. 徵収猶予一取消年月日、589. 徵収猶予一取消配達方法コード、590. 徵収猶予一終了年月日、591. 徵収猶予一所見、592. 徵収猶予一申請年月日、593. 徵収猶予一担保種類コード、594. 徵収猶予一担保提供年月日、595. 徵収猶予一担保提供有無、596. 徵収猶予一通知年月日、597. 徵収猶予一配達方法コード、598. 徵収猶予一備考、599. 徵収猶予一予定職員番号、600. 徵収猶予一予定入力年月日、601. 調査年月日、602. 調書番号、603. 調定年度、604. 通知書番号、605. 電話一依頼日、606. 電話加入権一局番、607. 電話加入権一契約者宛名番号、608. 電話加入権一契約者氏名漢字、609. 電話加入権一契約者住所漢字、610. 電話加入権一契約者方書漢字、611. 電話加入権一契約年月日、612. 電話加入権一市外局番、613. 電話加入権一電話機の設置場所、614. 電話加入権一電話種類コード、615. 電話加入権一電話番号、616. 電話加入権一備考、617. 電話加入権一別住所フラグ、618. 電話加入権一別姓フラグ、619. 電話一回答日、620. 電話一差押可件数、621. 電話催告フラグ、622. 電話番号、623. 登録事由コード、624. 登録年月日、625. 土地一課税地積、626. 土地一課税地目コード、627. 土地一課税標準額一固定、628. 土地一課税標準額一都計、629. 土地一権利異動事由コード、630. 土地一権利異動年月日、631. 土地一市外住所コード、632. 土地一市内市外区分、633. 土地一持分一分子、634. 土地一持分一分母、635. 土地一住所自治体コード、636. 土地一住所町名コード、637. 土地一所在、638. 土地一地番、639. 土地一登記宛名番号、640. 土地一登記氏名漢字、641. 土地一登記住所漢字、642. 土地一登記地積、643. 土地一登記地目コード、644. 土地一登記年月日、645. 土地一登記方書漢字、646. 土地一特例コード、647. 土地一特例地積、648. 土地一非課税コード、649. 土地一非課税地積、650. 土地一備考、651. 土地一表示異動事由コード、652. 土地一表示異動年月日、653. 土地一評価額、654. 土地一不動産番号、655. 動産一見出し、656. 動産一自動車フラグ、657. 動産一検索開始時刻、658. 動産一検索終了時刻、659. 動産一検索場所、660. 動産一検索年月日、661. 動産一調査内容、

662. 動産一備考、663. 特土徵収区分、664. 督手処分額、665. 督手分納額、666. 入金予定額、667. 入札開始時刻、668. 入札開始年月日、669. 入札終了時刻、670. 入札終了年月日、671. 年金一その他、672. 年金一金融機関コード、673. 年金一月分、674. 年金一見出し、675. 年金一源泉所得税、676. 年金一口座種別コード、677. 年金一口座番号、678. 年金一支給額、679. 年金一支払方法コード、680. 年金一社会保険料、681. 年金一住民税、682. 年金一退職年月日、683. 年金一第三債務者、684. 年金一店舗コード、685. 年金一届出住所漢字、686. 年金一届出電話番号、687. 年金一届出方書漢字、688. 年金一年金支給日、689. 年金一被扶養者人数、690. 年金一備考、691. 納期限、692. 納付委託一延滞金基準日1、693. 納付委託一延滞金基準日2、694. 納付委託一延滞金計算方法コード、695. 納付委託一延滞金減免率、696. 納付委託一延滞金定額指定、697. 納付委託一延滞金有無、698. 納付委託一加算金有無、699. 納付委託一決定回数、700. 納付委託一決定職員番号、701. 納付委託一決定入力年月日、702. 納付委託件数、703. 納付委託一取消事由コード、704. 納付委託一取消職員番号、705. 納付委託一取消入力年月日、706. 納付委託一取消年月日、707. 納付委託一受付年月日、708. 納付委託一証券枚数、709. 納付委託一振分順コード、710. 納付委託一督手有無、711. 納付委託一備考、712. 納付委託一分割方法コード、713. 破産事件フラグ、714. 排他フラグ、715. 買受区分、716. 売却決定時刻、717. 売却決定場所、718. 売却決定場所コード、719. 売却決定年月日、720. 売却連番、721. 判明事由コード、722. 備考、723. 筆頭者、724. 標識番号、725. 不渡年月日、726. 不動産一依頼日、727. 不動産一回答日、728. 不動産一差押可件数、729. 不服文言、730. 不服文言市区区分、731. 不服文言帳票区分、732. 付箋、733. 分割納付一延滞金基準日1、734. 分割納付一延滞金基準日2、735. 分割納付一延滞金計算方法コード、736. 分割納付一延滞金減免率、737. 分割納付一延滞金定額指定、738. 分割納付一延滞金有無、739. 分割納付一加算金有無、740. 分割納付一開始年月日、741. 分割納付一隔月指定コード、742. 分割納付一割増月1、743. 分割納付一割増月2、744. 分割納付一割増月の納付額、745. 分割納付一計算方法コード、746. 分割納付件数、747. 分割納付一支払方法コード、748. 分割納付一取消事由コード、749. 分割納付一取消職員番号、750. 分割納付一取消入力日、751. 分割納付一取消年月日、752. 分割納付一受付年月日、753. 分割納付一初回の納付額、754. 分割納付一振分順コード、755. 分割納付一端数処理方法コード、756. 分割納付一督手有無、757. 分割納付一入力職員番号、758. 分割納付一入力年月日、759. 分割納付一備考、760. 分割納付一分割方法コード、761. 分割納付一分納回数、762. 分割納付一分納誓約有無、763. 分割納付一分納明細数、764. 分割納付一訪問徴収フラグ、765. 分割納付一毎月の納付額、766. 分割納付一明細一開始年月日、767. 分割納付一明細一終了年月日、768. 分納用フラグ、769. 分類コード、770. 文章、771. 変更納期限、772. 返却年月日、773. 返戻事由コード、774. 返戻年月日、775. 保険一一时払い、776. 保険一金融機関コード、777. 保険一契約者氏名漢字、778. 保険一契約者住所漢字、779. 保険一契約者電話番号、780. 保険一契約者方書漢字、781. 保険一契約状況、782. 保険一契約年月日、783. 保険一月額保険料、784. 保険一見出し、785. 保険一現在日、786. 保険一口座種別コード、787. 保険一口座番号、788. 保険一口座名義人、789. 保険一支払年月日、790. 保険一死亡受取人氏名、791. 保険一失効年月日、792. 保険一証券番号、793. 保険一振替有無、794. 保険一送付先、795. 保険一貸付残高、796. 保険一貸付内訳、797. 保険一第三債務者、798. 保険一担当者電話番号、799. 保険一店舗コード、800. 保険一配当金、801. 保険一被保険者氏名漢字、802. 保険一被保険者住所漢字、803. 保険一備考、804. 保険一払込終了年月、805. 保険一払込状況、806. 保険一返戻金、807. 保険一保険の種類、808. 保険一保険金額、809. 保険一満期受取金額、810. 保険一満期受取人氏名、811. 保険一満期年月日、812. 保険一問い合わせ先、813. 法定納期限、814. 法定納期限等、815. 訪問予定期刻、816. 訪問予定期日、817. 訪問予定期年月日、818. 本税廻分額、819. 本税分納額、820. 本籍地、821. 本庁移管フラグ、822. 本庁移管開始日、823. 本庁移管終了日、824. 優先区分、825. 郵貯一依頼日、826. 郵貯一回答日、827. 郵貯一差押可件数、828. 郵便番号、829. 予定コード、830. 予定期刻、831. 予定期内容、832. 予定期年月日、833. 預金一依頼日、834. 預金一回答日、835. 預金一金融機関コード、836. 預金一契約年月日、837. 預金一見出し、838. 預金一現在日、839. 預金一口座種別コード、840. 預金一口座番号、841. 預金一口座名義人、842. 預金一口数、843. 預金一差押可件数、844. 預金一最終取引年月日、845. 預金一残高、846. 預金一種類名義、847. 預金一出資金額、848. 預金一組合員番号、849. 預金一貸付形式コード、850. 預金一貸付残高、851. 預金一担保種類コード、852. 預金一店舗コード、853. 預金一備考、854. 預金一保護現在日、855. 預金一本店コード、856. 預金一満期年月日、857. 利害関係区分コード、858. 履行期限、859. 臨戸分納区分、860. 連番、861. 連絡先FAX、862. 連絡先種別コード、863. 連絡先住所漢字、864. 連絡先電話番号、865. 連絡先内線番号、866. 連絡先方書漢字、867. 連絡先名称力ナ、868. 連絡先名称漢字、869. 連絡先郵便番号、870. 連絡先連番、871. 個人番号、872. 法人番号、873. 宛名世帯番号一CH、874. 宛名住民番号一CH、875. 宛名個人法人区分一CH、876. 宛名個人法人詳細区分一CH、877. 宛名通称名優先区分一CH、878. 宛名力ナ氏名一NC、879. 宛名力ナ通称名一NC、880. 宛名漢字氏名一NC、881. 宛名漢字通称名一NC、882. 宛名生年月日一CH、883. 宛名性別一CH、884. 宛名続柄1一CH、885. 宛名続柄2一CH、886. 宛名続柄3一CH、887. 宛名続柄4一CH、888. 宛名市内市外区分一CH、889. 宛名市外住所コード一CH、890. 宛名住所自治体コード一CH、891. 宛名住所町名コード一CH、892. 宛名住所番地コード一NC、893. 宛名住所枝番コード一NC、894. 宛名住所小枝番コード一NC、895. 宛名住所枝番3コード一NC、896. 宛名住所番地編集区分一CH、897. 宛名住所一NC、898. 宛名方書一NC、899. 宛名郵便番号一CH、900. 宛名電話番号一CH、901. 関連相手先宛名番号一CH、902. 関連最新宛名番号一CH、903. 関連事由コード一CH、904. 送付先区分一CH、905. 送付先個人法人区分一CH、906. 送付先力ナ氏名一NC、907. 送付先検索力ナ氏名一NC、908. 送付先力ナ支店名一NC、909. 送付先漢字氏名一NC、910. 送付先検索漢字氏名一NC、911. 送付先漢字支店名一NC、912. 送付先法人種別コード一CH、913. 送付先法人種別位置区分一CH、914. 送付先市内市外区分一CH、915. 送付先市外住所コード一CH、916. 送付先住所自治体コード一CH、917. 送付先住所町名コード一CH、918. 送付先住所番地コード一NC、919. 送付先住所枝番コード一NC、920. 送付先住所小枝番コード一NC、921. 送付先住所枝番3コード一NC、922. 送付先住所番地編集区分一CH、923. 送付先住所一NC、924. 送付先方書一NC、925. 送付先郵便番号一CH、926. 送付先電話番号区分一CH、927. 送付先電話番号一CH、928. 送付先電話番号内線一CH、929. 送付先特宛名番号一CH、930. 口座自治体コード一CH、931. 口座税目コード一CH、932. 口座車両コード一CH、933. 口座口振種別一CH、934. 口座履歴番号一CH、935. 口座納付種別一CH、936. 口座クレジット区分一CH、937. 口座金融機関コード一CH、938. 口座支店コード一CH、939. 口座口座種別一CH、940. 口座番号一CH、941. 口座名義人ナ氏名一NC、942. 口座名義人漢字氏名一NC、943. 口座本人区分一CH、944. 口座申込日一CH、945. 連絡先自治体コード一CH、946. 連絡先税目コード一CH、947. 連絡先連番一CH、948. 連絡先最優先区分一CH、949. 連絡先区分一CH、950. 連絡先電話番号一CH、951. 連絡先電話番号内線一CH、952. 連絡先FAX番号一CH、953. 特記連番一CH、954. 特記重要度区分一CH、955. 特記登録自治体コード一CH、956. 特記登録税目コード一CH、957. 特記情報一NC、958. 担当コード1、959. 担当コード2、960. 担当コード3、961. 当初一氏名、962. 当初一力ナ、963. 当初一市内市外区分、964. 当初一市外住所コード、965. 当初一住所自治体コード、966. 当初一住所町名コード、967. 当初一住所番地コード、968. 当初一住所枝番コード、969. 当初一住所小枝番コード、970. 当初一住所枝番3コード、971. 当初一住所番地編集区分、972. 当初一住所、973. 当初一方書、974. 給与所得、975. 生命保険料控除有無、976. 生命保険料控除額、977. 事業所一指定番号、978. 現年市税一固定、979. 現年市税一固定償、980. 現年市税一市県普、981. 現年市税一市県年、982. 現年市税一市県特、983. 現年市税一市県退、984. 現年市税一軽自、985. 現年市税一法人、986. 現年市税一事業所、987. 現年市税一たばこ、988. 現年市税一特土地、989. 現年市税一入湯、990. 現年市税一鉱産、991. 現年市税一国料、992. 現年市税一国税、993. 現年市税一国料年、994. 現年市税一国税年、995. 現年市税一介護保険料、996. 現年市税一その他、

997. 現年市税一本税額、998. 現年市税－延滞金額、999. 現年市税－合計額、1000. 滞縟市税－固定、1001. 滞縟市税－固定償、1002. 滞縟市税－市県普、1003. 滞縟市税－市県年、1004. 滞縟市税－市県特、1005. 滞縟市税－市県退、1006. 滞縟市税－軽自、1007. 滞縟市税－法人、1008. 滞縟市税－事業所、1009. 滞縟市税－たばこ、1010. 滞縟市税－特土地、1011. 滞縟市税－入湯、1012. 滞縟市税－鉱産、1013. 滞縟市税－国料、1014. 滞縟市税－国税、1015. 滞縟市税－国料年、1016. 滞縟市税－国税年、1017. 滞縟市税－介護保険料、1018. 滞縟市税－その他、1019. 滞縟市税一本税額、1020. 滞縟市税－延滞金額、1021. 滞縟市税－合計額、1022. 市税－合計額、1023. 発送予定ID、1024. 調査種別ID、1025. 発送予定名、1026. 権利者グループID、1027. 発送担当者ID、1028. 発送予定日、1029. 回答期限、1030. 依頼入力期限、1031. オンライン最大調査件数、1032. オンライン登録件数、1033. バッチ最大調査件数、1034. バッチ登録件数、1035. 文書記号、1036. 文書番号、1037. 文書発行日、1038. 発送日、1039. 調査対象者ID、1040. 登録担当者ID、1041. 権利者ID、1042. 個人法人区分、1043. 滞納者－宛名番号、1044. 滞納者－郵便番号、1045. 滞納者－住所、1046. 滞納者一方書、1047. 滞納者－筆頭者、1048. 滞納者－フリガナ、1049. 滞納者－氏名、1050. 滞納者－生年月日、1051. 滞納者－性別、1052. 滞納者－国籍、1053. 滞納者－物件種別、1054. 滞納者－番号、1055. 滞納者－旧郵便番号、1056. 滞納者－旧住所、1057. 滞納者－旧方書、1058. 依頼先－郵便番号、1059. 依頼先－住所、1060. 依頼先一方書、1061. 依頼先－名称、1062. 戸籍－請求書類、1063. 戸籍－請求理由、1064. 特記情報、1065. 発送履歴連番、1066. 特記コード、1067. 特記事項、1068. 最終更新年月日、1069. 最終更新職員番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**収納業務**

1. MPN連動無フラグ、2. OCR情報1、3. OCR情報2、4. 力ナ金融機関名、5. 力ナ支店名、6. コンビニバーコード、7. コンビニ受付店コード、8. コンビニ用自治体コード、9. コンビニ用自治体コードフラグ、10. ジョブID、11. データ識別コード、12. データ番号、13. データ部、14. パラメタID、15. パラメタコード、16. 宛先識別番号、17. 宛名番号、18. 異動延滞金、19. 異動額合計、20. 異動申告加算金、21. 異動督促手数料、22. 異動本税額、23. 移管年月日、24. 一連番号、25. 引抜済フラグ、26. 英数字1、27. 英数字2、28. 英数字3、29. 延滞金仮消込額、30. 延滞金過誤納額、31. 延滞金過誤納処理中額、32. 延滞金計算日、33. 延滞金減免区分、34. 延滞金自動計算有無フラグ、35. 延滞金執行日、36. 延滞金收入額、37. 延滞金收入件数、38. 延滞金調定額、39. 延滞金通知額、40. 延滞金督促催告有無、41. 延滞金納付額、42. 延滞金分納額、43. 延滞金補正区分、44. 延滞金未納額、45. 延長申告期限、46. 仮消込額、47. 仮消込納付区分、48. 仮消込有無フラグ、49. 加算金仮消込額、50. 加算金計算始期、51. 加算金計算終期、52. 加算金計算日数、53. 加算金收入額、54. 加算金除算始期、55. 加算金除算終期、56. 加算金除算日数、57. 加算金調定額、58. 加算金通知額、59. 加算金通知書発行日、60. 加算金納付額、61. 加算金分納額、62. 課税状況コード、63. 課税年度、64. 課税年度フラグ、65. 過誤納延滞金分、66. 過誤納還付加算金分、67. 過誤納期別、68. 過誤納金額、69. 過誤納区分、70. 過誤納子番、71. 過誤納状態区分、72. 過誤納申告加算金分、73. 過誤納督促手数料分、74. 過誤納発生日、75. 過誤納番号、76. 過誤納本税分、77. 過年仮収入額、78. 過年過誤納額、79. 過年還付済額、80. 過年還付未済額、81. 過年収入額、82. 過年充当済額、83. 過年調定額、84. 過年未納額、85. 過納誤納区分、86. 会計年度、87. 回数、88. 開始期、89. 確定申告期限、90. 確定申告受付日、91. 確定申告日、92. 確認前領収日、93. 確認番号、94. 括束番号、95. 括束連番、96. 完納日、97. 漢字1、98. 漢字2、99. 漢字3、100. 管理子番、101. 管理番号、102. 還付延滞金加算金、103. 還付加算金、104. 還付加算金計算区分、105. 還付金額、106. 還付元宛名番号、107. 還付元延滞金分、108. 還付元課税年度、109. 還付元期別、110. 還付元月別、111. 還付元事業年度開始日、112. 還付元消込子番、113. 還付元申告加算金分、114. 還付元申告区分、115. 還付元申告連番、116. 還付元税目コード、117. 還付元調定年度、118. 還付元通知書番号、119. 還付元督促手数料分、120. 還付元本税分、121. 還付支払自治体コード、122. 還付支払日、123. 還付支払予定期、124. 還付時効日、125. 還付充当通知書発行日、126. 還付充当停止区分、127. 還付請求日、128. 還付先宛名番号、129. 還付方法、130. 還付本税加算金、131. 還付理由自由入力、132. 期月、133. 期月フラグ、134. 期別、135. 機械処理時刻、136. 機械処理日、137. 記号番号、138. 記事宛名番号、139. 記事作成日、140. 記事番号、141. 記事連番、142. 旧課税年度、143. 旧期別、144. 旧事業年度開始日、145. 旧事業年度終了日、146. 旧申告区分、147. 旧申告連番、148. 旧税目コード、149. 旧調定年度、150. 旧通知書番号、151. 共有宛名番号、152. 強制作成フラグ、153. 金種コード、154. 金融機関コード、155. 金融機関名、156. 繰越年度、157. 決裁書発行日、158. 決裁書発付日、159. 決裁書番号、160. 決裁日、161. 決算処理待区分、162. 月計終了年月、163. 月別、164. 減免日、165. 現年仮収入額、166. 現年過誤納額、167. 現年還付済額、168. 現年還付未済額、169. 現年催告書停止区分、170. 現年収入額、171. 現年充当済額、172. 現年滞縫区分、173. 現年調定額、174. 現年度、175. 現年年度縫越日、176. 現年年度末日、177. 現年未納額、178. 個人基本種別コード、179. 公示フラグ、180. 公示日、181. 公示入力日、182. 口座還付作成日、183. 口座種別、184. 口座振替区分、185. 口座振替日、186. 口座停止税目コード01、187. 口座停止税目コード02、188. 口座停止税目コード03、189. 口座停止税目コード04、190. 口座停止税目コード05、191. 口座停止税目コード06、192. 口座停止税目コード07、193. 口座停止税目コード08、194. 口座停止税目コード09、195. 口座停止税目コード10、196. 口座番号、197. 口座名義人ナ、198. 口座名義人漢字、199. 口振不能回数、200. 口振不能理由コード、201. 控除不足口座還付作成日、202. 控除不足発生事由コード、203. 更新アクセスコード、204. 更新プログラムID、205. 更新時刻、206. 更新職員番号、207. 更新前催告書発行日、208. 更新前催告納期、209. 更新端末ID、210. 更新年月日、211. 更正決定通知日、212. 更正元課税年度、213. 更正元事業年度開始日、214. 更正元収納異動連番、215. 更正元申告区分、216. 更正元申告年月日、217. 更正元申告連番、218. 更正元調定年度、219. 更正元通知書番号、220. 更正後延滞金調定額、221. 更正後控除不足額、222. 更正後申告加算金調定額、223. 更正後滞縫本税調定額、224. 更正後調定年月、225. 更正後督促手数料調定額、226. 更正後内訳調定額1、227. 更正後内訳調定額2、228. 更正後内訳調定額3、229. 更正後内訳調定額4、230. 更正後内訳調定額5、231. 更正後内訳調定額6、232. 更正後本税調定額、233. 更正事由コード、234. 更正請求日、235. 更正前控除不足額、236. 更正前滞縫本税調定額、237. 更正日、238. 国保記号番号、239. 国保徴収区分、240. 国保内訳区分、241. 差替前確認番号、242. 差替前納付番号、243. 催告書発行日、244. 催告納期、245. 最終更正日、246. 最終支払日、247. 最終収入日、248. 最終消込公金日、249. 最終消込処理日、250. 最終調定本税、251. 最終領収日、252. 歳出還付支払日、253. 歳入還付支払日、254. 歳入歳出区分、255. 歳入年度、256. 削除フラグ、257. 削除時刻、258. 削除日、259. 子番、260. 市県現年按分率、261. 市県滞縫按分率、262. 指定納期限、263. 指定番号、264. 支店コード、265. 支店名、266. 支払区分、267. 支払済報奨金、268. 支払済報奨金予備、269. 支払場所、270. 支払人、271. 支払予定期、272. 支払予定期、273. 死亡有無、274. 事業年度開始日、275. 事業年度開始日フラグ、276. 事業年度終了日、277. 時効予定期、278. 自治体コード、279. 自治体識別コード、280. 自動処理フラグ、281. 自由カラム1、282. 自由カラム2、283. 自由カラム3、284. 識別番号、285. 車検有無フラグ、286. 車種コード、287. 車両コード、288. 車両履歴番号、289. 取扱期限、290. 取消区分、291. 取消日、292. 取戻額、293. 取戻子番、294. 取戻状態区分、295. 取戻発生日、296. 受付年月日、297. 授命年月日、298. 収入額、299. 収入総本税、300. 収入日、301. 収入日フラグ、302. 収納異動連番、303. 収納更正元子番、304. 収納更正日、305. 収納種別、306. 収納種別フラグ、307. 修正区分、308. 修正前宛名番号、309. 修正前課税年度、310. 修正前回数、311. 修正前確認番号、312. 修正前括束番号、313. 修正前括束連番、314. 修正前期月、315. 修正前子番、316. 修正前事業年度開始日、317. 修正前自治体コード、318. 修正前収入日、319. 修正前収納種別、320. 修正前消込延滞金、321. 修正前消込金額、322. 修正前消込申告加算金、323. 修正前消込退職税額、324. 修正前消込督促手数料、325. 修正前消込報奨金、326. 修正前消込本税額、327. 修正前申告区分、328. 修正前申告連番、329. 修正前税目コード、330. 修正前調書番号、331. 修正前調定年度、332. 修正前通知書番号、333. 修正前年金保険者コード、334. 修正前納付区分、335. 修正前納付書種類、336. 修正前納付番号、337. 修正前領収日、338. 終了期、339. 集計区分、340. 集計月、341. 集計年月、342. 充当延滞金加算金、343. 充当加算金、344. 充当金額、345. 充当元宛名番号、346. 充当元延滞金分、347. 充当元課税年度、348. 充当元期別、349. 充当元月別、350. 充当元事業年度開始日、351. 充当元消込子番、352. 充当元申告加算金分、353. 充当元申告区分、354. 充当元申告連番、355. 充当元税目コード、356. 充当元調定年度、357. 充当元通知書番号、358. 充当元督促手数料分、359. 充当元本税分、360. 充当子番、361. 充当執行日、362. 充当処理日、363. 充当先宛名番号、364. 充当先延滞金分、365. 充当先課税年度、366. 充当先期別、367. 充当先月別、368. 充当先事業年度開始日、369. 充当先消込子番、370. 充当先申告加算金分、371. 充当先申告区分、372. 充当先申告連番、373. 充当先税目コード、374. 充当先調定年度、375. 充当先通知書番号、376. 充当先督促手数料分、377. 充当先納期限、378. 充当先本税分、379. 充当先未納延滞金分、380. 充当先未納申告加算金分、381. 充当先未納督促手数料分、382. 充当先未納本税分、383. 充当本税加算金、384. 処分コード、385. 初回支払日、386. 所得税更正通知日、387. 除外延滞金減免、388. 除外換価猶予、389. 除外繰上徴収、390. 除外交付要求、391. 除外差押、392. 除外参加差押、393. 除外時効完成、394. 除外時効中断、395. 除外執行停止、396. 除外徵収猶予、397. 除外督促公示、398. 除外督促返戻、399. 除外納通公示、400. 除外納通返戻、401. 除外納付委託、402. 除外納付誓約、403. 除外不納欠損、404. 除外分割納付、405. 除外予備1、406. 除外予備2。

407. 除外予備3、408. 除外予備4、409. 除外予備5、410. 除算期間開始日、411. 除算期間終了日、412. 消込エラーコード、413. 消込延滞金、414. 消込延滞金フラグ、415. 消込回数フラグ、416. 消込括束番号フラグ、417. 消込括束連番フラグ、418. 消込金額、419. 消込金額フラグ、420. 消込子番、421. 消込消込退職税額フラグ、422. 消込申告加算金、423. 消込申告加算金フラグ、424. 消込退職税額、425. 消込退職税額フラグ、426. 消込調書番号フラグ、427. 消込督促手数料、428. 消込督促手数料フラグ、429. 消込報奨金、430. 消込本税額、431. 消込本税額フラグ、432. 消込本税額フラグ、433. 消失認定日、434. 証券種類コード、435. 証券番号、436. 状態区分、437. 状態更新日、438. 振替宛名番号、439. 振替課税年度、440. 振替期別、441. 振替金額、442. 振替事業年度開始日、443. 振替処理日、444. 振替消込子番、445. 振替申告区分、446. 振替申告連番、447. 振替税目コード、448. 振替調定年度、449. 振替通知書番号、450. 振替不能通知書作成済区分、451. 振替予定期日、452. 振替理由コード、453. 振分子番、454. 新年度、455. 申告加算金仮消込額、456. 申告加算金過誤納額、457. 申告加算金過誤納処理中額、458. 申告加算金種類、459. 申告加算金収入額、460. 申告加算金収入件数、461. 申告加算金調定額、462. 申告加算金未納額、463. 申告基準日、464. 申告基礎区分、465. 申告基礎年月日、466. 申告区分、467. 申告区分フラグ、468. 申告年月日、469. 申告連番、470. 申告連番フラグ、471. 数値1、472. 数値2、473. 数値3、474. 税額異動エラー事由、475. 税額異動レコード区分、476. 税額異動作成区分、477. 税額異動抽出区分、478. 税保コード、479. 税目コード、480. 税目コードフラグ、481. 前回更新アクセスコード、482. 前回更新プログラムID、483. 前回更新時刻、484. 前回更新職員番号、485. 前回更新端末ID、486. 前回更新年月日、487. 前納分確認番号、488. 前納分納付番号、489. 前納報奨金、490. 前納報奨金予備、491. 送付先氏名、492. 送付先住所、493. 送付先方書、494. 送付先郵便番号、495. 増減収入額、496. 増減収入額内訳1、497. 増減収入額内訳2、498. 増減調定額、499. 増減調定額内訳1、500. 増減調定額内訳2、501. 滞縫調定本税、502. 滞縫年度縫越日、503. 滞縫年度末日、504. 退職市区町村民税差額、505. 退職人員数、506. 退職調定入力フラグ、507. 退職通知書発付日、508. 退職都道府県民税差額、509. 退職納入申告日、510. 担当区コード、511. 抽出済フラグ、512. 抽出年月日、513. 調査記事、514. 調査記事通番、515. 調査年月日、516. 調査票出力年月日、517. 調書番号、518. 調定異動予定期有無、519. 調定子番、520. 調定期年月、521. 調定期年度、522. 調定期年度フラグ、523. 調定期履歴有無フラグ、524. 通知時還付方法、525. 通知書作成日、526. 通知書種類、527. 通知書発行日、528. 通知書番号、529. 通知書番号フラグ、530. 低率終了日、531. 店舗コード、532. 登録時刻、533. 登録日、534. 登録年月日、535. 都計現年按分率、536. 都計滞縫按分率、537. 都市計画税区分、538. 特徴事業所宛名番号、539. 特土徵収区分、540. 督手分納額、541. 督促確認番号、542. 督促公示日、543. 督促取消日、544. 督促手数料仮消込額、545. 督促手数料過誤納額、546. 督促手数料過誤納処理中額、547. 督促手数料収入額、548. 督促手数料収入件数、549. 督促手数料調定額、550. 督促手数料通知額、551. 督促手数料納付額、552. 督促手数料未納額、553. 督促状停止理由コード、554. 督促状発行日、555. 督促停止区分、556. 督促納期、557. 督促納付番号、558. 内訳調定額1、559. 内訳調定額2、560. 内訳調定額3、561. 内訳調定額4、562. 内訳調定額5、563. 内訳調定額6、564. 入金データ種別、565. 年金保険者コード、566. 年金保険者コードフラグ、567. 年調定期、568. 年度、569. 納期限、570. 納期特例区分、571. 納税通知書発付日、572. 納付額、573. 納付額1、574. 納付額2、575. 納付額3、576. 納付額4、577. 納付額5、578. 納付額6、579. 納付額7、580. 納付額8、581. 納付額9、582. 納付額10、583. 納付額11、584. 納付額12、585. 納付区分、586. 納付区分フラグ、587. 納付時年金保険者コード、588. 納付書種類、589. 納付書種類フラグ、590. 納付書番号フラグ、591. 納付情報摘要フラグ、592. 納付番号、593. 納付予定期、594. 農地変更日、595. 廃車年月日、596. 排他フラグ、597. 媒体作成区分、598. 発生元過誤納状態区分、599. 発生元收入日、600. 発生元領收日、601. 発生收入延滞金分、602. 発生收入申告加算金分、603. 発生收入督促手数料分、604. 発生收入本税分、605. 発生調定延滞金分、606. 発生調定期申告加算金分、607. 発生調定期督促手数料分、608. 発生調定期本税分、609. 番号区分、610. 備考、611. 標識、612. 不納欠損区分、613. 不納欠損事由コード、614. 不納欠損処理日、615. 不納欠損本税、616. 賦課決定日、617. 賦課時年金保険者コード、618. 分納回数、619. 分納区分、620. 分納子番、621. 分納有無フラグ、622. 文書確定フラグ、623. 文書作成日、624. 文書種類、625. 文書発行日、626. 変更締切日、627. 変更納期限、628. 返還確定日、629. 返還金管理番号、630. 返還金内訳額、631. 返還指定額、632. 返還時期別収入額、633. 返還時期別調定期、634. 返還時内訳異動額、635. 返還時内訳消込額、636. 返戻年月日、637. 返戻理由コード、638. 報奨金収入額、639. 報奨金収入件数、640. 法人番号、641. 法定期限、642. 法定期限等、643. 本税仮消込額、644. 本税過誤納額、645. 本税過誤納処理中額、646. 本税収入額、647. 本税収入件数、648. 本税調定期、649. 本税通知額、650. 本税納付額、651. 本税分納額、652. 本税未納額、653. 未処理延滞金分、654. 未処理還付加算金分、655. 未処理金額、656. 未処理申告加算金分、657. 未処理督促手数料分、658. 未処理本税分、659. 免除認定期、660. 予備1、661. 予備2、662. 予備3、663. 予備4、664. 予備5、665. 利息計算開始日、666. 利息計算終了日、667. 利息計算対象額、668. 利息計算単位、669. 利息計算日数、670. 利息相当額、671. 利息相当額強制フラグ、672. 利息内訳額、673. 利息率、674. 利息率区分、675. 利息連番、676. 履歴番号、677. 履歴連番、678. 領収時間、679. 領収日、680. 領収日フラグ、681. 累計収入額、682. 累計収入額到来、683. 累計収入額到来内訳1、684. 累計収入額到来内訳2、685. 累計収入額内訳1、686. 累計収入額内訳2、687. 累計調定期、688. 累計調定期到来、689. 累計調定期到来内訳1、690. 累計調定期到来内訳2、691. 累計調定期内訳1、692. 累計調定期内訳2、693. 累計不納欠損額、694. 個人番号、695. 法人番号、696. 宛名世帯番号-CH、697. 宛名住民番号-CH、698. 宛名個人法人区分-CH、699. 宛名個人法人詳細区分-CH、700. 宛名通称名優先区分-CH、701. 宛名力ナ氏名-NC、702. 宛名力ナ通称名-NC、703. 宛名漢字氏名-NC、704. 宛名漢字通称名-NC、705. 宛名生年月日-CH、706. 宛名性別-CH、707. 宛名続柄1-CH、708. 宛名続柄2-CH、709. 宛名続柄3-CH、710. 宛名続柄4-CH、711. 宛名市内外区分-CH、712. 宛名市外住所コード-CH、713. 宛名住所自治体コード-CH、714. 宛名住所町名コード-CH、715. 宛名住所番地コード-NC、716. 宛名住所枝番コード-NC、717. 宛名住所小枝番コード-NC、718. 宛名住所枝番3コード-NC、719. 宛名住所番地編集区分-CH、720. 宛名住所-NC、721. 宛名方書-NC、722. 宛名郵便番号-CH、723. 宛名電話番号-CH、724. 関連相手先宛名番号-CH、725. 関連最新宛名番号-CH、726. 関連事由コード-CH、727. 送付先区分-CH、728. 送付先個人法人区分-CH、729. 送付先力ナ氏名-NC、730. 送付先検索力ナ氏名-NC、731. 送付先力ナ支店名-NC、732. 送付先漢字氏名-NC、733. 送付先検索漢字氏名-NC、734. 送付先漢字支店名-NC、735. 送付先法人種別コード-CH、736. 送付先法人種別位置区分-CH、737. 送付先市内外区分-CH、738. 送付先市外住所コード-CH、739. 送付先住所自治体コード-CH、740. 送付先住所町名コード-CH、741. 送付先住所番地コード-NC、742. 送付先住所枝番コード-NC、743. 送付先住所小枝番コード-NC、744. 送付先住所枝番3コード-NC、745. 送付先住所番地編集区分-CH、746. 送付先住所-NC、747. 送付先方書-NC、748. 送付先郵便番号-CH、749. 送付先電話番号区分-CH、750. 送付先電話番号-CH、751. 送付先電話番号内線-CH、752. 送付先特宛人宛名番号-CH、753. 口座自治体コード-CH、754. 口座税目コード-CH、755. 口座車両コード-CH、756. 口座口振種別-CH、757. 口座履歴番号-CH、758. 口座納付種別-CH、759. 口座クレジット区分-CH、760. 口座金融機関コード-CH、761. 口座支店コード-CH、762. 口座口座種別-CH、763. 口座番号-CH、764. 口座名義人ナ氏名-NC、765. 口座名義人漢字氏名-NC、766. 口座本人区分-CH、767. 口座申込日-CH、768. 連絡先最優先区分-CH、772. 連絡先区分-CH、773. 連絡先電話番号-CH、774. 連絡先電話番号内線-CH、775. 連絡先FAX番号-CH、776. 特記連番-CH、

777. 特記重要度区分－CH、778. 特記登録自治体コード－CH、779. 特記登録税目コード－CH、780. 特記情報－NC、781. 共通納税－地方公共団体コード、782. 共通納税－納税者ID、783. 共通納税－収納団体番号、784. 共通納税－納付番号、785. 共通納税－納付区分、786. 共通納税－確認番号、787. 共通納税－履歴番号、788. 共通納税状態区分、789. 調定特定区分、790. 暫定調定作成フラグ、791. 管理ファイル取込日、792. 納付ファイル取込日、793. 入金ファイル取込日、794. 共通納税－申告区分、795. 共通納税－税目区分、796. 共通納税－期別－自、797. 共通納税－期別－至、798. 共通納税－申告受付番号、799. 共通納税－申告受付日、800. 共通納税－利用者ID、801. 共通納税－納付者名フリガナ、802. 共通納税－納付者名、803. 共通納税－本税等合計額、804. 共通納税－延滞金合計額、805. 共通納税－支払可能期限、806. 共通納税－特定キー1、807. 共通納税－特定キー2、808. 共通納税－特定キー予備、809. 共通納税－納期限、810. 共通納税－延滞金計算開始年月日、811. 共通納税－入金年月日、812. 共通納税－納付年月日、813. 取込処理日、814. エラーフラグ、815. 収納団体コード、816. 税目－料金番号、817. 申告区分－課税期間、818. パスワード、819. システム利用領域04、820. システム利用領域05、821. システム利用領域06、822. システム利用領域07、823. システム利用領域08、824. システム利用領域09、825. システム利用領域10、826. システム利用領域11、827. レスポンスコード、828. システム利用領域12、829. システム利用領域13、830. 納付金区分、831. 氏名カナ、832. 氏名漢字、833. 今回請求金額合計、834. 請求本体金額、835. 請求固定延滞金額、836. 延滞金隨時計算フラグ、837. 納付情報変更年月日、838. 延滞金計算開始年月日、839. 延滞金表示区分、840. 請求消費税、841. 消費税表示区分、842. 納付内容カナ、843. 納付内容漢字、844. 手数料負担区分、845. 地公体任意情報、846. 納付方式、847. 拡張予備領域01、848. システム利用領域14、849. 今回支払金額合計累積、850. 今回支払金額合計、851. 支払納付額、852. 支払延滞金額、853. 支払消費税、854. 領收区分、855. 支払方法、856. チャネル区分、857. 入力区分、858. 印紙税額、859. 他店券金額、860. システム利用領域15、861. 入金年月日、862. 納付年月日、863. MPN処理年月日、864. MPN処理時刻、865. MPN処理通番、866. 仕向センターコード、867. 仕向処理年月日、868. 仕向処理時刻、869. 仕向処理通番、870. システム利用領域16、871. 決算単位年月日、872. MPN通信サーバ登録年月日、873. 拡張予備領域02、874. システム予備、875. 登録区分、876. 納税者ID、877. 納付可否区分、878. 納付書情報登録依頼連番

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

地方税賦課徴収に関する事務の特定個人情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 住民記録システムからの連携による入手時 (1)住民記録システムと税システム間の連携はファイヤーウォールやセキュリティ機能付きルータで保護されたネットワークを利用しておらず、外部からの接続を遮断する。 (2)入手するための連携処理はシステムによって自動化されており、職員からの依頼を受けて実行する形式ではないため、第三者が任意に入手することは不可能である。 (3)入手後はシステム画面から住民情報を参照することができるが、業務上閲覧できる資格を与えた者だけにシステム上の操作権限を与える。
	2 住基ネット統合端末による入手時 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。
	3 バッチ処理による一括入手時 住基ネット統合端末と税システム間の連携はファイヤーウォールやセキュリティ機能付きルータで保護されたネットワークを利用しておらず、外部からの接続を遮断する。
	4 庁内連携による入手時 (1)府内他業務システムとのデータ連携は専用の「連携基盤」を中継して行われる。連携基盤の利用はデータ連携単位の事前申請制となっており、申請受理後には連携単位でのデータアクセス権が与えられる。よって、申請者は自らが利用する連携データ以外にアクセスすることはできない。 (2)連携基盤を介したデータ連携は、1の住民記録システムとの連携も含め全てログに記録され保管される。これにより、不正入手を防ぐための抑止効果を高めている。連携基盤そのものもセキュリティで保護された府内ネットワーク上に配置されており、第三者からの不正アクセスは受け付けない。
	5 eLTAXからの入手時 (1)審査システムでは、申告等の手続きを行う者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。 (2)eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行う者のみの申告等の受付を行う。
	6 電子帳票からの入手時 (1)本市の職員認証ポータルシステムを経由し、業務上閲覧する資格を有する者だけが電子帳票の内容確認を行う事ができ、職員認証ポータルシステム以外から電子帳票画面への直接アクセスを遮断する。 (2)電子帳票は業務毎のフォルダに振分けられて格納され、フォルダ毎に閲覧できる権限を設定する。よって、他業務の電子帳票にアクセスすることはできない。
	7 埼玉県市町村電子申請サービスからの入手時 マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。
	8 マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）からの入手時 マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。
	9 その他（窓口応対、電話応対等） 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。

	<p>1 住民記録システムからの連携による入手時 住民記録システムからの連携は、住民記録システム側の異動処理にて発生し、対象者のデータのみ連携する。よって、不要な情報は連携しない。</p> <p>2 申告書等(紙、電子データ)からの入手時 納税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>3 住基ネット統合端末の参照及びバッチ処理等による入手時 地方税賦課徴収に関する事務等に必要な範囲で入手するよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>4 庁内連携による入手時 連携基盤を介したデータ連携を行う際は、あらかじめ各システムにおいて連携用のデータ作成処理を行う必要があるため、必要な情報以外が連携されることはない。</p> <p>5 eLTAXからの入手時 (1)審査システムは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止する。 (2)国税連携システムは、国税庁から法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止する。</p> <p>6 電子帳票からの入手時 (1)本市の職員認証ポータルシステムを経由し、業務上閲覧する資格を有する者だけが電子帳票の内容確認を行う事ができ、職員認証ポータルシステム以外から電子帳票画面への直接アクセスを遮断する。 (2)電子帳票は業務毎のフォルダに振分けられて格納され、フォルダ毎に閲覧できる権限を設定する。よって、他業務の電子帳票にアクセスすることはできない。 (3)電子帳票をオンラインから紙に出力する操作を行った場合、その内容をログとして記録する。</p> <p>7 埼玉県市町村電子申請サービスからの入手時 住民が埼玉県市町村電子申請サービスの画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>8 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)からの入手時 住民がマイナポータル申請管理の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>9 その他の入手時(窓口応対、電話応対等) (1)地方税賦課徴収に関する事務に関係のない情報を入手する事がないよう、職員に対する教育を徹底する。 (2)窓口等における申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 住民記録システムからの連携による入手時 リスク1に記載のとおり、セキュリティで保護されたネットワーク及びサーバの利用と、システムによる連携処理の自動化、操作権限の適正な付与により、システムで制御する。</p> <p>2 申告書等(紙、電子データ)からの入手時 紳税義務者等が各税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出する。</p> <p>3 住基ネット統合端末の参照及びバッチ処理等による入手時 地方税賦課徴収に関する事務等に必要な範囲で入手するよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>4 庁内連携による入手時 リスク1に記載のとおり、専用のデータ中継サーバ(連携基盤)を利用した連携処理の一元管理と、連携基盤のセキュリティ対策により担保する。</p> <p>5 eLTAXからの入手時 (1)eLTAXホームページ上等で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、リスク1の記載のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者のみ、eLTAXを利用することができます。これらによって利用者に、eLTAXで受け付けた情報が、地方税賦課徴収に関する事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンター(eLTAX)からLGWANを介し、審査サーバでデータを入手する。 (2)国税連携データ受信サーバには、決められた必要な情報しか提供を受付けないようにシステムで制御する。</p> <p>6 電子帳票からの入手時 リスク1に記載のとおり、業務上閲覧する資格を有する者だけが閲覧可能となっており、かつ地方税賦課徴収に関する事務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>7 埼玉県市町村電子申請サービスからの入手時 (1)住民が埼玉県市町村電子申請サービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 (2)埼玉県市町村電子申請サービスの画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請をしたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施していただけるよう措置を講じている。</p> <p>8 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)からの入手時 (1)住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 (2)マイナポータル申請管理の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施していただけるよう措置を講じている。</p> <p>9 その他の入手時(窓口応対、電話応対等) 地方税賦課徴収に関する事務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。特定個人情報を入手する際は、利用目的入手元に伝える。</p>
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。</p> <p>3 eLTAXから入手する場合 番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けて確認する。 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は前述のとおりである。)</p> <p>4 電子申請を利用する場合 住民が埼玉県市町村電子申請サービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データをさいたま市が受領した際は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p> <p>5 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用する場合 住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。</p> <p>3 個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ)の提示がない場合、住基ネット統合端末において職員が本人確認情報と個人番号の確認を行う。</p> <p>4 eLTAXから入手する場合 番号法施行規則第4条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。(提供を行う者自身の本人確認は前述のとおりである。)</p> <p>5 電子申請を利用する場合 埼玉県市町村電子申請サービスからの申請については、住民が個人番号付電子申請データを送信するため、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領したさいたま市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、個人番号の真正性を確認する。</p> <p>6 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用する場合 マイナポータルからの申請については、住民が個人番号付電子申請データを送信するため、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領したさいたま市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、個人番号の真正性を確認する。</p>

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1 入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認し、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。また、入力作業員の他に確認作業員を設け、再鑑することにより、正確性を確保する。</p> <p>2 電子申告と国税連携等のデータについては、eLTAX側で非改ざん性の実務機能を提供する。</p> <p>3 市民がオンライン申請を行う際に、個人番号を入力する時には、チェックデジット等の機能の活用又は個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことなどにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 紙媒体に対する措置</p> <p>(1)特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理する。また、保管状況については定期的にチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。</p> <p>(2)窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理する。郵送の場合は、返信用封筒の利用を勧奨し誤配送を防止する。</p> <p>2 電子データに対する措置</p> <p>(1)特定個人情報が記録された電子データについては、定められた担当者が作業を行う。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記憶媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。</p> <p>(2)電子データの入手は、複数の職員により検収し、外部への提供を防ぐべく、慎重に作業を行う。</p> <p>(3)税システム使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。</p> <p>(4)埼玉県市町村電子申請サービスとさいたま市との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、外部への漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p>3 eLTAXからの入手分に対する措置</p> <p>(1)特定個人情報の入手元である利用者からの入手は、利用者から地方税ポータルセンタまではインターネット回線、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手する。</p> <p>(2)特定個人情報の入手元である年金保険者からの入手は、年金保険者から地方税ポータルセンタまではDVD、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手する。</p> <p>(3)特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手する。</p> <p>(4)特定個人情報の入手元である他自治体からの入手は、他自治体からさいたま市までは、LGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手する。</p> <p>4 オンライン申請による入手分に対する措置</p> <p>(1)サービス検索・電子申請機能とさいたま市との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	市で定める個人番号利用事務等実施者以外(地方税賦課徴収に関する事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>1 税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。</p> <p>2 税システムには、地方税賦課徴収に関する事務に関係のない情報を保有しない。</p>		
その他の措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報、障害者手帳等情報、所得情報、扶養関係情報、公金受取口座情報を取得する際に地方税賦課徴収に関する事務に不必要的な情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定し、個人毎にユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</p> <p>2 不正を防止する観点から、一つのIDを複数人で使用しない。</p> <p>3 ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行う。</p> <p>4 申請データの読み込みを行う申請管理システムについては、利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。また、なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</p>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 発行管理 定期的に人事システムから人事情報を連携し、地方税賦課徴収に関する事務実施者にユーザIDを発行する。また、発行したユーザID毎にアクセス権限を設定する。</p> <p>2 失効管理 ユーザ権限を迅速に失効させるため、定期的に人事システムから人事異動情報を連携し、ユーザIDの失効事務を行う。</p>		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 各機能ごとに詳細なアクセス権限を設定している。</p> <p>2 大規模な組織変更、人事異動があるときはイベント処理として事前検証を行う。</p> <p>3 定期的にユーザID一覧をシステムより出し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 端末等から参照、更新した場合の処理日時・職員情報・部署情報・端末情報・処理事由・アクセス対象者・アクセスログを記録する。</p> <p>2 記録は2年間保存する。</p> <p>3 アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。</p> <p>4 定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p>		
その他の措置の内容	ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について徹底する。アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止する。 3 非正規職員・委託先等の職員については、契約時に業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。 4 税システムにおいて、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不要な処理を行えない仕組みとする。 5 埼玉県市町村電子申請サービスへアクセスできる端末を制限する。 6 申請データの取込みを行う申請管理システムについては、利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てることで、アクセスできる職員を限定する。 7 外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に情報管理者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された媒体のみを使用する。 8 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
	2) 十分である		

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	1 職員端末 (1)EUCデータには個人番号を含めないことで、端末に特定個人情報ファイルを作成しない。 (2)職員端末においては、極力個人番号をエクセルファイルなどに保存しないよう指示する。(「他の電子ファイル」の作成を極力行わない。) (3)端末はウイルス対策を施しており、ITに関する担当者を設け、e-ラーニング等を用い、隨時研修を行っている。 (4)システム端末からデータが持出しできないよう制御している。 (5)データの操作について操作記録を残す。		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
	2) 十分である		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 離席時には端末を閉じ、本人確認情報を非表示とする。
- 2 端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く、または保護シートを施す。
- 3 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲とする。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		1 委託する内容に合わせて、委託先の選定条件でプライバシーマーク付与認定(JIS Q15001)あるいは情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。 2 委託先を選定する際、委託先にて個人情報保護に関する規定や体制の整備、安全管理措置がとられているか確認している。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	具体的な制限方法	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	具体的な方法	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない		
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		1 ルールの内容 (1)他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認する。 (2)特定個人情報取扱責任者を明確にし、社内教育に関してはセキュリティ及びプライバシー保護に関する研修等を実施する等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。 2 ルール遵守の確認方法 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる。また、ルールが遵守されているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認をする(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書を確認する。)		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		1 ルールの内容 委託先へ特定個人情報を提供する際には、府内ネットワークから持ち出す場合は、暗号化した上で提供する。また、委託先へのデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付ける。 2 ルール遵守の確認方法 委託先に提供する際に、日付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。また、ルールが遵守されているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認をする(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等確認する。)		
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		1 ルールの内容 ・契約終了(又は解除)時に、契約による業務に係る特定個人情報を速やかに委託者(市)に返還し、又は漏えいを起こさない方法で確實に処分しなければならない。 ・特に、住民情報等の重要な情報が大量に保存された情報機器を、賃貸借期間の満了又は契約の解除によりリース業者等に返却する時は、機器に付属(内蔵等をいう。)する記憶装置等について、速やかに物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法による抹消措置を講じなければならない(契約等により、当該措置を講じることが困難であるときは、データ消去ソフトによりデータ消去を行い、復元不可能な状態にしなければならない。)。 2 ルール遵守の確認方法 ・委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱い(破棄・消去の方法、完了日等)について書面にて報告させる。 ・特に、住民情報等の重要な情報が大量に保存された情報機器を、賃貸借期間の満了又は契約の解除によりリース業者等に返却する時は、機器に付属する記憶装置等に係る抹消措置を行う前に、当該措置の実施者、実施手法及び実施時期について、あらかじめ委託者(市)と委託先との間で協議を行い、委託先から書面により報告を受けるとともに、当該措置が確實に履行されたことを確認するため、原則として、市の職員が当該措置の完了まで立ち会いを行う(契約等により市の職員の立ち会いが困難であるときは、委託先からデータ消去証明書を取得する等して、当該措置の確実な履行を担保する。)。		

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 目的外利用を禁止する。 2 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 3 特定個人情報の提供先を限定する。 4 情報漏えいを防ぐための保管管理をする。 5 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 6 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 7 個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする。 8 情報セキュリティの運用状況に関し、立入調査等を行うことができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先が再委託先に対して、情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているかの監督をしているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。) また、再委託先の情報セキュリティの運用状況についても、立入調査を行い、ルールが遵守されているか等の確認を行う(立入調査の実施が困難な場合は、再委託先が作成した報告書等を確認する。)	
他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 番号法第19条第1号に基づく提供 (1) 対象 納税通知書・市民の来庁 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。来庁時についてもシステム内の特記機能や台帳にて記録する。</p> <p>2 番号法第19条第10号に基づく提供 (1) 対象(市町村長から国税庁長官へ) 扶養是正情報 eLTAXに送信した日時を記録する。</p> <p>(2) 対象(市町村長から都道府県知事・他市町村長へ) 住登外課税通知書、資料回送 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。</p> <p>3 移転 連携基盤を介した庁内のデータ連携については、すべて送信記録のログを取得している。 (移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、受領システムのタイムスタンプにより確認できる。)</p> <p>(1) eLTAXより入手するもの ア 審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 イ 審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</p>
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 ルールの内容 誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。</p> <p>2 ルール遵守の確認方法 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 番号法第19条第1号に基づく提供 特別徴収税額決定通知書についてはセキュリティ対策を施したうえで電子的に提供している。</p> <p>2 番号法第19条第10号に基づく提供 (1)対象(市町村長から国税庁長官へ) 扶養是正情報についてはeLTAXを経由して提供する。</p> <p>(2)対象(市町村長から都道府県知事・他市町村長へ) 住登外課税通知書、資料回送については、定められた様式で郵送又は電子により提供する。</p> <p>3 移転 移転については、府内に閉じたネットワーク上にある連携基盤システム上でやりとりする。連携基盤上のデータのやりとりについては事前に申請するものとし、申請されたものしかやりとりできない方式とする。</p> <p>4 eLTAXからの入手分に対する措置 (1)審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 (2)審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者の連携について、本市と厚生労働大臣等間はLGWANとDVD、企業等の給与支払者間はLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御する。 (3)国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、本市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御する。</p>
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
	リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、税システムで論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 (1)納税通知書については、送付前に納税義務者、送付先の確認を徹底する。 (2)扶養是正情報の提供については、eLTAXへの送信を確実に行う。 (3)住登外課税通知書、資料回送については、送付先の他市町村の確認を徹底する。 (4)移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転がなされないようシステム上制御する。</p> <p>3 eLTAXからの入手分に対する措置 (1)審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 (2)審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者の連携について、本市と厚生労働大臣等間はLGWANとDVD、企業等の給与支払者間はLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御する。 (3)国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、本市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御する。</p>
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 さいたま市における措置 (1)番号連携サーバにおいて、各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 (2)操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規定による情報連携ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 さいたま市における措置 (1)中間サーバと番号連携サーバ間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、さいたま市の中間サーバと番号連携サーバ間の通信回路を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (2)番号連携サーバと業務システム及び端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計し、安全性を確保する。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと住民登録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 さいたま市における措置 番号連携サーバにおいて、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継では、照会結果内容の改変は行わないことにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手し、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを確保する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 さいたま市における措置</p> <p>(1)中間サーバと番号連携サーバ間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用し、また、VPN等の技術を利用し、さいたま市の中間サーバと番号連携サーバ間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(2)番号連携サーバと業務システム及び端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(3)操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施する。</p> <p>(2)住民記録システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する。</p> <p>(3)情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除する。</p> <p>(4)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用する。</p> <p>(2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。</p> <p>(3)中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 さいたま市における措置</p> <p>特定個人情報の提供・移転時には、情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3)機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	1 さいたま市における措置 特定個人情報の提供・移転時には、情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。		
	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う。 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能		
	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用する。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。 (3)中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する		

リスクへの対策は十分か

[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-----------	---------------------------------------	----------

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	1 さいたま市における措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報の作成及び誤った相手への提供がされることをシステム上で担保する。		
	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供する。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備する。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを住民記録システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置

- (1)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。
- (2)情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

- (1)中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。
- (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。
- (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを市町村毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- (4)特定個人情報の管理を本市のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォーム及びクラウドサービスの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>1 さいたま市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室と、データプログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務を行う執務場所において、市職員（委託従事者）以外の者（外部業者）が無断で立ち入らないよう、入室制限を行っている。 ・事務を行う執務場所において、市職員（委託従事者）以外の者（外部業者）が作業する際、執務場所内にいる間は職員が立ち会い、作業内容を確認している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体は、業務終了後に施錠した保管場所に保管する。 ・基幹系端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された媒体以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保する。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを市町村毎に区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を本市のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォーム及びクラウドサービスの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容	<p>1 さいたま市における措置 【不正プログラム対策】 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 【不正アクセス対策】 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2)中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)にい登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5)中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、以降するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>3 電子申請受理用LGWAN端末における措置 (1)ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新している。 (2)埼玉県市町村電子申請サービスとさいたま市との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで外部への漏えい等が起こらないようにしている。</p>
⑦バックアップ	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>

	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1 個人番号を含め宛名情報については、住民登録システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。また、住民登録システムとの整合処理を定期的に実施する。</p> <p>2 税システムの申告書データについては、原本性を保つ必要があるため受付時のままの状態で保管する。(これによるリスクはなく、むしろ変更することでリスクが生じる。また地方税賦課徴収に関する事務の個人基本情報、賦課情報は常に最新化する。)</p> <p>3 LGWAN接続端末は、基本的には個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で賦課等を行わないよう、履歴管理を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>1 保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、税システムの処理にて消去する。</p> <p>2 磁気ディスクの廃棄は、要領・手順書等に基づき、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにし、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。</p> <p>3 紙帳票の廃棄は、要領・手順書等に基づき、裁断及び溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p> <p>4 LGWAN接続端末においては、業務終了時の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</p> <p>5 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p>	
他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>1 さいたま市における措置 ①所属長は、所属職員に対し年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組む。 ②守るべき情報資産について、年1回、ライフサイクルごとにリスクを分析し、より有効な対策を検討・実施する。 ③事業者に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組む。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p>
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>1 さいたま市における措置 年1回、組織に対する監査として「情報セキュリティ内部監査」を24課(各局(区)で1課)に実施し、情報システムに対する監査として「情報セキュリティ外部監査」を2システム・1Webサイトに実施している。</p> <p>2 業務所管部署において、以下の情報セキュリティに関する監査を1年に1回行う。 (1)評価書記載事項と運用実態をチェックする。 (2)個人情報保護に関する規定、体制をチェックする。 (3)個人情報保護に関する人的安全管理措置をチェックする。 (4)職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育を行う。 (5)(1)から(3)を踏まえ、個人情報保護に関する技術的安全管理措置を講ずる。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 (2)政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>1 さいたま市における措置 (1)部署の職員に対して、新しい事務運用、特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等の研修を年1回実施する。 (2)所属長に対し、ICT環境の変化や情報セキュリティ事件・事故事例について紹介するとともに、所属長の管理者としての責務について研修を年1回実施する。 (3)各所属により選定されたICTリーダーに対し、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を年1回実施する。 (4)委託先事業者が従業員に対し、市のセキュリティポリシーを遵守するよう必要な教育・啓発を行うこととし、その実施状況を報告させる。 (5)新任職員に対する守秘義務等の研修を税務部において年1回実施する。また、各所属においては、守秘義務等に関する教育の強化を図るために、各所属職員に対し研修を年3回以上実施する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>

3. その他のリスク対策

1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	各区役所 くらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 外
②請求方法	必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	さいたま市ホームページ上に、各種様式を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料:無料。写しの交付は、1面10円のコピー代が発生 納付方法: 来庁時は現金納付、郵送時はコピー代と郵送料が発生)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	軽自動車税(種別割)賦課ファイル、個人営業届申請ファイル(大宮区)、個人営業届申請ファイル(見沼区)、個人営業届申請ファイル(中央区)、個人営業届申請ファイル(桜区)、個人営業届申請ファイル(浦和区)、個人営業届申請ファイル(南区)、個人営業届申請ファイル(緑区)、個人営業届申請ファイル(岩槻区)、個人市・県民税賦課ファイル、電子情報処理組織を利用する方法により行う所得・課税(非課税)証明書・納税証明書交付申請者ファイル、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)管理情報、固定資産税(償却資産)管理情報、市税収納事務ファイル、滞納整理ファイル
公表場所	当市のWebサイト(https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/004/p096984.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	さいたま市財政局税務部税制課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1158 FAX番号: 048-829-1986
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年11月4日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	さいたま市パブリック・コメント制度要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施 実施に際しては、市ホームページ等で公開し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和7年11月21日から令和7年12月22日まで
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年1月28日
②方法	さいたま市情報公開・個人情報保護審議会において、特定個人情報保護評価書を点検。
③結果	特定個人情報保護評価書(事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務)について、審議の結果、 適当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	I 基本情報、4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 II	<p>1 番号制度に関する税制上の措置として、軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書等に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書等を受付することとなり、受付した軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書等は軽自動車税システムで管理され、そのデータを元に賦課データが作成される。したがって軽自動車税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。</p> <p>2 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。</p>	<p>1 番号制度に関する税制上の措置として、減免申請書等に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの減免申請書等を受付することとなり、受付した減免申請書等に記載された申請情報は軽自動車税システムに入力し、そのデータを元に減免等の処理が行われる。したがって軽自動車税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。</p> <p>2 減免事務等で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	I 基本情報、4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 III	<p>1 番号制度に関する税制上の措置として、償却資産申告書に個人番号の記入を求める措置が講じられたと定める。このため、個人番号付きの償却資産申告書は固定資産税システムで管理され、賦課データを作成する。また、納税者に送付する納税通知書へ個人番号を記載する予定である。したがって固定資産税システムにて特定個人情報ファイルを保有する必要がある。</p>	<p>1 番号制度に関する税制上の措置として、償却資産申告書及び固定資産税・都市計画税減免申請書等に個人番号の記入を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの償却資産申告書及び固定資産税・都市計画税減免申請書等を受け付けることとなり、固定資産税システムで管理し、賦課データを作成する。したがって固定資産税システムにて特定個人情報ファイルを保有する必要がある。</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	I 基本情報、5 個人番号の利用、法令上の根拠 I ~ V	<p>1 番号法第9条 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	<p>1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	I 基本情報、5 個人番号の利用、法令上の根拠 I ~ V	<p>1 番号法第9条 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	<p>2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条</p>	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	I 基本情報、5 個人番号の利用、法令上の根拠 I ~ V	<p>2 番号法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>	<p>3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市税条例及びさいたま市税条例施行規則</p>	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	I 基本情報、6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠 I 1	84、87	84、85の2、87	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	I 基本情報、7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 大熊 俊司	市民税課長 佐藤 真奈子	事後	人事異動による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙:事務の内容、I. 個人住民税賦課業務、業務全体概要、2 課税資料受付事務	(文末に追加)	(5)他市町村からの通知 寄附金税額控除に係る申告特例通知書を受付ける。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙:事務の内容、I. 個人住民税賦課業務、特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容、2 個人番号の利用、(3)帳票への印字	<p>ア【業務全体概要】の「1 課税準備事務」で使う「市民税・県民税申告書」に個人番号を出力する。</p> <p>イ【業務全体概要】の「2 課税資料受付事務」で使う「地方税法第294条第3項に基づく通知書」(以下、住登外課税通知書といふ。)に個人番号を出力する。</p> <p>ウ【業務全体概要】の「3 課税決定事務」で使う「普通徴収納税通知書」、「特別徴収税額決定通知書(納稅義務者用)」、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する。</p> <p>エ【業務全体概要】の「4 課税変更事務」で使う「普通徴収納税変更通知書」、「特別徴収税額変更通知書(納稅義務者用)」、「特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する。</p> <p>オ【業務全体概要】の「5 調査事務」で使う「扶養は正データ」に個人番号を出力する。</p>	<p>ア【業務全体概要】の「2 課税資料受付事務」で使う「地方税法第294条第3項に基づく通知書」(以下、住登外課税通知書といふ。)に個人番号を出力する。</p> <p>イ【業務全体概要】の「3 課税決定事務」で使う「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する。</p> <p>ウ【業務全体概要】の「4 課税変更事務」で使う「特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する。</p> <p>エ【業務全体概要】の「5 調査事務」で使う「扶養は正データ」に個人番号を出力する。</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	別紙:事務の内容、I.個人住民税賦課業務、特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容、3 特定個人情報の提供、(1)	情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)	情報提供等記録開示システム(マイナポータル)	事後	名称変更により修正
平成28年12月12日	II 軽自動車税賦課業務 1 申告書受付事務 (2)軽自動車・二輪の小型自動車	(2)軽自動車・二輪の小型自動車 全国軽自動車協会連合会経由で軽自動車税申告書(報告書)を受け付け、地方公共団体情報システム機構からLGWAN-ASPで提供される車両の検査情報と合わせて、軽自動車税システムに入力する。	(2)軽自動車・二輪の小型自動車 一般社団法人全国軽自動車協会連合会経由で軽自動車税申告書(報告書)を受け付け、地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システムで提供される車両の検査情報と合わせて、軽自動車税システムに入力する。	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 軽自動車税賦課業務 2 賦課事務 (5)減免申請受付	(5)減免申請受付 申請期間中に受理した申請書及び添付書類の確認または情報提供ネットワークを介した情報照会により申請内容を審査する。その後、減免該当者については軽自動車税システムに入力をを行い、減免決定通知書を交付し、減免非該当者については非該当の連絡を行ったうえで納税通知書を再度交付する。	(5)減免申請受付 申請期間中に受理した申請書及び添付書類の確認又は情報提供ネットワークを介した情報照会により申請内容を審査する。その後、減免該当者については軽自動車税システムに入力をを行い、減免決定通知書を交付し、減免非該当者については減免申請棄却(以下)通知書を交付する。	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 軽自動車税賦課業務 3 その他事務 (2)不明返戻調査	(2)不明返戻調査 納税通知書等が返戻された場合、現地調査、他市町村への照会、情報提供ネットワークを介した住民票関係情報の照会などにより住所調査を行う。これにより住所が判明した場合は納税通知書等を送付し、不明の場合は公示送達を行う。 (3)証明書交付事務 標識交付証明書の再交付や廃車申告受付書の再交付、継続検査用納税証明書等の交付を行う。 (4)市町村からの照会回答 市町村より生活保護法第29条に基づく原動機付自転車等の所有者に関する照会があった際は、軽自動車税システムにて該当情報を照会し、回答を行う。	(2)不明返戻調査 納税通知書等が返戻された場合、現地調査、他市町村への照会等により住所調査を行う。これにより住所が判明した場合は納税通知書等を送付し、不明の場合は公示送達を行う。 (3)証明書交付事務 標識交付証明書の再交付や廃車申告受付書の再交付、継続検査用納税証明書等の交付を行う。 (4)市町村からの照会回答 市町村より生活保護法第29条に基づく原動機付自転車等の所有者に関する照会があった際は、軽自動車税システムにて該当情報を照会し、回答を行う。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 軽自動車税賦課業務 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】	1 個人番号の取得 (1)住民登録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住民登録連携機能にて取得) (2)住民基本台帳ネットワークシステムCS端末から、住登外者の個人番号を取得し入力する。 (3)軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書等から個人番号を取得する。 2 個人番号の利用 (1)本人確認(真正性確認) 軽自動車税賦課業務全般において本人確認の際、軽自動車税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う。) (2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書等に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 (3)帳票への印字 【業務全体概要】の「2 賦課事務」で使用する「納税通知書」、「税額変更通知書」、「減免決定通知書」等に個人番号を出力する。	1 個人番号の取得 (1)住民登録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住民登録連携機能にて取得) (2)住基ネット統合端末から、住登外者の個人番号を取得し入力する。 (3)減免申請書等から個人番号を取得する。 2 個人番号の利用 (1)本人確認(真正性確認) 減免申請書事務等において本人確認の際、軽自動車税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う。) (2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 減免申請書等に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	III. 固定資産税及び都市計画税業務 【業務全体概要】	7 賦課決定 課税内容の修正に伴い、価格・税額の変更があった場合、納税者へ通知する。 8 統計資料作成 交付税基礎数値検収調書、固定資産概要調書等の統計資料及び調査資料を国や県へ提出する。 9 証明書発行 評価証明書、公租証明書等を発行する。	(追加・插入) 7 減免等申請書の受付 減免等申請書を受け付け、決定内容を納税者へ通知する。 8 賦課決定 課税内容の修正に伴い、価格・税額の変更があった場合、納税者へ通知する。 9 統計資料作成 交付税基礎数値検収調書、固定資産概要調書等の統計資料及び調査資料を国や県へ提出する。 10 証明書発行 評価証明書、公租証明書等を発行する。	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙:事務の内容 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 2個人番号の利用 (2)帳票への印字	ア【業務全体概要】の「3 固定資産の価格等の登録」で使う「償却資産申告書(プレ申告)」(紙媒体、eLTAX)に個人番号を出力する。 イ【業務全体概要】の「6 初当賦課」で用いる「納税通知書及び課税明細書」に個人番号を出力する。 ウ【業務全体概要】の「7 賦課決定」で用いる「更正決定通知書、納税通知書及び課税明細書」に個人番号を出力する。 【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】 2番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)	削除	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	IV. 満納整理業務 【業務全体概要】 2. 徴収猶予・分割納付事務	2. 徵収猶予・分割納付事務 納税者(満納者)からの申請により、期限までに納付できない事情があり徵収を延期すれば完納を見込める場合は、徵収猶予や分割納付を行う。 (1)納税者(満納者)から、申請を受ける。 (2)申請内容や申請者と折衝した内容により、徵収猶予又は分割納付を認めるか審査する。 (3)徵収猶予を許可する場合、徵収猶予通知書を作成し、申請者に送付する。 (4)分割納付を許可する場合、申請者より分割納付誓約書等を受け取り、分割納付計画書を送付する。	2. 徵収・換価の猶予・分割納付事務 納税者(満納者)からの申請により、期限までに納付できない事情があり徵収・換価の猶予をすれば完納を見込める場合は、徵収・換価の猶予や分割納付を行う。 (1)納税者(満納者)から、申請を受ける。 (2)申請内容や申請者と折衝した内容により、徵収・換価の猶予又は分割納付を認めるか審査する。 (3)徵収・換価の猶予を許可する場合、徵収・換価の猶予通知書を作成し、申請者に送付する。 (4)分割納付を許可する場合、申請者より分割納付誓約書等を受け取り、分割納付計画書を送付する。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	IV. 満納整理業務 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 2. 個人番号の利用 (2)最新住所確認	(2)最新住所確認 満納処分関係の文書返戻の際、個人番号をキーとして住民基本台帳ネットワークシステムを調査し最新の送付先を把握するために利用する。	(2)最新住所確認 催告書や満納処分関係の文書返戻の際、個人番号をキーとして住民基本台帳ネットワークシステムを調査し最新の送付先を把握するために利用する。	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 (2)システムの機能	4. 軽協申告書連携 (1)軽協申告書データ取込機能 軽自動車検査協会から受領した申告書データ又はパンチした申告書データを取り込む。 (2)軽協申告書一括更新機能 軽協申告書データ取込機能にて取込済みの申告書データの論理チェックを行い、正常分についてはデータ更新を行う。 5. 地方公共団体情報システム機構連携(平成27年度より実施予定) (1)検査データ取込機能 全国軽自動車協会連合会からの検査データを地方公共団体情報システム機構経由で受領し、その検査データを取り込む。 (2)検査データ一括更新機能 検査データ取込機能にて取込済みの検査データの論理チェックを行い、正常分についてはデータ更新を行う。	4. 軽協申告書連携 (1)軽協申告書データ取込機能 一般社団法人全国軽自動車検査協会連合会から受領した申告書データ又はパンチした申告書データを取り込む。 (2)軽協申告書一括更新機能 軽協申告書データ取込機能にて取込済みの申告書データの論理チェックを行い、正常分についてはデータ更新を行う。 5. 地方公共団体情報システム機構連携(平成28年度より実施予定) (1)検査データ取込機能 一般社団法人全国軽自動車協会連合会からの検査データを地方公共団体情報システム機構経由で受領し、その検査データを取り込む。 (2)検査データ一括更新機能 検査データ取込機能にて取込済みの検査データの論理チェックを行い、正常分についてはデータ更新を行う。	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 (2)システムの機能	6. 臨時標識交付管理 (1)臨時標識登録・更新機能 申請者の申請書をもとに、臨時標識の新規登録、修正を行ふ。 (2)臨時標識照会機能 臨時標識の登録内容を中心に各種情報の照会を行う。 7. その他	削除 6. その他	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	(別添1)事務の内容 図		⑪、⑫の矢印を追加	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	(別添1)事務の内容 個人住民税賦課事務	(文末に追加)	⑪他業務システムとデータのやりとりを行う。ただし、キーとなる情報は宛名番号を使用し、個人番号は使用しない。 ⑫寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受け付け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、データバンク委託業者にて電子ファイル化(パンチ作業)を行い、この電子ファイルには個人番号が含まれる。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	(別添1)事務の内容 軽自動車税賦課業務	③当初課税、隨時課税、課税取消のそれぞれで、個人番号を記載した納税通知書や税額変更通知書を送付する。 ④減免、課税免除、非課税等の申請において、個人番号を記載した申請書を受け付ける。また、減免該当者へ個人番号を記載した減免決定通知書を送付する。	③当初課税、隨時課税、課税取消のそれぞれで、納税通知書や税額変更通知書を送付する。これらには個人番号は記載しない。 ④減免、非課税等の申請において、個人番号を記載した申請書を受け付ける。また、減免該当者へ減免決定通知書を、非該当者には減免申請棄却(却下)通知書を送付するが、これらには個人番号は記載しない。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	(別添1)事務の内容 固定資産税・都市計画税賦課業務		別添の図を参照 変更点: ①相続人代表者指定届・通知書を色なし ①償却資産申告書【電子】 ①償却資産申告書【紙】 住民・企業へは、色なし矢印に、住民・企業からは、色あり矢印に変更 ④ 納税通知書【紙】 色なし矢印に変更	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	(別添1)事務の内容 滞納整理業務	②徴収猶予	②徴収猶予・換価の猶予	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、2 基本情報、④記録される項目		[O]医療保険関係情報 [O]児童福祉・子育て関係情報 [O]障害者福祉関係情報	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、①入手元、評価実施期間内の他部署	区政推進室、介護保険課	区政推進部、生活福祉課、介護保険課、障害支援課、国民健康保険課、年金医療課、児童相談所	事後	組織改正等による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、③入手の時期・頻度、2 庁内連携により入手	(文末に追加)	(4)生活保護を準用した外国人に関する情報について、非課税判定を行う際及び減免に関する調査を行う際に入手する。 (5)中国残留邦人等への支援給付受給者に関する情報について、減免に関する調査を行う際に入手する。 (6)介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に関する情報を、賦課徴収に関する調査を行う際に入手する。 (7)里親に関する情報を、扶養調査を行う際に入手する。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、④入手に係る妥当性、1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手(1)	追加が予想される。	記載が必要とされている。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、④入手に係る妥当性、2 庁内連携により入手	番号法第14条、第14条第2項	番号法第14条並びにさいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、④入手に係る妥当性、3 他機関より入手	が追加される旨が記載されており、個人番号の追加が予想される。時期についても同上の条文により明記されている。	を記載するものとされ、総務省令の改正により、個人番号の記載が必要とされている。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、⑤本人への明示、2庁内連携により入手	(文末に追加)	また、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項により、他部署からの特定個人情報の入手が可能である。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、⑧使用方法、3 賦課決定事務、(2)	普通徴収納税通知書及び特別徴収税額決定通知書	特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、⑧使用方法、4 賦課変更事務	普通徴収納税通知書及び特別徴収税額決定通知書	特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、3 特定個人情報の入手・使用、⑧使用方法、5 調査事務	(1)納稅義務者の市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。 (2)生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、適正な課税や減免を行う。 (3)情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバに記録する。	(1)納稅義務者の控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。 (2)生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、適正な課税や減免を行う。 (3)情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバに記録する。 (4)さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項の規定により、庁内連携を通じて情報を入手し、適正な課税や減免を行ふ。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転、移転先1	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先2	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先3	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先4	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先5	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先6	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先6	保健福祉局 福祉部 障害福祉課	保健福祉局 福祉部 障害支援課	事後	組織改正による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先7	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先8	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先9	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先10	建設局 建築部 住宅課	建設局 建築部 住宅政策課	事後	組織改正による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人)、5 特定個人情報の提供・移転・移転先10	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第3項	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)、項番38、(提供先)	(提供先)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)、項番38、(提供先における用途)	(提供先における用途)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)、項番65、(提供先における用途)	母子家庭自立支援給付金	給付金	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務) 、項番85の2、(提供先)	(提供先)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び 管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務) 、項番85の2(提供先における用途)	(提供先における用途)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 による賃貸住宅の管理に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務) 、項番101、(提供先における用途)	附則第16第3項	附則第16条第3項	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務) 、項番103、(提供先における用途)	第六条第一項第一号	第6条第1項第1号	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要、2. 基本情報、③対象となる本人の範囲 その必要性	2 納税通知書等への個人番号出力のため	削除	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自)、3 特定個人情報の入手・使用、①入手元	区政推進室	区政推進部	事後	組織改正による修正のため重 要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	地方税法第447条に基づき、軽自動車税に係る申告書の受付毎に入手する。(毎年複数回)	さいたま市市税条例第96条第2項第1号又は第97条第2項第1号に基づく軽自動車税に係る減免申請書の受付毎に入手する。(毎年複数回)また、地方税法施行規則附則第25条第1項第1号口に基づく非課税申請書等の受付毎に入手する(申請の都度隨時)。	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	1 本人又は本人の代理人、行政機関、民間事業者からの入手 軽自動車税に係る申告書(地方税法第447条)の様式に個人番号が追加される旨について、今後地方税法施行規則等で明示される予定である。 ※2014年11月7日時点では、妥当性的根拠は2013年8月に総務省より示された地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン、および2014年3月の総務省事務連絡「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」となる。	1 本人又は本人の代理人、行政機関、民間事業者からの入手 さいたま市市税条例第96条第2項第1号、第97条第2項第1号及び地方税法施行規則附則第25条第1項第1号口において明示されている。	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	2014年11月上旬時点では、法律により軽自動車税に係る申告書に個人番号が追加される旨の記載はないが、今後、地方税法施行規則等で明示される予定である。	さいたま市市税条例第96条第2項第1号、第97条第2項第1号及び地方税法施行規則附則第25条第1項第1号口において明示されている。	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	適正かつ公平な賦課の実現のため、軽自動車税に係る申告書の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	適正かつ公平な賦課の実現のため、軽自動車税に係る減免申請書等の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 申告書受付事務 納稅義務者より提出された軽自動車税に係る申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2 賦課事務 (1)納稅通知書、減免決定通知書に個人番号を出し、納稅義務者へ送付する。 (2)生活保護受給情報、障害者手帳情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、軽自動車税の減免判定等を行う。 3 軽自動車税賦課業務全般 本人確認を行う際に個人番号を使用する。	1 減免等受付事務 (1)納稅義務者より提出された軽自動車税に係る減免申請書等に記載された個人番号を取得し本人確認を行ふ際に使用する。また、住登外者などで未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 (2)生活保護受給情報、障害者手帳情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、軽自動車税の減免判定等を行う。	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3、委託事項7	委託事項3 納稅通知書の印刷・封入・封緘 委託事項7 軽自動車税に係る申告書のデータエントリ	委託事項3「納稅通知書の印刷・封入・封緘」を削除 委託事項7「軽自動車税に係る申告書のデータエントリ」を削除により前後の番号を整理	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定)、3 特定個人情報の入手・使用、①入手元	区政推進室	区政推進部	事後	組織改正による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定)、3 特定個人情報の入手・使用、③入手の時期・頻度 1(2)	(2)課税資料(相続人代表者指定届、固定資産現所有者届等)から入手する。	さいたま市市税条例に基づき、固定資産税・都市計画税減免申請書等の受付時に入手する。	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定)、3 特定個人情報の入手・使用、④入手に係る妥当性	1 本人又は本人の代理人からの入手 償却資産申告書(地方税法第383条)については提出先は市町村であり、今後、地方税法施行規則等で様式に個人番号が追記される旨が明記されると思われる。申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。	1 本人又は本人の代理人からの入手 償却資産申告書(地方税法第383条)については提出先は市町村であり、地方税法施行規則第26号様式にて、個人番号欄が明記されている。また、申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定)、3 特定個人情報の入手・使用、⑤本人への明示、1本人又は本人の代理人からの入手	1 本人又は本人の代理人からの入手 償却資産申告書については、地方税法施行規則第26号様式にて、個人番号欄が明記されている。2014年10月末時点では、法律により償却資産申告書に個人番号が追加される旨の記載はないが、今後、地方税法施行規則等で明記されると思われる。	1 本人又は本人の代理人からの入手 償却資産申告書については、地方税法施行規則第26号様式にて、個人番号欄が明記されている。 また、固定資産税・都市計画税の減免申請書等については、「さいたま市市税条例及び総務省事務連絡「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」」で明記されている。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定)、3 特定個人情報の入手・使用、⑥使用方法	1 課税台帳の整備 (1)償却資産申告書に個人番号を出し発送する。 (2)納稅義務者(代理人)より提出された記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2 賦課決定 (1)固定資産税・都市計画税納税通知書に個人番号を出力する。 (2)生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税及び都市計画税の減免判定を行う。 3 固定資産税及び都市計画税賦課業務全般 本人確認を行う際に個人番号を使用する。	1 債却資産申告書及び固定資産税・都市計画税減免申請書等受付事務 納稅義務者(代理人)より提出された債却資産申告書及び固定資産税・都市計画税減免申請書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2 賦課決定 生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税及び都市計画税の減免判定を行う。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項6. 委託事項7. 委託事項8	委託事項6. 委託事項7. 委託事項8	削除	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納)、3 特定個人情報の入手・使用、①入手元	区政推進室	区政推進部	事後	組織改正による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 行政機関	地方公共団体情報システム機構	国税庁、地方公共団体情報システム機構	事後	誤字・脱字等による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 行政機関	[]地方公共団体・地方独立行政法人	[]地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村)	事後	誤字・脱字等による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	①委託内容 電話催告対象者リストをもとに納期限を過ぎても納付が確認できない対象者に電話にて納税の確認を行う。 ②「その妥当性」 公権力の行使にあたらない納税のしようを行う業務であり、また夜間や休日等の実施が効果的であるため	①委託内容 納期限を過ぎても納付が確認できない対象者を抽出した電話催告対象者リストを用い、電話にて納税の呼びかけを行う。 ②「その妥当性」 公権力の行使にあたらない納税の呼びかけを行う業務であり、また夜間や休日等の実施が効果的であるため	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[]提供を行っている []移転を行っている []行っていない	[○]提供を行っている (1件) [○]移転を行っている (5件) []行っていない	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1		<p>提供先1 官公署または行政機関 ①法令上の根拠 番号法19条第8号及び9号 ②提供先における用途 実態調査のため ③提供する情報 「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市税滞納者及び滞納者の納税について関係を有する者のうち、個人番号を有する者(過去の滞納者も含む) ⑥提供方法 【紙】 ⑦時期・頻度 実態調査を行う都度</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1		<p>移転先1 保健福祉局 福祉部 介護保険課 ①法令上の根拠 さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項 ②移転先における用途 介護保険料の徴収事務等 ③移転する情報 「2. ④規則される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [1万人以上10万人未満] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険料滞納者及びその相続人等 ⑥移転方法 【紙】 ⑦時期・頻度 照会をうけたら都度</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2		<p>移転先2 保健福祉局 福祉部 年金医療課 ①法令上の根拠 さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項 ②移転先における用途 後期高齢者医療保険料の徴収事務等 ③移転する情報 「2. ④規則される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [1万人以上10万人未満] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 後期高齢者医療保険料滞納者及びその相続人等 ⑥移転方法 【紙】 ⑦時期・頻度 照会をうけたら都度</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3		<p>移転先3 保健福祉局 福祉部 生活福祉課 ①法令上の根拠 さいたま市個人番号の利用に関する条例に定める予定 ②移転先における用途 生活保護費の返還金及び徴収金の徴収事務等 ③移転する情報 「2. ④規則される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [1万人未満] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 生活保護費の返還金、徴収金滞納者及びその相続人等 ⑥移転方法 【紙】 ⑦時期・頻度 照会をうけたら都度</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4		<p>移転先4 子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課 ①法令上の根拠 さいたま市個人番号の利用に関する条例に定める予定 ②移転先における用途 放課後児童健全育成事業保護者負担金の徴収事務等 ③移転する情報 「2. ④規則される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [1万人未満] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 放課後児童健全育成事業保護者負担金の徴収事務等 ⑥移転方法 【紙】 ⑦時期・頻度 照会をうけたら都度</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5		<p>移転先5 子ども未来局 幼児未来部 保育課 ①法令上の根拠 さいたま市個人番号の利用に関する条例に定める予定 ②移転先における用途 保育施設等利用者負担額の徴収事務等 ③移転する情報 「2. ④規則される項目」のうち、個人番号、4情報、連絡先、地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [1万人未満] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保育施設等利用者負担額滞納者及びその相続人等 ⑥移転方法 【紙】 ⑦時期・頻度 照会をうけたら都度</p>	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納)、3 特定個人情報の入手・使用、①入手元	区政推進室	区政推進部	事後	組織改正による修正のため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	別紙 事務の内容 Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税業務 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】1(3)	住登外者の個人番号取得し入力する。	住登外者の個人番号を取得し入力する。	事後	誤字・脱字等による修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙 事務の内容 Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税業務 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】1(4)	償却資産申告書に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。	減免申請書、償却資産申告書等に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙 事務の内容 Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税業務 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】2(2)	(2)帳票への印字 ア【業務全体概要】の「3 固定資産の価格等の登録」で使う「償却資産申告書(プレ申告)」(紙媒体、eLTAX)に個人番号を出力する。 イ【業務全体概要】の「6 初期賦課」で用いる「納税通知書及び課税明細書」に個人番号を出力する。 ウ【業務全体概要】の「7 賦課決定」で用いる「更正決定通知書、納税通知書及び課税明細書」に個人番号を出力する。	(2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 減免申請書等に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	別紙 事務の内容 Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税業務 【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】	2 番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件) 3 番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)	2 番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	(別添1)事務内容(個人住民税)		⑯個人住民税システムで課税処理を行い通知書ファイルを作成する。eLTAXを通じて税額通知書(特別徴収義務者用)を送付する。	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成28年12月12日	(別添1)事務内容(滞納整理)	④住民票・実態調査等【紙】	矢印の色を黄色に変更	事後	法令改正等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	I 基本情報、7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 佐藤 真奈子	市民税課長 北沢 栄一	事後	人事異動による修正のため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム6 ②システムの機能	(文末に追加)	11 おしらせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、お知らせ情報取消を行う。 12 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認のためのデータを連携する。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム5 ②システムの機能	(文末に追加)	⑥お知らせ機能:各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバーへ送信する。中間サーバーよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバーへ送信する。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 個人住民税特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	課税資料の整理及びデータエントリ	課税資料の整理	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 個人住民税特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	提出された課税資料の整理、精査を行う。また、イメージデータをもとに電子データファイルを作成する。	提出された課税資料の整理、精査を行う。また、イメージデータをもとに電子データファイルを作成する。加えて、照会文書等の発送を行う。	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 個人住民税特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	課税資料のデータエントリ	照会文書等の発送	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 個人住民税特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14	(新規に追加)	課税資料のデータエントリ ①委託事項 課税資料のイメージデータをもとに、電子データファイルを作成する。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び市民税・県民税申告書等の課税資料の提出があつた者のうち、個人番号を有する者 その妥当性 課税資料の件数が膨大であり、市民税・県民税の申告期間と重なり、職員のみで作業が行えないため ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ⑤委託先名の確認方法 委託先決定後の契約公報 ⑥委託先名 株式会社KSKデータ 再委託 ⑦再委託の有無 ※ 再委託しない	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 個人住民税特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	13件	14件	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 2 電子データに対する措置	(文末に追記)	(3)税システム使用時は操作者の二要素認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。	事後	直近のセキュリティ強化状況を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理办法	(文末に追記)	3 ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行う。	事後	直近のセキュリティ強化状況を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	-	ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。	事後	直近のセキュリティ強化状況を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 1 職員端末	(文末に追記)	(4)システム端末からデータが持出しきれないよう制御している。 (5)データの操作について操作記録を残す。	事後	直近のセキュリティ強化状況を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要、4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②所属長	株式会社KDDIエボルバ	株式会社エコシティサービス	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日	I 基本情報、7 評価実施 機関における担当部署 ②所属長	収納調査課長 関根 晋	収納調査課長 田端 正義	事後	人事異動による修正のため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	別紙 事務において使用するシステム III. 固定資産税及び 都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム6 ②システムの機能	(文末に追加)	11 お知らせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、 お知らせ情報取消を行う。 12 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認のため データを連携する。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	別紙 事務において使用するシステム III. 固定資産税及び 都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム5 ②システムの機能	(文末に追加)	6お知らせ機能 各業務で管理するお知らせ送付先情報を受 領し、お知らせする内容とともに中間サーバー へ送信する。中間サーバーよりお知らせ情報の 開封状況・回答結果を受信する。指定したお知 らせ情報の取消要求を中間サーバーへ送信す る。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	別紙 事務において使用するシステム II. 軽自動車税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム 番号連携サーバ(団体内統合 宛名システム) システム4 ②システムの機能	(文末に追加)	6お知らせ機能 各業務で管理するお知らせ送付先情報を受 領し、お知らせする内容とともに中間サーバー へ送信する。中間サーバーよりお知らせ情報の 開封状況・回答結果を受信する。指定したお知 らせ情報の取消要求を中間サーバーへ送信す る。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	別紙 事務において使用するシステム II. 軽自動車税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム 番号連携サーバ(団体内統合 宛名システム) システム5 ②システムの機能	(文末に追加)	11 お知らせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ情報状況確認、 お知らせ情報取消を行う。 12 自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認のため データを連携する。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム2 ③ 他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 情報提供ネットワークシステム	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム7 ③ 他のシステムとの接続	[○] その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))	[] その他()	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 軽自動車税賦課事業	(文末に追記)	221.業務種別コード～[略]～329.予備3	事後	法令改正等に基づくシステム 修正により、誤課税リスク軽減 に資する変更であるため、重 要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1.軽自動車税特定個人情報 ファイル 5.特定個人情報の提供・移 転 移転先1 ①法令条の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4 条第2項	事後	法令改正等により修正のため 重要な変更に該当しない。
平成29年6月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 個人住民税特定個人情報ファ イル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項9,10,11,12,13 (6)委託先名	株式会社コタニ 埼玉営業所	株式会社コタニ 浦和営業所	事後	営業所名の変更による修正の ため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	2、(中略)、37、39、(中略)116、117、120 の項	1、2、(中略)、37、38、39、(中略)、116、1 19の項	事後	法令改正等により重要な変 更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 (2) 所属長の役職名	市民税課長 北沢 栄一 固定資産税課長 牧野 晴彦 収納調査課長 田端 正義	市民税課長 固定資産税課長 収納調査課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成30年6月18日	別紙:事務の内容 I.個人住民税賦課業務 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 2.個人番号の利用 (3)帳票への印字	ア (略) イ 【業務全体概要】の「3 賦課決定事務」で使う「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する(書面により送付する場合を除く。) ウ 【業務全体概要】の「4 賦課変更事務」で使う「特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する(書面により送付する場合を除く。)	ア (略) イ 【業務全体概要】の「3 賦課決定事務」で使う「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する(書面により送付する場合を除く。) ウ 【業務全体概要】の「4 賦課変更事務」で使う「特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を出力する(書面により送付する場合を除く。)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	別紙:事務の内容 V. 収納業務 【業務全体概要】 2 収納消込事務	各納付チャンネルからの入金情報について、納付書等の情報をもとに該当する調定情報を特定し、消込を行う。 (1)市の窓口・金融機関等における納付書による入金 (2)コンビニエンスストアからの入金 (3)口座振替による入金	各納付チャンネルからの入金情報について、納付書等の情報をもとに該当する調定情報を特定し、消込を行う。 (1)市の窓口・金融機関等における納付書及びペイジーによる入金 (2)コンビニエンスストアからの入金 (3)口座振替による入金 (4)クレジットカードによる入金	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	別紙 事務において使用するシステム II. 軽自動車税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	5 地方公共団体情報システム機構連携(平成28年度より実施予定)	5 地方公共団体情報システム機構連携	事後	文言整理等により修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	(別添1)事務の内容 個人住民税賦課業務 図	⑩住登外課税通知書【紙】	③特別徴収税額通知書【紙】矢印の色を変更 ⑩住登外課税通知書【電子】	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	(別添1)事務の内容 収納業務 図		矢印を追加 ②納付、クレジットカード(WEBサイト)、収納代行業者	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	1本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1)給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書については提出先は市町村であり、今後、地方税法施行規則等で様式に個人番号の記載が必要とされている。 (2)確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号を追加する旨が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。	1本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1)給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書については提出先は市町村であり、地方税法施行規則等で様式に個人番号の記載が必要とされている。 (2)確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、所得税法施行規則により確定申告書の様式に個人番号の記載が必要とされている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3. 特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施される。この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。 (1)地方税法第321条の7の3(年金保険者による市町村に対する通知) (2)国税通則法第124条(提出書類の氏名、住所及び番号の記載等) (3)所得税法第10条、第57条、第194条、第195条、第198条、第203条の5、第224条	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 国税通則法、所得税法、地方税法その他所得税又は個人の市民税及び県民税の関係法令により、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3. 特定個人情報の入手・使用⑥使用方法	1 課税準備事務 市民税・県民税申告書に個人番号を出し発送する。 2 課税資料受付事務 (略) 3 賦課決定事務 (1) (略) (2)特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する。 4 賦課変更事務 特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する。 5 調査事務(略)	1 課税資料受付事務 (略) 2 賦課決定事務 (1) (略) (2)特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する(書面により送付する場合を除く。) 3 賦課変更事務 特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載する(書面により送付する場合を除く。) 4 調査事務 (略)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3. 特定個人情報の入手・使用⑧使用方法	情報の突合 1. 上記項番1, 2, 3, 4, 5において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2. 上記項番3の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	情報の突合 1. 上記項番1, 2, 3, 4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2. 上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	14件	13件	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項③ ①委託内容 ⑨再委託事項	①提出された課税資料の整理、精査を行う。また、イメージデータをもとに電子データファイルを作成する。加えて、照会文書等の発送を行う。 ⑨照会文書等の発送	①提出された課税資料の整理、精査を行う。また、イメージデータをもとに電子データファイルを作成する。加えて、照会文書等の印刷や封入・封緘を行う。 ⑨照会文書等の印刷、封入・封緘	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項⑧ ⑥委託先名	株式会社東計電算	東洋印刷株式会社 埼玉営業所	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・委託事項9 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲のうち、 ・対象となる本人の範囲	① 4 住登外課税通知書の印刷を行う。 ② 4 住登外課税通知書 他市町村に住民登録のあることが判明した者たちのうち、さいたま市で課税している者で個人番号を有する者	① 削除 ② 削除	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・委託事項13	源泉照会通知書・扶養親族確認書・住登外課税通知書の印刷・封入・封緘	削除	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・委託事項14 ⑥委託先名	委託事項14 課税資料のデータエントリ ⑥委託先名 株式会社KSKデータ	委託事項13 課税資料のデータエントリ ⑥委託先名 システムズ・デザイン株式会社	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 58件	提供を行っている 59件	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	保健福祉局 福祉部 介護保険課	保健福祉局 長寿応援部 介護保険課	事後	組織改正による修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) ・別紙(番号法第19条第7号 別表第2に定める事務)	(略) 8. 都道府県知事 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (略) 106 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの (略) 117 厚生労働省 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (略) 120 都道府県知事 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(略) 8. 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (略) 106 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (略) 117 削除 (略) 119 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 120 削除	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	7件	5件	事後	誤字・脱字等による修正のため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	5件	事後	誤字・脱字等による修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) (別添2)特定個人情報ファイル記録項目		(追加) 107 受取方法 202 医療費特例控除区分 204 退職所得区分	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)「具体的な方法」	1 番号法第19条第1号に基づく提供 (1)対象 納税通知書・プレ申告・市民の来庁郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。来庁時についてもシステム内の特記機能や台帳にて記録する。 2 番号法第19条第8号に基づく提供	1 番号法第19条第1号に基づく提供 (1)対象 納税通知書・市民の来庁郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。来庁時についてもシステム内の特記機能や台帳にて記録する。 2 番号法第19条第9号に基づく提供	事後	誤字・脱字等による修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2「リスクに対する措置の内容」	1 番号法第19条第1号に基づく提供 納税通知書・プレ申告については定められた様式で郵送により提供し、窓口では複数の職員でチェック後、提供する。 2 番号法第19条第8号に基づく提供 (1)対象 (市町村長から国税庁長官へ) 扶養は正情報についてはeLTAXを経由して提供する。 (2)対象 (市町村長から都道府県知事・他市町村長へ) 住登外課税通知書、資料回送については、定められた様式で郵送により提供する。	1 番号法第19条第1号に基づく提供 納税通知書については定められた様式で郵送により提供し、窓口では複数の職員でチェック後、提供する。 2 番号法第19条第9号に基づく提供 (1)対象 (市町村長から国税庁長官へ) 扶養は正情報についてはeLTAXを経由して提供する。 (2)対象 (市町村長から都道府県知事・他市町村長へ) 住登外課税通知書、資料回送については、定められた様式で郵送又は電子により提供する。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
平成30年6月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3「リスクに対する措置の内容」	2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 (1)納税通知書・プレ申告の提供については、送付前に納税義務者・送付先の確認を徹底する。	2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 (1)納税通知書については、送付前に納税義務者・送付先の確認を徹底する。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和1年10月1日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 (2)実現が期待されるメリット	II. 軽自動車税特定個人情報ファイル 1 行政事務の効率化により公平で正確な税負担の実現 (2)減免事由の審査を効率的かつ適正に実施することが可能となり、不正減免を防止することができる。(情報提供ネットワークシステム利用開始以降) 2 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)減免申請時の添付書類について一部省略が可能となる。(情報提供ネットワークシステム利用開始以降)	II. 軽自動車税特定個人情報ファイル 1 行政事務の効率化により公平で正確な税負担の実現 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、減免事由の審査を効率的かつ適正に実施することが可能となり、不正減免を防止することができる。 2 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、減免申請時の添付書類について一部省略が可能となる。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 (2)実現が期待されるメリット	II. 軽自動車税特定個人情報ファイル 1 行政事務の効率化により公平で正確な税負担の実現 (2)減免事由の審査を効率的かつ適正に実施することが可能となり、不正減免を防止することができる。(情報提供ネットワークシステム利用開始以降) 2 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)減免申請時の添付書類について一部省略が可能となる。(情報提供ネットワークシステム利用開始以降)	II. 軽自動車税特定個人情報ファイル 1 行政事務の効率化により公平で正確な税負担の実現 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、減免事由の審査を効率的かつ適正に実施することが可能となり、不正減免を防止することができる。 2 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、減免申請時の添付書類について一部省略が可能となる。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 (2)実現が期待されるメリット	II. 軽自動車税特定個人情報ファイル 1 行政事務の効率化により公平で正確な税負担の実現 (2)減免事由の審査を効率的かつ適正に実施することが可能となり、不正減免を防止することができる。(情報提供ネットワークシステム利用開始以降) 2 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)減免申請時の添付書類について一部省略が可能となる。(情報提供ネットワークシステム利用開始以降)	II. 軽自動車税特定個人情報ファイル 1 行政事務の効率化により公平で正確な税負担の実現 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、減免事由の審査を効率的かつ適正に実施することが可能となり、不正減免を防止することができる。 2 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、減免申請時の添付書類について一部省略が可能となる。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	以上の法令上の根拠より、地方税賦課徴収に関する事務である(略)	以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である(略)	事後	脱字による修正のため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.個人情報特定個人ファイル 番号法第19条第7号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、(中略)18、23、(中略)、48、54、(中略)、116、119の項	1.個人情報特定個人ファイル 番号法第19条第7号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、(中略)18、20、23、(中略)、48、53、54、(中略)、116、117、120の項	事前	
令和元年10月1日	別紙 事務の内容 I.個人住民税賦課業務 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に従い、個人住民税賦課業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	番号法に従い、個人住民税賦課業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務の内容 V. 収納業務 【業務全体概要】 2 収納消込事務	—	(追加) (5)地方税共通納税システムによる入金	事前	
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム I.個人住民税賦課業務 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 国税連携システム(eLTAX) ②システムの機能 1 国税庁からのデータ受信・国税庁へのデータ送信機能	国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、確定申告書、法廷調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。	国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、確定申告書、法廷調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。	事後	組織改正による修正のため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム I.個人住民税賦課業務 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 国税連携システム(eLTAX) ②システムの機能 2 市町村間のデータ送受信機能	市町村間で確定申告書等のデータを回送する。	市町村間で確定申告書、住登外課税通知書等のデータの受信・回送を行う。 また、他市町村からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書を受領する。	事後	eLTAXの機能改善によるもので重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム I.個人住民税賦課業務 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]宛名システム等 [○]その他(国民健康保険システム、福祉系システム)	[]情報提供ネットワークシステム [○]住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 [○]その他(番号連携サーバを利用する全てのシステム)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム I.個人住民税賦課業務 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 中間サーバ ③他のシステムとの接続	[]宛名システム等	[○]宛名システム等	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム I.個人住民税賦課業務 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 審査システム(eLTAX) ②システムの機能	—	(以下を追記) 6.特定個人情報ファイル(本人確認用)の連携 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXへ連携する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅰ. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 審査システム(eLTAX) ③他のシステムとの接続	[]その他()	[O]その他(地方税ポータルセンタ)	事前	
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅰ. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	-	(追加) 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅱ. 軽自動車税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 宛名システム等 [O] その他(国民健康保険システム、福祉系システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [O] その他(番号連携サーバを利用する全てのシステム)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅱ. 軽自動車税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 中間サーバ ③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等	[O] 宛名システム等	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 宛名システム等 [O] その他(国民健康保険システム、福祉系システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [O] その他(番号連携サーバを利用する全てのシステム)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 中間サーバ ③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等	[O] 宛名システム等	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 審査システム(eLTAX) ②システムの機能	-	5. 特定個人情報ファイル(本人確認用)の連携 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXへ連携する。	事前	
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 審査システム(eLTAX) ③他のシステムとの接続	[]その他()	[O]その他(地方税ポータルセンタ)	事前	
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 住民基本台帳ネットワークシステム ③他のシステムとの接続	[]その他	[O]その他(戸籍システム、コンビニ交付システム、番号連携サーバ)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム IV. 満納整理業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 国民健康保険収納システム ①システムの名称	国保収納システム	国民健康保険収納システム	事後	誤記による修正のため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム IV. 満納整理業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 国民健康保険収納システム ③他のシステムとの接続	[]その他	[O] その他(国民健康保険賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム V. 収納業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 国民健康保険収納システム ①システムの名称	国保収納システム	国民健康保険収納システム	事後	誤記による修正のため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム V. 収納業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 国民健康保険収納システム ③他のシステムとの接続	[]その他	[O] その他(国民健康保険賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム V. 収納業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 住民基本台帳ネットワークシステム ③他のシステムとの接続	[]その他	[O] その他(戸籍システム、コンビニ交付システム、番号連携サーバー)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	別紙 事務において使用するシステム V. 収納業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	—	(追加) 地方税共通納税システム	事前	
令和元年10月1日	(別添1) 事務の内容 個人住民税賦課業務	⑫寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受け付け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、データバンチ委託業者にて電子ファイル化(バンチ作業)を行い、この電子ファイルには個人番号が含まれる。	⑫寄附金税額控除に係る申告特例通知書を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。この電子ファイルには個人番号が含まれる。	事後	eLTAXの機能改善によるもので重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	(別添1) 事務の内容 個人住民税賦課業務	—	(追加) ⑭eLTAXシステムへ個人事業主の本人確認用データを提供する。	事前	
令和元年10月1日	(別添1) 事務の内容 個人住民税賦課業務 図	⑫寄附金税額控除に係る申告特例通知書【紙】	⑫寄附金税額控除に係る申告特例通知書【電子】 ⑯本人確認情報【電子】	事前	
令和元年10月1日	(別添1) 事務の内容 固定資産税・都市計画税賦課業務 図	—	⑩本人確認情報【電子】	事前	
令和元年10月1日	(別添1) 事務の内容 固定資産税・都市計画税賦課業務	—	(追加) ⑩eLTAXシステムへ本人確認用データを提供する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	(別添1)事務の内容 収納業務 図	—	「地方税共通納税システム」をフロー図に追加(あわせて、矢印等調整)	事前	
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者などのうち、個人番号を有する者)	個人住民税の納稅義務者とその扶養関連者(同一生計配偶者、扶養者などのうち、個人番号を有する者)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	2 納税通知書等への個人番号出力のため	2. 特別徴収税額決定通知書(書面により送付する場合を除く。)への個人番号出力のため	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	—	(以下追記) 6 他市町村からの(国税連携システムによる)入手 他市町村が作成した住民登録外課税通知を隨時入手する。 他市町村が作成した寄附金税額控除に係る申告特例通知データを1月に入手する。	事後	eLTAXの機能改善によるもので重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 3 他機関より入手	地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」を記載するものとされ、総務省令の改正により、個人番号の記載が必要とされている。	地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」を記載するものとされ、地方税法施行規則等により、個人番号の記載が必要とされている。	事後	施行規則の制定のため、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 3 他機関より入手	地方税法第321条の7の3において明示されている。	地方税法施行規則において明示されている。	事後	施行規則の制定のため、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 4 調査事務	(1)納稅義務者の控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。	(1)納稅義務者の同一生計配偶者、扶養親族等に係る者について要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。	事後	税制改正に伴う用語の変更のため、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	個人住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者などのうち、個人番号を有する者)	個人住民税の納稅義務者とその扶養関連者(同一生計配偶者、扶養親族などのうち、個人番号を有する者)	事後	税制改正に伴う用語の変更のため、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	個人住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者などのうち、個人番号を有する者)	個人住民税の納稅義務者とその扶養関連者(同一生計配偶者、扶養親族などのうち、個人番号を有する者)	事後	税制改正に伴う用語の変更のため、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	AGS株式会社	東洋印刷株式会社 埼玉営業所	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13 ③委託先における取扱者数 ⑥委託先名	③10人以上50人未満 ⑥システムズ・デザイン株式会社	③50人以上100人未満 ⑥株式会社マイクロフィッシュ 東京営業所	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 59件 移転を行っている 10件	提供を行っている 65件 移転を行っている 11件	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。 提供5は事前
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者などのうち、個人番号を有する者)	個人住民税の納稅義務者とその扶養関連者(同一生計配偶者、扶養親族などのうち、個人番号を有する者)	事後	税制改正に伴う用語の変更のため、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	年1回(5月:当初課税分)	年1回(6月:当初課税分)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先2 個人住民税の特別徴収義務者 ①法令上の根拠 番号法第19条第1号	提供先2 個人住民税の特別徴収義務者 ①法令上の根拠 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先3 国税庁 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号	提供先3 国税庁長官 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号、地方税法第317条	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	—	(追加) 提供先4 日本金機構、年金保険者	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	—	(追加) 提供先5 地方税共同機構	事前	
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	—	(追加) 提供先6 他自治体の長(市区町村)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	1 介護保険料賦課要件確認 2 調整交付金の算定 3 高額介護(予防)サービス費の支給要件確認 4 (特例)特定入所者介護サービス費の支給(予防)の要件確認 5 介護保険料の減免申請及び徴収猶予申請の要件確認 6 旧措置入所者に対する施設介護サービス費(特定入所者介護サービス費)の支給要件の確認	介護保険料の賦課・給付等	事後	文言整理のため、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途 移転先6 ②移転先における用途	1 ~ 15 略 16 軽中等度難聴児補聴器購入費助成の認定 17 障害児(者)生活サポートにおける自己負担額の認定 18 福祉タクシーリ用料金補助における自己負担額の認定 19 自動車燃料費助成における自己負担額の認定 20 心身障害者扶養共済における掛金減免の認定 21 居宅改善整備費補助の認定 22 訪問入浴サービスにおける自己負担額の認定 23 自動車改造費補助の認定 24 手帳診断書料補助の認定 25 全身性障害者介助人派遣における自己負担額の認定 26 更生訓練費支給の認定	1 ~ 15 略 16 心身障害者扶養共済における掛金減免の認定 17 訪問入浴サービスにおける自己負担額の認定 18 知的障害施設措置における自己負担額の認定 19~26(削除)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。 18は事前
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠 移転先7 ②移転先における用途	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途 移転先7 ②移転先における用途	課税調査を行い、前年申告額の確認	前年収入申告と課税資料との突合による申告額調査	事後	文言整理のため、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠 移転先8 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途 移転先8 ②移転先における用途	—	(末に追加) ・小児慢性特定疾患医療支給申請における自己負担上限月額の決定 ・未熟児養育医療支給申請における費用徴収月額の決定 ・指定難病医療支給申請における自己負担上限月額の決定	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠 移転先9 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠 移転先10 ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度 移転先10 ⑦時期・頻度	年1回(7月・所得付加処理時)	年4回(所得付加処理時・定期募集時)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先11 ②移転先11	—	(追加) 移転先11 保健福祉局保健所地域保健支援課	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)	8 都道府県知事 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	8 都道府県知事 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	制度改正に伴う用語等の変更のため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) ・別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)	—	20 市町村長 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) ・別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)	—	53 市町村長 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) ・別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)	—	117 厚生労働大臣 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) ・別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)	項番119	項番120	事前	
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) ・別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)	71 厚生労働大臣又は都道府県知事 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	71 厚生労働大臣又は都道府県知事 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (5)委託先名の確認方法	AGS株式会社	委託先決定後の契約公報		
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定) 3. 特定個人情報の入手・使用 (7)使用の主体	固定資産税課、各区役所課税課	固定資産税課、各区役所課税課(資産税係)		
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]行っていない	[○]提供を行っている (1)件	事前	
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	—	提供先1 地方税共同機構 を追加	事前	
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 1.滞納整理特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	保健福祉局 福祉部 介護保険課	保健福祉局 長寿応援部 介護保険課	事後	組織改正による修正のため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 1.滞納整理特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 (1)法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 (1)法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び3項	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 (1)法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例に定める予定	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例に定める予定	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	さいたま市個人番号の利用に関する条例に定める予定	番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	-	(追加) 108 通知先アドレス 109 通知先アドレス更新日 110 新年度媒体区分 111 新年度受取方法 112 新年度通知先アドレス 113 新年度通知先アドレス更新日	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 3. eLTAXからの入手分に対する措置	-	(追加) (4) 特定個人情報の入手元である他自治体からの入手は、他自治体からさいたま市までは、LGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手する。	事前	
令和元年10月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	2 ルール遵守の確認方法 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば本市職員が現地調査する。	2 ルール遵守の確認方法 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、原則として作業実施期間中に立入調査を行なう(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書を確認する。)	事後	さいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準の改定に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	2 ルール遵守の確認方法 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、原則として作業実施期間中に立入調査を行なう(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)	2 ルール遵守の確認方法 委託先に提供する際に、日付及び件数を記録した受渡票等を提出させる。また、ルールが遵守されているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認をする(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)	事後	さいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準の改定に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	8 必要に応じて、委託先の視察・監査を行う。	8 情報セキュリティの運用状況に関し、立入調査等を行うことができる。	事後	さいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準の改定に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	さいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準の改定に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。	委託先が再委託先に対して、情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているかの監督をしているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。) また、再委託先の情報セキュリティの運用状況についても、立入調査を行い、ルールが遵守されているか等の確認を行う(立入調査の実施が困難な場合は、再委託先が作成した報告書等を確認する。)	事後	さいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準の改定に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	1 番号法第19条第1号に基づく提供 納税通知書については定められた様式で郵送により提供し、窓口では複数の職員でチェック後、提供する。	1 番号法第19条第1号に基づく提供 特別徴収税額決定通知書についてはセキュリティ対策を施したうえで電子的に提供している。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	(追加)1 さいたま市における措置 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	(追加)1 さいたま市における措置 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	(追加)1 さいたま市における措置 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	(追加)1 さいたま市における措置 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	(追加)1 さいたま市における措置 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	(追加)1 さいたま市における措置 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	(追加)1 さいたま市における措置 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	2)発生なし	1)発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和元年10月1日	その内容	—	市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの(別添のとおり)	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和元年10月1日	再発防止策の内容	—	特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施機関中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う(立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	1 さいたま市における措置 (1)部署の職員に対して、新しい事務運用、特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等の研修を年1回実施する。 (2)所属長に対し、ICT環境の変化や情報セキュリティ・事故事例について紹介するとともに、所属長の管理者としての責務について研修を年1回実施する。 (3)各所属により選定されたICTリーダーに対し、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を年1回実施する。 (4)委託先事業者が従業員に対し、市のセキュリティポリシーを遵守するよう必要な教育・啓発を行うこととし、その実施状況を報告させる。 (5)新任職員に対する守秘義務等の研修を税務部において年1回実施する。また、各所属においては、守秘義務等に関する教育の強化を図るために、各所属職員に対し研修を年3回以上実施する。	1 さいたま市における措置 ①所属長は、所属職員に対し年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組む。 ②守るべき情報資産について、年1回、ライフサイクルごとにリスクを分析し、より有効な対策を検討・実施する。 ③事業者に対し、年に1回又は必要に応じて自主点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策の実施状況について確認するとともに、改善に取り組む。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	1 業務所管部署において、以下の情報セキュリティに関する監査を1年に1回行う。 (1)評価書記載事項と運用実態をチェックする。 (2)個人情報保護に関する規定、体制をチェックする。 (3)個人情報保護に関する人的安全管理措置をチェックする。 (4)職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育を行う。 (5)(1)から(3)を踏まえ、個人情報保護に関する技術的安全管理措置を講ずる。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	1 さいたま市における措置 年1回、組織に対する監査として「情報セキュリティ内部監査」を24課(各局(区)で1課)に実施し、情報システムに対する監査として「情報セキュリティ外部監査」を2システム・1Webサイトに実施している。 2 業務所管部署において、以下の情報セキュリティに関する監査を1年に1回行う。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他 各区役所 くらし応援室	各区役所 くらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市役所浦和区常盤六丁目4番4号 外	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	財政局税務部市民税課 〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	さいたま市財政局税務部市民税課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1913 FAX番号 : 048-829-1986	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 実施日	平成26年12月5日	平成31年4月1日	事後	時点修正のため重要な変更に該当しない。
令和元年10月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年1月9日から平成27年2月10日まで	令和元年7月1日から令和元年8月1日まで	事後	
令和元年10月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	1. 147ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認」において、委託の条件としてプライバシーマークの認定のみとしているが、ISO27001の認証も条件とするべきではないか。 2. リスク対策に関して、「十分である」、「十分に行っている」としている項目が多いが、地方税賦課徴収に関する事務において、特に力を入れるべきところがあるのではないか。	マイナンバー制度を廃止するよう国に警告すべきである。	事後	
令和元年10月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	1. 147ページの当該箇所について、委託の条件としてISO27001の認証を追加。 2. 156ページの「IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発」に関して、守秘義務等に関する研修を実施することを加筆し、「十分に行っている」としている項目が多いが、地方税賦課徴収に関する事務において、特に力を入れるべきところがあるのではないか。修正。	マイナンバー制度は既に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にも繋がっていることから、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、素案のまとました。	事後	
令和元年10月1日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年3月18日	令和元年9月25日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年10月1日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「特定個人情報保護評価書(事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務)」について、審議の結果、適当であると認められた。なお、評価書記載のリスク対策の進捗状況等について、今後においても報告することを求められた。	「特定個人情報保護評価書(事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務)」について、審議の結果、適当であると認められた。	事後	
令和2年6月30日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ①部署	さいたま市 財政局 稅務部 市民税課 さいたま市 財政局 稅務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 債権整理推進部 収納調査課	さいたま市 財政局 稅務部 市民税課 さいたま市 財政局 稅務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 稅務部 収納対策課	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 固定資産税課長 収納調査課長	市民税課長 固定資産税課長 収納対策課長	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	別紙:事務の内容 1 個人住民税賦課業務 3 賦課決定事務 (3)証明書の発行	課税証明書、非課税証明書及び所得証明書を交付する。	所得・課税(非課税)証明書を交付する。	事後	証明書の名称変更による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	(別添1)事務の内容 個人住民税賦課事務図	③課税証明書・非課税証明書・所得証明書【紙】	③所得・課税(非課税)証明書【紙】	事後	証明書の名称変更による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	財政局税務部市民税課(普通徴収係・特別徴収係)、各区役所区民生活部課税課(市民税係)	財政局税務部市民税課、各市税事務所個人課税課、北部市税事務所法人課税課(特別徴収係)	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ②移転先における用途	1 児童手当の給付等 2 児童扶養手当の給付等 3 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務 4 児童副砲による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸し付けに関する事務 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	1 児童手当の給付等 2 児童扶養手当の給付等 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸し付けに関する事務 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	事後	移転先における事務分掌の変更によるため、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先6 (7)時期・頻度	年1回(6月:当初課税分) 月1回(更正分)	年1回(6月:当初課税分) 月2回(更正分)	事後	記載内容を正確化したことによるものであるため、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先8 ②移転先における用途	・予防接種自己負担金免除申請の可否判定 ・小児慢性特定疾病医療支給申請における自己負担上限月額の決定 ・未熟児養育医療支給申請における費用徴収月額の決定 ・指定難病医療支給申請における自己負担上限月額の決定 ・自立支援医療費(育成医療)給付における自己負担上限額の認定	・予防接種自己負担金免除申請の可否判定 ・小児慢性特定疾病医療支給申請における自己負担上限月額の決定 ・未熟児養育医療支給申請における費用徴収月額の決定 ・指定難病医療支給申請における自己負担上限月額の決定 ・自立支援医療費(育成医療)給付における自己負担上限額の認定	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先9 (7)時期・頻度	年1回(入室時)、随時(税情報に変更があった時) 年2回(上半期・下半期)	年1回(6月:当初課税分) 月2回(更正分) 随時(入室時、税更正時)	事後	記載内容を正確化したことによるものであるため、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先12 (7)時期・頻度	—	(追加) 移転先12 子ども未来局子ども家庭総合センター総務課	事後	移転先における事務分掌の変更によるため、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務) 項番115(提供先における用途)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正等に伴うものため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(各自) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務部市民税課(法人・諸税係)、各区役所課税課(市民税係)	税務部市民税課、各市税事務所個人課税課	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	固定資産税、各区役所課税課(資産税係)	固定資産税課、北部・南部市税事務所資産課 税課	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	さいたま市 財政局 債権整理推進部 収納調査課	さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	各区役所収納課、債権整理推進部各課、さいたま市納税催告センター	北部・南部市税事務所納税課、納税調査課、収納対策課、さいたま市納税催告センター	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	さいたま市 財政局 債権整理推進部 収納調査課	さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	各区役所収納課、収納調査課	北部・南部市税事務所納税課、納税調査課、収納対策課	事後	税務組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	—	(追加) 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	各区役所 くらし応援室 住所:〒330-9588 さいたま市役所浦和区常盤六丁目4番4号 外	各区役所 くらし応援室 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 外	事後	誤記による修正のため重要な変更に該当しない。
令和2年6月30日	全般	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	法改正等に伴うものため重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	別紙 事務において使用するシステム II. 軽自動車税(種別割)賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 及び (別添1)事務内容(軽自動車税)の図	—	(追加) イメージ管理システムについて新規に追加	事後	システムの追加に伴うものが、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	別紙 事務において使用するシステム II. 軽自動車税(種別割)賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 軽自動車税システム ②システムの機能 6 その他	—	(追加) (3)イメージ管理システム連携 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の課税資料をスキャンしイメージ化することにより、車体番号や車両番号等をもとに対象車の課税資料イメージを検索することができる。	事後	システムの追加に伴うものが、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	(別添1)事務内容(軽自動車税)の図	① 所有者(又は販売店)から軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等を受け付ける。また、一般社団法人全国軽自動車協会連合会を経由し、軽自動車税申告書(報告書)を受け付ける。これらには個人番号は含まれない。受け付けした申告書は、イメージ管理システムに取り込むことで、軽自動車税システムからイメージ照会が可能となる。	① 所有者(又は販売店)から軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等を受け付ける。また、一般社団法人全国軽自動車協会連合会を経由し、軽自動車税(種別割)申告書(報告書)を受け付ける。これらには個人番号は含まれない。受け付けした申告書は、イメージ管理システムに取り込むことで、軽自動車税システムからイメージ照会が可能となる。	事後	システムの追加に伴うものが、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 個人住民税システム ③他のシステムとの接続	[O] その他(イメージ管理システム、国税連携支援システム、証明書自動交付機システム)	[O] その他(イメージ管理システム、国税連携支援システム、コンビニ交付システム)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	自動交付機・コンビニ交付システム	コンビニ交付システム	事後	自動交付機の廃止に伴うもので、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 自動交付機システム・コンビニ交付システム ②システムの機能	1 既存システム連携機能 住民登録、印鑑登録、税、戸籍システムから証明書情報を連携する。 2 自動交付機 府内にある証明書自動交付機と連携して証明書自動交付を行う。 3 コンビニエンスストア交付機能 コンビニエンスストア交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う。	1 既存システム連携機能 住民登録、印鑑登録、税、戸籍システムから証明書情報を連携する。 2 コンビニエンスストア交付機能 コンビニエンスストア交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う。	事後	自動交付機の廃止に伴うもので、重要な変更に当たらない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 課税資料の整理 ⑥委託先名	株式会社ブリマジエスト	トッパン・フォームズ株式会社 埼玉営業所	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 課税資料の整理 ⑥再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない
令和2年6月30日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 実施日	43556	43922	事後	時点修正のため重要な変更に該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税(種別割)賦課業務) (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	—	(追加) 222. 車両番号-NC 265. WLTCモードH27基準-CH 266. WLTCモードH32基準-CH 270. 更新前車両番号-NC 323. 更新前WLTCモードH27基準-CH 324. 更新前WLTCモードH27基準-CH	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和2年6月30日	別紙 事務において使用するシステム IV. 滞納整理業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 滞納整理システム ②システムの機能	(4)軽自動車口座振替済通知書作成機能 軽自動車税の車検用に、軽自動車口座振替済通知書を出力する。	(4)軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)作成機能 軽自動車の車検用に、軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)(口座、MPN、クレジット分)を出力する。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の内容 別紙:事務の内容 I 個人住民税賦課業務 【業務全体概要】 2 課税資料受付事務	(1) [略] (2)市民税・県民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料箇の受領(紙媒体、国税連携電子データ) 個人から提出された市民税・県民税申告書、確定申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 (3)～(5) [略]	(1) [略] (2)市民税・県民税申告書の受付(紙及び電子申請)及び確定申告書、各種資料箇の受領(紙媒体、国税連携電子データ) 個人から提出された市民税・県民税申告書、確定申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 (3)～(5) [略]	事前	重要な変更
令和3年2月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム 別紙:業務において使用するシステム I 個人住民税賦課業務	—	システム11 埼玉県市町村電子申請サービス	事前	重要な変更
令和3年2月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム 別紙:業務において使用するシステム I 個人住民税賦課業務	—	1 申請受付機能(市民向け) 市民税・県民税申告書の申請をインターネットを通じて電子的に受け付ける。 2 申請状態確認機能(市民向け) 申告書の処理状況を確認する。 3 申請確認機能(行政向け) 届出の確認を行う。 4 申請通知機能(行政向け) 届出の受理や記載不備の訂正指示の通知等を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③ 他システムとの接続	-	[○] その他(LGWAN)	事前	重要な変更
令和3年2月4日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 別紙 業務において使用するシステム V 収納業務 システム4 コンビニ交付システム ①システムの名称	自動交付機システム・コンビニ交付システム	コンビニ交付システム	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。・
令和3年2月4日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 別紙 業務において使用するシステム V 収納業務 システム4 コンビニ交付システム ②システムの機能	1 既存システム連携機能 住民登録、印鑑登録、税、戸籍システムから証明書情報を連携する。 2 自動交付機 府内にある証明書自動交付機と連携して証明書自動交付を行う。 3 コンビニエンスストア交付機能	1 既存システム連携機能 住民登録、印鑑登録、税、戸籍システムから証明書情報を連携する。 2 コンビニエンスストア交付機能 コンビニエンスストア交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。・
令和3年2月4日	(別添1)事務の内容 個人住民税賦課業務 図	-	埼玉県市町村電子申請サービスを経由して市民税・県民税申告書を電子で提出する流れを追加	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンタ → LGWAN → 調査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX))	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンタ → LGWAN → 調査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、埼玉県市町村電子申請サービス)	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 13件	委託する 15件	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	番号連携サーバ等のシステム保守びハードウェア保守	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバー、連携基盤システム(府内連携システム))に関するシステム保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等を行う。	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	番号連携サーバ等に登録されている者の中、個人番号を有する者	統合基盤システムに登録されている者の中、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	基幹系システムの保守は専門知識が必要なため	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線 [○]その他(運用管理拠点、ネットワーク拠点)	[○]その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等の一部	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	—	(委託事項2に新たに追加し、以降委託事項14まで順番を繰り下げる) 統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	—	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委任する特定個人情報ファイルの概要	—	特定個人情報ファイルの全体	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	100万人以上1,000万人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○] その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	—	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	—	株式会社日立システムズ	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	—	再委託しない	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14	—	埼玉県市町村電子申請サービス提供業務	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ①委託内容	—	埼玉県市町村電子申請サービスの提供を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	特定個人情報ファイルの一部	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	埼玉県市町村電子申請サービスにより、市民税・県民税申告書の提出をする者及びその扶養関連者	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	市民税・県民税申告書の電子申請を実施するため、電子申請システムを委託の対象とする必要がある。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ③委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○]専用線	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ⑤委託先名の確認方法	—	委託者が決定した際には、入札結果を公表している。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ⑥委託先名	—	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ⑦再委託の有無	—	再委託する	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ⑧再委託の許諾方法	—	再委託の必要性がある場合は、あらかじめ委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性、再委託する業務内容及び再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ⑨再委託事項	—	管理者研修、様式作成研修及び審査者研修の実施	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 65件 移転を行っている 11件	提供を行っている 65件 移転を行っている 12件	事後	誤記載を修正したものであり、重要な変更に該当しない。・

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。*
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1~2 【略】	3 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に出力後、速やかに完全消去する。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 5件	委託する 6件	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託内容	番号連携サーバ等のシステム保守びハードウェア保守	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	番号連携サーバ等に登録されている者のうち、個人番号を有する者	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	基幹系システムの保守は専門知識が必要なため	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線 [○]その他(運用管理拠点、ネットワーク拠点)	[○]その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等の一部	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	—	(委託事項2に新たに追加し、以降委託事項6まで順番を繰り下げる) 統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	—	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委任する特定個人情報ファイルの概要	—	特定個人情報ファイルの全体	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数)	—	10万人以上100万人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲)	—	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性)	—	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (③委託先における取扱者数)	—	10人以上50人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法)	—	[○] その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (⑤委託先名の確認方法)	—	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (⑥委託先名)	—	株式会社日立システムズ	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (⑦再委託の有無)	—	再委託しない	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンタに設置しており、データセンタへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。*
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 5件	委託する 6件	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	番号連携サーバ等のシステム保守びハードウェア保守	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等を行う。	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	番号連携サーバ等に登録されている者のうち、個人番号を有する者	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	基幹系システムの保守は専門知識が必要なため	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線 [○]その他(運用管理拠点、ネットワーク拠点)	[○]その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (⑨再委託事項	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等の一部	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	—	(委託事項2に新たに追加し、以降委託事項6まで順番を繰り下げる) 統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (①委託内容	—	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (②取扱いを委任する特定個人情報ファイルの概要	—	特定個人情報ファイルの全体	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	10万人以上100万人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (③委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○]その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (5)委託先名の確認方法	—	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (6)委託先名	—	株式会社日立システムズ	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (7)再委託の有無	—	再委託しない	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 5件	委託する 6件	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	番号連携サーバ等のシステム保守びハードウェア保守	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (1)委託内容	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等を行う。	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	番号連携サーバ等に登録されている者のうち、個人番号を有する者	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	基幹系システムの保守は専門知識が必要なため	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (4)委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線 [○]その他(運用管理拠点、ネットワーク拠点)	[○]その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (9)再委託事項	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等の一部	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	—	(委託事項2に新たに追加し、以降委託事項6まで順番を繰り下げる) 統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	—	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委任する特定個人情報ファイルの概要	—	特定個人情報ファイルの全体	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	10万人以上100万人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	統合基盤システムに登録されている者のうち、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[〇] その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	—	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	—	株式会社日立システムズ	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	—	再委託しない	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 5 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号及び第9号	番号法第19条第1項第第9号	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。*
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。*

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 5件	委託する 6件	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	番号連携サーバ等のシステム保守びハードウェア保守	統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するシステム保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	番号連携サーバ等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等を行う。	統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	番号連携サーバ等に登録されている者の中、個人番号を有する者	統合基盤システムに登録されている者の中、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	基幹系システムの保守は専門知識が必要なため	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (4)委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線 [○]その他(運用管理拠点、ネットワーク拠点)	[○]その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (9)再委託事項	総合宛名システム等のパッケージアプリケーション保守及びハードウェア保守作業等の一部	システム等のパッケージアプリケーション保守及び職員からの問い合わせに対する調査 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	—	(委託事項2に新たに追加し、以降委託事項6まで項番を繰り下げる) 統合基盤システム(中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム))に関するハードウェア保守	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	—	統合基盤システムのハードウェア保守作業 等	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (2)取扱いを委任する特定個人情報ファイルの概要	—	特定個人情報ファイルの全体	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	100万人以上1,000万人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	統合基盤システムに登録されている者の中、個人番号を有する者	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (③)委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (④)委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○] その他(提供しない)	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (⑤)委託先名の確認方法	—	委託先が決定した際には、入札結果として公表している。	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (⑥)委託先名	—	株式会社日立システムズ	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (⑦)再委託の有無	—	再委託しない	事後	統合基盤システムについて、システム保守とハードウェア保守で委託先が異なることによる修正であり重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。・
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1~6 [略] 7 その他の入手時(窓口応対、電話応対等)	7 埼玉県市町村電子申請サービスからの入手時 住民が埼玉県市町村電子申請サービスの画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行なうことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 8 その他の入手時(窓口応対、電話応対等)	事前	重要な変更
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手 リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1~6 [略] 7 その他の入手時(窓口応対、電話応対等)	7 埼玉県市町村電子申請サービスからの入手時 (1)住民が埼玉県市町村電子申請サービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、うちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 (2)埼玉県市町村電子申請サービスの画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請をしたいのか理解してもらしながら操作していただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施していただけるよう措置を講じている。 8 その他の入手時(窓口応対、電話応対等)	事前	重要な変更
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	1~3 [略]	4 電子申請を利用する場合 住民が埼玉県市町村電子申請サービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データをさいたま市が受領した際は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	1~4 [略]	5 電子申請を利用する場合 埼玉県市町村電子申請サービスからの申請については、住民が個人番号付電子申請データを送信するため、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領したさいたま市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより個人番号の真正性を確認する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	2 電子データに対する措置 (1)～(3) 【略】	(4) 埼玉県市町村電子申請サービスとさいたま市との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、外部への漏えい等が起こらないようしている。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用リスク3 従業者が業務外で使用するリスクに対する措置の内容	1～4 【略】	5 埼玉県市町村電子申請サービスへアクセスできる端末を制限する。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	1～2 【略】	3 電子申請データ受理用LGWAN端末 (1) 埼玉県市町村電子申請サービスから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 (2) アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN端末への保存等ができるようシステム的に制御する。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	1 ルールの内容 契約書において、業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託先の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定する。 2 ルール遵守の確認方法 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等を報告させ、必要があれば本市職員が現地調査することも可能とする。	1 ルールの内容 ・契約終了(又は解除)時に、契約による業務に係る特定個人情報を速やかに委託者(市)に返還し、又は漏えいを起さない方法で確實に処分しなければならない。 ・特に、住民情報等の重要な情報が大量に保存された情報機器を、貰貸借期間の満了又は契約の解除によりリース業者等に返却する時は、機器に付属(内蔵等をいう。)する記憶装置等について、速やかに物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法による抹消措置を講じなければならない(契約等により、当該措置を講じることが困難であるときは、データ消去ソフトによりデータ消去を行い、復元不可能な状態にしなければならない。) 2 ルール遵守の確認方法 ・委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱い(破棄・消去の方法、完了日等)について書面にて報告させる。 ・特に、住民情報等の重要な情報が大量に保存された情報機器を、貰貸借期間の満了又は契約の解除によりリース業者等に返却する時は、機器に付属する記憶装置等に係る抹消措置を行う前に、当該措置の実施者、実施手法及び実施時期について、あらかじめ委託者(市)と委託先との間で協議を行い、委託先から書面により報告を受けるとともに、当該措置が確実に履行されたことを確認するため、原則として、市の職員が当該措置の完了まで立ち会いを行う(契約等により市の職員の立ち会いが困難であるときは、委託先からデータ消去証明書を取得する等して、当該措置の確実な履行を担保する。)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。・
令和3年2月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続き毎に情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法の規定による情報連携ネットワークシステムを利用して特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。・

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 (2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付する。 (3)特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う。 (4)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	<p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3)機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。.
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報のお漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>1 データセンタにおける措置 (1)出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 (2)入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 (3)監視設備として監視カメラ等を設置する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームをデータセンタに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンタ内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>1 さいたま市における措置 ・サーバ室と、データプログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が無断で立ち入らないよう、入室制限を行っている。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が作業する際、執務場所内にいる間は職員が立ち会い、作業内容を確認している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体は、業務終了後に施錠した保管場所に保管する。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンタに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンタ内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。.
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報のお漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>1 データセンタにおける措置 (1)コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバーチャルファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 (2)不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>1 さいたま市における措置 【不正プログラム対策】 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバーチャルファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 【不正アクセス対策】 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するためサーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 電子申請受理用LGWAN端末における措置 (1)ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にバージョン更新している。 (2)埼玉県市町村電子申請サービスとさいたま市との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで外部への漏えい等が起こらないようにしている。</p>	事前	重要な変更
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	1~2 [略]	3 LGWAN接続端末は、基本的には個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で賦課等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	1~3 【略】	4 LGWAN接続端末においては、業務終了時の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事前	重要な変更
令和3年2月4日	IV その他のリスク対策 2 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 (2)中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に該当しない。・
令和3年2月4日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	時点修正のため重要な変更に該当しない。
令和3年2月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年7月1日から令和元年8月1日まで	令和2年11月10日から令和2年12月10日まで	事後	
令和3年2月4日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・マイナンバー制度を廃止するように国に警告すべきである。	・「共通番号制度」を完全に撤廃して、元の「分野別個別番号制度」に戻すこと。	事後	
令和3年2月4日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和元年9月25日	令和3年1月27日	事後	
令和3年2月4日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「特定個人情報保護評価書(事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務)」について、審議の結果適当であると認められた。	「特定個人情報保護評価書(事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務)」について、審議の結果適当であると認められた。	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 I 個人住民税特定個人情報ファイル	1 番号法第19条第7号	1 番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年8月27日	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 I 個人住民税特定個人情報ファイル	1、2、3、(中略)、29、31、(中略)、120の項	1、2、3、(中略)、29、30、31、(中略)、120、121の項	事後	別表第二の改正による変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年9月1日	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 I 個人住民税特定個人情報ファイル	2 番号法第19条第7号	2 番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年9月1日	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年9月1日	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 III 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年8月27日	I 基本情報 別紙 事務の内容 V. 収納事務 【業務全体概要】 2 収納消込事務	(1)市の窓口・金融機関等における納付書及びペイジーによる入金 (2)コンビニエンスストアからの入金 (3)口座振替による入金 (4)クレジットカードによる入金 (5)地方税共通納税システムによる入金	(1)市の窓口・金融機関等における納付書及びペイジーによる入金 (2)コンビニエンスストアからの入金 (3)口座振替による入金 (4)クレジットカードによる入金 (5)地方税共通納税システムによる入金 (6)スマホ決済による入金	事後	納付方法の追加のため重要な変更に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 収納業務 図	(追加)	図中に「スマホ決済(アブリ)」を追加	事後	納付方法の追加のため重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 収納業務 (備考)	②金融機関、コンビニエンスストア入金～	②金融機関、スマホ決済、クレジットカード納付、コンビニエンスストア入金～	事後	納付方法の追加のため重要な変更に該当しない
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 3特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 5情報提供ネットワークシステムにより入手	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 3特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 5情報提供ネットワークシステムにより入手	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	TIS株式会社	株式会社インテック	事後	委託先業者の変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 5特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙参照)	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 5特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 5特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号、～	番号法第19条第10号、～	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 5特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 児童手当支給対象者及び世帯員 2 児童扶養手当支給対象者及び世帯員 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付対象者 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金支給対象者及び世帯員	1 児童手当支給対象者及び世帯員 2 児童扶養手当支給対象者及び世帯員 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付対象者 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金支給対象者及び世帯員	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 5特定個人情報の提供・移転 移転先5 ②移転先における用途	保育料の賦課	1 保育料の賦課・徴収 2 保育施設の利用調整事務 3 地域子ども・子育て支援事業の利用料賦課	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 5特定個人情報の提供・移転 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保育所入所児童の保護者世帯	保育施設申込・利用児童の扶養義務者	事後	条例等に基づく表記の変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (個人住民税システム) 5特定個人情報の提供・移転 移転先9 ⑥移転方法	その他(税オンライン)	府内連携システム	事後	連携方法の変更のため、重要な変更に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月27日	(別紙) II 特定個人ファイルの概要 (個人住民税)	(追加)	項番 「30 社会福祉協議会 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」。 「121 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」を追加	事後	別表第二の改正による変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (軽自動車税システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (6)委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (軽自動車税システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (6)委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (固定資産税システム) 3特定個人情報の入手・使用 (4)入手に係る妥当性 4情報提供ネットワークシステムにより入手	番号法第19条第7号による。~	番号法第19条第8号による。~	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (固定資産税システム) 3特定個人情報の入手・使用 (5)本人への公示 4情報提供ネットワークシステムにより入手	番号法第19条第7号による。~	番号法第19条第8号による。~	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (固定資産税システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (6)委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (固定資産税システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (6)委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (固定資産税システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 (6)委託先名	TIS株式会社	株式会社インテック	事後	委託先業者の変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (滞納整理システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (6)委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (滞納整理システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (6)委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (6)委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納システム) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (6)委託先名	富士通株式会社 関東支社	富士通Japan株式会社 関越支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない
令和3年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	1.更新年月日、(中略)、440.特記情報-NC、 441.所得金額調整控除適用フラグ	1.更新年月日、(中略)、440.特記情報-NC、 441.所得金額調整控除適用フラグ	事後	税制改正によるもので重要な変更に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	2 番号法第19条第9号に基づく提供	2 番号法第19条第10号に基づく提供	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	2 番号法第19条第9号に基づく提供	2 番号法第19条第10号に基づく提供	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による
令和4年7月8日	I. 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	さいたま市 財政局 税務部 税制課 さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	事後	税制課において、電子申請による税証明の発行業務を所管しており、税証明の発行も特定個人情報ファイルを取り扱う事務とされたため。
令和4年7月8日	I. 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 固定資産税課長 収納対策課長	税制課長 市民税課長 固定資産税課長 収納対策課長	事後	税制課において、電子申請による税証明の発行業務を所管しており、税証明の発行も特定個人情報ファイルを取り扱う事務とされたため。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項1 統合基盤システムに関するシステム保守 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項3 個人住民税システムアリケーション ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項4 課税資料の整理 ⑥委託先名	株式会社ブリマジエスト	トッパン・フォームズ株式会社 埼玉営業所	事後	委託先業者の変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項14 課税資料のデータエントリ 委託先名	株式会社マイクロフッシュ 東京営業所	シティコンピュータ株式会社東京支社	事後	委託先業者の変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	移転を行っている 12件	移転を行っている 13件	事後	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る事務の開始に伴い移転先に追加したため。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 保健福祉局 長寿応援部 介護保険課 ⑦時期・頻度	年1回(6月) 2ヶ月1回(追加補足分) 月1回(異動分)	年1回(6月) 月2回(異動分)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課 ②移転先における用途	1 児童手当の給付等 2 児童扶養手当の給付等 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸し付けに関する事務 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	1 児童手当の給付等 2 児童扶養手当の給付等 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸し付けに関する事務 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 5 子育て世帯への特別給付金給付事業	事後	子育て世帯への特別給付金給付事の開始に伴う追加。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課 (5)移転する情報の対象となる本人の範囲	1 児童手当支給対象者及び世帯員 2 児童扶養手当支給対象者及び世帯員 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付対象者 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金支給対象者及び世帯員	1 児童手当支給対象者及び世帯員 2 児童扶養手当支給対象者及び世帯員 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付対象者 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金支給対象者及び世帯員 5 子育て世帯への特別給付金事業の対象者及び世帯員	事後	子育て世帯への特別給付金給付事の開始に伴う追加。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 保健福祉局 福祉部 障害支援課 (⑤)移転する情報の対象となる本人の範囲	本人及び世帯主	本人及び世帯	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12	子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課	子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	-	移転先13を新規追加	事後	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る事務の開始に伴う追加。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(個人住民税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	(1) (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	(1) (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務自治行政局地域情報政策室長通知)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とするとしたため。
令和4年7月8日	(別紙) II ファイルの概要(個人住民税)	・別紙(番号法第19条第7号別表第2に定める事務)	・別紙(番号法第19条第8号別表第2に定める事務)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(軽自動車税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任事項1 (⑥)委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(軽自動車税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任事項3 (⑥)委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(軽自動車税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 2 中間サーバーにおける措置	(2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	(2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務自治行政局地域情報政策室長通知)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とするとしたため。
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	(1)eLTAXより入手するもの ア イ 審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	(1)eLTAXより入手するもの ア イ 審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	4 eLTAXからの入手分に対する措置 (1)審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	4 eLTAXからの入手分に対する措置 (1)審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	4 eLTAXからの入手分に対する措置 (1)審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	4 eLTAXからの入手分に対する措置 (1)審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計し、安全性を確保する。	中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計し、安全性を確保する。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入力した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容 ③ 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手し、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを確保する。	中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手し、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを確保する。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しないため
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	発生あり	発生なし	事後	データ入力業務の無許諾再委託の発覚から3年を経過したため
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去4年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの(別添のとおり)	-	事後	データ入力業務の無許諾再委託の発覚から3年を経過したため
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去5年内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う(立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)	-	事後	データ入力業務の無許諾再委託の発覚から3年を経過したため
令和4年7月8日	(別添)重大事故について(H30.4.27から3年間につける)	(シート)	(シートごと削除)	事後	データ入力業務の無許諾再委託の発覚から3年を経過したため
令和4年7月8日	II. リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずにつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	2. 磁気ディスクの廃棄は、要領・手順書等に基づき、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにし、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。	2. 磁気ディスクの廃棄は、要領・手順書等に基づき、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにし、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務自治行政局地域情報政策室長通知)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とするとしたため。
令和4年7月8日	V. 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	さいたま市財政局税務部市民税課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1913 FAX番号 : 048-829-1986	さいたま市財政局税務部税制課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1160 FAX番号 : 048-829-1986	事後	税制課が特定個人情報を取り扱う課となつたことから、今後、部筆頭課である税制課にて取りまとめを行つたため。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(固定資産税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 統合基盤システムに関するシステム保守 (6)委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(固定資産税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 固定資産税システムのアプリケーション保守 (6)委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(固定資産税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置	(2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	(2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務自治行政局地域情報政策室長通知)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とするとしたため。
令和4年7月8日	II. ファイルの概要(滞納整理) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	物理的破壊又は専用ソフト等を利用して	物理的破壊して	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第78号総務自治行政局地域情報政策室長通知)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とするとしたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II ファイルの概要(収納) 7. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	物理的破壊又は専用ソフト等を利用して	物理的破壊して	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第79号総務自治行政局地域情報政策室長通知)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とするとしたため。
令和4年7月8日	II ファイルの概要(滞納整理) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、3 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和4年7月8日	II ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、3 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社 埼玉支社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 1 番号制度に関する税制上の措置として、減免申請書等に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの減免申請書等を受付することとなり、受付した減免申請書等に記載された申請情報は軽自動車税システムに入力し、そのデータを元に減免等の処理が行われる。したがって軽自動車税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 2 減免事務等で本人確認の際に個人番号を確認する事が番号法により求められる。	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 1 番号制度に関する税制上の措置として、減免申請書等に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの減免申請書等を受付することとなり、受付した減免申請書等に記載された申請情報は軽自動車税システムに入力し、そのデータを元に減免等の処理が行われる。したがって軽自動車税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 2 減免事務等で本人確認の際に個人番号を確認する事が番号法により求められる。	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 (1)「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 (2)「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 1 「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 2 「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	I. 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	さいたま市 財政局 税務部 税制課 さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	さいたま市 財政局 税務部 税制課 さいたま市 財政局 税務部 市民税課 さいたま市 財政局 税務部 固定資産税課 さいたま市 財政局 税務部 収納対策課	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	別紙 事務において使用するシステム IV. 滞納整理業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	なし	(追加) 財産調査システム	事後	システムの追加に伴うものが、重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	別紙 事務において使用するシステム V. 収納業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	なし	(追加) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	別紙 事務において使用するシステム V. 収納業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	なし	(追加) 中間サーバ	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	別添1 事務の内容 滞納整理業務 図	なし	(追加) 図中に「財産調査システム」を追加	事後	システムの追加に伴うものが、重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	別添1 事務の内容 滞納整理業務 図	電話催告センター業務委託先	納税コールセンター業務委託先	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	別添1 事務の内容 収納業務 図	なし	(追加) 図中に「番号連携サーバ」「中間サーバ」「情報ネットワークシステム」を追加	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月15日	(別添1)事務内容(収納) (備考)④	過誤納が発生した場合、還付・充当を行い、還付充当通知書を送付する。(国民健康保険税に充当する場合もあるため、国民健康保険システムと未納情報について連携する。)還付先口座の指定を受け次第、該当の口座に還付金の振込を行う。	過誤納が発生した場合、還付・充当を行い、還付充当通知書を送付する。(国民健康保険税に充当する場合もあるため、国民健康保険システムと未納情報について連携する。)還付先口座の指定を受け次第、該当の口座に還付金の振込を行う。また、公金受取口座の指定を受けた場合は、情報提供ネットワークシステムより口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	II. 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署 (区政推進部、生活福祉課、介護保険課、障害支援課、国民健康保険課、年金医療課、児童相談所)	評価実施機関内の他部署 (区政推進部、生活福祉課、介護保険課、障害福祉課、国保年金課、児童相談所)	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 委託事項4 ⑥委託先名	トップパン・フォームズ株式会社 埼玉営業所	TOPPANエッジ株式会社 埼玉営業所	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 委託事項12 ⑥委託先名	株式会社コタニ 浦和営業所	東洋印刷株式会社 埼玉営業所	事後	直近の契約実績を反映したもののため、重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	国民健康保険税の賦課・給付等	1 国民健康保険税の賦課・給付等 2 後期高齢者医療保険料の賦課・給付等 3 国民年金保険料免除に関する所得確認及び無拠出障害基礎年金等受給者の所得確認 4 年金生活者支援給付金の支給対象候補者の所得確認 5 ひとり親家庭等医療費受給資格の判定	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ③移転する情報	各種所得額、住民税課税状況、申告区分等	各種所得額、住民税課税状況、申告区分、扶養者情報等	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び世帯員	1 国民健康保険被保険者及び世帯員 2 後期高齢者医療被保険者及び世帯員 3 国民年金第1号被保険者、配偶者及び世帯主 4 無拠出障害基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金受給者及び世帯員 5 年金生活者支援給付金の支給対象候補者及び世帯員 5 ひとり親家庭等医療費受給者	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [○] その他(税オンライン)	[○] 庁内連携システム [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [○] その他(税オンライン)	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	保健福祉局 長寿応援部 介護保険課	福祉局 長寿応援部 介護保険課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	-	削除 ※組織の再編により、変更前の移転先3に関する内容を移転先1へ統合	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先4～移転先13	移転先3～移転先12 ※1ずつ記載を繰り上げ	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	子ども未来局 幼児未来部 保育課	子ども未来局 子育て未来部 保育課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5	保健福祉局 福祉部 障害支援課	福祉局 障害福祉部 障害福祉課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	保健福祉局 福祉部 生活福祉課	福祉局 生活福祉部 生活福祉課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	保健福祉局 保健所 疾病予防対策課	保健衛生局 保健所 疾病対策課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8	子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課	子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	保健福祉局 保健所 地域保健支援課	保健衛生局 保健所 地域保健支援課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12	保健福祉局 福祉部 福祉総務課	福祉局 生活福祉部 福祉総務課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 ②移転先における用途 (2)移転先における用途	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付事業に係る事務	1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付事業に係る事務 2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に係る事務	事後	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務の開始に伴う追加。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12 (2)移転する情報の対象となる本人の範囲	①令和3年度及び令和4年度住民税均等割が非課税である世帯 ②家計急変世帯(住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯)	1 令和4年度及び令和5年度住民税均等割が非課税である世帯 2 家計急変世帯(住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯)	事後	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務の開始に伴う修正。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12 (7)時期・頻度	随時(移転する期間は、令和3年12月22日～令和4年12月28日) 2月(1回)、3月(3回)、6月(1回)	随時	事後	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務の開始に伴う修正。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(軽自動車税) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	保健福祉局 福祉部 生活福祉課	福祉局 生活福祉部 生活福祉課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(滞納整理) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施期間内の他部署	区政推進部、市民税課、固定資産税課、国民健康保険課	区政推進部、市民税課、固定資産税課、国保年金課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(滞納整理) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	北部・南部市税事務所納稅課、納稅調査課、収納対策課、さいたま市納稅催告センター	北部・南部市税事務所納稅課、納稅調査課、収納対策課	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(滞納整理) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	さいたま市納稅催告センターにおける電話催告事務	納稅コールセンターにおける電話催告事務	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月15日	II ファイルの概要(滞納整理) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社エコシティサービス	株式会社パックスグループ	事後	直近の契約実績を反映したものであるため、重要な変更に該当しない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	保健福祉局 長寿応援部 介護保険課	福祉局 長寿応援部 介護保険課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	保健福祉局 福祉部 年金医療課	福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	保健福祉局 福祉部 生活福祉課	福祉局 生活福祉部 生活福祉課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課	子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II. ファイルの概要(滞納整理) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5	子ども未来局 幼児未来部 保育課	子ども未来局 子育て未来部 保育課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II ファイルの概要(収納) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施期間内 他部署	区政推進部、市民税課、固定資産税課、国民健康保険課	区政推進部、市民税課、固定資産税課、国保年金課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和5年8月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙2)特定個人情報ファイル記録項目 軽自動車税(種別割)賦課業務	1.更新年月日、(中略)、266、WLTCモードH3 2基準－CH、(中略)324、更新前WLTCモードH32基準－CH	1.更新年月日、(中略)、266、WLTCモードH3 2基準－CH、(中略)324、更新前WLTCモードH32基準－CH	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条 3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市税条例及びさいたま市税条例施行規則 以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である個人住民税(森林環境税を含む。以下同じ。)賦課業務において個人番号を利用する。	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項、同条例別表第2第1項及び同条例施行規則第3条 3 地方税法その他の地方税に関する法令並びにさいたま市税条例及びさいたま市税条例施行規則 以上の法令上の根拠により、地方税賦課徴収に関する事務である個人住民税(森林環境税を含む。以下同じ。)賦課業務において個人番号を利用する。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	IV. 滞納整理特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	IV. 滞納整理特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	V. 収納特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表第1の16の項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	V. 収納特定個人情報ファイル 1 番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)、以下「情報連携主務省令」という。)の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,14,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	2 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 (1)「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 (2)「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 (3)「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 (4)「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 (5)「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 (6)「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」	2 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 1 「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 2 「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 3 「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 1 「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 2 「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	別紙 事務の内容 I. 個人住民税賦課業務 【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】	1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) 2 番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件) 3 番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)	1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) 2 情報連携主務省令に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバー、中間サーバー要件) 3 情報連携主務省令に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバー、中間サーバー要件)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	別紙 事務の内容 II. 軽自動車税(種別割)賦課業務 【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】	1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) 2 番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件) 3 番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)	1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) 2 情報連携主務省令に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバー、中間サーバー要件) 3 情報連携主務省令に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバー、中間サーバー要件)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	別紙 事務の内容 Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税業務 【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】	1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) 2 番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)	1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) 2 情報連携主務省令に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	別紙 事務において使用するシステム 1. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	4 情報提供機能 各業務で管理している番号法別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う	4 情報提供機能 各業務で管理している情報連携主務省令に記載されている提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	別紙 事務において使用するシステム Ⅱ. 軽自動車税(種別割)賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	4 情報提供機能 各業務で管理している番号法別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。	4 情報提供機能 各業務で管理している情報連携主務省令に記載されている提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	4 情報提供機能 各業務で管理している番号法別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。	4 情報提供機能 各業務で管理している情報連携主務省令に記載されている提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(区政推進部、生活福祉課、介護保険課、障害支援課、国保年金課、児童相談所) [○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村) [○]民間事業者(給与支払報告書提出事業者、年金保険者) []その他()	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(区政推進部、生活福祉課、介護保険課、障害福祉課、国保年金課、児童相談所) [○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村) [○]民間事業者(給与支払報告書提出事業者、年金保険者) []その他()	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社オーネー	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 課税資料のデータエントリ 委託先名	シティコンピュータ株式会社東京支社	株式会社マイクロフイッシュ	事後	委託先業者の変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙参照)	番号法第19条第8号に定める情報照会者(別紙参照)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	情報連携主務省令の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	別紙参照	情報連携主務省令の表の第2欄(特定個人番号利用事務)に掲げる事務	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	情報連携主務省令の表の第4欄に掲げる利用特定個人情報報(地方税関係情報)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7	保健衛生局 保健所 疾病対策課	保健衛生局 保健所 感染症対策課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8	子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課	子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10	保健衛生局 保健所 地域保健支援課	保健衛生局 保健所 健康支援課 子ども未来局 子ども育成部 母子保健	事後	組織の再編による変更のため重要な変更に当たらない。
令和6年9月4日	別紙(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報	・別紙(番号法第19条第8号別表第2に定める事務)項番 提供先 提供先における用途	・別紙(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める事務)項番 情報照会者(提供先) 特定個人番号利用事務(提供先における用途)	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社オーエーシー	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記載項目 個人住民税賦課業務	1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 削除フラグ、14. 排他フラグ、15. 自治体識別コード、16. 課税年度、17. 宛名番号、18. 自治体コード、19. 履歴番号、20. 世帯番号、21. 続柄コード、22. 生年月日、23. 前年12月31日年齢、24. 本年1月1日年齢、25. 性別コード、26. 個人法人詳細区分、27. 個人基本種別コード、28. 個人基本廃止理由コード、29. 翌年廃止理由コード、30. 前年死亡フラグ、31. 外字フラグ、32. 通称名優先区分、33. 在留の資格コード、34. 在留期間開始日、35. 在留期間終了日、36. カナ氏名、37. 検索カナ氏名、38. 漢字氏名、39. カナ通称名、40. 漢字通称名、41. 市内市外区分、42. 市外住所コード、43. 住所自治体コード、44. 住所町名コード、45. 住所番地コード、46. 住所枝番コード、47. 住所小枝番コード、48. 住所枝番3コード、49. 住所所番地編集区分、50. 住所、51. 方書、52. 宛名異動日、53. 宛名異動理由コード、54. 住民日、55. 住定日、56. 消除日、57. 納税者番号、58. 本籍地、59. 筆頭者名、60. 本人障害区分、61. 生活扶助区分、62. 個人基本寡夫区分、63. 個人基本勤学区分、64. 無申告調査結果コード、65. 無申告調査結果内容、66. 特記コード、67. 特記情報、68. 翌年申告書発送区分、69. 住登地登録フラグ、70. 生活扶助開始日、71. 生活扶助廃止日、72. 無申告調査コード、73. 住民税申告書通知日、74. 催告通知書通知日、75. 最終催告通知書通知日、76. 住登地市外住所コード、77. 住登地住所、78. 住登地方書、	1更新年月日、2更新時刻、3更新職員番号、4更新端末ID、5更新アクセスコード、6更新プログラムID、7前回更新年月日、8前回更新時刻、9前回更新職員番号、10前回更新端末ID、11前回更新アクセスコード、12前回更新プログラムID、13削除フラグ、14排他フラグ、15自治体識別コード、16課税年度、17宛名番号、18自治体コード、19履歴番号、20世帯番号、21続柄コード、22生年月日、23前年12月31日年齢、24本年1月1日年齢、25性別コード、26個人法人詳細区分、27個人基本種別コード、28個人基本廃止理由コード、29翌年廃止理由コード、30前年死亡フラグ、31外字フラグ、32通称名優先区分、33在留の資格コード、34在留期間開始日、35在留期間終了日、36カナ氏名、37検索カナ氏名、38漢字氏名、39カナ通称名、40漢字通称名、41市内市外区分、42市外住所コード、43住所自治体コード、44住所町名コード、45住所番地コード、46住所枝番コード、47住所小枝番コード、48住所枝番3コード、49住所所番地編集区分、50住所、51方書、52宛名異動日、53宛名異動理由コード、54住民日、55住定日、56消除日、57納税者番号、58本籍地、59筆頭者名、60本人障害区分、61生活扶助区分、62個人基本寡夫区分、63個人基本勤学区分、64無申告調査結果コード、65無申告調査結果内容、66特記コード、67特記情報、68翌年申告書発送区分、69住登地登録フラグ、70生活扶助開始日、71生活扶助廃止日、72無申告調査コード、73住民税申告書通知日、74催告通知書通知日、75最終催告通知書通知日、76住登地市外住所コード、77住登地住所、78住登地方書、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	79. 基礎年金番号、80. 基礎年金番号付設レベル、79. 基礎年金番号、80. 基礎年金番号付設レベル、81. 年金保険者番号、82. 年金コード、83. 予備領域、84. 扶養関連者区分、85. 扶養関連者種別コード、86. 扶養関連者宛名番号、87. 扶養関連者自治体コード、88. 扶養関連者状態区分、89. 扶養関連者異動事由コード、90. 否認理由コード、91. 専従者給与額、92. 指定番号、93. 収納指定番号、94. 関連指定番号、95. 総括表区分、96. 納入書区分、97. 媒体区分、98. 納期特例区分、99. 納期特例開始年月、100. 納期特例終了年月、101. 事業所廃止理由、102. 廃止年月日、103. 指定番号変更新年月、104. 収納指定番号変更新年月、105. 普徴事業所区分、106. 特徴税額通知書出力区分、107. 受取方法、108. 通知先アドレス、109. 通知先アドレス更新日、110. 新年度媒体区分、111. 新年度受取方法、112. 新年度通知先アドレス、113. 新年度通知先アドレス更新日、114. 資料種別コード、115. 総括表資料番号、116. 月別人數6月、117. 月別人數7月、118. 月別人數8月、119. 月別人數9月、120. 月別人數10月、121. 月別人數11月、122. 月別人數12月、123. 月別人數1月、124. 月別人數2月、125. 月別人數3月、126. 月別人數4月、127. 月別人數5月、128. 月割額6月、129. 月割額7月、130. 月割額8月、131. 月割額9月、132. 月割額10月、133. 月割額11月、134. 月割額12月、135. 月割額1月、136. 月割額2月、137. 月割額3月、138. 月割額4月、139. 月割額5月、140. バッチ締めフラグ、141. 宛名履歴番号、142. 最終個人番号、143. 指定予告書出力区分、144. 個人番号、145. 従業員状態区分、146. 異動日、	79基礎年金番号、80基礎年金番号付設レベル、81年金保険者番号、82年金コード、83扶養関連者区分、84扶養関連者種別コード、85扶養関連者宛名番号、86扶養関連者状態区分、88扶養関連者異動事由コード、89否認理由コード、90専従者給与額、91指定番号、92収納指定番号、93関連指定番号、94総括表区分、95納入書区分、96媒体区分、97納期特例区分、98納期特例開始年月、99納期特例終了年月、100事業所廃止理由、101廃止年月日、102指定番号変更新年月、103収納指定番号変更新年月、104普徴事業所区分、105特徴税額通知書出力区分、106受取方法、107納税義務者用受取方法、108通知先アドレス、109通知先アドレス更新日、110新年度媒体区分、111新年度受取方法、112新年度納税義務者用受取方法、113新年度通知先アドレス、114新年度通知先アドレス更新日、115資料種別コード、116総括表資料番号、117月別人數6月、118月別人數7月、119月別人數8月、120月別人數9月、121月別人數10月、122月別人數11月、123月別人數12月、124月別人數1月、125月別人數2月、126月別人數3月、127月別人數4月、128月別人數5月、129月割額6月、130月割額7月、131月割額8月、132月割額9月、133月割額10月、134月割額11月、135月割額12月、136月割額1月、137月割額2月、138月割額3月、139月割額4月、140月割額5月、141バッチ締めフラグ、142宛名履歴番号、143最終個人番号、144指定予告書出力区分、145個人番号、146従業員状態区分、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	147. 登録区コード、148. 資料番号、149. 資料廃止理由コード、150. 給報種別コード、151. 入力カナ氏名、152. 入力生年月日、153. 入力西暦生年月日、154. 入力性別コード、155. 宛名付設コード、156. 資料収入種別コード、157. 事業所家屋敷区分、158. 受給者番号、159. 控配区分、160. 扶養親族一特定、161. 扶養親族一同居老親、162. 扶養親族一老人、163. 扶養親族一他、164. 扶養障害一同居特障、165. 扶養障害一特別、166. 扶養障害一他、167. 夫あり区分、168. 未成年者区分、169. 老年者区分、170. 寡夫区分、171. 勤労学生区分、172. 均等割区分、173. 乙欄区分、174. 死亡退職区分、175. 災害者区分、176. 外国人区分、177. 就職退職区分、178. 就職退職年月日、179. 年調未済区分、180. 摘要欄、181. 配偶者氏名、182. 配偶者生年月日、183. 扶養親族、184. 扶養親族生年月日、185. 扶養親族控除額、186. 専従者氏名、187. 専従者生年月日、188. 確申青白区分、189. 専従配偶有無フラグ、190. 専従その他、191. 本人専従区分、192. 特例適用条文コード、193. 徴収希望コード、194. 別居の控配扶養親族フラグ、195. 事業税開廃業区分、196. 事業税開廃業年月日、197. 個人基本履歴番号、198. 併合結果微収区分、199. 優先資料番号、200. 特徴優先資料番号、201. 資料併合済フラグ、202. 特定居住損区分、203. 資料連絡箋出力対象フラグ、204. 資料連絡箋出力理由コード、205. エラーメッセージID、206. 警告メッセージID、207. 租税条約区分、208. 医療費特例控除区分、209. フラグ予備、210. 退職所得区分、	147異動日、148登録区コード、149資料番号、150資料廃止理由コード、151給報種別コード、152入力カナ氏名、153入力生年月日、154入力西暦生年月日、155入力性別コード、156宛名付設コード、157資料収入種別コード、158事業所家屋敷区分、159受給者番号、160控配区分、161扶養親族一特定、162扶養親族一同居老親、163扶養親族一老人、164扶養親族一他、165扶養障害一同居特障、166扶養障害一特別、167扶養障害一他、168夫あり区分、169未成年者区分、170老年者区分、171寡夫区分、172勤労学生区分、173均等割区分、174乙欄区分、175死亡退職区分、176災害者区分、177外国人区分、178就職退職区分、179就職退職年月日、180年調未済区分、181摘要欄、182配偶者氏名、183配偶者生年月日、184扶養親族、185扶養親族生年月日、186扶養親族控除額、187専従者氏名、188専従者生年月日、189専従者給与額、190確申青白区分、191専従配偶有無フラグ、192専従その他、193本人専従区分、194特例適用条文コード、195徴収希望コード、196別居の控配扶養親族フラグ、197事業税開廃業区分、198事業税開廃業年月日、199個人基本履歴番号、200併合結果微収区分、201優先資料番号、202特徴優先資料番号、203資料併合済フラグ、204特定居住損区分、205資料連絡箋出力対象フラグ、206資料連絡箋出力理由コード、207エラーメッセージID、208警告メッセージID、209租税条約区分、210住宅借入金等特定取得区分、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	<p>211. 自動生成フラグ、212. オンパッチ区分、 213. 所得控除件数、214. 住宅借入金等特別控除区分、215. 居住開始年月日、216. 住宅借入金等特定取得区分、217. 申告特例状態区分、218. 連番、219. 所得控除コード(資料)、220. 所得控除額(資料)、221. 所得控除コード(賦課)、222. 所得控除額(賦課)、223. 徴収区分、224. 課税区分、225. 特定扶養、226. 内同居老親、227. 老人扶養、228. その他扶養、229. 同居特別障害、230. 特別障害、231. その他障害、232. 非課税コード、233. 所得割非課税措置フラグ、234. 優先資料種別コード、235. 更正事由コード、236. 更正補足コード、237. 更正事由強制メッセージ、238. 異動戻り先履歴番号、239. 減免理由コード、240. 減免区分、241. 減免割合、242. 異動年月日、243. 開始月期、244. 済月期、245. 事業所基本履歴番号、246. 事業所課税履歴番号、247. 特徴締めフラグ、248. プレミアム締めフラグ、249. 所得割調整フラグ、250. 平均課税適用フラグ、251. 外国税額控除適用フラグ、252. 同居特障控配フラグ、253. 扶養関連者解除フラグ、254. 事業所家屋敷課税区分、255. 元老非該当フラグ、256. 先該当該当フラグ、257. 年度間減額措置フラグ、258. 年金特徴対象フラグ、259. 申告書提出フラグ、260. 移行不整合フラグ、261. 移行前履歴番号、262. 月割額、263. 在籍指定番号、264. 在籍個人番号、265. 調定年度、266. 期割実績フラグ、267. 期割額、268. 登録年度、269. 異動届課税年度、270. 給与支払額、271. 社会保険料額、272. 退職金額、273. 勤続年数、274. 届出日、275. 賦課履歴番号、276. 特普区分、277. 確定フラグ、278. 期割充当額、279. 異動メモ内容、280. 通知書番号、</p>	<p>211申告特例状態区分、212医療費特例控除区分、213所得金額調整控除適用フラグ、214申告不要区分、215住宅借入金等取得住宅区分、216退職手当有扶養親族等区分、217退職所得区分、218自動生成フラグ、219オンパッチ区分、220所得控除件数、221住宅借入金等特別控除区分、222居住開始年月日、223連番、224所得控除コード、225所得控除額、226徴収区分、227課税区分、228特定扶養、229内同居老親、230老人扶養、231その他扶養、232同居特別障害、233特別障害、234その他障害、235非課税コード、236所得割非課税措置フラグ、237優先資料種別コード、238更正事由コード、239更正補足コード、240更正事由強制メッセージ、241異動戻り先履歴番号、242減免理由コード、243減免区分、244減免割合、245異動年月日、246開始月期、247済月期、248事業所基本履歴番号、249事業所課税履歴番号、250特徴締めフラグ、251プレミアム締めフラグ、252所得割調整フラグ、253平均課税適用フラグ、254外国税額控除適用フラグ、255同居特障控配フラグ、256扶養関連者解除フラグ、257事業所家屋敷課税区分、258元老非該当フラグ、259充當該当該当フラグ、260年度間減額措置フラグ、261年金特徴対象フラグ、262申告書提出フラグ、263移行不整合フラグ、264移行前履歴番号、265居住開始年月日、266住民税非課税コード、267森林環境税免除理由コード、268月割額、269在籍指定番号、270在籍個人番号、271調定年度、272期割実績フラグ、273期割額、274登録年度、275異動届課税年度、276給与支払額、277社会保険料額、278退職金額、279勤続年数、280届出日、</p>	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	<p>281. 証明年度、282. 発行自治体コード、283. 支所コード、284. 証明書番号、285. 証明書区分、286. 使用目的区分、287. 宛先識別番号、288. 資料履歴番号、289. 送付通知書区分、290. 個人送達履歴コード、291. 異動区分、292. 通知書番号等、293. 出力履歴、294. 通知日、295. 事業所履歴番号、296. 従業員宛名番号、297. 事業所送達履歴コード、298. 扶養関連者賦課履歴番号、299. 扶養関連者資料種別コード、300. 扶養関連者資料番号、301. 扶養関連者資料履歴番号、302. 回数割実績フラグ、303. 回数割額、304. 年金特徴中止区分、305. 年金特徴済月、306. 年金特徴管理更新フラグ、307. 年金特徴管理異動事由、308. タイムスタンプ日付、309. タイムスタンプ時刻、310. 資料種別、311. CSVファイル名、312. XMLファイル名、313. 利用者識別番号、314. 余白、315. 郵便番号、316. 力士住所、317. 漢字住所、318. 年金保険使用者整理番号、319. 状態区分、320. 対象者通知区分、321. 対象者通知受入処理日、322. 税額通知区分、323. 特徴依頼処理日、324. 特徴依頼処理結果区分、325. 特徴依頼処理結果受入処理日、326. 停止依頼区分、327. 停止依頼月、328. 停止依頼処理日、329. 停止依頼処理結果区分、330. 停止依頼処理結果受入処理日、331. 特徴処理結果区分、332. 異動事由、333. 新年度用宛名番号、334. 税額変更等依頼区分1、335. 税額変更等依頼処理日1、336. 税額変更等依頼結果区分1、337. 税額変更等依頼結果受入処理日1、338. 税額変更等依頼区分2、339. 税額変更等依頼処理日2、340. 税額変更等依頼処理結果区分2、</p>	<p>281賦課履歴番号、282特普区分、283確定フラグ、284期割充当額、285異動メモ内容、286通知書番号、287証明年度、288発行自治体コード、289支所コード、290証明書番号、291証明書区分、292使用目的区分、293宛先識別番号、294資料履歴番号、295送付通知書区分、296個人送達履歴コード、297扶養区分、298通知書番号等、299出力履歴、300通知日、301事業所履歴番号、302従業員宛名番号、303事業所送達履歴コード、304扶養関連者賦課履歴番号、305扶養関連者資料種別コード、306扶養関連者資料番号、307扶養関連者資料履歴番号、308回数割実績フラグ、309回数割額、310年金特徴中止区分、311年金特徴済月、312年金特徴管理更新フラグ、313年金特徴管理異動事由、314年金特徴管理異動事由、315年金特徴管理異動事由、316年金特徴管理異動事由、317年金特徴管理異動事由、318年金特徴管理異動事由、319年金特徴管理異動事由、320年金特徴管理異動事由、321年金特徴管理異動事由、322年金特徴管理異動事由、323年金特徴管理異動事由、324年金特徴管理異動事由、325年金特徴管理異動事由、326対象者通知区分、327対象者通知受入処理日、328税額通知区分、329特徴依頼処理日、330特徴依頼処理結果区分、331特徴依頼処理結果受入処理日、332停止依頼区分、333停止依頼月、334停止依頼処理日、335停止依頼処理結果区分、336停止依頼結果受入処理日、337回数割額、338特徴依頼処理結果区分、339異動事由、340税額変更等依頼区分、</p>	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	341. 税額変更等依頼結果受入処理日2、342. 税額変更等依頼区分3、343. 税額変更等依頼処理日3、344. 税額変更等依頼処理結果区分3、345. 税額変更等依頼結果受入処理日3、346. 税額変更等依頼区分4、347. 税額変更等依頼処理日4、348. 税額変更等依頼処理結果区分4、349. 税額変更等依頼結果受入処理日4、350. 税額変更等依頼区分5、351. 税額変更等依頼処理日5、352. 税額変更等依頼処理結果区分5、353. 税額変更等依頼結果受入処理日5、354. 停止年月、355. 年金額、356. 宛名世帯番号-C H、357. 宛名住民番号-CH、358. 宛名個人法人区分-CH、359. 宛名個人法人詳細区分-CH、360. 宛名通称名優先区分-CH、361. 宛名力ナ氏名-NC、362. 宛名力ナ通称名-NC、363. 宛名漢字氏名-NC、364. 宛名漢字通称名-NC、365. 生年月日-C H、366. 宛名性別-CH、367. 宛名続柄1-CH、368. 宛名続柄2-CH、369. 宛名続柄3-CH、370. 宛名続柄4-CH、371. 宛名市内市外区分-CH、372. 宛名市外住所コード-CH、373. 宛名住所自治体コード-CH、374. 宛名住所町名コード-CH、375. 宛名住所番地コード-NC、376. 宛名住所枝番コード-NC、377. 宛名住所小枝番コード-NC、378. 宛名住所編集区分-CH、380. 宛名住所-NC、381. 宛名方書-NC、382. 宛名郵便番号-CH、383. 宛名電話番号-CH、384. 関連相手先宛名番号-CH、385. 関連最新宛名番号-CH、386. 関連事由コード-CH、387. 送付先区分-CH、388. 送付先個人法人区分-CH、389. 送付先力ナ氏名-NC、390. 送付先模索力ナ氏名-NC、	341税額変更等依頼処理日、342税額変更等依頼処理結果区分、343税額変更等依頼結果受入処理日、344停止年月、345年金額、346納税者個人番号、347納税者宛名番号、348納税者入力西暦生年月日、349納税者入力力ナ氏名、350納税者入力氏名、351納税者個人番号確認区分、352給与支払者番号、353納税者住基CS問い合わせ区分、354控除対象配偶者個人番号、355控除対象配偶者宛名番号、356控除対象配偶者入力西暦生年月日、357控除対象配偶者入力力ナ氏名、358控除対象配偶者入力氏名、359控除対象配偶者個人番号確認区分、360控除対象配偶者統柄、361控除対象配偶者障害区分、362控除対象配偶者国外区分、363控除対象配偶者年調区分、364控除対象配偶者別居区分、365扶養親族個人番号、366扶養親族宛名番号、367扶養親族入力西暦生年月日、368扶養親族入力力ナ氏名、369扶養親族入力氏名、370扶養親族個人番号確認区分、371扶養親族統柄、372扶養親族障害区分、373扶養親族国外区分、374扶養親族年調区分、375扶養親族別居区分、376扶養親族6区分、377専従者個人番号、378専従者宛名番号、379専従者入力西暦生年月日、380専従者入力力ナ氏名、381専従者入力氏名、382専従者控除額、383専従者個人番号確認区分、384所得金額調整個人番号、385所得金額調整宛名番号、386所得金額調整入力西暦生年月日、387所得金額調整入力力ナ氏名、388所得金額調整入力氏名、389所得金額調整統柄、390所得金額調整障害区分、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	391. 送付先力ナ店名-NC、392. 送付先漢字氏名-NC、393. 送付先検索漢字氏名-NC、394. 送付先漢字支店名-NC、395. 送付先法人種別位置区分-CH、397. 送付先市内市外区分-CH、398. 送付先市外住所コード-CH、399. 送付先住所自治体コード-CH、400. 送付先住所町名コード-CH、401. 送付先住所番地コード-NC、402. 送付先住所枝番コード-NC、403. 送付先住所小枝番コード-NC、404. 送付先住所枝番3コード-NC、405. 送付先住所番地編集区分-CH、406. 送付先住所-NC、407. 送付先方書-NC、408. 送付先郵便番号-CH、409. 送付先電話番号区分-CH、410. 送付先電話番号-CH、411. 送付先電話番号内線-CH、412. 送付先特宛人宛名番号-CH、413. 口座自治体コード-CH、414. 口座税目コード-CH、415. 口座車両コード-CH、416. 口座口振種別-CH、417. 口座履歴番号-CH、418. 口座納付種別-CH、419. 口座クレジット区分-CH、420. 口座金融機関コード-CH、421. 口座支店コード-CH、422. 口座口座種別-CH、423. 口座番号-CH、424. 口座名義人力ナ氏名-NC、425. 口座名義人漢字氏名-NC、426. 口座本人区分-CH、427. 口座申込日-CH、428. 連絡先自治体コード-CH、429. 連絡先税目コード-CH、430. 連絡先連絡番-CH、431. 連絡先最優先区分-CH、432. 連絡先区分-CH、433. 連絡先電話番号-CH、434. 連絡先電話番号内線-CH、435. 連絡先FAX番号-CH、436. 特記連番-CH、437. 特記重要度区分-CH、438. 特記登録自治体コード-CH、439. 特記登録税目コード-CH、440. 特記情報-NC、441. 所得金額調整控除適用フラグ	391所得金額調整別居区分、392所得金額調整個人番号確認区分、393所得金額調整確認区分、394退職手当有個人番号、395退職手当有宛名番号、396退職手当有入力西暦生年月日、397退職手当有入力力ナ氏名、398退職手当有入力氏名、399退職手当有統柄、400退職手当有合計所得金額、401退職手当有障害区分、402退職手当有調整区分、403退職手当有寡夫区分、404退職手当有個人番号確認区分、405退職手当有確認区分、406番号体系、407統合宛名番号、408基幹系登録区分、409特定個人情報名コード、410データセット識別項目コード、411データセットレコードのキー、412版番号、413親データセットコードのキー、414確定時点、415修正日時、416公開開始日、417公開終了日、418情報提供者部署コード、419情報提供者ユーティD、420総所得金額等、421合計所得金額、422総所得金額、423給与所得額、424給与収入額、425給与専従者収入額、426特定支出の額、427所得金額調整控除額、428雑所得額総合、429公的年金等所得額、430公的年金等収入額、431公年以外総合課税、432事業所得額、433営業等所得額、434農業所得額、435特例肉用牛所得額、436不動産所得額、437利子所得額総合、438配当所得額総合、439譲渡所得額総合、440総合長期譲渡控前、441総合長期譲渡控額、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	—	442総合短期譲渡特控前、443総合短期譲渡特控額、444一時所得額総合、445山林所得額、446退職所得額総合、447譲渡所得額分離、448分離長期譲渡特控前、449分離長期譲渡特控額、450分離長期一般特控前、451分離長期一般特控額、452分離長期特定所得額、453分離長期軽課特控前、454分離長期軽課特控額、455分離短期譲渡特控前、456分離短期譲渡特控額、457分離短期一般特控前、458分離短期一般特控額、459分離短期軽減特控前、460分離短期軽減特控額、571送付先力ナ氏名、572送付先検索力ナ氏名、573送付先力ナ支店名、574送付先漢字氏名、575送付先検索漢字氏名、576送付先漢字支店名、577送付先法人種別コード、578送付先法人種別位置区分、579送付先市内市外区分、580送付先市外住所コード、581送付先住所自治体コード、582送付先住所町名コード、583送付先住所番地コード、584送付先住所枝番コード、585送付先住所小枝番コード、586送付先住所枝番3コード、587送付先住所番地編集区分、588送付先住所、589送付先方書、590送付先郵便番号、591送付先電話番号区分、592送付先電話番号、593送付先電話番号内線、594送付先特宛人宛名番号、595口座自治体コード、596口座税目コード、597口座車両コード、598口座口振種別、599口座履歴番号、600口座納付種別、601口座クレジット区分、602口座金融機関コード、603口座支店コード、604口座口座種別、605口座番号、606口座名義人ナ氏名、607口座名義人漢字氏名、608口座本人区分、609口座申込日、610連絡先自治体コード、611連絡先税目コード、612連絡先連番、613連絡先最優先区分、614連絡先区分、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税賦課業務	—	615連絡先電話番号、616連絡先電話番号内線、617連絡先FAX番号、618特記連番、619特記重要度区分、620特記登録自治体コード、621特記登録税目コード、622特記情報	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 軽自動車税(種別割)賦課業務	1. レコード区分、2. 異動後データ、3. 異動前データ、4. 異動年月日、5. 異動理由コード、6. 運行経路、7. 運行目的、8. 運転免許証番号、9. 課税区分、10. 課税状況コード、11. 課税年度、12. 解除処理支所コード、13. 解除処理年月日、14. 解除年月日、15. 解除理由コード、16. 開始処理支所コード、17. 開始処理年月日、18. 開始年月日、19. 開始理由コード、20. 格納種別、21. 義務者宛名番号、22. 旧標識コード、23. 旧標識記号、24. 旧標識番号、25. 許可開始日、26. 許可終了日、27. 型式、28. 原動機型式、29. 減免額－NM、30. 口座有無フラグ、31. 更新アクセスコード、32. 更新プログラムID、33. 更新時刻、34. 更新職員番号、35. 更新端末ID、36. 更新年月日、37. 使用者宛名番号、38. 使用者氏名、39. 支所コード、40. 自治体コード、41. 自治体識別コード、42. 車種コード、43. 車台番号、44. 車名コード、45. 車両コード、46. 車両履歴番号、47. 取込年月日、48. 受付年月日、49. 受付番号、50. 処理済年月日、51. 処理事由コード、52. 処理時刻、53. 処理年月日、54. 初度検査年月、55. 所有形態コード、56. 所有者宛名番号、57. 所有者氏名、58. 障害者宛名番号、59. 申告書連番、60. 申請者宛名番号、61. 申請者氏名名称、62. 申請者住所、63. 申請者生年月日、64. 申請年月日、65. 税率－NM、66. 前回更新アクセスコード、67. 前回更新プログラムID、68. 前回更新時刻、69. 前回更新職員番号、70. 前回更新端末ID、71. 前回更新年月日、72. 調定年月日、73. 調定年度、74. 通知書作成年月日、75. 通知書番号、76. 通知税額－NM、77. 通知年月日、78. 定格出力－NM、79. 定置場区分、80. 定置場枝番3コード、	1更新年月日、2更新時刻、3更新職員番号、4更新端末ID、5更新アクセスコード、6更新プログラムID、7前回更新年月日、8前回更新時刻、9前回更新職員番号、10前回更新端末ID、11前回更新アクセスコード、12前回更新プログラムID、13排他フラグ、14自治体識別コード、15車両コード、16車両履歴番号、17レコード区分、18標識コード、19標識記号、20標識番号、21車種コード、22義務者宛名番号、23所有者宛名番号、24使用者宛名番号、25車名コード、26車台番号、27型式、28年式、29原動機型式、30排気量、31定格出力、32認定番号、33課税区分、34特例区分、35所有形態コード、36登録理由コード、37登録年月日、38登録処理年月日、39登録処理支所コード、40廃車理由コード、41廃車年月日、42廃車処理年月日、43廃車処理支所コード、44標識収回区分、45保留减免有無フラグ、46自治体コード、47定置場区分、48定置場自治体コード、49定置場町名コード、50定置場番地コード、51定置場枝番コード、52定置場小枝番コード、53定置場枝番3コード、54定置場番地編集区分、55課税年度、56賦課履歴番号、57調定年度、58通知書番号、59課税状況コード、60賦課異動理由コード、61賦課異動年月日、62賦課異動処理年月日、63税率、64减免額、65年税額、66通知税額、67納期限区分、68納期限、69通知年月日、70通知書作成年月日、71口座有無フラグ、72納税組合番号、73調定年月日、74予定決定区分、75保留减免履歴番号、76格納種別、77申請年月日、78開始理由コード、79開始年月日、80開始処理年月日、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 軽自動車税(種別割)賦課業務	81. 定置場枝番コード、82. 定置場自治体コード、83. 定置場小枝番コード、84. 定置場町名コード、85. 定置場番地コード、86. 定置場番地編集区分、87. 登録処理支所コード、88. 登録処理年月日、89. 登録年月日、90. 登録理由コード、91. 特記情報、92. 特例区分、93. 認定番号、94. 年式、95. 年税額－NC、96. 納期限、97. 納期限区分、98. 納税義務者区分、99. 納税組合番号、100. 廃車処理支所コード、101. 廃車処理年月日、102. 廃車年月日、103. 廉車理由コード、104. 排気量－NM、105. 排他フラグ、106. 備考、107. 標識コード、108. 標識回収区分、109. 標識記号、110. 標識番号、111. 賦課異動フラグ－過年1、112. 賦課異動フラグ－過年3、113. 賦課異動フラグ－過年4、115. 賦課異動フラグ－過年5、116. 賦課異動フラグ－過年6、117. 賦課異動フラグ－過年7、118. 賦課異動フラグ－現年、119. 賦課異動処理年月日、120. 賦課異動年月日、121. 賦課異動理由コード、122. 賦課履歴番号、123. 返納状態コード、124. 収納年月日、125. 保留減免解除フラグ、126. 保留減免開始フラグ、127. 保留減免有無フラグ、128. 保留減免履歴番号、129. 予定決定区分、130. 隠時標識番号、131. 個人番号、132. 法人番号、133. 初度検査年月、134. 編集済標準、135. 車齢、136. 宛名世帯番号－CH、137. 宛名住民番号－CH、138. 宛名個人法人区分－CH、139. 宛名個人法人詳細区分－CH、	81開始処理支所コード、82障害者宛名番号、83解除理由コード、84解除年月日、85解除処理年月日、86解除処理支所コード、87特記情報、88取扱年月日、89申告書連番、90異動理由コード、91異動年月日、92納税義務者区分、93所有者氏名、94使用者氏名、95初度検査年月、96旧標識コード、97旧標識記号、98旧標識番号、99処理済年月日、100申告書区分、101処理年月日、102処理時刻、103処理事由コード、104支所コード、105賦課異動フラグ－現年、106賦課異動フラグ－過年、107保留減免開始フラグ、108保留減免解除フラグ、109異動後データ、110異動前データ、111最新義務者宛名番号、112納付状況コード、113有効年月日、114抹消フラグ、115連携年月日、116連携済フラグ、117強制修正フラグ、118軽JNKSデータ区分、119削除年度、120業務種別コード、121履歴番号、122車両番号、123所有者住所町字コード、124所有者住所具体名、125使用者住所町字コード、126使用者住所具体名、127定置場住所町字コード、128定置場住所具体名、129交付年月日、130車名、131型式ID文字、132原動機型式ID文字、133用途、134自家用事業用の別、135車体の形状コード、136車体の形状、137総排気量又は定格出力、138燃料の種類コード、139燃料の種類、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 軽自動車税(種別割)賦課業務	140. 宛名通称名優先区分－CH、141. 宛名力ナ氏名－NC、142. 宛名力ナ通称名－NC、143. 宛名漢字氏名－NC、144. 宛名漢字通称名－NC、145. 宛名生年月日－CH、146. 宛名性別－CH、147. 宛名続柄1－CH、148. 宛名続柄2－CH、149. 宛名続柄3－CH、150. 宛名市内市外区分－CH、152. 宛名市外住所コード－CH、153. 宛名住所自治体コード－CH、154. 宛名住所町名コード－CH、155. 宛名住所番地コード－NC、156. 宛名住所枝番コード－NC、157. 宛名住所小枝番コード－NC、158. 宛名住所番地編集区分－CH、160. 宛名住所－NC、161. 宛名方書－NC、162. 宛名郵便番号－CH、163. 宛名電話番号－CH、164. 関連相手先宛名番号－CH、165. 関連最新宛名番号－CH、166. 関連事由コード－CH、167. 送付先区分－CH、168. 送付先個人法人区分－CH、169. 送付先力ナ氏名－NC、170. 送付先検索力ナ氏名－NC、171. 送付先力ナ支店名－NC、172. 送付先漢字氏名－NC、173. 送付先検索漢字氏名－NC、174. 送付先漢字支店名－NC、175. 送付先法人種別コード－CH、176. 送付先法人種別位置区分－CH、177. 送付先市内市外区分－CH、178. 送付先市外住所コード－CH、179. 送付先住所自治体コード－CH、180. 送付先住所町名コード－CH、181. 送付先住所番地コード－NC、182. 送付先住所枝番コード－NC、183. 送付先住所小枝番コード－NC、184. 送付先住所枝番3コード－NC、185. 送付先住所番地編集区分－CH、186. 送付先住所－NC、187. 送付先方書－NC、188. 送付先郵便番号－CH、189. 送付先電話番号区分－CH、190. 送付先電話番号－CH、	140型式指定番号、141類別区分番号、142定員、143積載量、144車両重量、145車両総重量、146長さ、147幅、148高さ、149前軸重、150後軸重、151有効期間の満了する日、152抹消状態表示文字、153届出年月日、154排出ガス適合コード、155その他検査事項等コード、156H27燃費達成情報コード、157H32燃費達成情報コード、158WLTCモードH27基準、159WLTCモードH32基準、160重課判定情報、161軽課判定情報、162更新前車両番号、163更新前標識コード、164更新前標識記号、165更新前標識番号、166更新前車台番号、167更新前所有者氏名、168更新前所有者住所具体名、169更新前所有者住所具体名、170更新前使用者氏名、171更新前使用者住所町字コード、172更新前使用者住所具体名、173更新前定置場住所町字コード、174更新前定置場住所具体名、175更新前交付年月日、176更新前初度検査年月、177更新前車名コード、178更新前車名、179更新前型式、180更新前型式ID文字、181更新前原動機型式、182更新前原動機型式ID文字、183更新前用途、184更新前自家用事業用の別、185更新前車体の形状コード、186更新前車体の形状、187更新前総排気量又は定格出力、188更新前燃料の種類コード、189更新前燃料の種類、190更新前型式指定番号、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 軽自動車税(種別割)賦課業務	191. 交付先電話番号内線－CH、192. 交付先宛人宛名番号－CH、193. 口座自治体コード－CH、194. 口座税目コード－CH、195. 口座車両コード－CH、196. 口座口振種別－CH、197. 口座履歴番号－CH、198. 口座納付種別－CH、199. 口座クレジット区分－CH、200. 口座金融機関コード－CH、201. 口座支店コード－CH、202. 口座口座種別－CH、203. 口座番号－CH、204. 口座名義人ナカニ氏名－NC、205. 口座名義人漢字氏名－NC、206. 口座本人区分－CH、207. ポート申込日－CH、208. 連絡先自治体コード－CH、209. 連絡先税目コード－CH、210. 連絡先連番－CH、211. 連絡先最優先区分－CH、212. 連絡先区分－CH、213. 連絡先電話番号－CH、214. 連絡先電話番号内線－CH、215. 連絡先FAX番号－CH、216. 特記連番－CH、217. 特記重要度区分－CH、218. 特記登録自治体コード－CH、219. 特記登録税目コード－CH、220. 特記情報－NC、221. 業務種別コード－222. 車両番号－NC、223. 所有者住所町字コード、224. 所有者住所具体名、225. 使用者住所町字コード、226. 使用者住所具体名、227. 定置場住所町字コード、228. 定置場住所具体名、229. 交付年月日、230. 車名、231. 型式ID文字、232. 原動機型式ID文字、233. 用途、234. 自家用事業用の別、235. 車体の形状コード、236. 車体の形状、237. 総排気量又は定格出力、238. 燃料の種類コード、239. 燃料の種類、240. 型式指定番号、241. 類別区分番号、242. 定員1、243. 定員2、244. 積載量1、245. 積載量2、246. 車両重量、247. 車両総重量1、248. 車両総重量2、249. 長さ、250. 幅、251. 高さ、252. 前輪重、253. 後輪重、254. 有効期間の満了する日、255. 抹消状態表示文字。	191更新前類別区分番号、192更新前定員、193更新前積載量、194更新前車両重量、195更新前車両総重量、196更新前長さ、197更新前幅、198更新前高さ、199更新前前輪重、200更新前後輪重、201更新前有効期間の満了する日、202更新前抹消状態表示文字、203更新前届出年月日、204更新前排出ガス適合コード、205更新前その他検査事項等コード、206更新前H2燃費達成情報コード、208更新前WLTCモードH27基準、209更新前WLTCモードH32基準、210更新前重課判定情報、211更新前軽課判定情報、212所有者氏名変更の有無、213使用者氏名変更の有無、214所有者住所変更の有無、215使用者住所変更の有無、216使用的本拠の位置変更の有無、217セントラルコード更新年付、218対象情報の作成日、219宛名世帯番号、220宛名住民番号、221宛名個人法人区分、222宛名個人法人詳細区分、223宛名通称名優先区分、224宛名ナカニ氏名、225宛名ナカニ通称名、226宛名漢字氏名、227宛名漢字通称名、228宛名誕生日月日、229宛名性別、230宛名続柄1、231宛名続柄2、232宛名続柄3、233宛名続柄4、234宛名市内市外区分、235宛名市外住所コード、236宛名住所自治体コード、237宛名住所町名コード、238宛名住所番地コード、239宛名住所枝番コード、240宛名住所小枝番コード、241宛名住所枝番3コード、242宛名住所番地編集区分、243宛名住所、244宛名方書、245宛名郵便番号、246宛名電話番号、247関連相手先宛名番号、248関連最新宛名番号、249関連事由コード、250送付先区分、251送付先個人法人区分、252送付先ナカニ氏名、253送付先検索ナカニ氏名、254送付先カナ支店名、255送付先漢字氏名、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 軽自動車税(種別割)賦課業務	256. 届出年月日、257. 排出ガス適合コード、258. その他検査事項等コード1、259. その他検査事項等コード2、260. その他検査事項等コード3、261. その他検査事項等コード4、262. その他検査事項等コード5、263. H27燃費達成情報コード、264. H32燃費達成情報コード、265. WLTCモードH27基準－C H、266. WLTCモードH32基準－CH、267. 重課判定情報、268. 軽課判定情報、269. 予備1、270. 更新前車両番号－NC、271. 更新前標識コード、272. 更新前標識記号、273. 更新前標識番号、274. 更新前車台番号、275. 更新前所有者氏名、276. 更新前所有者住所町字コード、277. 更新前所有者住所具体名、278. 更新前使用者氏名、279. 更新前使用者住所町字コード、280. 更新前使用者住所具体名、281. 更新前定置場住所町字コード、282. 更新前定置場住所具体名、283. 更新前交付年月日、284. 更新前初度検査年月、285. 更新前車名コード、286. 更新前車名、287. 更新前型式、288. 更新前型式ID文字、289. 更新前原動機型式、290. 更新前原動機型式ID文字、291. 更新前用途、292. 更新前自家用事業用の別、293. 更新前車体の形状コード、294. 更新前車体の形状、295. 更新前総排気量又は定格出力、296. 更新前燃料の種類コード、297. 更新前燃料の種類、298. 更新前型式指定番号、299. 更新前類別区分番号、300. 更新前定員1、301. 更新前定員2、302. 更新前積載量1、303. 更新前積載量2、304. 更新前車両重量、305. 更新前車両総重量1、306. 更新前車両総重量2、307. 更新前長さ、308. 更新前幅、309. 更新前高さ、310. 更新前前輪重、	256送付先検索漢字氏名、257送付先漢字支店名、258送付先法人種別コード、259送付先法人種別位置区分、260送付先市内市外区分、261送付先市外住所コード、262送付先住所自治体コード、263送付先住所町名コード、264送付先住所番地コード、265送付先住所枝番コード、266送付先住所小枝番コード、267送付先住所枝番3コード、268送付先住所番地編集区分、269送付先住所、270送付先方書、271送付先郵便番号、272送付先電話番号区分、273送付先電話番号、274送付先電話番号内線、275送付先特宛人宛名番号、276口座自治体コード、277口座税目コード、278口座車両コード、279口座口振種別、280口座履歴番号、281口座納付種別、282口座クレジット区分、283口座金融機関コード、284口座支店コード、285口座口座種別、286口座番号、287口座名義人ナカニ氏名、288口座名義人漢字氏名、289口座本人区分、290口座申込日、291連絡先自治体コード、292連絡先税目コード、293連絡先連番、294連絡先最優先区分、295連絡先区分、296連絡先電話番号、297連絡先電話番号内線、298連絡先FA X番号、299特記連番、300特記重要度区分、301特記登録自治体コード、302特記登録税目コード、303特記情報	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者名の修正のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	株式会社日立システムズ	株式会社オーネー	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者名の修正のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添1)事務の内容 収納業務 図	クレジットカード(WEBサイト)	削除	事後	市独自のクレジットカード納付を廃止したため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添1)事務の内容 収納業務 図	ペイジー口座振替受付サービス	ペイジー口座振替受付サービス・Web口座振替 振替受付サービス	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添1)事務の内容 収納業務 図	④公金取扱口座情報	④公金受取口座情報	事後	文言修正のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	(別添1)事務の内容 収納業務 備考	②金融機関、スマホ決済、クレジットカード納付、コンビニエンスストア入金などの消込処理を行う。(地方税共通納税システムは、eLTAXによる申告時に納税)	②金融機関入金、スマホ決済、コンビニエンスストア入金、地方税共通納税システムによる入金などの消込処理を行う。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	別紙 事務において使用するシステム V. 収納業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	なし	(追加) Web口座振替受付サービス利用システム	事後	システムの追加に伴うものが、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社オーエーシー	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社オーエーシー	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 関越支社	富士通Japan株式会社	事後	委託先業者の社名変更のため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生無し	発生有り	事後	評価実施機関において個人情報に関する重大事故が発生したことによる変更。
令和6年9月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	—	別紙のとおり	事後	評価実施機関において個人情報に関する重大事故が発生したことによる変更。
令和6年9月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	—	別紙のとおり	事後	評価実施機関において個人情報に関する重大事故が発生したことによる変更。
令和6年9月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	さいたま市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法令改正等により重要な変更に該当しない。
令和6年9月4日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	電話番号:048-829-1160	電話番号:048-829-1158	事後	組織改正に伴う担当係の変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報連携主務省令」という。)の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,14,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,147,151,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173)の項) 2 情報連携主務省令の表第一欄(が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	I. 個人住民税特定個人情報ファイル 1 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報連携主務省令」という。)の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55-57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,16,16,17,17,171,172,173)の項) 2 情報連携主務省令の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	II. 軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル 情報連携主務省令の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	III. 固定資産税及び都市計画税特定個人情報ファイル 情報連携主務省令の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	別紙 事務の内容 II. 軽自動車税(種別割)賦課業務【業務全体概要】 1 申告書受付事務	(1)原動機付自転車・小型特殊自動車 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書や軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書を受け付け、軽自動車税システムに入力するとともに、標識及び標識交付証明書の交付又は返納された標識を受領する。また、他市町村を転出時に未廃車の車両についての登録を行う際は、課税物件異動通知書を出し、申告者に交付するとともに、旧定置場の市町村に通知する。同様に、他市町村から課税物件異動通知書等を受領した場合は、軽自動車税システムにて廃車処理を行う。 (2)軽自動車・二輪の小型自動車 一般社団法人全国軽自動車協会連合会経由で軽自動車税(種別割)申告書(報告書)を受け付け、地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システムで提供される車両の検査情報と合わせて、軽自動車税システムに入力する。	(1)原動機付自転車・小型特殊自動車 軽自動車税(種別割)告(報告)書兼標識交付申請書や軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書を受け付け、軽自動車税システムに入力するとともに、標識及び標識交付証明書の交付又は返納された標識を受領する。また、他市町村を転出時に未廃車の車両についての登録を行う際は、課税物件異動通知書を出し又は電子的な廃車情報の提供により旧定置場の市町村に通知する。同様に、他市町村から課税物件異動通知書又は電子的な廃車情報の提供等を受領した場合は、軽自動車税システムにて廃車処理を行う。 (2)軽自動車・二輪の小型自動車 一般社団法人全国軽自動車協会連合会又は軽自動車検査協会経由で軽自動車税(種別割)申告書(報告書)を受け付け、地方公共団体情報システム機構及び(一財)自動車検査登録情報協会より提供される車両の検査情報と合わせて、軽自動車税システムに入力する。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	別紙 事務の内容 II. 軽自動車税(種別割)賦課業務【業務全体概要】 3 その他事務	—	(5)車両ごとの納付情報の登録 軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付状況を、軽自動車検査協会等がオンラインで確認できる「軽JNKS」に登録する。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1～11 [略]	システム1～11 [略] システム12 個人住民税電子申告システム(eLTAX) システム13 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能) システム14 申請管理システム	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	別紙 事務において使用するシステム I. 個人住民税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	1 申請受付機能(市民向け) 市民税・県民税申告書の申請をインターネットを経由して電子的に受け付ける。 2 申請状態確認機能(市民向け) 申請の処理状況を確認する。 3 申請確認機能(行政向け) 申請の確認を行う。 4 申請通知機能(行政向け) 申請の受理や記載不備の訂正指示の通知等を行う。	1 申請受付機能(市民向け) 市民税・県民税申告書等の申請をインターネットを経由して電子的に受け付ける。 2 申請状態確認機能(市民向け) 申告書の処理状況を確認する。 3 申請確認機能(行政向け) 届出の確認を行う。 4 申請通知機能(行政向け) 届出の受理や記載不備の訂正指示の通知等を行う。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	別紙 事務において使用するシステム II. 軽自動車税(種別割)賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1～7 [略]	システム1～7 [略] システム8 埼玉県市町村電子申請サービス システム9 軽自動車保有関係手続のワンストップサービス(軽OSS) システム10 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS) システム11 地方税外部連携システム	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[O] その他(家屋評価システム、固定資産評価システム(土地)、審査システム(eLTAX))	[O] その他(家屋評価システム、固定資産評価システム(土地)、審査システム(eLTAX)、登記データ連携システム)	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[] その他()	[O] その他(登記データ連携システム)	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	別紙 事務において使用するシステム Ⅲ. 固定資産税及び都市計画税賦課業務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	(追加) ①登記データ連携システム ②最新の登記データの把握と履歴検索を可能とし、税務システムと連携することで課税台帳の異動更新処理を半自動化する。 ③[O]税務システム[O]その他(家屋評価システム)	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (個人住民税賦課業務) 図		別添の図を参照 変更点: ①個人住民税電子申告システム(eLTAX)を経由した電子申請の矢印を追加	事前	
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (個人住民税賦課業務) (備考)	①課税資料(確定申告書、給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書)を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。埼玉県市町村電子申請サービスで提出された申告書は紙に印刷して受理する。課税資料を取り込むにあたり、データバンク委託業者にて電子ファイル化(バッチ作業)を行い、この電子ファイルには個人番号が含まれる。	①課税資料(確定申告書、給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書)等を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。埼玉県市町村電子申請サービス及び個人住民税電子申告システム(eLTAX)で提出された申告書等は紙に印刷して受理する。課税資料を取り込むにあたり、データバンク委託業者にて電子ファイル化(バッチ作業)を行い、この電子ファイルには個人番号が含まれる。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 図 (軽自動車税(種別割)賦課業務)	—	別添の図を参照 変更点: ・埼玉県市町村電子申請サービス、軽自動車OSS、軽JNKSのシステム及び(一財)自動車検査登録情報協会を図に追加 ・矢印①の記載を変更、提出方法に電子を追加 ・矢印⑧の記載を変更、提出方法に電子を追加 ・矢印⑨の記載を変更、提出方法に電子を追加 ・⑩の矢印を追加	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (軽自動車税(種別割)賦課業務) 図		別添の図を参照 変更点: ・矢印④の記載を変更、提出方法に電子を追加	事前	
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (軽自動車税(種別割)賦課業務) (備考)	① 所有者(又は販売店)から軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等を受け付ける。また、一般社団法人全国軽自動車協会連合会又は軽自動車検査協会を経由し、軽自動車税(種別割)告書(報告書)を受け付ける。これらには個人番号は含まれない。受け付けした申告書は、イメージ管理システムに取り込むことで、軽自動車税システムからイメージ照会が可能となる。所有者には、標識交付証明(返納)書を交付するが、これらには個人番号は記載しない。	① 所有者(又は販売店)から軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等を受け付ける。また、一般社団法人全国軽自動車協会連合会又は軽自動車検査協会を経由し、軽自動車税(種別割)告書(報告書)を受け付ける。埼玉県市町村電子申請サービスで提出された申告(報告)書等は、紙に印刷して受理する。これらには個人番号は含まれない。受け付けした申告書は、イメージ管理システムに取り込むことで、軽自動車税システムからイメージ照会が可能となる。所有者には、標識交付証明(返納)書を交付するが、これらには個人番号は記載しない。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (軽自動車税(種別割)賦課業務) (備考)	②地方公共団体情報システム機構から初度検査年月を含む検査情報を受け取る。これには個人番号は含まれない。	②地方公共団体情報システム機構及び(一財)自動車検査登録情報協会から初度検査年月を含む検査情報を受け取る。これには個人番号は含まれない。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (軽自動車税(種別割)賦課業務) (備考)	④ 減免、非課税等の申請において、個人番号を記載した申請書を受け付ける。また、減免該当者へ減免決定通知書を、非該当者には減免申請棄却(却下)通知書を送付するが、これらには個人番号は記載しない。	④ 減免、非課税等の申請において、個人番号を記載した申請書を紙又は埼玉県市町村電子申請サービスを介して電子で受け付ける。また、減免該当者へ減免決定通知書を、非該当者には減免申請棄却(却下)通知書を送付するが、これらには個人番号は記載しない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (軽自動車税(種別割)賦課業務) (備考)	⑧納稅義務者及び他市町村向けに送付する課税物件異動通知には個人番号は記載しない。	⑧他市町村向けに送付する課税物件異動通知及び地方税外部連携システムを介した廃車情報の提供には個人番号は記載しない。	事前	
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (軽自動車税(種別割)賦課業務) (備考)	—	⑯軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会等がオンラインで確認できる「軽JNKS」に登録する。これらには個人番号は含まれない。	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添1)事務の内容 (固定資産税・都市計画税賦課業務)図	—	登記データ連携システム導入における処理流れを追記	事後	軽微な修正のため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンター → LGWAN → 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、埼玉県市町村電子申請サービス、マイナポータル → 个人住民税電子申告システム(eLTAX) → 申請管理システム)	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンター → LGWAN → 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、埼玉県市町村電子申請サービス、マイナポータル → 个人住民税電子申告システム(eLTAX) → 申請管理システム)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4 特定個人情報の取扱いの委託 委託の有無	[委託する] (15)件	[委託する] (16)件	事前	
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4 特定個人情報の取扱いの委託	委託事項1～15 [略]	委託事項1～15 [略] 委託事項16	事前	
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	東洋印刷株式会社 埼玉営業所	東洋印刷株式会社 東日本営業本部	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	東洋印刷株式会社 埼玉営業所	東洋印刷株式会社 東日本営業本部	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 4 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項12 ⑥委託先名	東洋印刷株式会社 埼玉営業所	東洋印刷株式会社 東日本営業本部	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(65件) [○] 移転を行っている(13件) [] 行っていない	[○] 提供を行っている(6件) [○] 移転を行っている(13件) [] 行っていない	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(eLTAX システム)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	移転先1～12 [略]	移転先1～12 [略] 移転先13	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1~2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1~2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービスが保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (2)特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人) 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。 3 【略】	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 (3)中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 3 【略】	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、埼玉県市町村電子申請サービス)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	1 本人又は本人の代理人、行政機関、民間事業者からの入手 さいたま市市税条例第96条第2項第1号、第97条第2項第1号及び地方税法施行規則附則第25条第1項第1号口において明示されている。 2~3 【略】	1 本人又は本人の代理人、行政機関、民間事業者からの入手 (1)さいたま市市税条例第96条第2項第1号、第97条第2項第1号及び地方税法施行規則附則第25条第1項第1号口において明示されている。 (2)納税者等の利便性向上のために書面だけでなく、インターネットによる提出も認めている。 2~3 【略】	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 4 特定個人情報の取扱いの委託	委託事項1~6 【略】	委託事項1~6 【略】 委託事項7	事前	
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1~2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1~2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービスが保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (2)特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。 3 【略】	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 (3)中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 3 【略】	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行ったため、重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1~2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1~2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理制度が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (2)特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記述内容の修正のため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 (3)中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記述内容の修正のため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納整理) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社パックスグループ	株式会社アイ・シー・アール	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 滞納整理業務	—	958. 担当コード1、959. 担当コード2、960. 担当コード3、961. 当初一氏名、962. 当初一カナ、963. 当初一市内市外区分、964. 当初一市外住所コード、965. 当初一住所自治体コード、966. 当初一住所町名コード、967. 当初一住所番地コード、968. 当初一住所枝番コード、969. 当初一住所小枝番コード、970. 当初一住所枝番3コード、971. 当初一住所番地編集区分、972. 当初一住所、973. 当初一方書、974. 給与所得、975. 生命保険料控除有無、976. 生命保険料控除額、977. 事業所指定番号、978. 現年市税一固定、979. 現年市税一固定償、980. 現年市税一市県替、981. 現年市税一市県年、982. 現年市税一市県特、983. 現年市税一市県退、984. 現年市税一軽自、985. 現年市税一法人、986. 現年市税一事業所、987. 現年市税一たばこ、988. 現年市税一特土地、989. 現年市税一人湯、990. 現年市税一鉛産、991. 現年市税一国料、992. 現年市税一国税、993. 現年市税一国料年、994. 現年市税一国税年、995. 現年市税一介護保険料、996. 現年市税一その他、997. 現年市税一本税額、998. 現年市税一延滞金額、999. 現年市税一合計額、1000. 延滞市税一固定	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 滞納整理業務	—	1001. 滞縫市税－固定償、1002. 滞縫市税－市県普、1003. 滞縫市税－市県年、1004. 滞縫市税－市県特、1005. 滞縫市税－市県退、1006. 滞縫市税－軽自、1007. 滞縫市税－法人、1008. 滞縫市税－事業所、1009. 滞縫市税－たばこ、1010. 滞縫市税－特土地、1011. 滞縫市税－入湯、1012. 滞縫市税－鉛産、1013. 滞縫市税－国料、1014. 滞縫市税－国税、1015. 滞縫市税－国料年、1016. 滞縫市税－国税年、1017. 滞縫市税－介護保険料、1018. 滞縫市税－その他、1019. 滞縫市税－本税額、1020. 滞縫市税－延滞金額、1021. 滞縫市税－合計額、1022. 市税－合計額、1023. 発送予定ID、1024. 調査種別ID、1025. 発送予定名、1026. 権利者グループID、1027. 発送担当者ID、1028. 発送予定期、1029. 回答期限、1030. 依頼入力期限、1031. オンライン最大調査件数、1032. オンライン登録件数、1033. パッチ最大調査件数、1034. パッチ登録件数、1035. 文書記号、1036. 文書番号、1037. 文書発行日、1038. 発送日、1039. 調査対象者ID、1040. 登録担当者ID、1041. 権利者ID、1042. 個人法人区分、1043. 滞納者－宛名番号、1044. 滞納者－郵便番号、1045. 滞納者－住所、1046. 滞納者－方書、1047. 滞納者－筆頭者、1048. 滞納者－フリガナ、1049. 滞納者－氏名、1050. 滞納者－生年月日、1051. 滞納者－性別、1052. 滞納者－国籍、1053. 滞納者－物件種別、1054. 滞納者－番号、1055. 滞納者－旧郵便番号、1056. 滞納者－旧住所、1057. 滞納者－旧方書、1058. 依頼先－郵便番号、1059. 依頼先－住所、1060. 依頼先－方書、1061. 依頼先－名称、1062. 戸籍－請求書類、	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 滞納整理業務	—	1063. 戸籍－請求理由、1064. 特記情報、1065. 発送履歴連番、1066. 特記コード、1067. 特記事項、1068. 最終更新年月日、1069. 最終更新職員番号	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 収納業務	—	781. 共通納税－地方公共団体コード、782. 共通納税－納税者ID、783. 共通納税－収納団体番号、784. 共通納税－納付番号、785. 共通納税－納付区分、786. 共通納税－確認番号、787. 共通納税－履歴番号、788. 共通納税状態区分、789. 調定特定区分、790. 暫定調定作成フラグ、791. 管理ファイル取込日、792. 納付ファイル取込日、793. 入金ファイル取込日、794. 共通納税－申告区分、795. 共通納税－税目区分、796. 共通納税－期別－自、797. 共通納税－期別－至、798. 共通納税－申告受付番号、799. 共通納税－申告受付日、800. 共通納税－利用者ID、801. 共通納税－納付者名フリガナ、802. 共通納税－納付者名、803. 共通納税－一本税等合計額、804. 共通納税－延滞金合計額、805. 共通納税－支払可能期限、806. 共通納税－特定キー－1、807. 共通納税－特定キー－2、808. 共通納税－特定キー－予備、809. 共通納税－納期限、810. 共通納税－延滞金計算開始年月日、811. 共通納税－入金年月日、812. 共通納税－納付年月日、813. 取込処理日、814. エラーフラグ、815. 収納団体コード、816. 税目－料金番号、817. 申告区分－課税期間、818. パスワード、819. システム利用領域04、820. システム利用領域05、821. システム利用領域06、822. システム利用領域07、823. システム利用領域08、824. システム利用領域09、825. システム利用領域10、826. システム利用領域11、827. レスポンスコード、828. システム利用領域12、829. システム利用領域13、830. 納付金区分	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 収納業務	—	831. 氏名カナ、832. 氏名漢字、833. 今回請求金額合計、834. 請求本体金額、835. 請求固定延滞金額、836. 延滞金隨時計算フラグ、837. 納付情報変更年月日、838. 延滞金計算開始年月日、839. 延滞金表示区分、840. 請求消費税、841. 消費税表示区分、842. 納付内容カナ、843. 納付内容漢字、844. 手数料負担区分、845. 地公体任意情報、846. 納付方式、847. 拡張予備領域01、848. システム利用領域14、849. 今回支払金額合計累積、850. 今回支払金額合計、851. 支払納付額、852. 支払延滞金額、853. 支払消費税、854. 領収区分、855. 支払方法、856. チャネル区分、857. 入力区分、858. 印紙税額、859. 他店券金額、860. システム利用領域15、861. 入金年月日、862. 納付年月日、863. MPN処理年月日、864. MPN処理時刻、865. MPN処理通番、866. 仕向センターコード、867. 仕向処理年月日、868. 仕向処理時刻、869. 仕向処理通番、870. システム利用領域16、871. 決算単位年月日、872. MPN通信サーバ登録年月日、873. 拡張予備領域02、874. システム予備、875. 登録区分、876. 納税者ID、877. 納付可否区分、878. 納付書情報登録依頼連番	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1~6 【略】 7 その他(窓口応対、電話応対等)個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	1~6 【略】 7 埼玉県市町村電子申請サービスからの入手時 マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 8 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)からの入手時 マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 9 その他(窓口応対、電話応対等) 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1~7 【略】 8 その他の入手時(窓口応対、電話応対等) (1)地方税賦課徴収に関する事務に関係のない情報を入手する事がないよう、職員に対する教育を徹底する。 (2)窓口等における申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。	1~7 【略】 8 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)からの入手時 住民がマイナポータル申請管理の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 9 その他の入手時(窓口応対、電話応対等) (1)地方税賦課徴収に関する事務に関係のない情報を入手する事がないよう、職員に対する教育を徹底する。 (2)窓口等における申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1~7 【略】 8 その他の入手時(窓口応対、電話応対等) 地方税賦課徴収に関する事務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。	1~7 【略】 8 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)からの入手時 (1)住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 (2)マイナポータル申請管理の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいかが理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 9 その他の入手時(窓口応対、電話応対等) 地方税賦課徴収に関する事務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	1~4 【略】	1~4 【略】 5 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用する場合 住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	1~5 【略】	1~5 【略】 6 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用する場合 マイナポータルからの申請については、住民が個人番号付電子申請データを送信するため、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領したさいたま市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、個人番号の真正性を確認する。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1~2 【略】	1~2 【略】 3 市民がオンライン申請を行う際に、個人番号を入力する時には、チェックデジット等の機能の活用又は個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことなどにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	1～3 【略】	1～3 【略】 4. オンライン申請による入手分に対する措置 (1) サービス検索・電子申請機能といたしまとの間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理办法	1～3 【略】	1～3 【略】 4. 申請データの読み込みを行う申請管理システムについては、利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。また、なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理办法	1～2 【略】	1～2 【略】 3. 定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理办法	1～2 【略】	1～2 【略】 3. アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 4. 定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	1～5 【略】	1～5 【略】 6. 申請データの読み込みを行う申請管理システムについては、利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てることで、アクセスできる職員を限定する。 7. 外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に情報管理者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された媒体のみを使用する。 8. 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	1～3 【略】	1～3 【略】 4. 申請管理システム (1) 申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 (2) アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請データについて、基幹系端末への保存ができるようシステム的に制御する。 (3) 外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に情報管理者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された媒体のみを使用する。 (4) 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	
令和7年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	1～2 【略】 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用する。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。 (3) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等併せてあり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。	1～2 【略】 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用する。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。 (3) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6:不適切な方法で提供されるリスクに対する措置の内容	1~2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用する。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。 (3)中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。	1~2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用する。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。 (3)中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンタに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンタ内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを市町村毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を本市のみが行うこと、中間サーバ・プラットフォーム及びクラウドサービスの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (5)物理的対策 具体的な対策の内容	1. さいたま市における措置 ・サーバ室と、データプログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が無断で立ち入らないよう、入室制限を行っている。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が作業する際、執務場所内にいる間は職員が立ち会い、作業内容を確認している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体は、業務終了後に施錠した保管場所に保管する。 2 【略】	1. さいたま市における措置 ・サーバ室と、データプログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が無断で立ち入らないよう、入室制限を行っている。 ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が作業する際、執務場所内にいる間は職員が立ち会い、作業内容を確認している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体は、業務終了後に施錠した保管場所に保管する。 2 【略】	事前	
令和7年9月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (5)物理的対策 具体的な対策の内容	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンタに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンタ内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと住民記録システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体毎に通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを市町村毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を本市のみが行うこと、中間サーバ・プラットフォーム及びクラウドサービスの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスバーチンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 3 【略】	1 【略】 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスバーチンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5) 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、以降するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 3 【略】	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	1～4 【略】	1～4 【略】 5 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	
令和7年9月30日	IV その他のリスク対策 1 監査 ②監査	1～2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	1～2 【略】 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 (2) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。
令和7年9月30日	IV その他のリスク対策 3 その他のリスク対策	1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行うため、重要な変更に該当しない。
	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	④個人情報ファイル簿の公表 【行っていない】	④個人情報ファイル簿の公表 【行っている】 個人情報ファイル名：軽自動車税(種別割)賦課ファイル、個人営業届申請ファイル(大宮区)、個人営業届申請ファイル(見沼区)、個人営業届申請ファイル(中央区)、個人営業届申請ファイル(浦和区)、個人営業届申請ファイル(南区)、個人営業届申請ファイル(緑区)、個人営業届申請ファイル(岩槻区)、個人市・県民税賦課ファイル、電子情報処理組織を利用する方法により行う所得・課税(非課税)証明書・納税証明書交付申請者ファイル、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)管理情報、固定資産税(償却資産)管理情報、市税収納事務ファイル、滞納整理ファイル 公表場所：当市のWebサイト (https://www.city.saitama.lg.jp/006/008/001/04/p096984.html)	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。